

長野市歴史的風致維持向上計画

(第2期)

長野市

目次

序章 はじめに

1 ◆ 計画策定の背景と目的	4
2 ◆ 計画期間	5
3 ◆ 計画の策定体制	5
4 ◆ 計画策定（変更）の経緯	7

第1章 長野市の歴史的風致形成の背景

1 ◆ 自然的、地理的環境	9
2 ◆ 社会的環境	16
3 ◆ 歴史的環境	26
4 ◆ 文化財等の分布状況	49

第2章 長野市の維持及び向上すべき歴史的風致

1 ◆ 歴史的風致に関する概要、分布状況	69
2 ◆ 歴史的風致の内容	71
(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致	71
(2) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致	84
(3) 戸隠信仰にみる歴史的風致	106
(4) 戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致	132
(5) 城下町松代と松代道にみる歴史的風致	145
(6) 大室古墳群にみる歴史的風致	171
(7) 鬼無里の伝統的祭礼に見る歴史的風致	182

第3章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	201
2 ◆ 既存計画（上位、関連計画）との関連	205
3 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	223
4 ◆ 歴史的風致維持向上計画の推進体制	225

第4章 重点区域の位置及び区域

- 1 ◆ 重点区域の位置及び区域 …………… 226
- 2 ◆ 重点区域の指定の効果 …………… 243
- 3 ◆ 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携 … 243

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

- 1 ◆ 長野市全体に関する事項 …………… 277
- 2 ◆ 重点区域に関する事項 …………… 285

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項

- 1 ◆ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針 … 290
- 2 ◆ 事業…………… 295

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

- 1 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定の方針 …………… 323
- 2 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定基準 …………… 323
- 3 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補 …………… 324
- 4 ◆ 歴史的風致形成建造物指定一覧 …………… 324

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

- 1 ◆ 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方…………… 326
- 2 ◆ 個別の事項 …………… 326
- 3 ◆ 届出が不要の行為 …………… 328

参考資料

- 長野市文化財一覧（国、県、市指定等文化財）…………… 329

序章

はじめに

1 ❖ 計画策定の背景と目的

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、「歴史まちづくり法」という。)は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成されてきた良好な市街地環境(以下、「歴史的風致」という。)を向上することを目的に平成20年(2008)5月に制定された。

本市では、歴史まちづくり法に基づき長野市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成25年(2013)4月に国の認定を受けた。以降、11年にわたり伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。

この間、道路美装化や電線電柱類地中化、歴史的建造物や伝統的な祭礼で使われる屋台の補修、文化財の保存整備などを進めてきた。また、戸隠地区の中社区、宝光社区の一部は、戸隠信仰の宿坊群と門前町としての町並みが、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。さらに、日々の暮らしに根差し周囲の環境と一体になった特色ある景観、地域の歴史や文化、伝統を見つめ直し、これらを守り伝えようとする意識が住民の中に定着し、ガイド活動、まち歩き、茅場整備、パンフレット発行、講座開催など住民主体の活動が積極的に行われてきた。

現在、少子高齢化の進展や世代交代などにより、伝統的な祭礼の担い手不足や歴史的建造物の滅失が進み、これまで継承されてきた歴史的風致の維持が、困難になりつつある。多くの方に本市の歴史的風致を知ってもらい、訪れてもらうことで、住民の地域への自信と誇り、愛着が増し、また、地域全体が輝き、伝統的な祭礼や街なみの継承につながることを期待される。

さらに、歴史まちづくりは、持続可能な開発目標(SDGs)のゴールのひとつである持続可能な都市の実現にも貢献する。

引き続き、暮らしに息づき、受け継がれてきた地域固有の歴史や文化、伝統、また、風情あるまちなみを生かし、歴史まちづくりを進めていくため、作成を進めている長野市文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、本市の歴史的風致の維持と一層の向上を目指して長野市歴史的風致維持向上計画(第2期)を策定する。

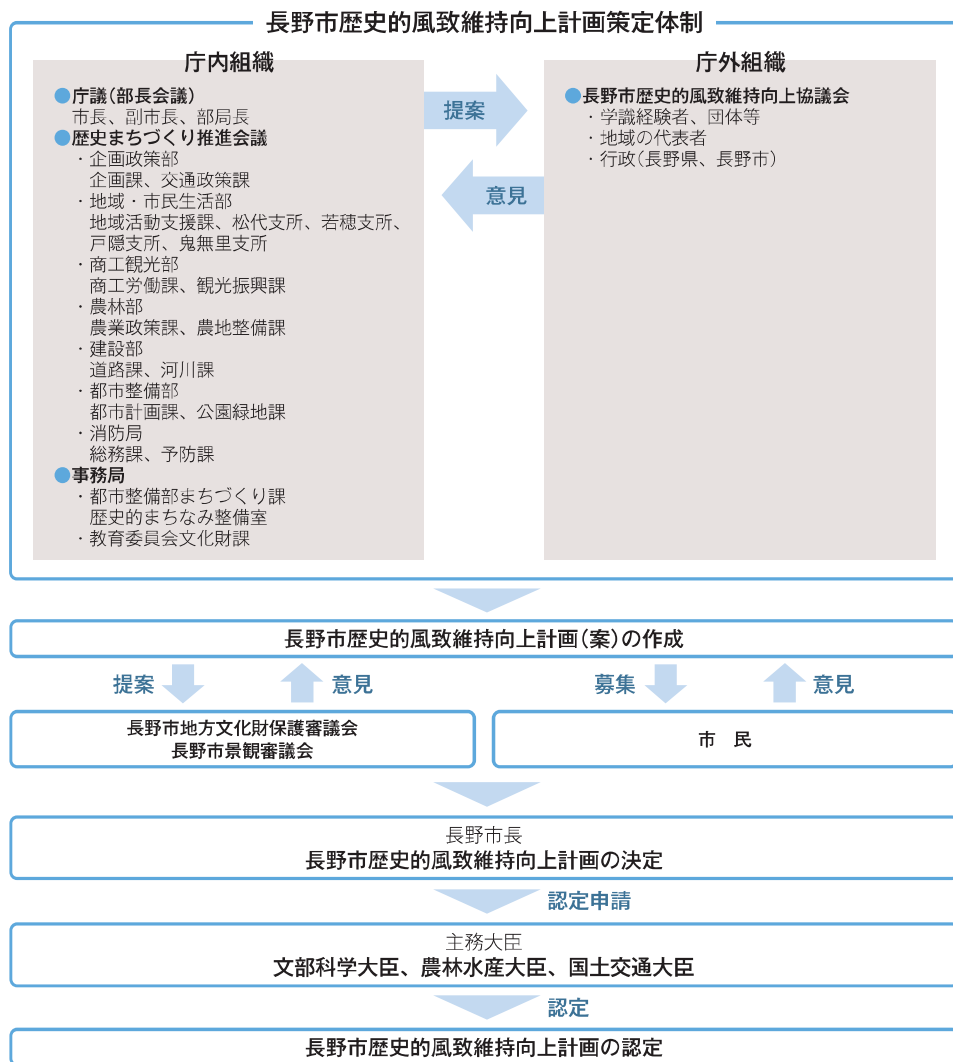
2 ❖ 計画期間

令和6年(2024)度から令和13年(2031)度まで

3 ❖ 計画の策定体制

(1) 策定体制

事務局であるまちづくり課、文化財課が中心となり、第1期計画の評価を踏まえ、庁内組織及び法定協議会の長野市歴史的風致維持向上協議会のほか関係する附属機関への意見聴取、パブリックコメントによる市民意見の募集を経て、本計画を策定した。本計画の策定体制は、以下のとおりである。



(2) 法定協議会

歴史まちづくり法第11条第2項において法定協議会の構成員は、市町村、歴史的風致維持向上施設の整備又は管理を行う者、歴史的風致支援法人、都道府県、重要文化財等の所有者、学識経験者、その他市町村が必要と定める者となっている。

本市の協議会の構成員は、以下のとおりである。

区分	分野	委員	所属団体等
学識経験者・団体等	観光	石黒 宏之	公益財団法人ながの観光コンベンションビューロー
	建築	久米 えみ	設計工房 CRESS
	歴史	小林 玲子	長野郷土史研究会
	商工	高見澤 秀茂 ◎	長野商工会議所
	建築史	土本 俊和	信州大学工学部
	歴史	宮下 健司 ○	元長野県立歴史館
	文化芸術	若山 典子	善光寺平神楽囃子保存会
地域	善光寺地区	清水 光淳	善光寺周辺地域まちづくり協議会
	松代地区	長尾 晃	松代地区住民自治協議会
	鬼無里地区	古畑 敦	鬼無里案内ボランティアの会
	戸隠地区	徳武 加代子	戸隠地区住民自治協議会
行政	県	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長	
		長野県長野建設事務所建築課長	
	市	長野市都市整備部長	
		長野市教育委員会事務局教育次長	

(任期 令和4年(2022)4月1日から令和6年(2024)3月31日まで)

◎は会長、○は職務代理者

4 ◆ 計画策定(変更)の経緯

第1期及び、第2期の計画策定(変更)の経緯は、以下のとおりである。

(1) 第1期計画

日付	手続き	内容
平成25年(2013)3月7日	計画の申請	
平成25年(2013)4月11日	計画の認定	
平成26年(2014)3月10日	計画の変更認定申請	
平成26年(2014)3月31日	計画の変更認定	
平成27年(2015)2月27日	計画の変更認定申請	
平成27年(2015)3月27日	計画の変更認定	
平成28年(2016)3月18日	計画の変更認定申請	
平成28年(2016)3月31日	計画の変更認定	
平成29年(2017)3月23日	計画の変更認定申請	
平成29年(2017)3月31日	計画の変更認定	
平成30年(2018)3月12日	計画の変更認定申請	
平成30年(2018)3月29日	計画の変更認定	
平成31年(2019)3月5日	計画の変更認定申請	
平成31年(2019)3月29日	計画の変更認定	
令和2年(2020)3月2日	計画の変更認定申請	
令和2年(2020)3月24日	計画の変更認定	
令和3年(2021)2月26日	計画の変更認定申請	
令和3年(2021)3月15日	計画の変更認定	
令和4年(2022)2月25日	計画の変更認定申請	期間1年延長
令和4年(2022)3月29日	計画の変更認定	
令和5年(2023)3月31日	計画の軽微な変更届出	

(2) 第2期計画

日付	手続き	内容
令和4年(2022)1月27日	庁議	策定について
令和4年(2022)7月7日	歴史まちづくり推進会議	策定について
令和4年(2022)8月9日	歴史的風致維持向上協議会	策定について
令和5年(2023)1月18日	歴史まちづくり推進会議	骨子案について
令和5年(2023)2月16日	歴史的風致維持向上協議会	骨子案について
令和5年(2023)4月25日	歴史まちづくり推進会議	策定について
令和5年(2023)6月1日	歴史的風致維持向上協議会	素々案について
令和5年(2023)9月19日	地方文化財保護審議会	素案について
令和5年(2023)10月18日	歴史的風致維持向上協議会	素案について
令和5年(2023)10月31日	庁議	案について
令和5年(2023)11月17日	景観審議会	案について
令和6年(2024)11月21日	パブリックコメント	1か月間
令和6年(2024)12月5日	歴史まちづくり推進会議	案について
令和6年(2024)1月18日	歴史的風致維持向上協議会	答申
令和6年(2024)1月25日	庁議	計画の決定
令和6年(2024)1月26日	計画の認定申請	

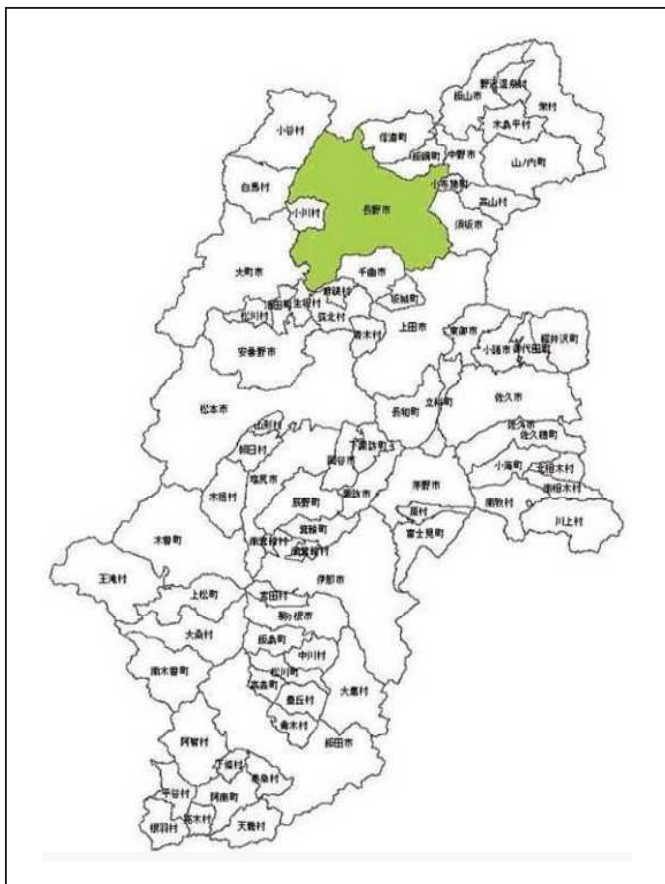
長野市の歴史的風致形成の背景

1 ❖ 自然的、地理的環境

(1) 位置

本市は、東京から約180キロメートル、名古屋から約200キロメートル、新潟から約160キロメートルの距離にあり、日本のほぼ中央にある長野県の北部に位置する。平成17年(2005)と平成21年(2009)年の近隣町村との合併により市域が拡大し、広さは、東西36.5キロメートル、南北41.7キロメートルで、面積は、約834.85平方キロメートルある。標高の最高地点は、新潟県境に位置する高妻山の2,352.8メートル、最低地点は、市の北東の豊野町浅野地区に位置する千曲川下流端の327.4メートルで、標高差は2,025.4メートルである。





長野県内の市町村



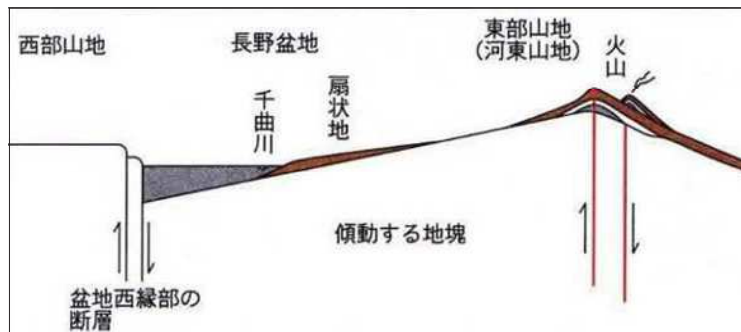
本市へのアクセス

(2) 地形、地質、水質

本市は、北部フォッサマグナ地域に含まれ、地形は、中央の長野盆地とその東西にある西部山地と東部山地に大別される。かつて海だった場所に堆積した新第三紀層が、これらの山地を構成している。

北西部は、標高2,000メートルを超える急峻な戸隠連峰、標高1,200メートル以下の地すべりの多い比較的なだらかな山地があり、その山地を裾花川や土尻川が東へ流れ、犀川に合流する。犀川は、市の西側からほぼ東に向かって山地の中を蛇行しながら流れ、やがて千曲川に合流する。千曲川は、市内を南西から北東方向に流れる。3つの川の合流点の周辺一帯は、善光寺平と呼ばれる盆地であり、河川の氾濫でできた平地が広がり、昔から主に耕作地として活用されてきた。

西部山地の北には、第四紀火山である飯縄火山が位置し、その山体や山麓は火山噴出物で構成される。長野盆地の周辺にある皆神山や髻山なども第四紀に噴火した小規模火山である。中央部にある長野盆地は、第四紀の中ごろから長野盆地西縁断層の活動が活発化して落ち込んだ部分で、そこに千曲川や犀川、裾花川等が運んだ河川性や湖沼性の堆積物が堆積している。



長野盆地の東西模式断面図



シナノホタテ



シガラミサルボウ

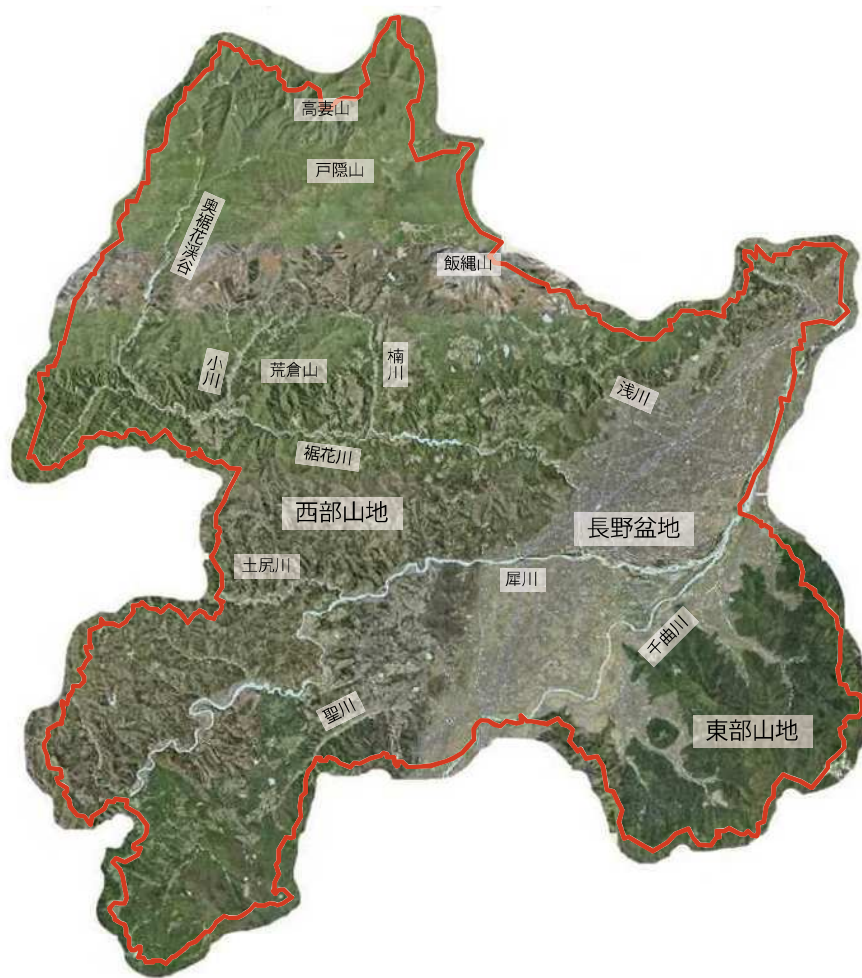


浅川油井

西部山地は、約1,000万年から200万年前にかけて、海底に堆積した泥、砂、礫などの地層や海底火山の噴出物である溶岩や凝灰角礫岩類が分布する。西部山地は、現在も隆起を続ける地域で、硬い地層である溶岩や凝灰角礫岩類でできた戸隠連峰や虫倉山系、富士の塔山から三登山にかけて、険しい山地が見られる。これらの海成層から、日本の石油産業の発祥の地ともなった浅川産の石油や、市内各地から海生の貝類をはじめ各種の化石が産出される。また、雪の多い戸隠連峰から流下する裾花川は水量も多く、この地域が隆起を続けていることもあって浸食が進み、地層が連続して露出している。地層の積み重なりや化石の産出状況、各種の堆積構造のほか、風化、浸食でできた構造や地形を学ぶことができる。

東部山地は、西部山地より古い約2,000万年から約1,000万年前の地層から構成され、海底火山の噴出物や深い海に堆積した泥岩層などからなる。その後、約1,000万年前から、地下からマグマが入り込んできて、硬い岩石(石英閃緑岩類)ができた。それらは、現在の温泉の熱源ともなっている。東部山地の硬い地層や岩石は、大室古墳群や松代城の石垣に使われ、松代大本営が立地する条件ともなった。この山地の北部には、四阿山から志賀高原にかけての第四紀火山が噴出した。

長野盆地の西縁部には、活断層帯があり、西部山地の隆起と長野盆地の沈降をもたらしている。長野盆地西縁部の丘陵には、断層の動きで長野盆地が湖となったことを示す豊野層も分布する。この活断層は、善光寺地震の震源ともなった。この断層の動きで、犀川や裾花川などにより扇状地がつくられ、この扇中央部に善光寺が立地し、その南側には門前町が栄え、中心市街地となってきた。長野盆地の沈降は今も続いており、河川が流れ込み氾濫原を形成している。河川の運んだ土砂の自然堤防の部分が、島と呼ばれる微高地になっており、集落が形成されてきた。



(3) 気 候

本市は、周囲を山地に囲まれる盆地地形であると同時に、西部山地を構成している戸隠連峰や飯縄山などが、日本海からの北西の季節風を遮る地形となっているため、内陸性気候の特徴が顕著にみられる。

気温は、年間の寒暖差が大きく、夏期の最高気温は8月の平均気温で摂氏31度まで上がり、冬期の最低気温は1月で摂氏マイナス4度以下まで下がる。年間を通して一日の気温差も大きく、特に4月は、12度を越える寒暖の差がある。

雨は、夏季に多いものの、年間を通して降水量が少ないのが特徴で、令和4年(2022)を例にとると、長野地方気象台の年間平均降水量は約1,023ミリメートルで、全国平均降水量の約1,661ミリメートル(平成3年(1991)から令和2年(2020)までの平年値)をかなり下回る。

市の北西部の戸隠・鬼無里地区の新潟県境付近では、積雪が多く、日本海側気候が見られる。高妻山をはじめとする高山が連なり、夏季の6月から9月にかけても降水量が多く、鬼無里地区では年間降水量は約1,415ミリメートル(令和4年(2022))に達する。

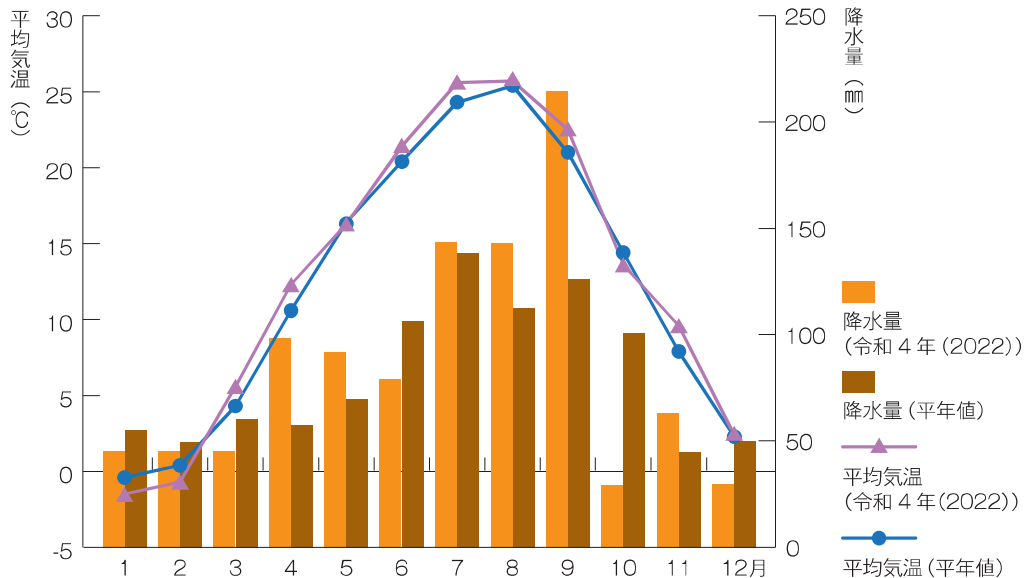
■ 年間の気温、降水量の推移

(単位: °C、mm、h)

月 項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
													年合計
平均 気温	-1.5	-0.7	5.6	12.3	16.3	21.4	25.6	25.7	22.5	13.6	9.6	2.4	12.7
	-0.4	0.4	4.3	10.6	16.4	20.4	24.3	25.4	21.0	14.4	7.9	2.3	12.3
最高 気温	2.3	3.6	12.1	19.5	23.1	27.8	31.7	31.0	27.7	19.2	15.3	7.0	18.4
	3.8	5.3	10.3	17.4	23.2	26.1	29.7	31.1	26.2	19.7	13.4	6.9	17.8
最低 気温	-5.0	-4.4	0.4	6.6	10.4	16.8	21.7	21.8	19.0	9.2	5.0	-1.4	8.3
	-3.9	-3.7	-0.5	4.9	10.9	16.1	20.5	21.5	17.2	10.3	3.4	-1.5	7.9
降水 量	45.0	45.0	45.0	98.0	91.5	78.5	143.0	142.5	214.0	28.5	62.5	29.0	1022.5
	54.6	49.1	60.1	56.9	69.3	106.1	137.7	111.8	125.5	100.3	44.4	49.4	965.1
日照 時間	139.1	123.0	189.7	208.2	212.1	205.5	193.1	167.6	169.6	145.5	147.8	140.1	2041.3
	128.4	140.2	173.3	199.4	214.8	167.4	168.8	201.1	151.2	152.1	142.3	131.1	1969.9

- ・ 上段は、令和4年(2022)、下段は平年(平成3(1991)～令和2年(2020)の平均値)
- ・ 最高、最低気温の上段は、月の平均値

(資料: 気象庁)



(4) 自然

本市は、市域が広大であることから、地域ごとに異なる多様性のある自然がみられる。地形は、山地、中山間地から扇状地、盆地の平坦部に分けられ、それぞれの特徴は次のようになる。

ア 山地

飯縄山をはじめとし、西岳から戸隠山、高妻山、乙妻山に至る戸隠連峰、さらに、堂津岳から中西山に至るまでの北安曇郡との境となる山々と、それらに囲まれた裾花川源流域がある。これらの山々には、飯縄山や高妻山への登山者のほかは、ほとんど人が入らない。市内でもっとも標高が高く、積雪も多い地域で急峻な地形となっており、多雪地域に適応したトガクシソウなどトガクシが種名につく植物がみられる。手つかずの広大な自然が残る地域で、貴重な自然遺産と考えられ、妙高戸隠連山国立公園にも指定されている。



大望峠
(鬼無里と戸隠の境にある峠から戸隠連峰や北アルプスを望む) (ながの百景から)

イ 中山間地から扇状地

市域のうち最も広い面積を占め、長い年月にわたって人手が加わって成立してきた自然となっている。人間の活動が、適度に混ざることによって多様性のある自然を形成してきた。コナラやカスミザクラなどを主とした落葉広葉樹林やアカマツ林など人手の加わった二次林が分布し、そこに水田や畑地、草地、集落などがモザイク状に入り組んでいる。



浅川の棚田 (ながの百景から)

さらに、地質や河川などの地形の特徴が境界となって動植物の違いがみられる。里山地域は、地すべり地で生じる湧水や緩斜面を利用して棚田がつくられてきた。また、降水量が少ないこともあってため池が築造されてきた。

ウ 盆地の平坦部

千曲川は、善光寺平に入ると勾配が緩やかとなり、蛇行して流れている。瀬、淵、ワンド、たまりなど多様な環境があり、そこに動植物が生息、生育している。犀川は、西山山地から善光寺平に入ると大きな扇状地を形成し、砂礫がつくる河原がみられる。安茂里地区のコムラサキの集団ねぐらやコアジサシなどの礫河原に営巣する鳥類にとって、重要な生息場所となっている。



こしき岩から望む善光寺平（ながの百景から）

かつての千曲川が蛇行していた跡(河跡湖)の金井池、冬季にカモ類などが渡ってくる辰巳池などのため池、さらにホタルの生息する八幡川などの水辺環境があり、いずれも市街地のオアシスとして貴重な場所になっている。千曲川や犀川に流れ込む河川の周辺にも自然が残っている。

2 ◆ 社会的環境

(1) 市域の変遷

慶長6年(1601)、長野村、箱清水村、七瀬川原村、三輪村の一部(正徳4年(1714)から平柴村)が善光寺領となり、長野村の中心部は、善光寺町として発展した。慶長16年(1611)には、北国街道善光寺宿となり、町の基礎が築かれた。

明治4年(1871)2月、旧善光寺領の長野村は中野県の管轄となり、同年6月に中野県は長野県と改称され、長野村に仮県庁が置かれた。明治9年(1876)に長野県と筑摩県が合併し、長野町は長野県の県都となった。

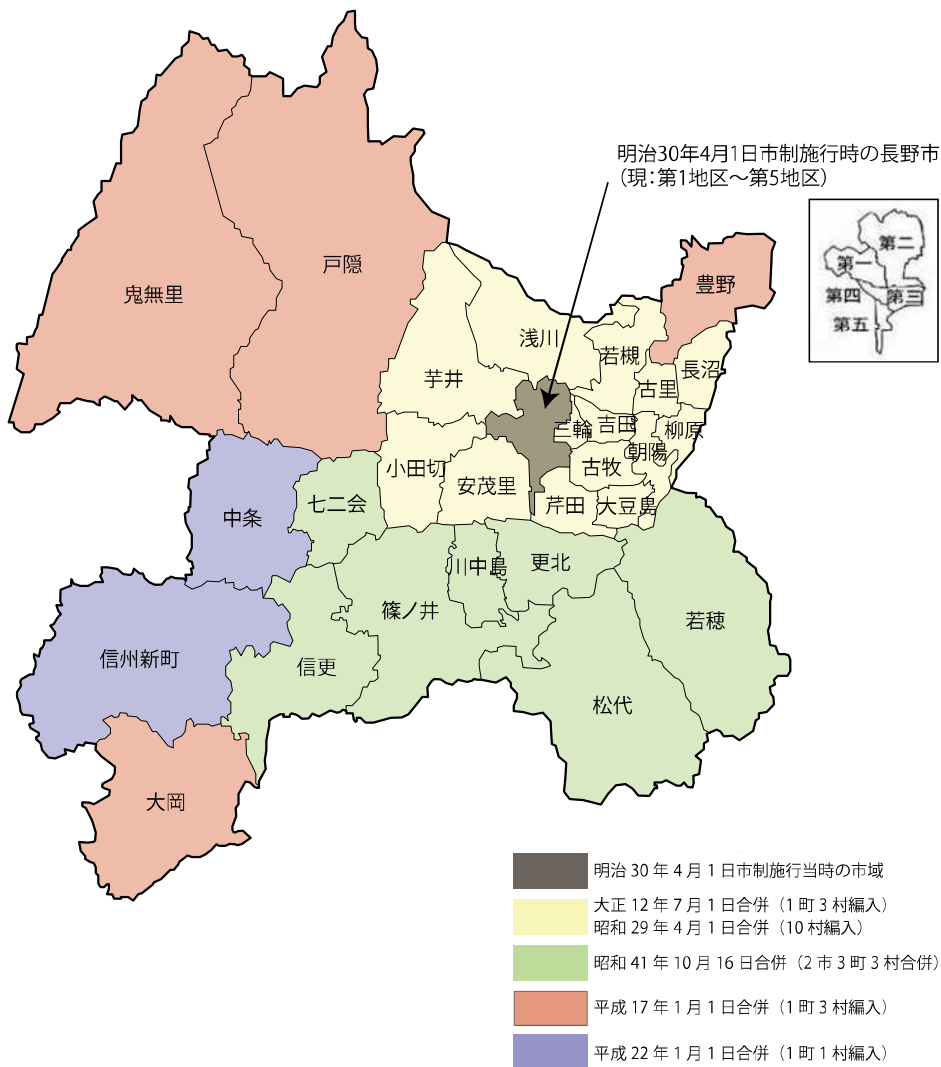
明治22年(1889)の町村制施行により長野町と鶴賀、西長野、南長野の3町及び茂菅村が合併して新たに長野町となり、明治30年(1897)の市制施行により県内で最初の市制が施行された。

その後、大正12年(1923)に隣接する1町3村を、昭和29年(1954)に隣接の10か村を編入合併して市域が拡大し、道路整備、鉄道輸送の強化による産業の発展と相まって近代的な都市としての基礎が築かれた。

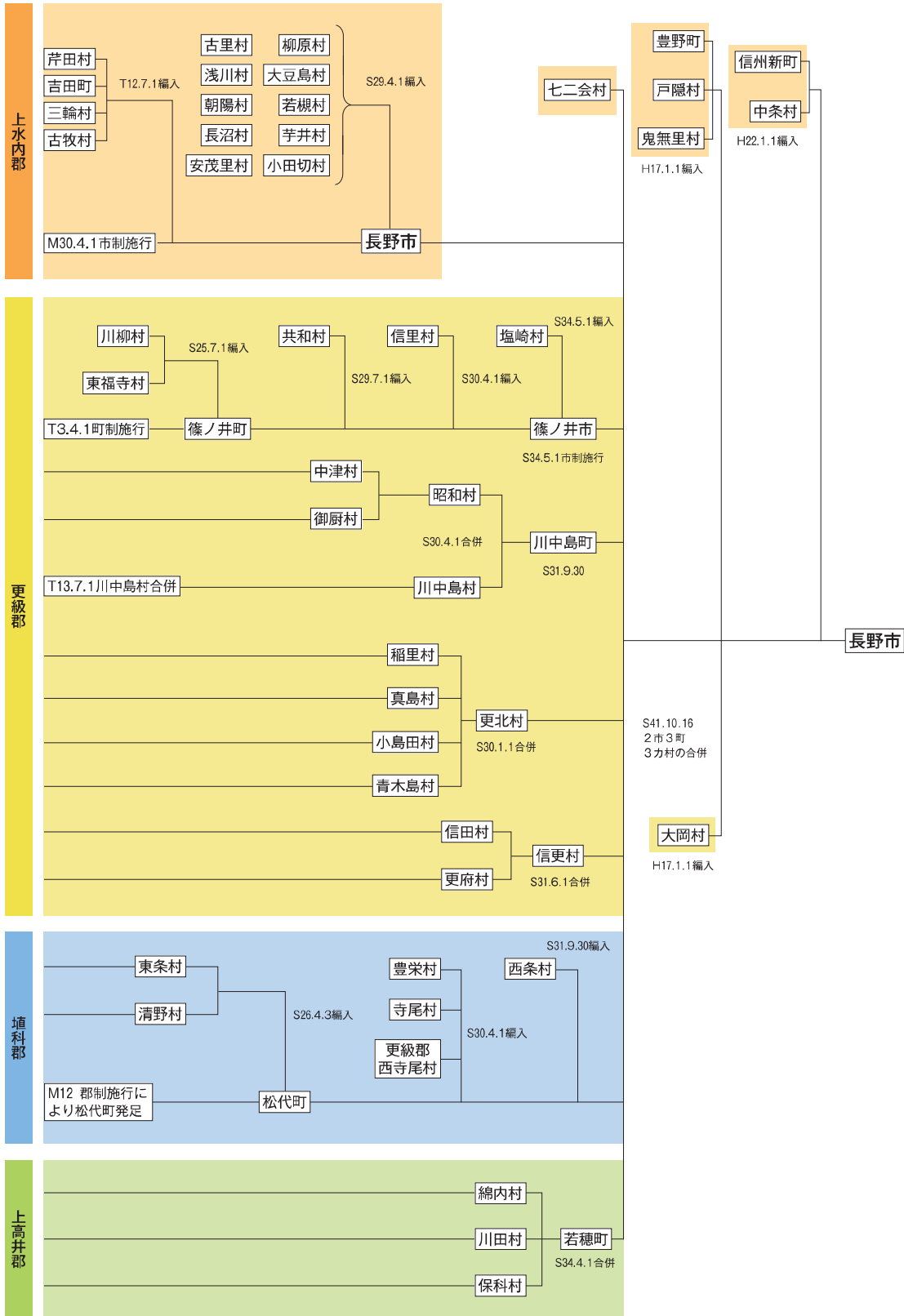
昭和41年(1966)に長野市、篠ノ井市、松代町、若穂町、川中島町、更北村、七二会村及び信更村の2市3町3村の合併により、面積404平方キロメートル、人口27万人の都市となった。

平成9年(1997)に市制施行100周年を迎え、平成10年(1998)に第18回オリンピック冬季競技大会、第7回パラリンピック冬季競技大会が開催された。平成11年(1999)に中核市に移行し、これまで以上に市民に身近な行政をスピーディに処理できることになった。

平成17年(2005)1月に豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村を、平成22年(2010)1月に信州新町及び中条村を編入合併し、現在に至っている。



現在の長野市域と市町村合併の経緯



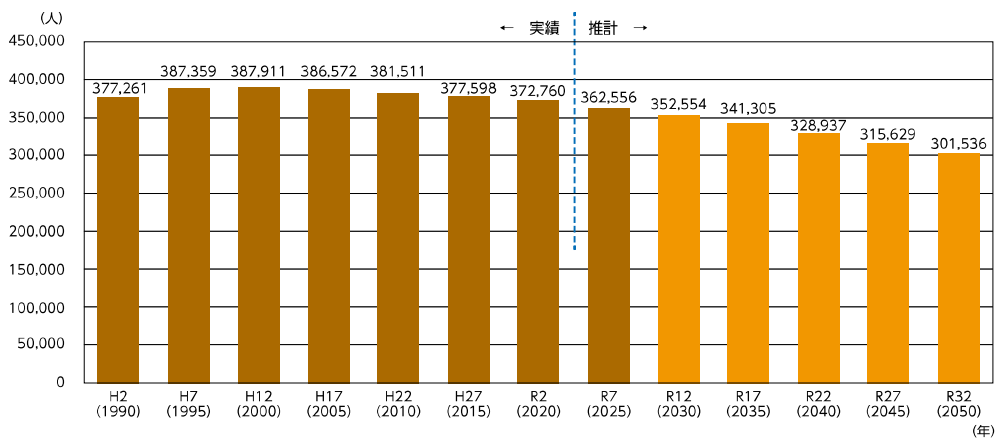
合併・編入の変遷

(2) 人口動態

ア 人口・世帯数

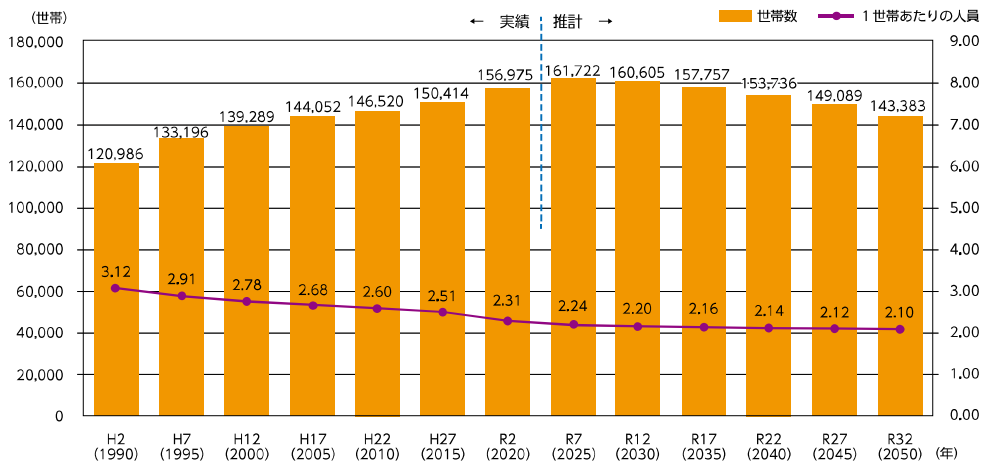
本市の人口のピークは、平成12年(2000)の387,911人で、それ以降は減少に転じている。今後も人口が徐々に減少していくとともに、旧合併市町村を含めた周辺地域の人口減少と、その受け皿となる長野市街地への人口流入が続いていくと予想されている。また、県外(特に東京)への人口移動の傾向が見られる。

■ 総人口



資料：企画課（令和2年までは「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に準拠した推計）

■ 世帯数



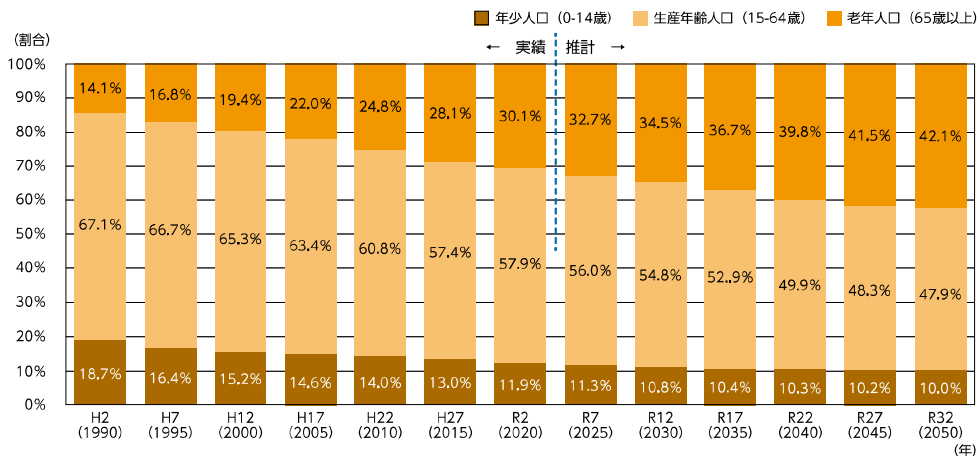
資料：企画課（令和2年までは「国勢調査」結果、令和7年以降は推計）

イ 年齢区分別人口

年齢構成をみると、年少人口、生産年齢人口の割合が減少する一方、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行していることがわかる。

平成22年(2010)の老年人口の割合は、24.8%であったが、令和2年(2020)に30.1%となり、10年間で約5%増加している。

■ 年齢3区別人口



資料：企画課（令和2年までは「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」に準拠した推計）
注：実際には、年齢不詳が含まれていないため、3区分の合計が必ずしも100%にならない

ウ 地区別人口・世帯数

平成27年(2015)と令和2年(2020)の国勢調査の人口を比較すると、増加した地区は、更北と川中島で、これらの地区は前回から引き続いて増加となった。10%以上の減少は、7地区であった。

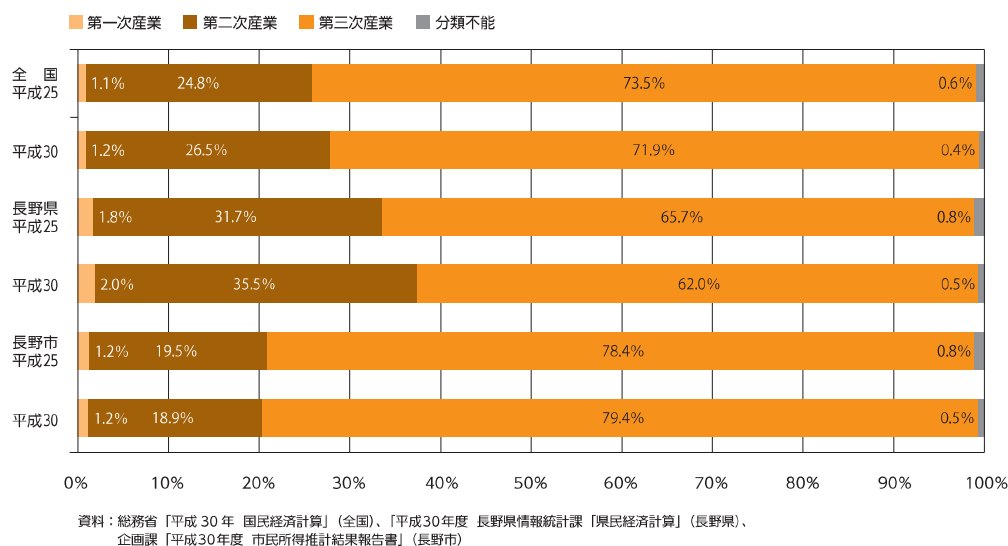
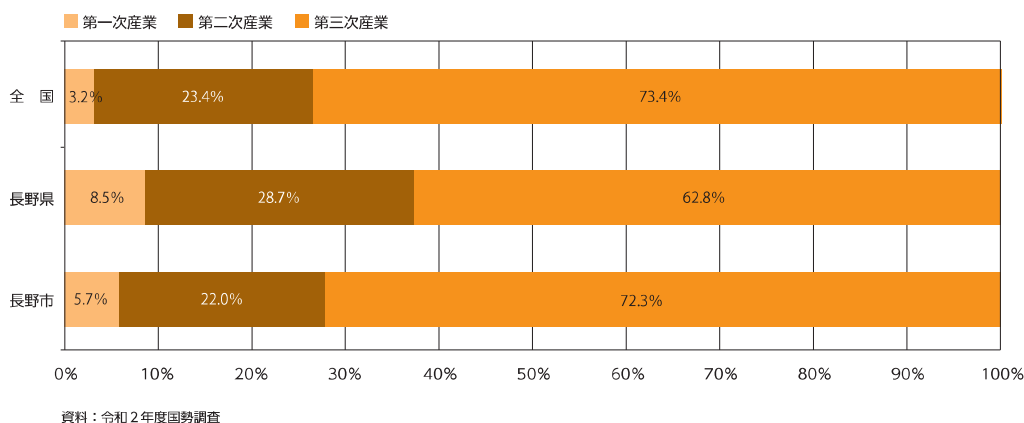
世帯数については、5地区で前回から引き続いて増加した。減少は9地区であった。

(3) 産 業

ア 産業別就業者数

本市の第二次産業としては、食料品、出版・印刷、電子デバイス・情報通信機器関連などを中心に発展を続けてきたが、国際的な競争力が求められるにつれ、第三次産業が約7割を占める状況へと変化している。

■ 総生産の産業別構成比



イ 観 光

善光寺とその門前町は、古くから信仰の中心として全国の人々に親しまれ、周辺に広がる宿坊、仲見世などが観光の中心としてにぎわいをみせている。とりわけ、数え年で7年に一度開催される善光寺御開帳の年は、例年に比べて飛躍的に観光客が増加する。真田十万石の城下町である松代地区には、当時の面影を残した歴史的建造物が多く

残っている。これらの地域の観光資源を住民自らが守り育てる市民が主役の町おこし文化活動として「エコール・ド・まつしろ」に取り組んでおり、様々な団体がそれぞれの活動の中で、訪れる観光客をもてなしている。

戸隠、鬼無里をはじめとした地区では、豊かな自然環境の中に、古くから伝わる様々な歴史、文化、芸能があり、秘められた観光資源が残されている。

本市の観光地利用者数は、令和2年(2020)からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、海外からの渡航や国内の往来が制限や自粛されたことから、落ち込んでいる。

観光地利用者状況の推移

(単位:人)

年度	総数	観光地別利用者数						
		善光寺	飯綱高原	松代	象山地下壕 (松代の内数)	川中島	篠ノ井	エムウェーブ
20	10,282,900	6,599,300	822,500	539,400	102,802	179,300	283,100	377,300
*21	15,468,400	11,568,600	797,200	601,800	107,868	239,200	348,100	413,800
22	10,049,800	6,061,300	844,000	606,300	102,691	196,900	323,800	381,000
23	10,034,700	6,123,700	805,800	542,300	99,656	279,200	353,100	290,100
24	10,071,600	6,402,400	835,000	518,400	105,083	301,600	351,600	-
25	10,075,100	6,334,900	977,300	528,200	97,488	246,400	362,600	-
26	9,860,100	6,255,100	896,500	499,000	65,885	255,800	318,100	-
*27	17,008,400	12,288,800	1,200,200	776,000	86,356	320,300	359,900	-
28	11,090,300	6,419,100	1,040,500	1,031,000	83,296	298,100	308,800	-
29	11,008,200	6,652,600	1,214,400	659,000	62,344	352,900	257,900	-
30	10,727,000	6,354,000	1,231,300	591,800	55,866	288,700	283,900	-
令和元	10,382,200	6,301,700	1,390,000	384,300	50,011	288,700	279,800	-
2	4,484,800	2,593,600	54,800	219,000	25,516	115,200	245,700	-
3	5,282,600	3,147,500	73,500	263,500	29,749	171,500	306,600	-
*4	13,348,500	10,207,800	240,200	484,800	40,048	284,000	268,600	-

年度	観光地別利用者数					
	戸隠高原	鬼無里	聖山高原	豊野	信州新町	中条
20	1,074,400	127,200	33,100	138,600	89,800	18,900
*21	1,069,100	143,300	42,100	135,800	91,800	17,600
22	1,216,000	130,900	43,000	121,200	109,700	15,700
23	1,226,200	123,300	39,500	108,100	125,300	18,100
24	1,202,000	108,800	41,200	99,500	167,500	43,600
25	1,163,200	108,200	39,000	106,500	160,500	48,300
26	1,197,100	79,100	38,700	109,300	161,000	50,400
*27	1,613,000	99,800	39,600	102,400	157,900	50,500
28	1,587,000	62,300	36,200	102,500	157,000	47,800
29	1,496,100	65,500	38,500	100,100	154,800	43,400
30	1,578,000	75,200	36,500	95,800	149,500	42,300
令和元	1,371,000	68,400	36,400	72,400	152,300	37,200
2	1,023,000	32,700	24,900	55,900	94,300	25,700
3	1,060,300	40,900	22,500	74,400	91,400	30,500
*4	1,519,800	49,100	31,000	91,000	136,900	35,300

注1 「年度」欄の*印は善光寺御開帳の開催年

注2 平成24年度から「観光地点の名称変更と削除」並びに「算出基準の変更」を行っている。

資料：令和5年度長野市の観光概要

ウ 土地利用

人口減少の進行など社会情勢の変化による中心市街地の空洞化の進行、低・未利用地や空き家の増加などから都市的土地利用(住宅地、工業用地、店舗等)の需要が減少している。また、農業の担い手不足による荒廃農地の増加、木材価格の低迷等に伴い、適切な施業がされない森林が増加していることなどから、農林業的土地利用の需要も減少している。

■ 土地利用の状況

土地の利用区分別面積(令和3年(2021)4月現在)

土地の利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)
農地	8,010	10
田	2,260	/
畑	5,750	
森林	53,468	64
原野等(原野・採草放牧地)	852	1
水面・河川・水路	2,922	3
道路	3,745	4
住宅	6,503	8
住宅地	4,461	/
工業用地	192	
その他の宅地	1,850	
その他	7,981	10
市全体	83,481	100

関係法令に基づく計画区域面積(令和3年(2021)4月現在)

関係法令の名称	計画区域の名称	計画区域面積 (ha)	
都市計画法	都市計画区域	21,541	市域の約 26%
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	43,536	市域の約 52%
森林法	地域森林計画対象民有林	41,445	市域の約 50%
自然公園法	国立公園区域	10,204	市域の約 12%

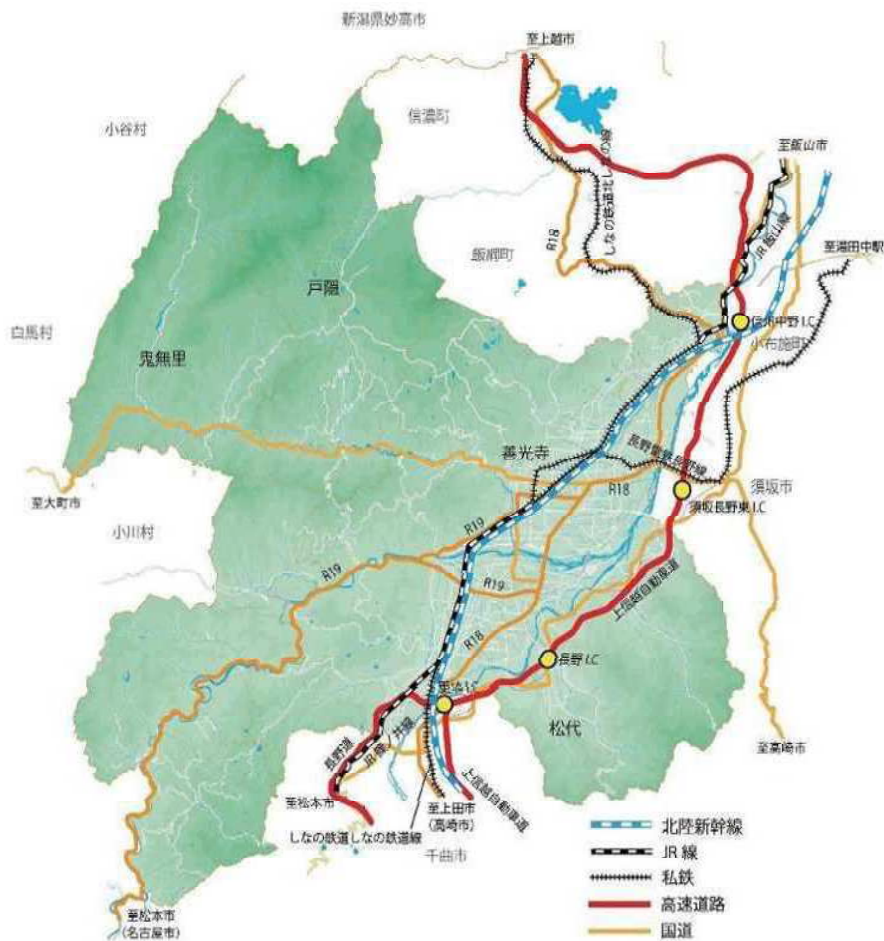
工 交通

本市は、明治4年(1872)以来、長野県の県庁所在地として発展を遂げ、官庁、金融機関、事業所などの都市機能の集積に伴い、活発な人的交流と情報が集中する中核都市として発展してきた。

善光寺門前に位置する長野市の中心市街地を中心に、道路と鉄道が整備されている。道路は、本市から名古屋市へ伸びる国道19号と群馬県高崎市と新潟県上越市を結ぶ国道18号が交わる交通の結節点となっている。市南部の松代地区には、東西に上信越自動車道が通っており、長野ICと市街地は国道18号と主要県道で接続されている。

鉄道は、平成9年(1997)10月に東京から長野間の長野新幹線が開通し、首都圏から訪れる観光客の利便性が向上した。長野新幹線は、平成27年(2015)に金沢駅まで延伸したことで北陸方面からの観光客の利便性が向上し、名称が北陸新幹線に改められた。

在来線は、飯山につながるJR飯山線、松本につながるJR篠ノ井線、軽井沢町につながるしなの鉄道しなの鉄道線、上越市につながるしなの鉄道北しなの線があり、須坂、小布施、中野を經由して山ノ内につながる長野電鉄長野線がある。



3 ◆ 歴史的環境

(1) 旧石器時代～弥生時代

ア 長野盆地の黎明

本市の東部、西部の山地に10か所の後期旧石器の遺跡があり、飯綱高原の上ヶ屋遺跡では多様な石器がみられ、地域交流の様子がうかがえる。

縄文時代、後氷期の気候変動で豊かな落葉広葉樹林の森ができ、食糧になる堅果類が豊富になった。シカ、イノシシなどの中小型動物が繁殖し、千曲川とその支流は、回帰するシロザケ、サクラマスと淡水魚の宝庫であり、重要な食糧源となった。

市南部の若穂保科の宮崎遺跡からは、シカの角製の銚もりやサメの椎骨を利用した耳飾りが出土している。この頃の平地は、河川の流路が頻繁に変わる氾濫原であり、常住が難しい場所であったが、千曲川河岸の地下4メートルから縄文時代前期の集落が発見されており、縄文人が山地から長野盆地の中州や自然堤防、扇状地に進出したことが確認されている。



宮崎遺跡出土の耳飾り

イ 赤い土器のクニ

平地での水田耕作は、弥生時代中期後半に本格化し、千曲川の自然堤防上に集落を構え、後背湿地に水田を作る現在につながる原風景が成立した。稲作農耕は、社会の仕組みを大きく変えてムラ同士の抗争も生まれた。市東南部の松代地区にある松原遺跡は、ムラの周りに防御用の大きな溝を巡らせた環濠集落であり、覇権をめぐる抗争があったことを示している。

本市の弥生後期を特色づける土器は、出土地の箱清水にちなみ箱清水式土器と呼ばれている。これは、壺、鉢、高坏型土器の表面をベンガラで塗る赤い土器で、千曲川、犀川流域に広く分布し、地域色の強い赤い土器のクニと呼ばれる文化圏を形成していたと考えられている。



松原遺跡出土の磨製石戈

(2) 古墳時代～平安時代

ア 巨大古墳と積石塚古墳

古墳時代の前期末頃には、近畿の大型前方後円墳と同じ造りの大型の前方後円墳が市域でも築造された。その代表的な例は、篠ノ井の川柳^{つみいしづか}將軍塚古墳であり、この地域を治める王が代々存在し、大和政権とのつながりを示す緩やかな政治圏が広く形成されていたことを示唆している。



川柳將軍塚古墳出土の装飾品

古墳時代中期前半になると、大型前方後円墳をつくった地域王権から独立した中小豪族の古墳が千曲川流域の各地に造られた。これらの特色は、血縁関係者に継承される古墳が継続的に複数造られ、古墳群を形成したことにある。千曲川右岸の松代地域には積石塚と合掌形石室^{がつしょうがたせきしつ}を特徴とする総数500基余の大室古墳群がある。



大室168号墳(合掌形石室)

イ シナノから信濃国へ

大化の改新(645年～650年)以降の律令制の下、天武・持統朝に全国を60余の国に分ける政策によって、シナノは科野国として成立した。科野国は、また、律令制で定められた五畿七道のうち東山道に区分され、越の蝦夷に備えるための前線に位置していた。そのため科野国は、ヤマト王権にとって重要な地として、天武朝には科野への遷都計画がたてられ、天候不順が長く続いた持統天皇5年(691)に、須波神と水内の神に勅使を派遣させた記録が残されている。

東山道は、畿内から陸奥国に至る東山道の諸国国府を結ぶ政治的、軍事的な道の呼称であるとともに、当時の行政区画のひとつでもあった。市内には北陸道へつながる東山道の支道が確認されているが、これも当時朝廷と対立していた蝦夷対策の道とも指摘されている。

その後、和銅6年(713)に出された諸国の国名を縁起の良い二文字に改めさせる令により、国名が信濃へと変更された。国の下には郡が置かれ、信濃には10の郡が置かれた。そのうち北信濃には水内郡、埴科郡、更級郡、高井郡の4郡が置かれた。律令制以前、国造としてシナノ国を治めていたシナノ国造は、律令制下では金刺舎人や他田舎人と名乗り、郡司層として在地支配を担った。

ウ 中世への胎動

8世紀から9世紀には、天候不順や自然災害が多く記録されるようになり、近年の発掘調査でもその痕跡が確認されている。この時期は、相続く災害により古代の水田が荒廃し、人々も逃散するなど律令制下の既存の権力が揺らぐ一方で、その混乱の中で富を蓄積した有力者が現れた時期である。

この頃、長野盆地で進められた条里水田の再開発などは、台頭してきた富裕者層や郡司を国衙が組織して進めた事業であったと考えられる。篠ノ井東福寺、川中島御厨の南宮遺跡は、当時勢力を持ちつつあった有力者を中心とする集落であった。

11世紀頃になると全国的に摂関家藤原氏へ開発した土地を寄進し、その土地の支配権を認めてもらい寄進地系荘園が増加し、市内にも、千田荘、英多荘、芋河荘、太田荘などが成立した。



平安時代集落の南宮遺跡調査
(平成3年(1991))

エ 古代の長野盆地の寺社

若穂保科の清水寺、稲葉の観音寺、安茂里の正覚院、稲葉の地藏院、千曲市の観龍寺、智識寺などには、平安時代の観音像が残されている。これらは、当時、市内に存在していた荘園とのつながりによるものと想定され、長野盆地でも全国的な観音信仰の広がりとともに霊場が形成されたことがうかがえる。

これらは当時市域に存在していた荘園の開発に伴い、その中心をなした人々によって勧進されたものと想定され、全国的な観音信仰の広がりの中で長野盆地においてもその影響を受けたことがうかがえる。10世紀後半以降は末法思想の影響で豊野町の鷲寺や篠ノ井の長谷寺などで経塚が作られるなど、北信濃一帯に観音信仰や末法思想が広がっていった。

本市の代表的な寺社である善光寺と戸隠神社(明治元年(1868)まで戸隠山願光寺)の



北信濃の古代観音像・経塚及び寺社分布図
(長野市立博物館2003から)

名が文献に現れるようになるのは、平安時代に入ってからである。善光寺は、10世紀に成立した『僧妙達蘇生注記』が初出とされる。戸隠山は、平安初期に山岳密教の靈山として注目され、文献では11世紀初め、歌人の能因法師がまとめた『能因歌枕』に信濃の歌枕の一つとして「とがくし」があげられており、この頃から、その存在が中央にも認知されていたことがわかる。

オ 横田河原の戦い

平安時代末頃には、荘園の荘官の中から武力によって勢力を伸ばす者が現れ、互いの勢力の伸長を巡って戦さが繰り広げられるようになっていった。そうした時代にあつて、武力で藤原氏に代わったのが平氏であった。

信濃国も平家方の武士が有力であったが、治承4年(1180)9月、平家追討のために、木曾義仲が挙兵し、京を目指して北上した。義仲は挙兵後、すぐに市原合戦(善光寺合戦)で平家方の笠原頼直を討ち、翌年の養和元年(1181)6月に越後の城助茂(長茂)を篠ノ井横田の地で破った(横田河原の戦い)。

(3) 鎌倉時代～戦国時代

ア 善光寺門前町の成立と発展

善光寺は、治承3年(1179)に焼失したが、源平合戦に勝利した源頼朝の命によって12年後の建久2年(1191)に再建された。鎌倉幕府の主導による善光寺再建は、有力御家人を檀那とした新善光寺の建立や善光寺仏の模造の流行を呼び、鎌倉時代後期になると善光寺信仰は全国各地へ広がった。

それに伴い、善光寺への参詣路も整備され、鎌倉時代後半に成立し、時宗の教えを広めた『一遍聖絵』(正安元年(1299))に、三国伝来の如来信仰の聖地として当時の善光寺や門前の賑わいをみることができる。

この時代に善光寺に参詣したことが記録からわかる人物には、源頼朝をはじめとして一遍、久我雅忠の娘二条、他阿真教などがおり、伝承として、親鸞の名も伝えられている。

イ 戦乱の時代

鎌倉幕府が滅亡すると、北条高時の遺児、北条時行が諏訪氏を頼って挙兵し、八幡河原、篠井河原、四宮河原で信濃守護小笠原貞宗方と戦った(中先代の乱)。

室町時代になると、信濃国守護に任じられた小笠原長秀に在地の国人領主が反発し、応永7年(1400)には、信濃国に入国した小笠原長秀に対して東北信地方の国人領主た

ちが一揆を結んで反抗し、篠ノ井塩崎・ニツ柳周辺を戦場に長秀軍を敗退させる大塔合戦が起こっている。

戦国時代になると、北信濃は領地争奪の場となった。特に、武田と上杉による川中島の合戦は、北信濃一帯で複数回にわたって戦いが繰り広げられたとされる。この合戦により、善光寺の本尊や仏具そして衆徒までもが、武田・上杉両軍によって持ち去られ、門前町が衰退するなどこの地に大きな影響を及ぼした。善光寺如来は、弘治元年(1555)に武田方によって善光寺から移され、以来慶長3年(1598)に豊臣秀吉の命によって京都方広寺から善光寺に戻されるまでの約40数年間、そのときどきの権力者の意向によって各地への流転を余儀なくされた。

なお、川中島の合戦の際、武田方の拠点として松代に造られた海津城、のちの松代城は、江戸時代に入ると川中島四郡(高井郡、水内郡、更級郡、埴科郡)を治める信濃国最大の領国の中核として発展していった。

(4) 江戸時代

ア 交通運輸

江戸時代になると主要五街道に次ぐ脇街道として、北国街道が整備された。北国街道は、追分宿(軽井沢町)で中山道から分岐し、矢代宿(千曲市)を過ぎて二つに分かれる。一つは、丹波島宿から善光寺宿を経て牟礼宿(飯綱町)に至るルートで、もう一つは、松代城下町を通り、福島宿(須坂市)から長沼宿を経て牟礼宿に向かうルートであった。長沼城と松代城を結ぶ後者は、戦国時代から江戸時代初期までにおける主要ルートであったが、次第に善光寺町を通るルートが主となっていき、松代道は、犀川の洪水による舟留めの際の迂回路として利用されるようになった。



江戸時代の北信濃の街道

北国街道の発展は、それに接続する大笹街道や三原道、峰街道といった脇往還の発展も促した。また、江戸時代後半には、千曲川や犀川で舟運が開通し、陸上交通とともに江戸時代の物流の一翼を担った。

一方、江戸時代に山中と呼ばれた市西部の中山間地域は、麻や和紙などの産地であったため、流通の拠点として、慶長12年(1607)に新町(長野市信州新町)に九齋市くさいいちが、天和3年(1633)には鬼無里おにむりに六齋市むくさいいちの開設が許可され、物産が集積して流通の要所とし

て栄えた。

新町は、松本と善光寺を結ぶ主要地となり、犀川に架かる久米路橋は、松本藩領へと続く主要な道として口留番所が置かれた。幕末には、松代から新町までの間の犀川通船が開設されて物流の大動脈となった。

鬼無里は、松代、戸隠、高府、安曇野に通じる道の分岐点にあったことから市が立ち、ここで主に麻、楮、和紙が取り扱われた。白馬から善光寺へ向かう道沿いに建つ鬼無里土倉の文殊堂の内陣には、幕末から明治にかけて、この道を行き交った人々の落書きが残り、往時の賑わいの一端をうかがうことができる。

イ 真田十万石の城下町松代

江戸時代の市域は、松代藩領が大半を占め、そこに善光寺や戸隠山といった寺社領、幕府領、飯山藩領、須坂藩領、上田藩領、塩崎知行所などが所在した。

信濃国の中で最も規模が大きかった松代藩の政庁である松代城は、川中島の戦いの際、武田信玄が築いた海津城がそのはじまりとされる。その後、領主の移り変わりとともに、城将、城代などが入れ替わり、それに伴い城下町も整備され、松代城は、北信濃支配の拠点として重要な役割を担うようになっていった。

元和8年(1622)に真田信之が、上田から松代へ移封され、松代藩真田家の初代藩主となると、既に形作られつつあった松代城下町に上田から真田家ゆかりの寺社を移して城下に組み込み、町を再編成していった。以降、真田家は、明治の廃藩まで10代、約250年にわたり松代藩主をつとめた。

真田家は、代々学芸を好み、領民を感化した。そうした気風によって、松代から幕末明治初期、時代をリードした佐久間象山や長谷川昭道ら多才な人物が輩出された。

ウ 善光寺の再建と善光寺町の繁栄

川中島の合戦で善光寺如来が持ち去られてから、善光寺の門前町も衰退した。再び善光寺に善光寺如来が戻されたのは、40余年後の慶長3年(1598)である。その後、江戸幕府開府に伴い、徳川家康から寺領千石の寄進を受け、次第に復興を遂げたものの、幾度か本堂が火災で焼失するなどの災難が重なった。

このような中で、元禄5年(1692)に本格的な本堂再建計画が始まり、資金を調達するため三都で出開帳を催した。工事に際しては、本堂が類焼しないように門前町から北へ移すこととし、新敷地を造成したが、元禄13年(1700)に町家から類焼し、建築中の本堂も集積した用材とともに灰燼に帰した。

これを受けて江戸幕府は再建を援助するために、善光寺に前立本尊が全国を回る回国開帳を許可し、松代藩に造営奉行を用命した。5年に及ぶ出開帳は成功して宝永4年

(1707)に本堂が落成し、また、善光寺の信仰を全国に広めることにもなった。

回国開帳を契機に参詣者が増大すると、信濃へ入る道は全て善光寺道と呼ばれ、路傍には善光寺を指し示す道標が建てられた。善光寺の各院坊では信者を宿泊させ、世話をするとともに、全国各地に善光寺講が組織されて門前は全国から来訪する参詣客を迎えることで繁栄した。



善光寺宿
〔善光寺道名所関会〕(嘉永2年(1849))

全国を巡る回国開帳はこれを契機として、延享4年(1747)～寛延元年(1748)、安永9年(1780)～天明2年(1782)、寛政6年(1794)～寛政10年(1798)の4回行われ、これらの出開帳で得られた資金を基に境内の整備が進められた。

エ 戸隠神社と戸隠信仰

嘉祥2年(849)に学問行者によって開山されたとされる顕光寺(現在の戸隠神社)は、本院、中院、宝光院からなる天台宗の寺院で、江戸時代以前から多くの修験僧が修行に訪れる山岳信仰の聖地として栄えた。江戸時代に入ると戸隠の地主神とされていた九頭龍権現が、農業神として庶民の信仰を集め、各院の宿坊では各地に代参講を組織し、参詣者を迎えて善光寺と同様に信者を宿泊させた。また、戸隠の御師が各地にある得意先の代参講に出向いて戸隠信仰を広めていった。

明治時代に入ると廃仏毀釈によって天台宗の僧は、還俗して神職となり、現在の奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社の五社からなる神社組織に変わっていった。

オ 善光寺地震

江戸時代末の弘化4年(1847)3月に北信濃を襲ったマグニチュード7.4と推定される地震は、甚大な被害をもたらした。このとき善光寺では、御開帳が行われており、全国から多数の参詣客が集まっていた。参詣客も、地震によって倒壊する家屋の下敷きや各所で発生した火



〔地震瓦版 信濃国大地震之事〕(長野市立博物館所蔵)

災に巻き込まれ、数千人の犠牲者が出たとされている。また、この地震により信更村涌池にあった虚空蔵山が崩れて犀川を堰き止めて巨大なダム湖を作った。このダム湖は、地震発生から20日後に決壊し、川中島平一帯の人家を押し流す大洪水をひき起こした。洪水による犠牲者供養の石碑や洪水の痕跡を今も見ることができ、災害の規模の大きさを物語っている。

(5) 明治時代～昭和20年(1945)

ア 長野の近代化

明治4年(1871)6月、中野県庁を善光寺町に移して長野県と改称する太政官布告が発せられ、7月に仮庁舎で執務を開始した。同月、廃藩置県によって松代藩は松代県となるが、11月に東北信6郡の7県すべてが長野県に編入された。その後、明治9年(1876)には筑摩県を廃し、中南信4郡を合併して旧信濃国10郡すべてが長野県となった。

善光寺が所在する長野村は、県都として市街の近代化が急速に進められた。明治7年(1874)に長野町となり、明治22年(1889)の町村制施行で周辺3町1村を合併し、明治30年(1897)には県下最初の市制を施行して長野市となった。

明治21年(1888)に鉄道が開通すると、それまでの貨物輸送量が急速に増加し、商品流通が活発となり、商工業が発展して近代的市街地が形成された。大規模敷地を要する官庁や文教施設が市街地縁辺部に設置され、市街地との連絡道路が建設されることで、新しい町が生まれて市街地が拡大していった。大正12年(1923)には、三輪村、芹田村、吉田町、古牧村を編入合併して市域がさらに広がった。

イ 製糸業の隆盛と衰退

江戸時代には商品作物として飼われていた蚕であったが、近代に入って日本の生糸が海外で好評を博すと、国も富国策として繊維産業の発展に力を入れるようになったため、市内でも蚕を飼う養蚕農家が急増した。

そのような社会状況の中、明治7年(1874)には旧松代藩士大里忠一郎ら数名が、松代町西条に国内初の民間資本による器械製糸場を設立した(西条村製糸場、のちに六工



長野駅開業時の長野停車場(左側の平屋)
(扇屋引札の一部/長野市立博物館/明治時代中期)

社と改称)。六工社には、官営の富岡製糸場で工女として働き、蒸気器械製糸技術を学んだ和田(横田)英らの十数名も技術指導者として参画した。

昭和2年(1927)、ニューヨークのウォール街に端を発した世界恐慌の波は日本へも及び、昭和5年(1930)に主要輸出品だった生糸関連の価格が大暴落する昭和恐慌が始まった。ほとんどの農家が養蚕を行い、製糸工場で働いていた女工も多かった市内への影響は甚大であった。これに対し、市では失業救済事業として、大峰山麓の展望道路、市営球場、市営プールの修理増設などを行うなどの対策を講じた。

昭和7年(1932)に円相場が下落し、円安となると、日本は輸出を急増させたため紡績業などの景気が急速に回復したが、製糸工場は景気回復の波に乗りおくれ、少しずつ衰退していった。

ウ 太平洋戦争下の長野

昭和16年(1941)の真珠湾攻撃に始まる太平洋戦争は、年を追うごとに日本側の劣勢となっていった。

敗色が濃厚になる昭和19年(1944)になると、陸軍を中心に天皇と直属の最高作戦指導機関の大本営を東京から長野へ移す計画が立てられ、同年10月に松代の象山、舞鶴山、皆神山に巨大な地下壕を設ける移転工事が始まった。翌年8月15日、日本の降伏によって戦争が終結したため、工事は中止されたが、本体の8割ほどは完成していた。工事の主要な労働力は勤労働員、学徒動員、朝鮮労働者が担ったとされている。

昭和20年(1945)、アメリカ軍による本土爆撃も各地で激しさが増しており、本市では終戦日2日前の8月13日の午前6時50分頃から午後3時50分頃まで6回にわたって機銃掃射や爆撃があった。この空襲では長野飛行場、国鉄長野駅機関区などの軍事、公共施設のほか長野飛行場の近くにあった大豆島国民学校も攻撃の対象となった。このときの空襲による死者は47人とされている。



松代大本営関係施設
 (『松代大本営 歴史の証言』(平成9年(1997))から)

(6) 昭和20年(1945)～現在

ア 戦後の暮らし

太平洋戦争の間に生活基盤は壊滅的な打撃を受け、食料品をはじめ日常物資が不足したため、激しい物価高騰が起きて市民生活は大きな影響を受けた。このころ、本市では、食料以外に衣類など生活物資40品目ほどが配給対象となっていた。

昭和28年(1953)の町村合併促進法により、昭和29年(1954)に周辺の10村と合併し、その後、昭和41年(1966)に篠ノ井市、松代町、川中島町、若穂町、更北町、信更村、七二会村と合併し、市域が拡大した。

工業については、昭和29年(1954)に長野市工業振興条例を施行し、工業に育成と工場誘致がなされるようになった。高度成長期には、市域の拡大もあり、さらに工業が発展していった。

イ 自然災害

昭和40年(1965)から松代で微小の地震が日に何度も起きる群発地震が発生し、昭和44年(1969)に終息するまで地震総回数は64万8,000回を数えた。昭和60年(1985)には、地附山の南東斜面で大規模な地すべりが発生し、26人の犠牲者と多くの住宅被害を出した。

台風による犀川や千曲川の氾濫、堤防決壊は戦後何度も起こり、そのたびに農地や家屋が被害に遭った。特に、令和元年(2019)には長沼地区や豊野地区を中心にかつて例を見ないほどの多くの被害が発生した。住民の努力と多くのボランティアの尽力で復旧が進んでいる。



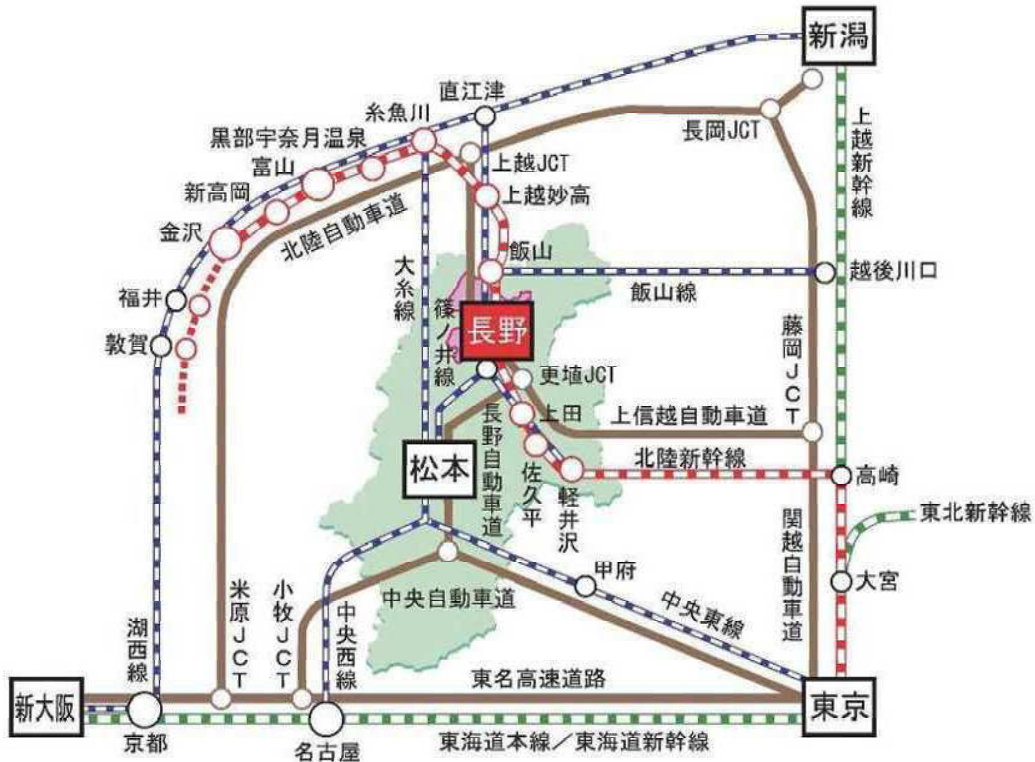
文化財レスキューの活動の様子

なお、流失した歴史資料等は、長野市立博物館の文化財レスキュー活動によって多くが修復したが、現在も修復活動が継続されている。

ウ 高速道路と新幹線の開通

昭和40年代からの自動車の普及に伴い、全国各地で自動車道の建設が行われるようになった。本市では、昭和48年(1973)に決定した岡谷市から長野市間の自動車道整備計画により、平成5年(1993)に長野自動車道と上信越自動車道が開通した。

新幹線は、昭和47年(1972)に北陸新幹線の基本計画が決定されていたが、平成3年(1991)に冬季オリンピックが平成10年(1998)に開催されることが決まったことが後押しとなり、平成9年(1997)に長野と東京の間を結ぶ長野新幹線が開業した。長野新幹線は、平成27年(2015)に金沢まで延伸し、名称が北陸新幹線に改められ、北陸方面から本市への交通アクセスが向上した。



本市へのアクセス

エ 冬季オリンピック・パラリンピックの開催

平成10年(1998)のオリンピック冬季競技大会・パラリンピック冬季競技大会は、本市を中心に5市町村(パラリンピックは4市町村)が会場となった。本市ではオリンピック・パラリンピックの開催により競技施設が充実するとともに、各国から来る人々との交流も盛んになった。特に、各国の選手と市内の小中学校が交流する一校一国運動は、後のオリンピック開催国に引き継がれて大きなレガシーとなった。

このような国際的なイベント開催を経た本市では、現在、国際会議観光都市として、様々なコンベンションが誘致され、開催されている。



表彰式会場のセントラルスクエアは、公園として利用されている。

(7) 長野市の歴史に関わる主な人物

真田信之 永禄9年(1566)~万治元年(1658) 武士・松代藩初代藩主

真田昌幸の長男として永禄9年(1566)に生まれた。父と共に上信両国に出陣し、真田の武功を誇った。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いにおいて、父昌幸、弟信繁(幸村)と袂を分けて、徳川方につき、家名を残すことに成功した。以後、慶長5年に上田城主、元和8年(1622)に松代城主となり、真田十万石の基礎を築いた。

墓は、松代町松代の長国寺と隠居所であった松代町柴の大鋒寺にあり、松代藩の藩祖として、松代町西条の白鳥神社に武靖大明神として祀られている。



塚田大峯 延享2年(1745)~天保3年(1832) 医師・儒学者

善光寺桜小路(現在の長野市大字長野桜枝町)の医者で、室鳩巢の門人でもあった塚田善助(旭嶺)の子。母千賀子は、松代藩士矢島氏の娘。名は虎、字は叔胤、通称は多門。はじめ父について学び、16歳で江戸に出て苦学し、漢学塾を開く。

寛政2年(1790)の寛政異学の禁のとき、これに反対し、市川鶴鳴、山本北山、亀田鵬斎、泉豊洲とともに五鬼と称される。文化8年(1811)、尾張藩儒、のち藩校明倫堂の督学となり、88歳で没するまで教壇に立った。

長兄の明は松代藩士の家を継ぎ、次兄道有は医者として小林一茶の『父の終焉日記』(文化3年(1806)~文化4年(1807)頃の作品とみられる)にも名が見える。末弟の慈延は、比叡山の僧となり、隠居後京都に住んで歌人として名をなし、澄月、小沢蘆庵、伴蒿蹊とともに、平安和歌四天王と称された。



もろなにかる
茂呂何丸 宝暦11年(1761)~天保8年(1837) 俳人・俳学者

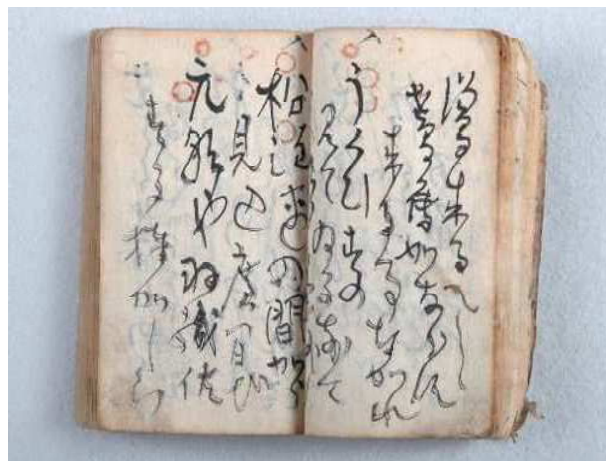
吉田村北本町(現在の長野市吉田3丁目)に小沢治郎右衛門の長男として生まれ、青年時代は書画を愛し、江戸、京都、大坂を往来し、古書画の売買を業としていた。寛政4年(1792)に俳諧の仲間入りをし、享和2年(1802)に重病を患い、剃髪して何丸と名を改める。



文政2年(1819)に江戸に出て蔵前の札差中村抱義の知遇を受け、俳諧宗匠として立つ。松尾芭蕉の研究で知られ、芭蕉七部集注釈事業に取り組み、『七部集大鏡』や『芭蕉翁句解参考』を著している。文政7年(1824)、京都二条家から俳諧奉行職御代官に任じられている。名は一元、通称治郎右衛門、別号に古連、漁村、月院社がある。

みねむらほくさい
峯村白齋 安永元年(1772)~嘉永4年(1851) 俳人

水内郡石村(現在の長野市豊野町石)の豪農峯村藤兵衛の長男として生まれ、幼名は清蔵、後に仙蔵といった。早くから俳諧に親しみ、善光寺町の戸谷猿左に学び、茂呂何丸、小林一茶らと交遊した。また石村長秀院の発明和尚に漢学を学び、南画にも長けていた。『俳句手帳』、『花の佛』などの発句集があり、俳文集として『四景楼之辞』などがある。別号は、古扇、古仙、古僊、寒岳園。後に白齋と称した。寺子屋寒岳園を営み、これを庵号とした。



『俳句手帳』(長野市立博物館所蔵)

かんばらどうざん

鎌原桐山 安永3年(1774)～嘉永5年(1852) 朱子学者・故実家

松代藩の家老鎌原重義の三男として生まれた。名は重賢、のち8代真田幸貫から一字を賜り貫忠、号を子恕と改める。

桐山は、岡野石城、佐藤一斎に儒学を学び、長国寺住職の千丈実巖に詩文を学んだ。射術、馬術、卜伝流槍術、長沼流兵学、小笠原流礼法、点茶など諸芸を極めた。門人に山寺常山、佐久間象山、長谷川昭道らがあった。詩作、文章もたしなみ、その蔵書は1万冊にのぼったとされる。著作に『朝陽館漫筆』150巻余、『隠居放言』14巻、『大東鈴家智囊』などがある。没後門人等によって松代町東条に碑が建てられ、碑文は佐藤一斎が記している。



さなだゆきつら

真田幸貫 寛政3年(1791)～嘉永5年(1852) 武士・松代藩8代藩主

信濃守。号は遂翁、一誠斎。陸奥白河藩主松平定信の二男で、真田幸専の養子となり、文政6年(1823)家督を継ぎ、10万石を領する。藩政改革を実施し、特に富国強兵策を採用し、藩士佐久間象山を抜擢して、洋学や西洋砲術の研究、洋式大砲、鉄砲の鑄造、殖産興業などを推進した。

天保12年(1841)、幕府老中に登用され、海防掛として、諸侯に海岸防御のために大砲を鑄造することなどを命じる。弘化4年(1847)の善光寺大地震では、幕府より1万両を拝借した。嘉永5年(1852)、藩校文武学校の建築準備に着手後、62歳で没した。



てらしまそうはん

寺島宗伴 寛政6年(1794)～明治17年(1884) 和算家

上水内郡鬼無里村(現長野市鬼無里)に生まれ、はじめ宮城流和算の叔父寺島半右衛門陳玄について学び、文化13年(1816)に免状を得る。その後、松代藩士町田源左衛門正記について最上流和算を学び、文政10年(1827)に免状を取得。鬼無里を中心に信濃を遊歴し、門弟衆には信濃から越後にかけて1,100人を超える門弟の名が記されている。

和算以外にも家相、規矩術、そろばん、折形、挿花も教授した。鬼無里の松巖寺に奉納算額が残されている。『算法続浅問答』、『算法隔日記全二十巻』などがある。通称は数右衛門、号は北明。



いわしたさだあき
岩下貞融 享和元年(1801)~慶応3年(1867) 国学者

善光寺大門町(現在の長野市大字長野大門町)の素封家岩下貞諒の長男として生まれる。文政2年(1819)、名古屋へ行き、塚田大峯に師事する。また、京都で頼山陽に詩文を、江戸で清水浜臣に国学を修め、和漢の学に通じ、詩歌、書画に長けていた。善光寺大勸進別当に仕える寺侍で、和歌、詩文、国学関係の出版物のほか善光寺についての初の研究書『善光寺史略』、『善光寺別当伝略』などを著した。雅楽を奏する楽人でもあった。近世善光寺町を代表する学者で、本姓は滋野、通称は多門、号は桜園、菅山。名は「さだみち」とも言う。



旧居跡にある顕彰碑

あおき せつけい
青木雪卿 文化元年(1804)~明治34年(1901) 武士・絵師

現在の長野市松代町岩野に生まれる。通称を八重八、号を雪卿とした。川中島の更級雄斎に絵を学んだとされる。松代城の障壁画を描き、多くの肖像画を描いたと伝えられている。

弘化4年(1847)に起こった善光寺地震後の被災地を8代藩主真田幸貫の巡行どおりに描いた『感応公丁未震災後封内巡視図』は、被災地を写實的に描いた彼の代表作であり、災害史の重要な記録である。パノラマ写真のような眺望図や实景を尊重する極めて写實的な描写に写真の影響を想像させるような表現が見られる。



『感応公丁未震災後封内巡視図』
(広瀬村百舌鳥原)

やまてらじょうざん**山寺常山 文化4年(1807)～明治11年(1878) 武士・儒学者**

通称は源太夫、号を常山といった。松代藩160石取りの武士の家に生まれ、藩の監察、普請奉行を経て、江戸で兵学、経学などを学び、佐藤一斎や中村敬宇らと親交を深めた。8代藩主真田幸貫が老中となると、藩士に兵学を講じ、9代幸教の代には側役頭取を兼ねた。また、寺社奉行や郡奉行を勤めた。

明治維新後は、明治政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育にあたった。屋敷地は山寺常山邸として松代町竹山町に現存し、庭園が登録記念物(名勝地)に登録されている。

さくましようざん**佐久間象山 文化8年(1811)～元治元年(1864) 武士・儒学者・兵学者**

松代藩の下士佐久間家の長男として、埴科郡松代町浦町(現在の長野市松代町松代)に生まれる。通称は修理、号を象山、子明。儒学を学び、朱子学を信奉する。天保4年(1833)、江戸に出て佐藤一斎に学び、その頃、渡辺華山、坪井信道、藤田東湖らと交わり、親交を深めた。

アヘン戦争(天保10年(1839)～天保13年(1842))の衝撃を受けて対外的危機感に目覚め、天保13年(1842)、8代藩主真田幸貫が老中海防掛となると海外の事情を積極的に学んだ。弘化元年(1844)、黒川良安と蘭学、漢学の交換教授を行い、その後オランダ語の百科事典などによって新しい知識を身につけて様々な科学実験を行った。天保13年(1842)、江川英龍に入門して西洋砲術を学び、嘉永3年(1850)、江戸深川で西洋砲術の塾を開いた。弟子に勝海舟、坂本龍馬、吉田松陰などがいる。

安政元年(1854)、吉田松陰のアメリカ密航未遂事件に連座し、松代に蟄居を命じられる。元治元年(1864)、幕府の命を受け、海陸御備向手付御雇として京都に上るが、7月11日三条木屋町で尊攘派によって暗殺される。享年54歳であった。名の象山は、「ぞうざん」と読まれることもある。



はせがわあきみち
長谷川昭道 文化12年(1815)~明治30年(1897) 武士・皇道学者

通称を深美といい、号を戸隠舎といった。藩の竹内錫命、鎌原桐山、山寺常山らに漢学や兵学を学び、江戸で佐藤一斎に師事した。郡奉行兼勝手元締役などを務めた。一貫して尊皇攘夷を唱え、佐久間象山らの派閥と対立した。慶応元年(1865)京都留守居役となり、明治維新に当たっては、教道局御用掛として大学創立の調査に当たり太政官権大史に任ぜられた。



明治3年(1870)に農民一揆の松代午札騒動が起ると、知藩事真田幸民の強い要請で官を辞し、松代に帰って騒動の收拾に当たった。大正4年(1915)正五位を贈られた。維新时期に藩論を勤皇に統一し、著書に『皇国述義』、『神皇正統記譜略』などがあり、真田公園に顕彰碑が建てられている。

きたむらきよまつ
北村喜代松 天保元年(1830)~明治39年(1906) 彫工

頸城郡市振村(現在の新潟県糸魚川市市振)の宮大工建部家に生まれ、上水内郡長野村(現在の長野市)の北村家に入婿した。喜代松は、早くから鬼無里に来て、屋台の彫刻などを手がけた。結婚後15年間余り上水内郡長野町(旧長野市)に住み、47歳の明治9年(1876)に故郷の市振村へ移る。

喜代松の手による作品は、長野市内では鬼無里の屋台や神楽彫刻、戸隠神社宝光社の拝殿彫刻、市外では飯山市、野沢温泉村などの本堂彫刻、新潟、富山、群馬の本殿、拝殿など彫刻30余りが残されている。

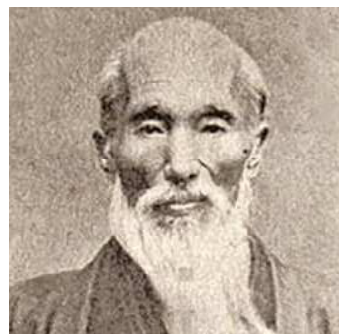


鬼無里神社の屋台
(長野市有形文化財(工芸品)、安政4年(1857))

おおさとちゅういちろう

大里忠一郎 天保6年(1835)~明治31年(1898) 製糸家

埴科郡西条村(現在の長野市松代町西条)の旧家相沢家に生まれ、松代藩士大里家の養子となる。士族授産のため製糸業に着目し、官営富岡製糸場を模範として明治7年(1874)に日本初の民間蒸気製糸工場(西条村製糸場、後の六工社)を有志と共に設立した。資金の乏しい中、研究、改良を重ねて蒸気汽罐や陶器の繰糸鍋を発明し、上質の生糸を生産して製糸業の発展に努めた。西条村製糸場は民間蒸気製糸の工場として全国の模範となった。



明治11年(1878)には長野県御用掛を命じられ、県の設立した製糸場の主務を努め、六十三国立銀行を創設して支配人兼副頭取となった。明治21年(1888)に松代町に蚕糸業伝習所を新設し、学理的な研究と一切の実務的技術を習得させて、後進の育成に努めた。明治23年(1890)には、六工社の生糸がパリで開かれた万国博覧会で金牌を受賞した。その後、全国各地で講演を行い、日本の製糸業の優秀性を訴え、その振興を図った。また、六工社の生糸のアメリカへの直輸出の道を開くなど、製糸家として活躍した。

わだえい

和田英 安政4年(1857)~昭和4年(1929) 工女

安政4年(1857)に、横田数馬、亀代の二女として松代町代官町に生まれた。明治6年(1873)に、松代地域の工女を引き連れて16歳で上州官営富岡製糸場に入場し、フランス式繰糸技術を伝習して一等工女となった。明治17年(1884)に、松代西条村の日本最初の民間蒸気製糸場の西条村製糸場(後の六工社)事業開始とともに富岡製糸場を退場し、教婦として、その創業に尽力した。明治41年(1908)から大正2年(1913)にかけて富岡製糸場の生活や六工社創立当時を追想して執筆した『富岡日記』は、当時の新しい女性の生き方が映し出された貴重な記録となっている。また、明治44年(1911)には『吾が母の躰』を著した。



生家である横田家は、敷地と建物のほぼ全てが現存し、松代藩中級武士の生活の様子をしのぶことができるとして、重要文化財に指定され、一般公開されている。

保科百助^{ほしなひやくすけ} 慶応4年(1868)~明治44年(1911) 教育者・鉱物学者

現在の北佐久郡立科町山辺に裕福な農家の三男として生まれる。明治24年(1891)に長野県師範学校を卒業後、県内の小学校で教師、校長を歴任するかたわら、鉱物標本の採集に努め、退職後は地質学の普及や図書館設立運動に取り組んだ。

1903(明治36)年、独力で収集、整理した標本243点からなる長野県地学標本(第1次)103組をつくり、県内の学校、東京帝国大学、帝国博物館、震災予防調査会、皇室等に献上した。また、地学講習会等を県内各地で行い、地質学の普及に取り組んだ。1904(明治37)には、貧困で学ぶことのできない人々を対象とした保科塾(明治39年(1906)閉鎖)を長野市長門町に開くほか、1907(明治40)年、図書館設立を目的に筆墨の行商を始め、県内を回って図書館の必要性を説き、募金や書籍の寄贈を訴えた。自らの蔵書も全て寄贈し、信濃教育会附属図書館(後の長野県立長野図書館)の設立に尽力した。

自ら五無齋^{ごむさい}と名乗ったので、長野県内では保科五無齋^{ほしなごむさい}で知られている。



保科塾のあった場所に近い
加茂神社に建つ石碑

藤原善九郎^{ふじわらぜんくろう} 明治3年(1870)~大正12年(1923) 煙火師

杜煙火^{もりはなび}の盛んな上水内郡安茂里村(現在の長野市安茂里)に生まれる。同村平柴に信濃煙火合資会社を設立し、24歳のときに北信地区花火師組合を発足させ、大正4年(1915)には長野県煙火組合を創設して組合長になる。組合の事業として『煙火之研究』を発行し、長野県煙火師の仲間の中心、指導者として活躍した。この組合に73名の会員が参加したが、煙火の需要が多くなく、農業との兼業をする半農半工が大多数であった。煙火技術の改良に取り組み、初めて打ち上げ煙火に色をつけ、また、初めて尺玉の打ち上げに成功した。明治43年(1910)3月には、名古屋で開催された第10回関西府県連合共進会に2尺玉を出品し、来場者に喜ばれた。



ながおかすけ じろう

長岡助治郎 明治4年(1871)～昭和14年(1939) 教員・郷土史家

明治25年(1892)に松代尋常小学校専科教員(音楽科)となり、以来教員として50年間勤務した。この間、文武学校校舎の改築には、文武両道の精神を受け継ぐ松代の象徴であり、貴重な文化財であることを主張し、改築話を中止させた。松代雅楽は、8代藩主幸貫の時代から武家の式楽として松代城下でも始められ、明治維新後中断していたが、宮島春松らと協力してこれを復活させた。また、江戸時代の祇園祭の際、藩や藩主の弥栄を祈って松代城大御門前で踊られていた松代大門踊りは、廃藩後絶えていたが、開府300年祭(大正10年(1921))の挙行に際して助治郎の指導の下、肴町の青年等により再開された。



かわむら き ざん

川村驥山 明治15年(1882)～昭和44年(1969) 書家

静岡県袋井市に漢学者東江の長男として生まれる。幼い頃から書と漢詩を父川村東江や太田竹城、岡田良一郎に学び、12歳のころには、明治天皇の銀婚式に孝経と出師表すいしひょうの作品を献上し、天覧の栄を賜る。幼年から全国各地の素封家の間を筆一本を持って歩く、文人墨客的な生活を送る書家であった。

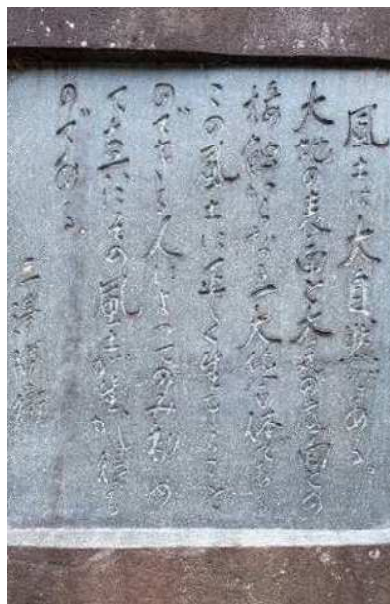


昭和20年(1945)の東京大空襲により、戦禍を避けて篠ノ井に疎開することとなり、居宅を新築するなどして信州に永住する決心を固める。昭和37年(1962)に支援者により常設展示を目的とする驥山館が開館した。

飄々とした無欲達観の人で筆に生涯を託し、純朴な楷書と次々と豹変する狂草で、漂泊の魂を表現して世俗を超越した明治から昭和期の日本書道界の第一人者として活躍し、昭和26年(1951)に書道界で初めて日本芸術院賞を受賞した。本名は川村慎一郎、酒仙としても知られ、別号に酔仏居士、酔驥、長嘯庵主人などがある。

みさわかつえ **三沢勝衛 明治18年(1885)～昭和12年(1937) 教育者・地理学者**

更級郡三水村(現在の長野市信更町三水)に生まれる。検定で教員資格を取り、大正9年(1920)、長野県立諏訪中学校(現在の長野県立諏訪清陵高校)教諭を勤める。野外調査を中心とした独自の地理教育を行う。太陽黒点の観測をはじめとする天文学の研究に打ち込み、総合的で独創的な風土論を展開した。県下の小中学校で教え、教え子からは古畑正秋(天文学)、藤森栄一(考古学)、矢沢大二(地理学)、諏訪彰(火山学)、新田次郎(作家)など多くの文化人、学者、研究者を輩出している。また、信州の冬の厳寒と乾燥を利点視し、凍み豆腐、寒天作りなどの産業振興を勧めた。著書に『風土産業』、『郷土地理の観方』、『新地理教育論』などがある。



生家跡にある石碑

あおきぎさく **青木儀作 明治22年(1889)～昭和40年(1965) 煙火師**

上水内郡安茂里村差出(現在の長野市安茂里差出)に三男一女の末子として生まれる。早くから村社久保寺煙火行事に参加して花火と関わり、地元には藤原善九郎経営の煙火工場もあり、煙火に関心を寄せて研究を重ねた。大正5年(1916)には煙火製造業に専念する煙火師となる。

芯入り花火を研究し、抜芯技法を創始完成して、昭和3年(1928)に多重芯割物(八重芯菊花火)の製法を完成させ、各地で開かれる花火競進会で優勝の成績を重ねて紅屋青木の盛名は全国にとどろくに至った。美しい色を出す火薬の粒を星と呼んでいるが、色の違った薬を二重、三重に掛け重ねる掛け星は日本独特の変色星で、青木儀作が工夫して完成させた。



日本の花火を芸術品にまで昇華させた功労者であったことから、昭和34年(1959)に黄綬褒賞を受章し、これに伴い昭和36年(1961)に日本煙火芸術協会が誕生して青木が会長に就任した。儀作の技術は、子息多門に継承され、さらに華麗なものとなっていった。

おおひら きま た
大平喜間多 明治22年(1889)～昭和34年(1959) 郷土史家

埴科郡東寺尾村(現在の長野市松代町東寺尾)に生まれる。遊民と号した。10代後半から文芸活動をはじめ、勸業新聞、中信時報の記者をし、昭和12年(1937)から昭和30年代まで松代町会議員を務めた。

自らの職業を著述業とし、実地踏査を踏まえて郷土史の研究を続けた。大正7年(1918)から10年間、松代町史編纂主任に専念し、松代町史を完成させた。大室古墳群の168号墳は、大平が調査したことから、大平塚とも呼ばれている。昭和4年(1929)に埴科郷土研究会、昭和8年(1933)には北信郷土叢書刊行会設立の中心メンバーとして活動。著書に『松代風土記』、『真田幸貫』、『佐久間象山』、『真田幸弘と恩田木工』などがある。松代町東条出身の中村柊花と親交を持ち、詩や和歌なども詠んだ。



4 ◆ 文化財等の分布状況

(1) 長野市内の指定等文化財

本市には、国指定・選定で39件、県指定で58件、市指定で291件の文化財がある。そのほかに国登録の有形文化財・記念物が144件ある。

(令和5年(2023)4月1日現在)

種 類		国		長野県	長野市
		指定・選定	登 録	指 定	指 定
有形文化財	建造物	8 (うち国宝1)	136	11	65
	絵画	2	0	2	8
	彫刻	15	0	8	27
	工芸品	3	0	7	15
	書跡・典籍	2	0	2	2
	古文書	0	0	0	10
	考古資料	0	0	1	12
	歴史資料	1	0	0	3
無形文化財		0	0	0	7
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	14
	無形の民俗文化財	0	0	4	9
記念物 ^{※1}	遺跡	6	0	5	46
	名勝地	0	8	1	4 ^{※2}
	動物、植物、地質鉱物	1	0	16	69
伝統的建造物群		1	—	—	—
合 計		39 (うち国宝1)	144	58	291

※1 国指定により「遺跡」は史跡、「名勝地」は名勝、「動物、植物、地質鉱物」は天然記念物となる。県・市の指定の場合は、長野県指定史跡、長野市指定史跡のように、史跡・名勝・天然記念物の前に長野県・長野市が付く。

※2 名勝・天然記念物を包括した文化財1件を含む。

このほか、国認定の重要美術品6件(絵画2、彫刻1、工芸品2、書跡1)、国選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財1件がある。市選択の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財8件、市選定の選定保存技術1件がある。



主な文化財



(2) 国指定等文化財

本市における国指定文化財は、38件あり、国宝が1件、重要文化財が30件、史跡・名勝・天然記念物が7件である。また、国選定の重要伝統的建造物群保存地区が1件ある。主な文化財は以下のとおりである。

ア 国宝、重要文化財

建造物について、国宝は善光寺本堂附厨子^{ツガイゴシ}1基の1件であり、重要文化財は、善光寺三門と善光寺経蔵、松代地区の松代藩真田家の初代藩主の位牌を祀る真田信之霊屋、信之の三男の位牌を祀る真田信重霊屋、松代藩の武家住宅である旧横田家住宅^{しらのげ}、鬼無里地区の白髭神社本殿、芋井地区の葛山落合神社本殿の7件で、室町時代、安土桃山時代、江戸時代の建築年代である。



旧横田家住宅(重要文化財)

絵画では、善光寺大本願所蔵の絹本著色阿弥陀聖衆来迎図(鎌倉末～室町初期)が県下に伝存する浄土教来迎図の中では最古のものとして、また、若穂地区の清水寺の絹本著色両界曼荼羅図(鎌倉時代)が県下における曼荼羅の最佳品として重要文化財に指定されている。

彫刻では、若槻地区の小金銅仏(銅造観音菩薩立像)が白鳳時代のもので最も古い。若穂地区の清水寺は、大正5年(1916)の火事で焼失したのちに奈良県から仏像を迎え、



銅造観音菩薩立像
(重要文化財)



鉄鋏形
(重要文化財)

そのうち木造聖観音立像ほか6軀の木造仏がいずれも平安時代から鎌倉時代初頭の作とされ、重要文化財となっている。このほか、平安時代の木造仏として松代地区の清水寺に木造千手観菩薩立像ほか2軀、七二会地区の木造観音立像、信更地区の観音寺の木造十一面観音立像が重要文化財に指定されている。また、善光寺御開帳の際に公開される前立本尊(金銅阿弥陀如来及兩脇侍立像)3軀も重要文化財となっている。

工芸品は、奈良時代から平安時代初期のものとされる戸隠神社の牙笏、平安時代のものとされる若穂地区の清水寺の鉄鋏形(長野市博物館寄託)など3件が指定されている。

書跡では、戸隠神社に残る紙本墨書法華経残闕(平安時代末期～鎌倉時代)を含め2件が重要文化財に指定されている。

歴史資料では、善光寺大勧進所蔵の室町時代享祿4年(1531)の善光寺再建にかかわる門その他付属建物の設計図である善光寺造営図が重要文化財に指定されている。

イ 史跡、名勝、天然記念物

古墳の史跡に古墳時代の前期古墳の川柳將軍塚古墳、姫塚古墳、中期古墳の埴科古墳群、中期から後期古墳で積石塚を特徴とする大室古墳群(166基)がある。そのほかの史跡に松代地区にある松代藩ゆかりの松代城跡附新御殿跡、旧文武学校、松代藩主真田家墓所がある。

天然記念物に市北部の中山間地域の芋井地区にある素桜神社の神代ザクラの1件がある。



素桜神社の神代ザクラ(天然記念物)

ウ 伝統的建造物群保存地区

伝統的建造物群保存地区は、戸隠神社中社と宝光社の表参道周辺に形成された宿坊群が戸隠伝統的建造物群保存地区として重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。

保存地区は、江戸時代の敷地割や道、水路などの構成がよく維持されており、標高が高い厳しい環境にあって、江戸時代後期から近代にかけて隆盛した戸隠信仰の下、多くの参詣者を受け入れるために大型化した宿坊が、社殿や在家の住宅、石垣、庭園等と一体となって優れた歴史的まちなみが形成されている。



戸隠宝光社地区の町並み

エ 登録有形文化財、登録記念物

登録有形文化財(建造物)は136件あり、江戸時代から明治時代までの建築物が多く、中には大正時代や昭和時代初期のものもある。これらの建造物は、善光寺周辺の旅館、商店の店舗等で20件、松代地区の寺社、店舗、個人住宅等で79件あり、この両地区に集中している。

登録記念物は8件で、全て松代地区の泉水路を構成する武家住宅などの庭園(旧山寺常山氏庭園、象山神社園池など)である。

オ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財、重要美術品

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として、若穂地区の高岡集落で正月15日に行われる高岡の小豆焼き行事が選択されている。小豆焼き行事は、囲炉裏の火で熱したカワラケに小豆を載せ、小豆の回りで年の吉凶を占う予祝行事の一つで、道祖神信仰と関わりがある。

このほか重要美術品として、絵画2件、工芸品2、彫刻1件、書跡1件の6件が認定されている。



小豆焼き行事
(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財)

(3) 県指定文化財

本市の県指定文化財は、58件あり、その内訳は県宝が31件、民俗文化財が5件、史跡・名勝・天然記念物が22件となっている。

ア 県宝

県宝31件の内訳は、建造物11件、絵画2件、彫刻8件、工芸品7件、書跡2件、考古資料1件となっている。主な文化財は以下のとおりである。

(ア) 建造物

室町時代後期の葛山落合神社境内諏訪社社殿を最古とし、戦国時代から明治時代後期までの寺社の本堂、表門、武家住宅、旧長野県師範学校教師館、メソジスト教会の牧師として明治39年(1906)に着任したダニエル・ノルマンの邸宅(旧ダニエル・ノルマン邸)など11件が指定されている。



熊野出速雄神社本殿(県宝)

このうち7件が松代地区にあり、中世の熊野系修験を伝える建築遺構である皆神山の熊野出速雄神社本殿や大英寺本堂(真田信之夫人の霊屋)、林正寺本堂(真田家2代藩主信政の霊屋)、長国寺開山堂(真田家3代藩主幸道の霊屋)、4代藩主真田信弘霊屋(長国寺)といった真田家一連の霊屋群のほか、現存する松代藩武家屋敷の中で最も古い年代に属する旧前島家住宅、真田家の祈願寺だった開善寺経蔵が指定されている。

(イ) 絵画、彫刻、工芸品、書跡

絵画は、善光寺大勧進が所蔵する絹本著色釈迦三尊像が県内では遺例が少ない鎌倉時代に遡る仏画として指定を受けている。また、善光寺淵之坊に残る室町時代制作とされる絹本著色善光寺如来絵伝(3幅)は、数少ない中世の善光寺如来に関わる絵伝であるとともに、絵解き図として実際に善光寺信仰流布に利用されていたことがうかがえる貴重な文化財である。



絹本著色善光寺如来絵伝(県宝)

彫刻は、中条地区にある正法寺の木造聖観音菩薩立像ほか2躯、安茂里地区にある正覚院の木造伝観音菩薩立像など平安時代から鎌倉時代にかけての仏像8件(12躯)が指定されている。

工芸品は、松代地区の玉依比売命神社^{たまよりひめのみこと}で毎年1月7日に行われる児玉石神事^{こだまいし}で用いる児玉石^{こだまいし}が指定されている。児玉石神事は、神社所蔵の児玉石^{こだまいし}と呼ばれる多数の玉石類の数を数え上げるもので、石の数の増減で年の吉凶を占う予祝儀礼であり、この玉石類のうち591顆が県宝となっている。県宝は、児玉石^{こだまいし}を含め7件が指定されている。

書跡は、戸隠神社が所蔵する戸隠山の縁起等を記した室町時代の戸隠山顕光寺流記^{とがくしさんけんこうじりるき}や、松代地区の真田宝物館所蔵の真田家初代幸隆以来真田家に代々伝来した文書381点が真田家文書として指定されている。

イ 有形民俗文化財・無形民俗文化財

有形民俗文化財が1件、無形民俗文化財が4件指定されている。

(ア) 有形民俗文化財

小正月関係資料コレクションは、市内外の小正月行事で用いられる道具を長野市立博物館が収集したものである。市指定には、江戸時代の松代焼コレクション(真田宝物館蔵)や、善光寺で年末年始にかけて行われる堂童子行事で使用される一連の道具類(善光寺の正月行事用具)、第四地区の妻科と吉田地区の中越に残る庚申講人別帳及び用具一式、善光寺町の祇園祭で曳航されていた第一地区の西町上の山車(長野市立博物館寄託)などがある。

(イ) 無形民俗文化財

長野盆地の平坦地に位置する篠ノ井塩崎の長谷及び越で行われる道祖神信仰に基づく小正月行事の巨大なわら人形と男根をつくるドンドヤキ、中山間地域の大岡地区の芦ノ尻組^{あしのしり}で行われる石碑の上にしめ縄で神面を形づくる芦ノ尻^{あしのしり}の道祖神祭り、神仏混淆の時代から伝わる戸隠神社太々神楽、安茂里地区の犀川神社境内で秋祭りの際に行われる仕掛け花火の犀川神社^{もりはなび}の杜煙火が指定されている。



芦ノ尻の道祖神祭り(県指定無形民俗文化財)

ウ 史跡、名勝、天然記念物

史跡に5件、名勝に1件、天然記念物に16件が指定されている。

史跡のうち、松代東条の菅間王塚古墳と松代町豊栄の桑根井空塚は合掌形石室の古墳で、菅間王塚古墳は、積石塚としては県内で最大規模の古墳である。史跡大室古墳群とともに積石塚、合掌形石室墳の地域性がみて取れる。山岳信仰、修験の霊場として知られる戸隠神社奥社、中社、宝光社(顕光寺奥院、中院、宝光院)は、戸隠神社信仰遺跡として指定されている。また、信州新町牧野島にある牧之島城跡は、武田信玄が馬場信房に築かせた武田流の平山城で、戦国時代の縄張りがよく残されている。

名勝は、鬼無里地区の奥裾花峡谷が指定されている。

天然記念物は、戸隠神社奥社社叢、真島のクワ、戸隠豊岡のカツラなど樹木、市域の大地の形成を物語る戸隠川下のシンシュウゾウ化石、信州新町地区の山穂刈のクジラ化石や信州新町地区の浦沢、中条地区の菅沼の絶滅セイウチなどの化石類のほか、若穂地区の大柳及び井上の枕状溶岩、鬼無里地区の深谷沢の蜂の巣状風化岩の地質標本がある。

(4) 市指定等文化財

市指定等の文化財は300件あり、このうち有形文化財の142件と、史跡、名勝、天然記念物等の119件で大半を占めている。主な文化財は、以下のとおりである。

ア 有形文化財

有形文化財142件の内訳は、建造物65件、絵画8件、彫刻27件、工芸品15件、書跡2件、文書10件、考古資料12件、歴史資料3件となっている。

(ア) 建造物

最古のものは、篠ノ井地区にある平安時代の石造多層塔で、次いで松代地区の石幢(笠仏)が鎌倉時代のものとされる。また、南北朝から室町時代にかけて造立された石造宝篋印塔が3件指定されている。木造では室町時代、応永12年(1405)の棟札が残る松代地区の源関神社本殿と様式から室町時代頃のものとする浅川地区の諏訪神社本殿の2件、以上7件が江戸時代より前の建造物である。

江戸時代のものとしては、寺社(古牧地区の守田廻神社本殿、鬼無里地区の松巖寺経蔵・観音堂・鎮守堂など)、武家住宅の表門(松代地区の旧白井家表門など)、鐘楼(旧



石造多層塔
(市指定有形文化財)

松代藩鐘楼など)、武家住宅(松代地区の旧樋口家住宅)、霊屋(松代地区の大鋒寺真田信之霊屋)、石造物(吉田地区の中越の庚申塔など)など合わせて42件、明治以降のものでは神社(鬼無里地区の荒倉山神社本殿、大岡地区の塩竈神社など)が多くを占め、そのほかに学校(更北地区の旧作新学校本館)と町屋(松代地区の旧金箱家住宅)が指定されている。



旧作新学校本館(市指定有形文化財)

(イ) 絵画、彫刻

絵画は、淵之坊の善光寺如来絵伝と同様に絵解きに利用された跡がみられる長沼地区の西巖寺の絹本著色鬼女紅葉狩の図(江戸時代)と蓮如上人絵伝(4幅、江戸時代)や、吉田地区の善敬寺の絹本著色親鸞聖人絵伝(4幅、江戸時代)など8件が指定されている。

彫刻では、平安時代の木造阿弥陀如来立像、木造毘沙門天像など6件、鎌倉時代の木造聖徳太子立像、木造伐折羅大将像など7件、室町時代の石造地藏菩薩坐像、木造釈迦如来像、明治初頭の廃仏毀釈によって戸隠山奥院の仁王堂から第二地区の寛慶寺に移された木造金剛力士像など5件、戦国時代から江戸時代の木造大日如来坐像、木造地藏菩薩半跏像など9件を合わせて27件が指定されている。



木造伐折羅大将像
(市指定有形文化財)

(ウ) 工芸品、文書

工芸品は、現在の新潟県糸魚川市市振出身の宮大工北村喜代松によって幕末から明治時代初期にかけて製作された鬼無里地区にある4基の山車と2基の神楽のほか、元善町の世尊院の五銚鈴、西光寺ほかの木造百万塔、玉依比売命神社の漆地彩色装神輿など15件がある。

文書は、更北地区に残る戦乱による村の荒廃を物語る失人(逃亡)の記載が見られる豊臣秀吉による太閤検地の検地帳の「文禄四年中氷鉦村下氷鉦村御検地帳」(1595年)など10件がある。



文禄四年中氷鉦村下氷鉦村御検地帳
(市指定有形文化財)

イ 無形文化財

無形文化財には、善光寺造営に関わる用材の運搬時に唄われたところから始まるとされる善光寺木遣りや、江戸時代初期に八橋検校によって創始され、真田家2代藩主側室のお伏せ(二代目お通)によって松代地区に伝えられた八橋流^{やっほしりゅう}箏曲^{そうきょく}など7件が指定されている。



善光寺木遣り(市指定無形文化財)

ウ 有形民俗文化財・無形民俗文化財

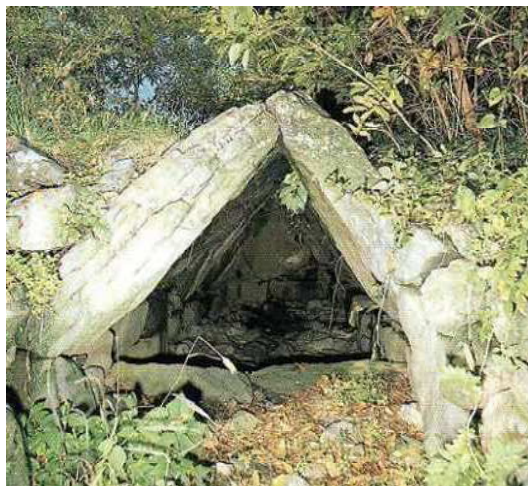
有形民俗文化財は、西町上区の上車、松代藩の御用窯として江戸時代に栄えた松代焼のコレクション、中越と妻科の庚申講人別帳及び用具一式、小島の門灯笼と舞台など14件ある。

無形民俗文化財は、市内各所で行われる獅子神楽のうち、大岡地区の川口太神楽や第三地区の権堂町の勢獅子など代表的なもの5件が選ばれている。

このほか松代地区の玉依比売命^{たまよりひめのみこと}神社で1月6日及び7日の2日間にわたって行われる一連の予祝行事(玉依比売命^{たまよりひめのみこと}神社の御田祭、児玉石神事、御判神事)や大岡地区の高峰寺の種蒔会といった年中行事、芋井地区の芋井甚句や若穂地区保科の高井穂神社で行われる道中行列の赤熊^{しゃあま}(奴卷^{やつこまき})といった芸能などが指定されている。

エ 史跡、名勝、天然記念物

市指定の史跡は、縄文時代の集落遺跡である中条地区の宮遺跡、古墳時代の祭祀遺跡である古里地区の駒沢祭祀遺跡のほか、古墳(篠ノ井地区の中郷神社前方後円墳、松代地区の竹原笹塚古墳など)、山城(豊野地区の大倉城跡、芋井地区の葛山城跡など)、寺院跡(豊野地区の神護寺跡、戸隠原の大頭庵跡など)、善光寺参道(敷石)など46件を数える。



竹原笹塚古墳(市指定史跡)

市指定の天然記念物は、戸隠地区のカワシンジュガイ、松代地区の皆神山のクロサンショウウオの産卵池、明徳寺のヒキガエル産卵池といった動物、芋井地区の葛山落合神社社叢、吉田地区の吉田のイチョウ、戸隠地区の戸隠神社中社の三本杉などの樹木、鬼無里地区の奥裾花のケスタ地形、漣^{れんこん}痕(リップルマーク)といった地質関係など合わせて69件にのぼる。

名勝は、信州新町地区の久米路峽など3件、名勝と天然記念物を包括した大岡地区の樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落がある。



樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落
(市名勝・天然記念物)

オ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は、犀川神社太神楽、赤野田神社太神楽など太神楽や獅子舞、篠ノ井塩崎の雨乞い祈願の三十三燈籠、篠ノ井地区の有旅犬石と東横田で7月末から8月初頭に行われる稲の害虫除けの虫送り行事など8件が選択されている。

カ 選定保存技術

選定保存技術は、吉田地区の桐原牧神社で春祭りの際に奉納、頒布される藁馬の製作技術が選定されている。



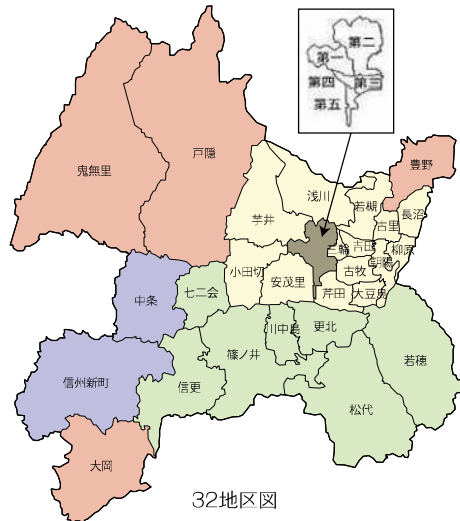
桐原牧神社の藁馬(市選定保存技術)

(5) 未指定の文化財

これまでの調査結果の中から指定文化財を除いた地区別種類別の未指定文化財数は次の表のとおりとなっている。

地区別種類別未指定文化財数

地区	有形文化財									無形文化財	民俗文化財			記念物					伝統的建造物群保存地区	地区別合計
	建造物	美術工芸品									民俗文化財	無形の民俗文化財		遺跡	名勝地	植物	動物	地質鉱物		
		絵画	彫刻	工芸品	書跡	典籍	古文書	歴史資料	考古資料			有形の民俗文化財	無形の民俗文化財							
第一	2						129	9			4	9	6							159
第二	9	28	2	2			196	1	1		9	8	5	1						262
第三	1						53				5	1								60
第四	5		2				37	4			2	1	1							52
第五	2						7	5			2		3							19
芹田	3		4				66		2			20	8							103
古牧	23	4	5		3		5	2				43	9	4		13				111
三輪	1						47					2	4	1						55
吉田	2						9	1				10	6	2						30
古里	22						15					7	7	6						57
柳原							17					5	4							26
浅川							7					18	7	2				1		35
大豆島	10						18						3	4						35
朝陽	1						18	1				9	8							37
若槻	61		13				27	3					9	16						129
長沼	26	1	2		2	2	24					3	7	6	2	3				78
安茂里	15	3	26	2	1		119	20	5			15	5	4						215
小田切	51		6				42		1			2			8	15		5		130
芋井	2		16				19	2				27	6	1						73
篠ノ井	44		5			1	114	21	6			20	28							239
松代	79	20	12	7	2	1	125	27	1	1		22	11	10						318
若穂	102	2	50	1			120	15	3		2	27	22	3			1			348
川中島	26		3		1		87	2			1	21	20	3						164
更北	44	7	5				149	1	1			19	14	5		1				246
七二会	17		2				111					4	9	1						144
信更	66		4		5		30	1				50	2							158
豊野							94	1					8							103
戸隠	28		7					4				6	21							66
鬼無里	4	3	6				107	5				1	10	4						140
大岡	37		1			1	85	4				2	4	1						135
信州新町	3		223										4							230
中条	1	1	122										6							130
計	687	69	516	12	14	5	1,877	129	20	1	25	352	257	74	10	32	1	6	0	4,087



32地区図

ア 歴史的風致形成建造物

長野市歴史的風致維持向上計画で定められた重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要な建造物を指定している。

指定建造物は、第7章に記載している。

イ 景観重要建造物

特色のある景観形成を特に推進する地区の景観形成上、維持、保全する価値があり、その地域のシンボリックな景観を生み出している建造物を指定している。

	名称及び指定日	外 観	地 区
1	藤屋旅館 平成20年(2008)5月1日 備考 登録有形文化財(建造物)		第二地区
2	中澤時計本店 平成20年(2008)5月1日 備考 登録有形文化財(建造物)		第二地区
3	八田邸 平成20年(2008)5月1日 備考 登録有形文化財(建造物)		松代地区
4	西澤邸 平成20年(2008)5月1日		若穂地区

	名称及び指定日	外 観	地 区
5	北村邸 平成20年(2008)5月1日 備考 登録有形文化財(建造物)		若穂地区
6	宿坊極意 平成23年(2011)11月7日 備考 登録有形文化財(建造物)		戸隠地区
7	越志旅館 平成23年(2011)11月7日 備考 登録有形文化財(建造物)		戸隠地区

ウ 長野市伝統環境保存区域内における伝統環境を構成している建造物等及びこれと一体をなす環境を保存するために特に必要と思われる物件

長野市伝統環境保存条例に基づき定めた長野市伝統環境保存計画で設定した保存区域内で伝統環境を構成している建造物、庭園、水路、松代地区の表柴町、代官町、馬場町、竹山町が保存区域に設定されており、その区域内の江戸時代から明治時代に建てられた建造物、庭園、及び、水路が指定を受けている。

エ その他の建造物

松代地区の松代城下町、第二地区の善光寺門前町、戸隠地区の宿坊群といった歴史的建造物が多く残されているまちなみのほか、北国街道や松代道沿いの丹波島宿や善光寺宿、川田宿、長沼宿、神代宿などの旧宿場町に当時の面影を残す町並みが残されている。



麻煮の釜屋(信州新町)

まちなみを形成する建物以外では、信州新町地区にある麻煮の釜屋は、かつて盛ん

だった麻生産の様子を伝えている。

オ 絵画

絵画は、善光寺大勧進が所蔵する絹本著色日吉山王曼陀羅図(15世紀)をはじめとする仏画のほか、真田宝物館が所蔵する松代藩五大祭礼絵巻と呼ばれる真田家が所蔵していた善光寺祇園祭、松代天王祭、戸隠の柱松神事、雨宮日吉山王社の御神事、武水別八幡神社の大頭祭の様子をそれぞれ卷子仕立てにした絵巻などがある。

また、無住の仏堂や地域公民館として利用されているかつての仏堂には、ヤショウマや施餓鬼会などの行事の際に使用していた仏画を残しているところが見られる。

カ 彫刻

市内には、古寺社が多く存在し、そこに祀られている神仏像にも古いものがみられる。第四地区の新田町近辺で、近世に善光寺仏師を名乗り活動していた長谷川姓の仏師の手による仏像が各所に残されている。

このほか、鬼無里、中条地区にまたがる虫倉山を拠点に山岳修行をしていた木食聖の一派が修行の一環として作った仏像が、虫倉山周辺地域の寺社や家庭に残されている。これらは、木片などから作られた素朴な仏像で、主な製作者であった木食山居の名前から山居仏と呼ばれて親しまれている。



長谷川政七作 弘法大師(鬼無里地区)

キ 工芸品

工芸品は、真田宝物館が所蔵する松代藩主真田家の大名道具の能装束や蹴鞠道具のほか、善光寺大勧進が所蔵する刺繍阿弥陀三尊来迎図がある。繡仏の阿弥陀来迎図は、鎌倉から室町時代頃に庶民の間に広がった浄土信仰の隆盛に合わせて多く作られ、現存するものは少なく、県内では唯一のものである。

ク 書跡・典籍

典籍として、親鸞聖人絵伝や鬼女紅葉狩の図(いずれも市指定文化財)を所蔵する長沼地区の西巖寺では、源氏物語五十四帖や一条兼良書住吉物語が所蔵されている。また、書跡として、古牧地区の光蓮寺では、永享11年(1439)に京都本願寺に参詣した際に授かった奥書に蓮如上人書跡とある^{ひじりのおしえ}聖教が所蔵されている。そのほか高井鴻山筆の川中島養蚕神社幟旗、勝海舟筆の伊勢社五反幟、佐久間象山筆の南俣神社幟旗がある。

ケ 伝統工芸品

戸隠の竹細工は、戸隠の山野に自生するチシマザサ(根曲がり竹と呼ばれている。)を材料に作られる箕や籠で、その起源は不明ながら、山ノ内町の須賀川に慶安年間(1648～1652)頃に戸隠から移住してきた徳武某ら三人によって竹細工が伝えられたとの記録が残されている。



戸隠竹細工

根曲がり竹は、茎が細くしなやかなため、細かな細工がしやすく、丈夫である点特徴で、農作業の道具としての箕や籠はもとより、明治時代に入って養蚕が盛んになると蚕籠、現在では蕎麦ざるといったように、それぞれの時代の需要に合うように製品の形を変えながら100年以上継続して作られている。

昭和58年(1983)に、県内の他の竹細工産地とともに信州竹細工として長野県の伝統的工芸品に指定されている。

コ 食文化

近世以降、市の平地部では米と麦の二毛作が、山間部では麦やソバの栽培が行われてきたため、うどん、そば、おやきといった粉食が発達した。調理法は、麺を短めに平たくして、いろいろな野菜と一緒に煮込む「おぶっこ」や、投げ籠に入れたそうめんをあらかじめ野菜等を入れた煮汁に浸し、一杯分の椀の中に煮汁と合わせて入れて食す「おとうじ」など多様である。

「おやき」は、小麦粉を水で溶いて練った生地^{こね}に餡となる具材を載せて包んで蒸す、あるいは焼いた饅頭で、餡となる具材には、この地で採れる丸茄子や野沢菜、切り干し大根が使われることが多い。かつては、米食の間を埋める代用食として家庭で日常的に作られていたが、現在では、長野県を代表する郷土食として広く知られるようになった。



おやき

本市西部の中山間地を含む西山地方と呼ばれる地域で

は、冠婚葬祭の際に「えご」と呼ばれる食べ物が出される。「えご」は、エゴグサと呼ばれる海藻の煮凝りで、羊羹状に固めた後、刺身状に切って盛り付けされる。これを酢味噌などにつけて食す。「えご」自体は無味に近く、磯の風味が強い。隣県の新潟では、日常食として食べられるのに対し、ハレの食品として食べられることや、煮凝りの際にあえて濾さずに磯の風味を強く出した方が好まれるなどの点は、海がない地域ゆえの習慣といえる。



えご

季節の風物詩として春先に食べられるのが、根曲がり竹のタケノコである。根曲がり竹は、厳寒地に自生するチシマザサのことで、中山間地域に広く見られる。根曲がり竹のタケノコは、缶詰の鯖水煮と一緒に味噌汁にして食べられることが多い。そのため、時季になるとスーパーなどでは、鯖の水煮缶が積まれる光景がみられる。

サ 絵解き

絵解きは、仏画を用いて寺社の縁起や仏教説話などを説明する文芸のひとつで、県宝の善光寺如来絵伝を所蔵する淵之坊のほか、往生寺や西光寺など善光寺近辺の寺院で行われている。

刈萱親子の伝承が伝わる往生寺と西光寺では、往生寺で「刈萱親子御絵伝」（2幅）、西光寺で「刈萱道心石童丸御親子御絵伝」（2幅）を用いて刈萱道心と石童丸の親子の物語を口演している。また、西光寺では「六道地獄図」（6幅）の絵解きも行っている。

このほか、絵解きを広めるため、長野郷土史研究会によって善光寺如来絵伝や涅槃図などの絵解きも行われている。



絵解きの様子

シ 北信流

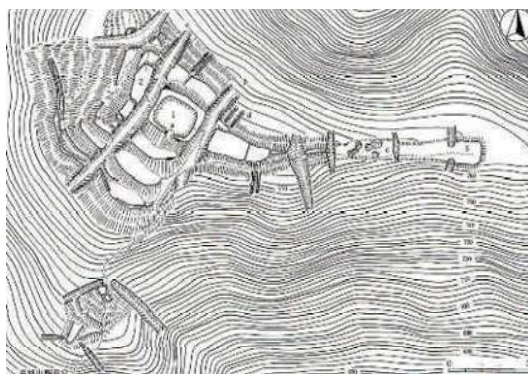
北信流とは、酒宴の途中、年配者の発言によって酒宴の主催者と主賓が宴席の中心に進み相対し、肴と称する謡の後、杯を酌み交わすというものである。北信流が行われると用事のある参加者は退席ができるとして、酒宴の中締めの意味もある。

かつて農家の男性は、突然に肴を出すよう指名されてもよいように謡の一つ二つは覚えるのが当たり前とされ、嗜みとして冬の農閑期などを利用して謡曲の師匠について謡を習ったという。

北信流は、明治以降に北信濃に広まったもので、北信一帯に伝わる。近世松代藩の武士階級に広まっていたものが、近代に入って北信一帯の民衆に広まったと考えられている。

ス 山城

市内には200近くの山城が確認されているが、大半は、鎌倉時代から戦国時代に在地の国人層や、川中島の戦いに際して武田氏、上杉氏によって築かれたものである。特に、善光寺平の掌握をめぐる武田氏と上杉氏の間でおきた川中島の戦いは長期間にわたるものであったため、善光寺を取り囲む旭山城、葛山城、大峰城や市北部に作られた髻山城、若槻山城、市南部の尼巖城、清滝城、寺尾城など、川中島の戦いに関わるものが多くある。



旭山城の縄張り

セ 石造物

石造物で特徴的なものに、徳本行者の六字名号塔がある。独特の書体で「南無阿弥陀仏」と刻まれ、脇に「徳本」の名と丸に十に似たマークのような花押が刻まれている念仏塔である。

これは、近世の念仏行者徳本(1758～1818)が念仏行の布教に用いた六字名号札を石碑に刻んだもので、市内で96基を数える。そのほとんどが、徳本行者が念仏教化のために訪れた文化13年(1816)の年号を刻んでおり、教えを広めに歩いた徳本行者の行程をうかがい知ることができる。



徳本名号塔
(更北地区 法蔵寺)

ソ 埋蔵文化財包蔵地

本市には、1,100件を超える周知の埋蔵文化財包蔵地がある。

地区別では、松代、篠ノ井、若穂、豊野地区に多く、これらの地区は、指定文化財が多く所在する地区でもある。

また、種類別では、古墳が群を抜いて多く、城館跡、集落跡と続く。地区をまたぐ包蔵地は、6か所を数える。

■ 周知の埋蔵文化財包蔵地件数一覧

(令和4年(2022)3月末現在)

	古墳	城館跡	集落跡	生産地	墳墓	社寺跡	祭祀跡	散布地	その他	計
第一	1	1	3							5
第二	21	3	5			1		1		31
第四		1	1					1		3
芹田		6	5					2		13
古牧	1	5	4					3		13
三輪		2	6					3		11
吉田		6	12					4		22
古里	3	1	4				1	5	1	15
柳原		2	4					3		9
浅川	7	3	4					14		28
朝陽		2	3					1		6
若槻	12	8	18	3				29	1	71
長沼		3								3
安茂里	34	9	3		1			10		57
小田切	2	5						8		15
芋井		4		1			1	16		22
篠ノ井	56	21	19	2		1		28		127
松代	98	16	8	5	2	1	1	25		156
若穂	66	12	9	1	1			30		119
川中島		4			1			3		8
更北		4	3					3		10
七二会		9	1					11		21
信更	14	8	1	9				38		70
豊野	30	4	4	6	6	6		48	1	105
戸隠		17				2	1	20	1	41
鬼無里		1						14	1	16
大岡	1	2	1					19		23
信州新町	3	16	6		3			33		61
中条		3	1		3			18		25
計	349	178	125	27	17	11	4	390	5	1106

※地区をまたぐ包蔵地：第一・第二・第三・第四(集落跡)1、第三・第四(集落跡)1、古牧・芹田(散布地)1、柳原・朝陽(散布地)1、更北・川中島(散布地)1、浅川・若槻・吉田・三輪・上松(散布地)1

長野市の維持及び向上すべき歴史的風致

1 ◆ 歴史的風致に関する概要、分布状況

歴史的風致とは、歴史まちづくり法第1条において、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。

本市は、周囲を美しい山並みに抱かれる中、古くから善光寺の門前町として栄えるとともに、市域のほぼ中央で千曲川と犀川が合流して沿川に形成された肥沃な長野盆地(善光寺平)を中心に発展した都市部と山間部の双方を併せもった都市である。戦国時代には、武田信玄と上杉謙信に代表される有力者の争いの場となった。

江戸時代になると松代は、信濃の国最大の石高を有する松代藩の城下町として独自の文化と城下町が形成されて繁栄した。加えて、松代城下を通る松代道も商品流通が活発になるにしたがって発展し、複数の宿場が形成された。また、松代の大室には、5世紀前半から8世紀にかけて築造された500余基の古墳からなる大規模古墳群があり、その周辺にも数多くの遺跡が確認できることから、この地を含む長野盆地には、古代から広域の緩やかな地域的政治圏が形成されたとみられている。

山間部には、善光寺と同じく県内外に広がった戸隠信仰の中心である戸隠がある。戸隠は、古代以降、天台密教や真言密教と神道とが習合した神仏混淆の聖地となっていた。江戸時代、善光寺参詣に訪れた人々の中には戸隠まで足を延ばす人も多く、善光寺と戸隠を結ぶ信仰の道は、戸隠古道として多くの参詣者が往来した。戸隠信仰の歴史は古く、戸隠山顕光寺を中心にした山岳信仰に、農業神として庶民の信仰を集めていた九頭龍権現に代表される神道が一体化したことで、独自の文化やそこで生きる人々の生業が成熟した。また、鬼無里は、近世から近代にかけて麻の栽培が盛んとなり、麻産業で栄えると同時に、山間地の交通要路の分岐点として、九齋市(1カ月に9回開かれた定期市)が開かれ、物流や交易の場として繁栄した。

このように本市には、善光寺を中心に平安時代末期以降の浄土信仰の広がりとともに門前町として発展した都市形成の歴史があるほか、城下町や街道の繁栄とともに歴史的、文化的に発展した地域がある。各地域のまちの形成やそこで生活する人々の営みを礎に、地域固有の歴史と伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物が一体となった歴史的風致が形成され、今日まで継承されている。

については、本市の維持及び向上すべき歴史的風致として7つを取り上げ、それぞれに建造物、人々の活動を主として以降で整理する。



2 ◆ 歴史的風致の内容

(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致

ア はじめに

善光寺の創建について、平安時代末期に記された『扶桑略記』（寛治8年(1094年))所収の『善光寺縁起』によると、欽明天皇13年(552)に百済から伝えられた阿弥陀三尊を本尊とし、当初現在の長野県飯田市で祀られていたものを皇極天皇元年(642)に現在地に遷座し、同3年(644)には伽藍が造営され「善光寺」と名付けられたとされている。

善光寺の名は、貴族のあいだに阿弥陀如来の極楽浄土に往生を願う浄土信仰が広がるとともに、中央の貴族社会や仏教界で知られるようになった。また、善光寺は、天台宗寺門派の本山である園城寺おんじょうじの末寺となり、本寺の僧の中から別当が選任されている。関白藤原師通が永保3年(1083)から康和元年(1099)年までの朝廷の政務や儀式などを記した日記とされる『後二条師通記』の永長元年(1096)3月の条に、興福寺、西大寺、法隆寺における別当の名が記されるとともに、頼救阿闍梨あじかりが善光寺別当になることが記されており、これが善光寺別当に関する初見記事である。

善光寺信仰は、平安時代末期以降の浄土信仰の広がりとともに、急速に全国的な広がりを見せ、阿弥陀信仰の霊地として善光寺の名声が知れわたることとなる。また、多くの善光寺聖が御本尊の分身仏とともに全国各地を巡り、善光寺縁起を説きながら善光寺如来への信仰を人々に根付かせた。さらに、鎌倉時代以降、末法思想の広がりとともに、鎌倉幕府の善光寺保護政策により、治承3年(1179)に焼失した善光寺の再建が行われるほか、全国各地で有力御家人を檀那とした新善光寺の建立や善光寺仏の模造が流行し、鎌倉時代後期には全国各地に新善光寺が勧請され、善光寺信仰は全国に広がった。

全国から善光寺への参詣人の増加に伴って参詣路も発達した。『一遍聖絵』(正安元年(1299))、『遊行上人絵伝』(徳治2年(1307)までに制作)は、文永年間に再建された善光寺や門前の賑わいを伝えている。また、『大塔物語』(応永7年(1400))に「善光寺の南大門および裾花川の高畠に履子を打つ所なし」と門前の賑わいが記されている。

門前の住人は、大工、仏師、絵師、遊女、琵琶法師、絵解き法師など善光寺如来に直接結縁して世俗を脱した人々で、農村とは異なった町の世界が善光寺門前に展開していた。室町時代には、善光寺信仰と戸隠・飯縄信仰が一体となり、多くの参詣者を集めた。

こうした歴史的な経緯をもつ善光寺において、近年数え年で7年に一度ごと丑の年と未の年に催されるのが、善光寺前立本尊御開帳である。一般に御開帳とは、通常閉鎖されている仏殿の扉を開いて参拝するものであるが、善光寺の本尊である一光三尊阿弥陀如来は、古くから絶対秘仏とされていることから、御開帳のときに人々が目にするこ

ができるのは、本尊の身代わりとなる^{まえだちほんぞん}前立本尊である。

善光寺の御開帳には、他国に出て行う出開帳と善光寺で行う居開帳があり、このうち居開帳が現在主に行われている御開帳である。居開帳は、念仏堂で行われた不断念仏の節目を記念すること、出開帳を終えた如来を慰労すること、堂塔の造営や修築を記念することなどを目的に実施されてきた。近年では、長野商工会議所などで構成する奉賛会が、善光寺に開帳の申し入れを行う形になっており、善光寺信仰に加え、商業、観光振興の要素も大きくなってきている。

記録の残る最初の居開帳は享保15年(1730)で、善光寺宿問屋『小野家日記』に「如来御入仏以後の群衆なり」と大いに繁盛したと記されている。また、居開帳の様子分かる史料として、弘化4年(1847)の善光寺大地震における居開帳の絵図(『永井家文書』(嘉永元年(1848))長野市指定有形文化財)に華やかな居開帳が描かれている。

江戸時代の居開帳は、享保15年(1730)から幕末にかけて十数回行われていたものの、不定期の開催であった。現在のように数え年で7年に一度と定期的な実施されるようになったのは、明治15年(1882)以降であり、太平洋戦争による混乱期を除いて現在まで途絶えることなく行われている。



「如来御遷座参詣群集之図」『永井家文書』(嘉永元年(1848)、長野市指定有形文化財)

イ 建造物

(ア) 善光寺

善光寺は、特定の宗派に属さない無宗派で、全ての人々を受け入れる寺として知られている。

a 善光寺本堂(国宝)

現在の本堂は、宝永4年(1707)に再建され、正面の柱間5間に対し、側面の桁行14間と縦長の建物で、建坪も国宝建造物の中で東日本最大級の大きさである。その平面は、外陣、内陣、内々陣が設けられ、屋根は総檜皮葺で撞木造という独特な形式である。



善光寺本堂(宝永4年(1707)、国宝)

b 善光寺三門(重要文化財)

三門(山門)は、寛延3年(1750)の建立で、本堂の正面に位置し、柱間が5間で戸が3つの木造二階建、入母屋造の二重門で、中央3間が通路になっている。また、屋根は、大正年間の葺き替え工事で檜皮葺となっていたが、平成の大修理でサワラ板を用いた檜皮葺に復元されている。



善光寺三門
(寛延3年(1750)、重要文化財)

c 善光寺経蔵(重要文化財)

経蔵は、宝暦9年(1759)の建立で、本堂の西側に位置し、柱間が5間四方の建物で、屋根は宝形造の檜皮葺である。内部は石敷で、中央に一切経が収められた八角形の輪蔵がある。



善光寺経蔵
(宝暦9年(1759)、重要文化財)

d 善光寺仁王門(登録有形文化財)

仁王門は、宝暦2年(1752)に再建されたものの、弘化4年(1847)の善光寺大地震及び明治24年(1891)の大火により焼失した。現在の仁王門は、大正7年(1918)に再建されたものである。柱間が3間、戸が1つの八脚門で、屋根は切妻造銅板葺で、正面に唐破風をもつ。



善光寺仁王門
(宝暦2年(1752)、登録有形文化財)

e 善光寺鐘楼(登録有形文化財)

本堂の南東にある鐘楼は、嘉永6年(1853)に再建された。屋根は、入母屋造檜皮葺で、6本の角柱が二重扇垂木の深い軒をもった屋根を支えている。銅鐘は、寛文7年(1667)に伊藤文兵衛金正が鑄造したもので、高さ180センチメートル、口径116センチメートルあり重要美術品に認定されている。



善光寺鐘楼
(嘉永6年(1853)、登録有形文化財)

(エ) 本坊と院坊

善光寺一山の本坊として天台宗の大勧進と浄土宗の大本願があり、大勧進の下に25院、大本願の下に14坊ある。善光寺の門前は、明治24年(1891)の大火により多くの建物が焼失したが、大勧進、大本願や院坊の中には焼失を免れた歴史的建造物が残り、善光寺と一体となり独特の景観を今に伝えている。



善光寺門前の院坊のまちなみ

a 大勧進

信州大学による善光寺及びその門前にある宿坊や仲見世、寺社等の建造物の調査(『善光寺とその門前』(平成21年(2009)))によると大勧進には、寛政年間に建てられた建物として、表大門(寛政元年(1789))、赤門(寛政年間(1789-1801))、行在所(寛政11年(1799))



大勧進

などが残る。なお、大勸進の本堂にあたる萬善堂は、明治35年(1902)建立の木造平屋建、箱棟を載せた入母屋造瓦葺、正面に向拝を設けた建築である。

b 大本願

大本願では、光明閣が明治24年(1891)の大火を被っていない建造物(『善光寺とその門前』(平成21年(2009)))である。これは、歴代天皇の霊を奉っている建物で、木造平屋建、瓦で葺かれている。現在は、特別な法要などの際に使用されている。



大本願

c 世尊院釈迦堂

世尊院釈迦堂は、明治39年(1906)頃の建築(『善光寺とその門前』(平成21年(2009)))で、木造平屋建、入母屋造瓦葺である。建物に使用される部材に見事な極彩色の彩色が施されている。



世尊院釈迦堂(明治39年(1906)頃)

ウ 活動

(ア) 善光寺前立本尊御開帳

こうした歴史的建造物がひしめく善光寺で、数え年で7年に一度ごと催される御開帳は、仏都でもある本市の最大の祭りであり、期間中は、全国から多数の参詣者が集まる。

善光寺は、古くから庶民に開かれた寺として、宗派を問わず全ての人々を受け入れてきたことで知られている。現在、法要をはじめとした寺務は、天台宗と浄土宗の二宗派の僧侶が共同で執り行っている。



善光寺の御開帳は、通常、新緑の季節である4月上旬から5月下旬頃まで約2ヶ月間催される。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から1年延期して開催された令和4年(2022)の御開帳は、感染防止対策として参詣者が分散して訪れられるよう期間を長くとり、4月3日から6月29日まで88日間にわたり行われた。

a 回向柱

善光寺の御開帳において回向柱は、次のような意味をもつ。前立本尊は、絶対秘仏である本尊の代わりに参拝者に公開されるものであるが、本堂奥の内々陣に安置されており、そのため、前立本尊から伸びた「善の綱」と呼ばれる綱で繋がれることで回向柱は、前立本尊の命を宿す。御開帳の期間中は、本堂前に建てられた回向柱に触れて前立本尊と御縁を結ぼうとする参拝者の長い列が見られる。

回向柱は、松代藩真田家が現在の善光寺本堂建立の普請奉行に当たった縁から、毎回松代地区から寄進される。令和4年(2022)の御開帳では、松代地区内に適当な用材がなかったため、長野県須坂市豊丘の山中から杉が切り出され、松代地区内の製材工場で化粧が施された。なお、本堂前に建てられる回向柱は、約45センチメートル角で高さが約10メートル、重さ約3トンにもなる。

令和4年(2022)の御開帳では、3月27日に回向柱受入式が行われた。柱は、善光寺本堂前に建立する世尊院釈迦堂前に建てる約6メートルの供養塔の2本である。世尊院釈迦堂前の供養塔も本尊の銅造釈迦涅槃像(重要文化財、鎌倉時代)の右手と結ばれる。



世尊院釈迦堂前の供養塔
(中日庭儀大法要(天台宗)での
世尊院釈迦堂法要の様子)

b 回向柱奉納行列

回向柱奉納行列は、回向柱を松代町内から善光寺まで運ぶ行列である。

行列は、真田十万石の大名行列を先頭にして、回向柱に繋がれた綱を引きながら、松代町内を練り歩いた後、市中心部に移動して善光寺本堂へ向け、中央通りを北上する。回向柱の奉納については、『長野商工会百年史』(平成12年(2000))に昭和30年(1955)から旧松代藩に伝わる十万石行列を加えて回向柱を受け入れるようになったとの記載がある。

通常であれば、奉納行列の経路には、柱に触れようとする人々で溢れかえるが、令和4年(2022)



史跡旧文武学校を出発する「回向柱奉納行列」

の御開帳では、新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して行われた。

3月27日午前10時に、奉納行列、木遣り隊、そして通常であれば人が曳くところ、トラックに載せられた回向柱が列になって史跡旧文武学校を出発し、30分ほど松代町内を練り歩く。午後には奉納行列は、市中心部に移動して長野商工会議所などでつくる御開帳



本堂前に到着した「回向柱奉納行列」

奉賛会の役員も加わり、大門交差点付近で列を整え、仲見世通り、山門を抜け、善光寺本堂へ向けて進んでゆく。善光寺本堂前の受け入れ式では、回向柱寄進建立会会長から善光寺寺務総長に寄進目録が手渡された。

c 回向柱建立式

回向柱建立式は、御開帳が始まる2日前に行われる。善光寺本堂の大香炉前に組み建てられた滑車付きの2本の柱である蟬竿や木製手動ウィンチの神楽棧の伝統的な道具を使い、多くの参詣者に見守られる中、高度な技術をもつ職人たちの手作業により、ゆっくりと回向柱が建ち上がる。回向柱を建ち上げ始めてからおおよそ40分後、関係者や参詣者が見守る中、ついに本堂前の回向柱が、天に向かって真っ直ぐに建つ。

回向柱が建ち上がると、善光寺一山の住職による読経で、御開帳の安全無事と成功が願われる。



「回向柱建立式」



d 前立本尊御遷座式

前立本尊御遷座式は、御開帳が始まる前日に行われ、善光寺御宝庫から、御宝輦に乗せられた前立本尊が本堂へと向かう。御宝輦に乗せられた前立本尊は、厳かな雰囲気の中、ゆっくりと参道を進み、数え年で7年ぶりに本堂の内々陣に安置される。

続いて、回向柱開眼法要が行われて多くの参詣者が見守る中、回向柱を包んでいた白い布が取り払われる。



「前立本尊御遷座式」

e 開闢大法要

御開帳の初日は、早朝のお朝事をもって始まる。お朝事は、毎朝本堂で行われるお勤めのことで、はじめに天台宗のお朝事が行われ、続いて浄土宗のお朝事が行われる。お朝事に続き、天台宗、浄土宗の両宗により開闢大法要が営まれる。開闢とは、天地が開け始めて世界が始まることを意味する。



「回向柱開眼法要」

f 中日庭儀大法要

御開帳の期間中は、さまざまな行事が行われるが、その中で最も重要で大規模に行われるのが中日庭儀大法要である。これは、前立本尊を讃える法要で、天台宗と浄土宗により日を変えて回向柱前で行われる。令和4年(2022)は、浄土宗が4月23日、天台宗が5月7日に行った。

この法要における行列は、天台宗と浄土宗で内容が多少異なる。

浄土宗の行列は、大本願を出発した後、三門に向かって参道を進み、回向柱前で庭儀法要を行う。これまでは、このとき本堂前で稚児による礼讃舞を披露していたが、令和4年(2022)の法要では、新型コロナウイルス感染症対策のため礼讃舞の披露は行われなかった。続いて本堂内で法要を行う。その



「中日庭儀大法要」(浄土宗)

後、来たときと同じルートをたどって大本願に戻る。

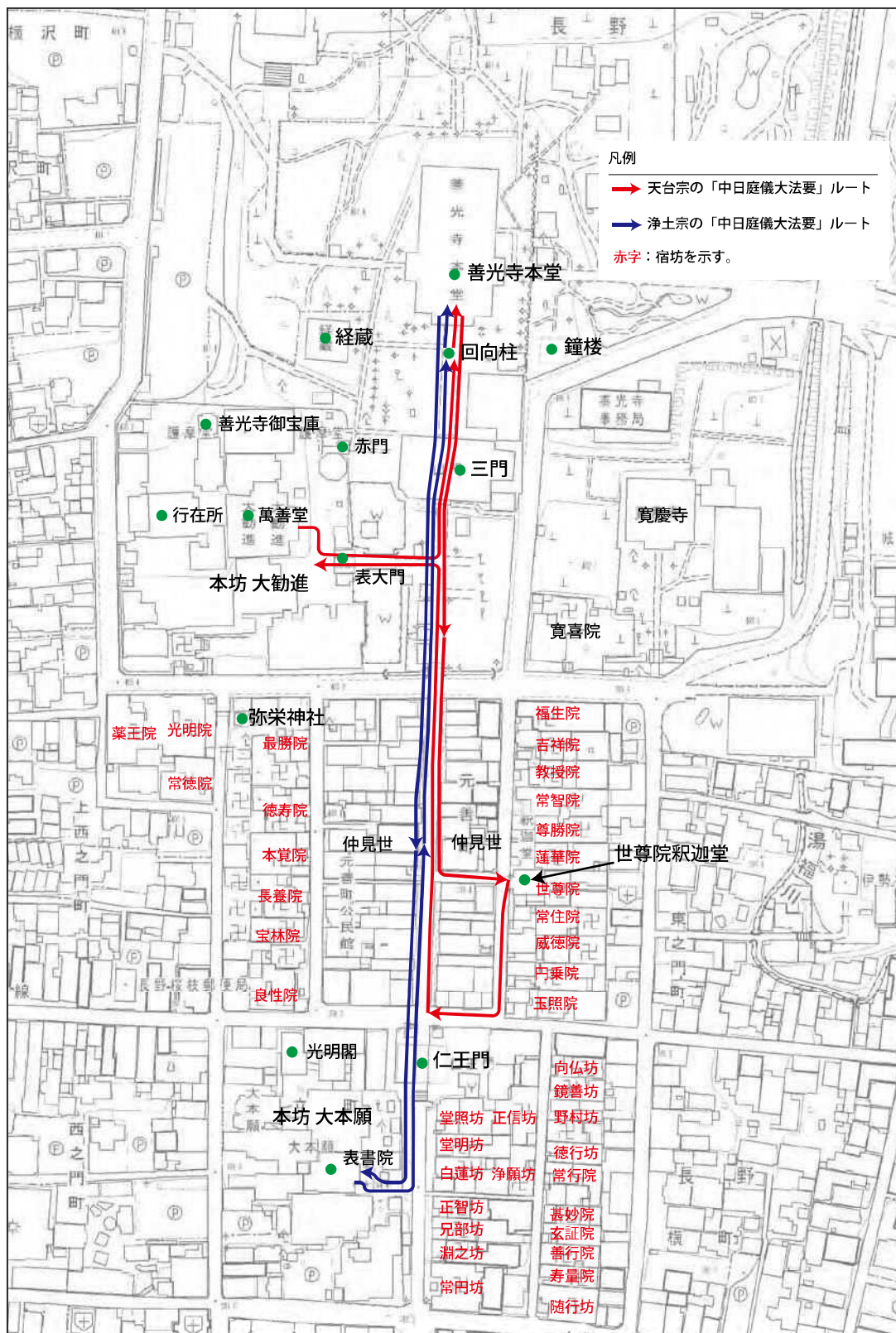
天台宗の行列は、大勧進を出発し三門へと向かう。三門を抜けて回向柱前えこうばしらに着くと、そこで庭儀法要が執り行われる。続いて、本堂内で法要を行い、回廊を廻って散華が撒かれる。その後、参道を長野駅方面に進み仲見世通りの中ほどで左折し、世尊院せそんいん積迦堂しやくかどうの前で法要が営まれる。この法要を終えると積迦堂通りを南下して仁王門の本堂側の前に出て、参道を善光寺方面に向かって大勧進に戻る。



「中日庭儀大法要」(浄土宗)



「中日庭儀大法要」(天台宗)



中日庭儀大法要ルート図(S=1:2,500)

g 結願大法要

このようにさまざまな行事が行われてきた御開帳は、結願大法要によって終わりを迎える。結願大法要は、御開帳の最終日に天台宗と浄土宗により本堂でそれぞれ営まれる。

続いて、前立本尊御遷座式が行われる。これは、御開帳前の前立本尊御遷座式とは逆に、前立本尊が白装束の男性が担ぐ御宝輦に乗って本堂から御宝庫へと還られるもので、これをもって御開帳が幕を閉じる。



「結願大法要」(天台宗)

エ まとめ

古くから宗教や宗派にとらわれずに全ての人々を受け入れてきた善光寺の御開帳は、全国各地から多くの参詣者や観光客を集める。その一連の祭事は、関係者や周辺の人々のみならず、回向柱の抛出にみられるように、同じく歴史遺産が豊富な松代地区にも支えられ、現在まで途絶えることなく続けられている。また、善光寺の御開帳は、経済界にとって一つの周期基準にもなっており、御開帳に合わせて営業戦略、店舗改修計画、商品開発などの予定が組まれることが少なくないといわれる。

緑豊かな山並みを背景に、善光寺及びその周辺の歴史的建造物を中心に執り行われる善光寺前立本尊御開帳は、多くの人々の生活に深く関わる本市の特徴的な歴史的風致となっている。



「前立本尊御遷座式」



善光寺御開帳にみる歴史的風致範囲図(S=1/25,000)

牛に引かれて善光寺^{まい}詣り

むかし、善光寺から東に十里の村里に欲張りで信心薄いおばあさんが住んでました。ある日、川で布をさらしていると、どこからか一頭の牛が現れ、角にその布を引っかけて走って行くではありませんか。あわてたおばあさんは、布を取り戻したい一心で、牛の後を一生懸命追いかけてました。走りに走って、おばあさんはついに長野の善光寺までたどりつきました。

ところが牛の姿を見失い、日もとっぷり落ちて途方に暮れ、仕方なく善光寺の本堂で夜を明かすことに。するとその夜、その夢枕に如来様が立ち、不信心をおさとしになったのです。目覚めたおばあさんは、今までの行いを悔いて善光寺如来に手を合わせました。その後、信心深くなり、たびたび善光寺に参詣に訪れるようになったおばあさんは、ついに極楽往生を遂げたといわれています。

一説には、おばあさんが家に戻ってみると、牛が引っかけていったはずの白布が観音様の肩にかかっていたともいわれています。それが、現在の小諸市にある布引観音だといわれています。

このような善光寺にまつわる伝説が残されています。



(2) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致

ア はじめに

善光寺周辺には、善光寺と深い関わりをもつ寺社が多くある。弥栄神社は、京都の八坂神社を御本社とし、善光寺門前に宿坊が建ち並ぶ上西之門通りの一角にある。弥栄神社の社地は、安永3年(1774)に当時の善光寺本坊の大勸進住職によって寄進された。

弥栄神社の御祭礼では、善光寺門前の各町から曳き出された屋台による奉納屋台巡行が行われている。この屋台とは山車のことで、屋台の上で舞を披露するのが弥栄神社の御祭礼の特徴である。

また、美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社は、善光寺七社と呼ばれている。このうち善光寺に近い湯福神社、武井神社、妻科神社の三社は、善光寺三社もしくは善光寺三鎮守と呼ばれ、戸隠の創建等が記された『戸隠山頭光寺流記』(県宝、室町時代中期)の「山中之外王子之事」に「井福・武井・妻成(科)御社之山王・善光寺之内白山一之護法也」とあり、特に崇敬されてきたことが分かる。

善光寺周辺の寺社は、弘化4年(1847)の善光寺大地震と明治24年(1891)の大火により甚大な被害を受けたが、復興を遂げ、善光寺周辺に形成された歴史的なまちなみの中で、地域住民により伝統的な祭礼が受け継がれている。

イ 建造物

(ア) 弥栄神社

覆屋に囲われた社殿は、境内の最も北寄りに位置している。覆屋は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺で、向拝柱も含めた外部はすべて漆喰で覆われている。建築年代は、弘化4年(1847)以前であることが判明(『善光寺とその門前』(平成21年(2009))している。



弥栄神社の覆屋

(イ) 妻科神社

妻科神社は、善光寺の南西、妻科の中央北に位置している。平安時代初期からとみられる諏訪社系の古社とされ、『日本三代実録』（延喜元年(901)貞観2年(860)の条に妻科地神と記されている。

本殿は、延宝7年(1679)建立の一間社流造、瓦葺屋根(『善光寺史研究』(平成12年(2000))である。拝殿は、大正3年(1914)建立(『善光寺史研究』(平成12年(2000))で、木造平屋建、平入、入母屋造銅板葺屋根、中央に唐破風のついた向拝が設けられている。



妻科神社(延宝7年(1679))

(ウ) 武井神社

武井神社は、善光寺の南東、東町に位置している。妻科神社と同様に諏訪社系の古社とされ、主祭神として建御名方命、相殿神として八坂刀売命、彦神別命が祀られている。

本殿と社蔵は、弘化4年(1847)の善光寺大地震で被害を受けた後、13年を要して再建された建物で、万延元年(1860)の建立(『善光寺史研究』(平成12年(2000)))である。本殿は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺屋根で、社蔵は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺屋根であった。現在の拝殿は、平成21年(2009)に平成22年(2010)御柱祭記念事業として建て替えられている。



武井神社(万延元年(1860))
上段は拝殿、下段は覆屋

(エ) 湯福神社

湯福神社は、善光寺の北西、箱清水の入口にあり、戸隠古道に沿った場所に位置している。妻科神社、武井神社と同様に諏訪社系の古社とされ、同社には、主祭神として建御名方命が祀られている。

社名の湯福は、伊吹を起源とし、風に関係のある語といわれ、そのため同社は、風神を祀る神社



湯福神社(文久2年(1862))

として信仰されてきた。境内の北に位置する本殿と拝殿は、文久2年(1862)に建てられた銅板葺屋根の建物(『善光寺史研究』(平成12年(2000)))で、本殿は切妻造、拝殿は入母屋造である。また、敷地北西にある土蔵に弥栄神社仮拝殿の部材が保管されている。

(オ) 健御名方富命彦神別神社(水内大社)

健御名方富命彦神別神社は、善光寺三社と同じ諏訪社系の古社で、善光寺の東、城山公園の一角に位置しており、地域では水内大社と呼ばれている。創建は古く、『日本書紀』(養老4年(720))下巻の持統天皇5年8月の条に、「辛酉に、使者を遣わして、龍田の風塵を信濃の須波(諏訪)水内(長野)等の神を祀らしむ」とあり、後者の水内(長野)が水内大社にあたる。

もともと善光寺本堂北側にあった年神堂(歳神堂)が、神仏分離令によって明治12年(1879)に現在地に遷されて健御名方富命彦神別神社となった。境内に明治17年(1884)に建てられた木造平屋建、平入、瓦葺銅板屋根の拝殿(『善光寺史研究』(平成12年(2000)))がある。このとき旧年神堂本殿は、守田迺神社(長野市高田)に移築されて長野市指定有形文化財になっている。



水内大社(明治17年(1884))

なお、水内大社のある城山公園は、かつて上杉謙信が陣を張った横山城の跡地でもあり、現在は、長野県立美術館や(仮称)長野こども館などの文化施設が併設された都市公園となっている。

(カ) 秋葉神社

秋葉神社は、武井神社の南東、権堂アーケードの入口近くに位置し、祭神として軻遇突智命を祀る。もともと同じ権堂町の往生院境内に小祠を奉祠していたが、弘化4年(1847)の善光寺大地震の難を受けて移転し、さらに明治27年(1894)に現在地へ移転した。敷地内に秋葉神社と刻まれた明治29年(1896)建立の石碑や明治37



秋葉神社(明治30年(1897))

年(1904)建立の縁日記念碑が残っている。本殿は、慶応2年(1866)建立とされる一間社流造で、向拝に唐破風が付き、海老虹梁には竜が巻きついた彫刻が施されている。拝殿は、明治30年(1897)に建てられたとされるもので、間口6間、奥行4間、平入、入母屋造瓦葺屋根である。

(キ) 院 坊

善光寺周辺には、本坊の大勧進(天台宗)の下に25院、大本願(浄土宗)の下に14坊の院坊がある。院坊は、一般に僧や参詣人の宿泊に当てられ、主に本尊が安置されている場、参詣者が宿泊する場、生活の場からなる。参詣者が宿泊する場と生活の場は一体の建造物で庫裡と呼ばれ、参詣者が宿泊する場が床面積の多くを占めている。本尊が安置されている場は、大御堂である善光寺に対して小御堂と呼ばれている。

現在みられる宿坊の多くが木造三階建、中には四階建のものもあるように高密度、多層化しているのは、主に明治時代中頃の鉄道開通によって増えた参詣者を受け入れるためと考えられている。

a 常德院(門) (登録有形文化財)

常德院は、善光寺の院坊の一つで、大勧進のすぐ南西、弥栄神社と同じ上西之門通りに立地し、創立年月は不詳であるが、史料から寛文2年(1662)には創立されていたと考えられている。

敷地内には、明治24年(1891)の大火による被災を免れた門が残っており、現存する門は、明治初期にはすでに建てられていたと推測されている。間口一間二尺、切妻造、棧瓦葺の薬医門で、桁は男梁ではなく出三斗が支え、天井が張られていることが特徴的である。



常德院(門) (明治初期、登録有形文化財)

ウ 活動

(ア) 弥栄神社の御祭礼

御祭礼は、神の代理として選ばれた純真無垢な十歳前後の御先乗りと呼ばれる少年が、屋台巡行の先頭に立って各町を練り歩くことにより、夏の疫病を祓う祭礼である。

令和5年(2023)の御祭礼は、天王下ろし祭が7月7日に、宵山が7月8日、屋台巡行が7月9日、天王上げ祭が7月14日に行われた。屋台巡行は、権堂町、新田町、元善町が屋台を運行し、西後町と東町は屋台を曳かずに、置き屋台で参加して行われた。

弥栄神社の御祭礼は、『善光寺御祭礼絵巻』(真田宝物館所蔵、文政年間(1818-1830))に、晴れやかな屋台の姿とそれを曳く町人の様子が描かれており、この頃から、かなりの隆盛であったとみられている。

弥栄神社の社地が大勧進住職により寄進されたことから善光寺との関係が深く、弥栄神社の御祭礼は、善光寺の祇園祭とも呼ばれ、江戸時代は原則として大勧進の指揮の下で行われていた。現在も善光寺の僧侶が、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事に参列している。



大勧進前を通る屋台
(『善光寺御祭礼絵巻』(真田宝物館蔵、文政年間(1818-1830)))

a 仮拝殿の組み立て、撤去

天王下ろし祭が近づくと、弥栄神社の社殿(覆屋)の前に仮設の仮拝殿が組み建てられ、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事が、この仮拝殿で行われる。仮拝殿は、昭和22年(1947)から昭和23年(1948)頃の建築で、木造平屋建、妻入、切妻造鉄板葺であり、天王上げ祭が終わると解体、撤去され、その部材は、弥栄神社の北西に位置する湯福神社の境内に保管される。

b 天王下ろし祭

天王下ろし祭の神事は、7月7日に仮拝殿で宮司をはじめ、屋台巡行の御先乗りを務める少年、善光寺関係者、持ち回りの年番町(令和5年(2023)は東之門町)、副年番町役員、妻科地区の役員、商工会議所の会頭、ながの祇園祭の実行委員長などの関係者が参列して行われる。かつて妻科にある聖徳宮で天王下ろし祭が行われていた名残で妻科地区の役員が参列している。

神事は、太鼓の音とともに始まり、まず、神職が祝詞をあげる。次に、祓えが行われ、宮司が神前に進み出て、天王下ろしの祝詞をあげる。宮司は、二拝二拍手一拝の後、玉串を奉獻し、続いて、御先乗り、参列者の順で玉串を奉獻する。全ての参列者が玉串奉獻を終えると、太鼓の音とともに宮司以下の参列者が一拝し、宮司が神前に進み出て一拝した後、「オー」という声とともに神様を迎える。

最後に、仮拝殿に着座する参列者と仮拝殿の前に参列する全ての関係者、参拝者が一拝拍手をして神事が終わる。



天王下ろしの神事の様子

c 屋台巡行

明治維新や太平洋戦争等の一時期を除き、毎年行われていた屋台巡行は、戦後、経済的な理由や人手不足の問題から徐々に実施回数が減っていった。昭和40年(1965)から昭和42年(1967)までの間は松代群発地震の影響により自粛され、昭和43年(1968)に屋台巡行が再開された。そして、昭和45年(1970)5月12日に善光寺忠霊殿落成の協賛として、また、昭和48年(1973)に初めて善光寺御開帳にあわせて巡行が行われたが、以降、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事のみが、毎年行われていた。

その後、平成21年(2009)の善光寺御開帳で10台の屋台が巡行して大きな賑わいをみせ、屋台巡行は平成24年(2012)から、ながの祇園祭屋台運行実行委員会が中心となって毎年実施されている。

御祭礼は当初、善光寺門前を中心に行われており、明治4年(1871)の御祭礼加盟町は、東町、岩石町、伊勢町、東之門町、大門町、西町、阿弥陀院町、天神宮町、桜小路、上西之門町、新町、横町の12町で、全て旧善光寺領の町であった。明治21年(1888)に善光寺の南方2キロメートルほどの位置に長野駅が開業して長野駅周辺が都市化してくると、徐々に善光寺から南に位置する長野駅に近い町が参加するようになった。

都市域は、幕末の『小市往還ヨリ善光寺ヲ見図』(嘉永元年(1848)、永井家文書、長野市指定有形文化財)では、善光寺門前と北国街道沿いの比較的限られた範囲に都市域がまとまっているが、次に『信陽善光寺境内及長野市町明細之図』(明治24年(1891))では、善光寺の西側に県庁をはじめとした主要官庁が建ち並ぶ姿が見えるとともに、長野駅の開業により都市域が徐々に南方に拡大していることが分かる。



〔小市往還ヨリ善光寺ヲ見図〕（嘉永元年(1848)、永井家文書）



〔信陽善光寺境内及長野市町明細之図〕（明治24年(1891)）

d 屋台

近年、人口減少の進展による担い手不足の問題もあって、旧善光寺領の町に参加を見合わせる町が出てきた。令和5年(2023)時点の屋台巡行加盟町は、上千歳町、上西之門町、北石堂町、権堂町、桜枝町、新田町、末広町、大門町、問御所町、西後町、西之門町、東後町、東鶴賀町、東之門町、東町、緑町、南石堂町、南千歳町、元善町の19町である。この19町のうち15町が、現在も屋台を所有している。さらに、かつて屋台巡行に加盟していた西町上、岩石町も屋台を所有しており、計17町が現在も屋台を所有している。

各町の屋台の多くは、屋台巡行のたびに組み立てられ、巡行を終えると解体して保管されている。組み立てられた状態で保管されている屋台は、西町上、緑町、新田町、西後町、問御所町、東町の屋台である。西町上の屋台は、寛政5年(1793)に制作された本屋台で、建材に檜や櫨を用い、全面黒漆塗りが施されており、昭和42年(1967)に長野市有形民俗文化財に指定されて長野市立博物館で展示されている。屋台は、その上で舞を披露する踊り屋台が特徴で、中には山崎儀作や和田三郎次といった郷土の匠による華やかな彫刻が施されたものもある。

令和5年(2023)の屋台巡行に参加した町の屋台の特徴は以下のとおり。

権堂町の屋台は、大正2年(1913)に田町の和田三郎次によって造られた踊り屋台で、善光寺周辺の屋台では唯一、上段が踊り屋台、下段が囃子方となる二層構造である。戦後から、屋台の先頭に勢獅子が立ち、獅子と屋台の一組での巡行が恒例となっている。勢獅子は、明治4年(1871)に長野県が誕生した際に、その年の天長節に長野県庁の勧めによって獅子頭、幌を下付されて舞ったのが由来とされ、長野市無形民俗文化財に指定されている。

新田町の屋台は、大正13年(1924)に造られた踊り屋台で、平成6年(1994)に補修された白木造りの屋台である。屋台と一対になるお囃子用の底抜け屋台を平成25年(2013)に復元している。

元善町は2台の屋台を保有している。1台は、大正時代制作の踊り屋台とお囃子用の底抜け屋台であり、屋台巡行では、もう



権堂町の屋台と勢獅子



新田町の屋台

1台の平成13年(2001)に伊勢町から預かり受けた江戸時代末期から明治時代初期にかけての制作で、柱は漆塗り、細部に多数の彫刻が施されている本屋台を使用している。

西後町の屋台は、幕末から明治に活躍した妻科村の山崎儀作によって明治5年(1872)に制作された^{けさき}総櫓造りの本屋台で、天井、欄間、破風に緻密な彫刻が施されている。

東町の屋台は、明治5年(1872)に山崎儀作によって制作された本屋台で、舞台天井に金箔の松に鷹のほか、破風、入額、欄間に一本彫りの彫刻があり、屋根や柱に黒漆塗りが施されている。



元善町の屋台



西後町の屋台



東町の屋台

そのほか、現存する屋台の種別や制作年などは下表のとおり。

町	屋台種別	制作年	保存形態	制作
桜枝町	本屋台	明治29年(1895) 10月	解体	山崎儀作
西町上	本屋台	寛政5年(1793)	組立	
西之門町	踊り屋台	明治26年(1893)	解体	
	底抜け	不明	解体	
栄町	本屋台	明治36年(1903) 7月	解体	
元善町	踊り屋台	大正8年(1919)	解体	
	底抜け	不明	解体	
	本屋台	江戸末～明治初期	解体	山崎儀作
東之門町	二階建て	大正末期	解体	

町	屋台種別	制作年	保存形態	制作
伊勢町	踊り屋台	不明	解体	
	底抜け	不明	解体	
岩石町	踊り屋台	不明	解体	
	底抜け	不明	解体	
東町	本屋台	明治5年(1872)	組立	山崎儀作
大門町上	踊り屋台	大正3年(1914)頃	解体	
	底抜け	不明	解体	
大門町南	本屋台	安政6年(1859)	解体	山崎儀作
東後町	踊り屋台	大正7年(1918)	解体	
間御所町	本屋台	明治5年(1872)	組立	山崎儀作
権堂町	二階建て	大正2年(1913)	解体	和田三郎次
南千歳町	本屋台	昭和5年(1930)	解体	
上千歳町	踊り屋台	昭和初期	解体	
緑町	本屋台	明治初期?	組立	北村喜代松と一門
西後町	本屋台	明治5年(1872)	組立	山崎儀作
新田町	踊り屋台	大正13年(1924)	組立	
	底抜け	不明	組立	
南石堂町	踊り屋台	昭和12年(1937)	解体	
北石堂町	本屋台	昭和11年(1936)	解体	

横沢町には、明治6年(1873)制作の笠鉾が10基あり、長野市立博物館に寄託収蔵されている。網掛けしたものは、平成28年(2016)度の調査により処分が確認されたもの

e 屋台巡行の順路

各町の屋台は、午前9時の巡行開始に向けて、各町の会所を早朝に出発し、各々の順路を取りながら出発地のセントラルスクウェアに集合する。セントラルスクウェアは、平成10年(1998)開催の長野冬季オリンピックの表彰式会場として使用された施設を都市公園として再整備した施設である。

御先乗りの一行は、午前8時の鏡開きのあと弥栄神社を出発し、仲見世通りを南

下する。善光寺仁王門を通過して真っ直ぐ中央通りを南下し、各町の屋台が待機するセントラルスクウェアを目指す。

御先乗りの一行と各町の屋台が揃うと、いよいよ屋台巡行が始まる。

午前9時、御先乗りが注連縄を太刀で切り落す注連縄切りが行われると各町の屋台は、各町の役員を従えて馬に乗る御先乗りの一行に先導されて中央通りを進んでいく。

御先乗りの一行は、弥栄神社御祭礼と善光寺祇園祭の幟を先頭に、長刀鉾を表す長印の旗、善光寺大勧進の車柄杓、大本願の月章を持つ白丁、御先乗り、その後ろに屋台巡行加盟町の役員が一行になり、善光寺三門を目指して雅やかの中にも威風堂々と中央通りを北に進んでいく。そして、御先乗りの一行に続いて、権堂町、新田町、元善町の順に屋台が出発する。

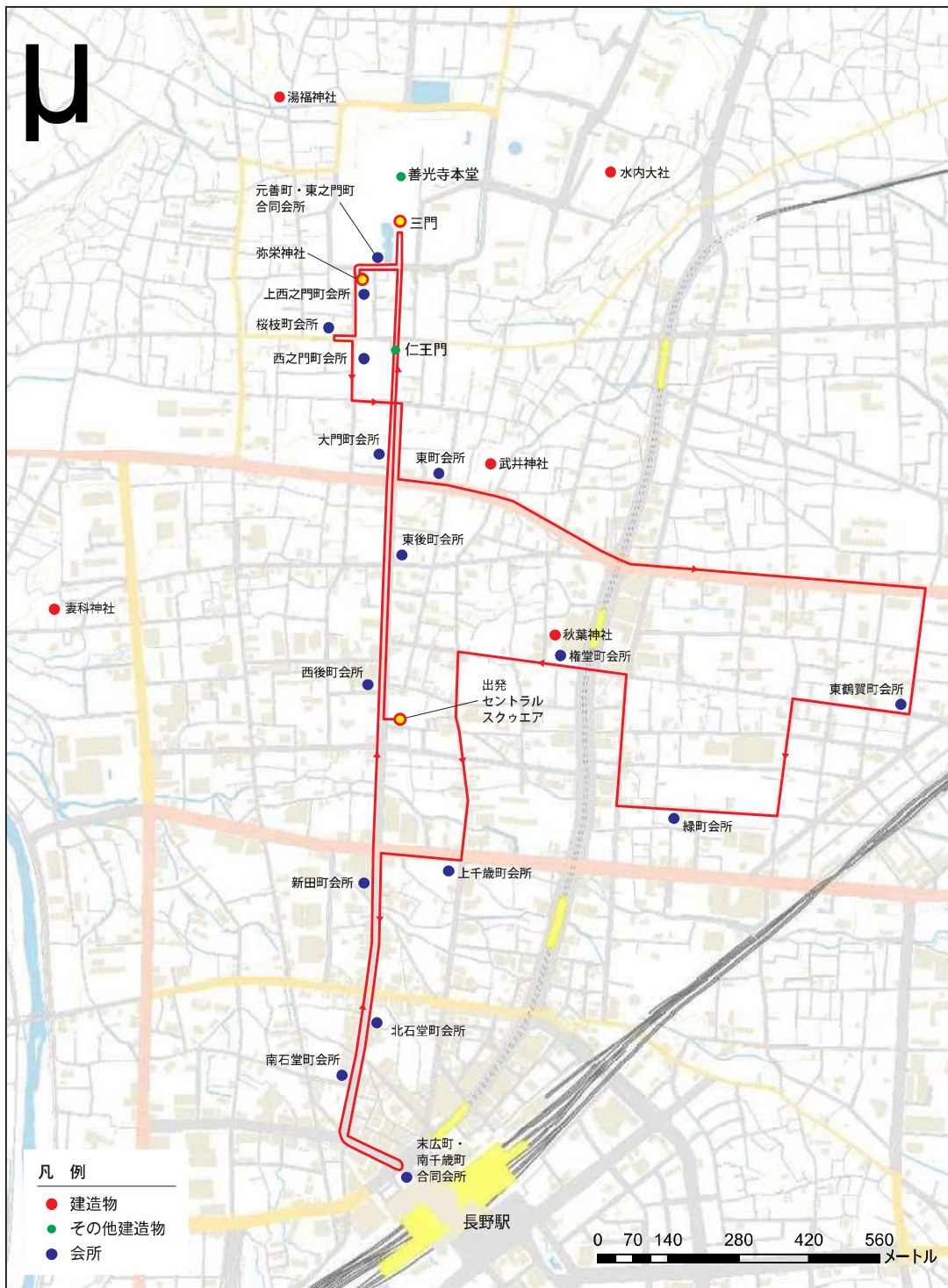
屋台が巡行する中央通りは、かつての北国街道であり、明治時代以降は商業の中心地として栄えてきた通りである。北国街道は、正確には中央通りを登りきったところを横町へ右折し、さらに東へ進み岩石町へとかかる。突き当たりが恵びす講で知られる西宮神社で、そこから道は直角に左折して北方へ延び、戸隠道と交叉して右折し、東へ延びていく。この辺りの北国街道沿いには、歴史的まちなみが多く残る。

屋台が三門に近づくとつれ、徐々に歴史的建造物が増えていき、門前町の雰囲気が増していく。この地域は、大門町南地区と呼ばれ、長野市景観計画において景観計画推進地区に指定されている。善光寺周辺一帯は、景観計画により建築物の高さ制限が設けられているとともに、善光寺を中心とした区域は、風致地区に指定されて良好な景観が保全されている。

中央通りを三門に向かって進んできた各町の屋台は、善光寺境内に入り、門前の景観を特徴づける院坊が建ち並ぶ参道を進んでいく。そして、大本願前を通過して仁王門をくぐると、まちなみが仲見世の店舗に変わっていく。かつて本堂は、現在の仲見世のある場所に建っていたが、宝永4年(1707)に現在地に建てられた。本堂があった場所は堂庭と呼ばれる広場となり、参道に沿って建物が建つ程度の市が開かれていたが、参詣者が多くなる近代以降に、現在のように街区が形成されて常設の店舗が建ち並ぶようになった。

現在、仲見世には、旅館や土産物、仏具などそれぞれの店舗が個性豊かなファサードを構えている。仲見世では、現在も「建物を仁王門より高くしてはいけない」など、善光寺に配慮した建築上の規制が口承されており、個々の店舗が個性的なファサードを構えながらも、まとまりのあるまちなみが形成されている。

仲見世の店舗群を抜けて駒返り橋通りを渡ると、左手に大勧進を見つ、屋台は



屋台巡りの順路図(S=1:10,000)

三門前に到着する。大勸進貫主と大本願上人の高僧をはじめ威儀を正した院坊の僧侶たちが居並ぶ前で、各町はここで舞を奉納し、答礼を受ける。

その後、御先乗りの一行と各町の屋台は、弥栄神社を南下して大本願の角を曲がり、町なかの悪疫を祓うために参加町の会所を巡行していく。各町の屋台は、大本願の南を通過して中央通りに入るまで御先乗りの一行と同じ順路をとり、その後、会所で舞を披露しながら各町の運行順路に従って中心市街地を巡行していく。

f 天王上げ祭

屋台巡行を終えて、天王上げ祭が7月14日に行われる。天王上げ祭の神事は、概ね天王下ろし祭と同様であるものの、天王下ろし祭では、神様を迎えるために社殿の御扉を開いていたものが、天王上げ祭では、神様を送るために御扉が閉められる。この神事をもって弥栄神社の御祭礼が終了する。

(イ) 茅の輪くぐり

茅の輪くぐりは、毎年、妻科神社で6月下旬、湯福神社で6月28日に行われる。茅の輪くぐりは、宮中行事である大祓の一環の神事から起こった行事で、明治時代以降に全国的に行われるようになった。大祓は、犯した罪や穢れを除き去るために、年2回、6月と12月の晦日に行われている。6月の大祓を夏越の祓え、12月の大祓を年越の祓えという。夏越の祓えで行われるのが、茅の輪くぐりであり、茅で編んだ直径2メートルほどの輪をくぐり、厄災を払い無病息災を祈願する。

a 湯福神社の茅の輪くぐり

湯福神社では、昭和13年(1938)頃から茅の輪くぐりが行われるようになった。茅の輪くぐりは、午後1時から3時までの約2時間、善光寺周辺の15町(横沢町、立町、伊勢町、東之門町、西之門町、栄町、上西之門町、狐池町、深田町、桜枝町、箱清水町、花咲町、御幸町、往生地町、元善町)の氏子総代と各区長が中心となって執り行われる。以前は、関係者以外この神事に訪れる人は少なかったものの、現在は、多くの地域住民が訪れている。

神事に先立ち、四方に竹を立てて注連縄を張った祭壇が本殿前に設けられ、米、お神酒、野菜、魚、塩、果物



大祓の儀式のようす

といった供物が供えられる。また、以前は、神事の名称どおり茅を使用していたが、現在は竹で作られた直径2メートルほどの茅の輪が本殿の前に置かれる。

宮司を先頭に氏子総代、区長一列となって、神社入口の手水所で手を洗い清め、祭壇前に整列した後、神事は、宮司が人形を三方に載せて、祭壇で大祓の儀式を行うことから始まる。人形とは、人の形にかたどられた紙のことで、これに自身や家族の名を書き込み、さらに息を吹きかけることによって、半年分の穢れが託されることになる。儀式では、大祓詞が参列者に配られ、参列者も一緒になって祝詞をあげる。

続いて、茅の輪くぐりが行われる。人形が載る三方を掲げた宮司が、境内いっばいに8の字を描くように、左、右、左と回り、合計3回輪をくぐる。宮司に続いて、氏子総代と各区長、その後続いて一般参拝者が輪をくぐっていく。

最後に、湯福川にかかる橋の近く置いたかがり火で人形を焼き上げて厄払いをする。かつては、この川に人形を流して厄払いをしていたといわれている。



茅の輪をくぐる

(ウ) 御射山祭

御射山祭は、全国各地にある諏訪神社の総本社である諏訪大社の上社(諏訪市、茅野市)と下社(下諏訪町)で行われてきた伝統的な祭礼で、元々は、御射山という山に茅萱(ススキあるいは尾花)で葺いた臨時の仮屋(穂屋)に、2日から4日ほど参籠して山宮の神霊に対する厳重な祭祀を行うとともに、これに伴う御狩りの行事を行ったものである。

毎年、武井神社では8月26日に、湯福神社では8月27日に御射山祭が行われている。善光寺周辺の諏訪社系の神社だけでなく、全国各地の諏訪社系の神社で御射山祭が行われており、善光寺三社は、いずれも諏訪社系であるが、現在行われているのは、武井神社と湯福神社で、中でも武井神社では盛大に行われている。現在でも御射山祭の日に、ススキの穂で作った神箸で食事をする習慣があり、これはその伝統を踏まえたものである。

a 武井神社の御射山祭

『信濃宝鑑(中巻)』の武井神社を描いた明治33年(1900)の絵図に「御射山祭ト唱フルアリ。毎年八月廿六廿七ノ両日ヲ以テ之レヲ行フ。」とあることから、武井神社では、明治33年(1900)以前から御射山祭が行われていることが分かる。また、『齋藤神主家年中行事録』(弘化5年頃(1848))に、湯福神社の御射山祭に関する記述がみられる。



村社武井神社之景(明治33年(1900))

武井神社では、ススキの穂と箸が頒布される。ススキの穂は、各々の家の神棚等に供えられ、翌朝27日にススキ箸で小豆御飯を食べると、一年中無病息災で過ごすことができるといわれている。また、子供たちの無事育成、家内安全、商売繁盛を祈願する祭礼でもある。

この祭りに重さ約2トンの東町の宮神輿が登場する。神輿は、問屋街として栄えた土地柄も重なり、昭和40年(1965)頃まで毎年、町独自で盛大に担がれてきたが、人口減少や住民の高齢化などで担ぎ手が足りず、その後、30年近く蔵に眠ったままであった。しかし、年々、神輿の復活を願う声が高まり、地域外からの応援もあって平成8年(1996)に神輿が再開された。令和5年(2023)の御射山祭では、多くの担ぎ手が集まって威勢良い掛け声とともに神輿渡御が行われ、現在も熱気ある祭りが続けられている。



神輿渡御の様子

(エ) 御柱祭

諏訪大社では、数え年の7年に一度、寅年と申年に御柱祭が行われる。善光寺周辺では、善光寺三社(妻科神社、武井神社、湯福神社)に水内大社を加えた四社が交代して、諏訪大社と同様に寅年と申年に御柱祭を行っている。

最も古い御柱祭の記録は、嘉永7年(1854)3月に妻科神社で初めて御柱祭が行われたことが記されている『嘉永七甲寅年三月十五日於妻科神社御柱祭事行列帳』(嘉永7年(1854))である。その様子が描かれた絵馬が、妻科神社に保存されている。また、武井神社拝殿に掲げられた縦120センチメートル、横350センチメートルの四枚の大絵馬のうち一枚の大絵馬(長野市指定有形文化財)に、万延元年(1860)に行われた武井神社の御柱祭の様子が詳細に描かれている。



御柱祭行列図大絵馬(万延元年(1860)、市指定有形文化財)

史料や絵馬で明治17年(1884)の水内大社から明治35年(1902)の武井神社まで4社で順番に挙行したことが分かることから、少なくとも明治時代以降には、妻科神社、武井神社、水内大社、湯福神社の4社が、数え年で7年に一度ごと交代で御柱祭を行うようになったと考えられている。

その後、御柱祭の挙行が不明な年があるものの、昭和49年(1974)以降は概ね継続されており、近年は、平成16年(2004)に妻科神社、平成22年(2010)に武井神社、平成28年(2016)に湯福神社で行われた。

年 月	神 社	
嘉永7年(1854) 3月	妻科神社	絵馬
万延元年(1860) 4月	湯福神社	絵馬
明治17年(1884) 5月	水内大社	
明治23年(1890) 5月	湯福神社	
明治29年(1896) 5月	妻科神社	絵馬
明治35年(1902) 5月	武井神社	
大正9年(1920) 10月	妻科神社	絵馬
大正15年(1926) 5月	武井神社	絵馬
昭和7年(1932) 4月	水内大社	
昭和49年(1974) 10月	妻科神社	
昭和55年(1980)	—	武井神社の遷宮祭
昭和61年(1986) 6月	武井神社	絵馬
平成4年(1992) 10月	湯福神社	
平成10年(1998) 9月	水内大社	絵馬
平成16年(2004) 10月	妻科神社	
平成22年(2010) 9月	武井神社	
平成28年(2016) 10月	湯福神社	
令和4年(2022) 9月	水内大社	絵馬

史料や記録が残る4社の御柱祭おんばしらまつり

令和4年(2022)の御柱祭おんばしらまつりは、9月10日に水内大社みの内で行われた。御柱おんばしらは、壺之柱いらのばしらと式之柱にのばしらの2本で、直径が約40センチメートル、長さが約10メートルで、それぞれセントラルスクウェアせいこうから曳行された。

a 御柱の曳行

御柱の行列は、セントラルスクウェアを午後1時30分に出発し、大祭旗、木遣り、神職を乗せた馬、氏子らが連なり、盛大に御柱を曳行する。

先に壺之柱が、東之門町、新町、岩石町、淀ヶ橋、三輪田町、元善町、箱清水、東町、横山、本郷、相ノ木西、相ノ木東、返目、上宇木、下宇木の主に国道406号の北側の町の氏子により曳行される。続いて、式之柱が、上千歳町、田町、東後町、東鶴賀町、緑町、居町、西鶴賀町、問御所町、南千歳町、権堂町、南県町、鶴賀七瀬町、七瀬の国道406号の南側の町の氏子により曳行される。

御柱の行列は、セントラルスクウェアを出ると中央通りを北上し、善光寺仁王門をくぐり、仲見世通りを進んでいく。そして、石畳舗装や電線電柱類地中化などが進んだ駒返り橋通り、御幸坂通りを経て水内大社に到着する。

御柱が水内大社に到着して冠落としの後に御柱の頂部に薙鎌が打たれると、いよいよ建御柱が行われる。薙鎌は、龍の落とし子の形をした薄い鉄製の板のことで、風をなごめる呪宝とされる。そして、大勢の人々が見守る中、御柱は、壺之柱、式之柱の順に、ゆっくりと拝殿の前に建てられる。御柱が建つと大きな歓声と拍手上がり、その後、神楽の奉納、拝殿内で神事が行われて一連の祭事が終了する。



セントラルスクウェアを出発する



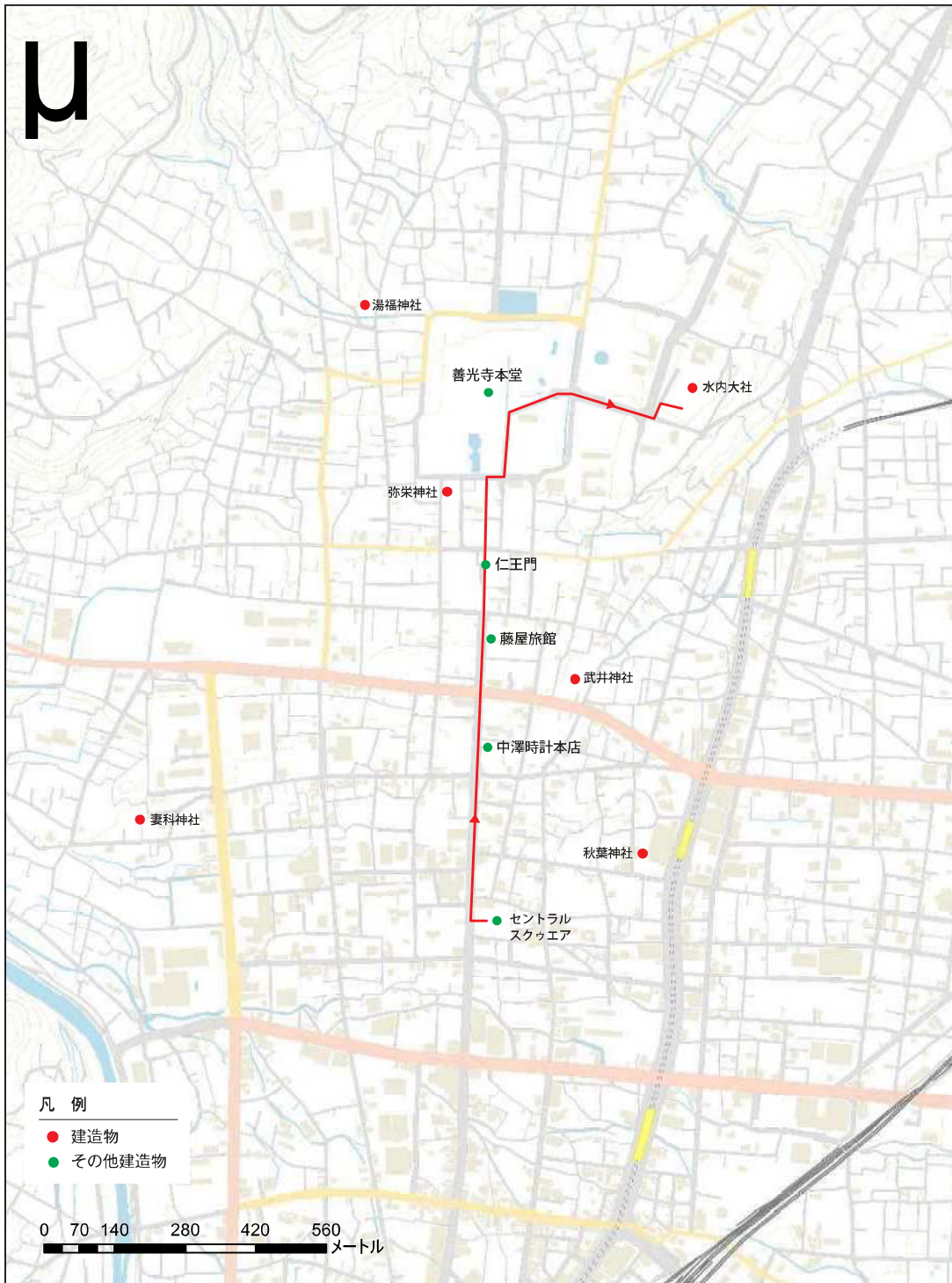
中央通りを進む御柱の行列



御柱に薙鎌が打たれる



大勢の人々が見守る中、御柱が建つ



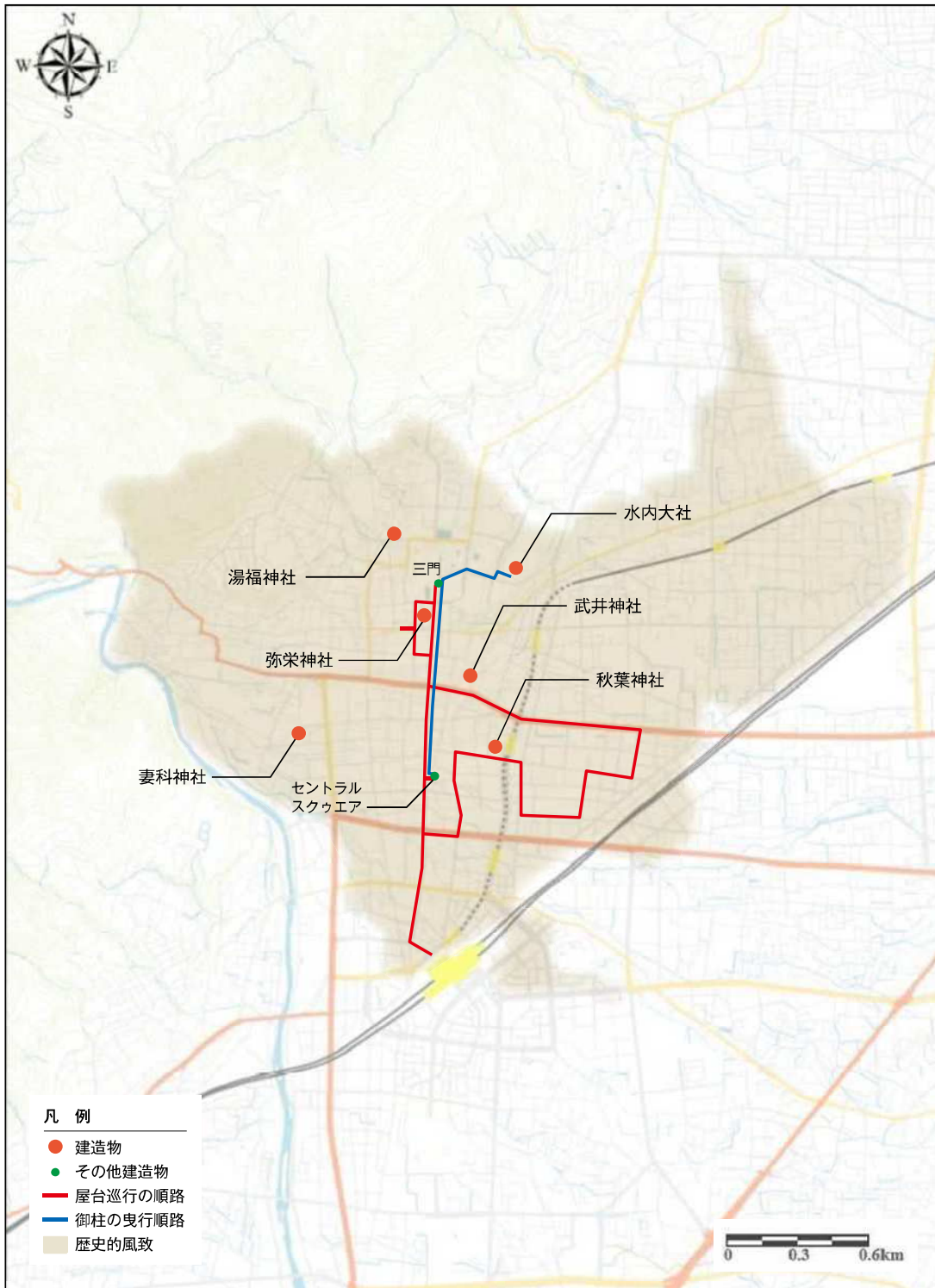
御柱の曳航順路(S=1:10,000)

エ まとめ

善光寺門前には、高密化、多層化した宿坊建築の歴史的まちなみが広がり、また、善光寺三社をはじめ、長い歴史をもつ寺社が点在している。善光寺周辺の寺社で行われる祭礼は、善光寺門前に成り立った各町の往時の隆盛がしのばれ、休止の時期があるものの、地域住民によって今に受け継がれている。

また、水内大社には、市内の専門学校の学生が作成した平成10年(1998)挙行の御柱祭の絵馬が掲げられており、現在、同じようにして令和4年(2022)の御柱祭の絵馬が作成されたほか、屋台巡行でも毎年のように大学生が担い手として参加している。

このように、幅広い世代に支えられ、歴史ある寺社で行われる祭礼に、まちなみと一体となった良好な歴史的風致を見ることができている。



善光寺周辺の祭礼にみる歴史的風致範囲図(S=1/25,000)

(3) 戸隠信仰にみる歴史的風致

ア はじめに

高妻山(標高2,353メートル)、乙妻山(標高2,318メートル)、戸隠山(標高1,904メートル)、西岳(標高2,053メートル)などからなる戸隠連峰は、300万年ほど前に海底から隆起した山々で、凝灰角礫岩を主とする山体は三十三窟に代表される大小の岩窟や、天岩戸を連想させる断崖絶壁をつくりだし、平安時代から山岳修験の一大霊場として知られている。

また、北国街道は、中山道の追分宿(長野県軽井沢町)から越後高田(新潟県上越市)方面に抜ける街道で、佐渡金山の道や参勤交代の道として知られている。北国街道沿いにある全国的に著名な善光寺から山岳信仰で名高い戸隠へ通じる道が延びており、北国街道は、善光寺や戸隠へ参詣するための道でもあった。善光寺から戸隠へ通じる道は、脇街道でないものの、2つの拠点を結ぶ信仰の道として多くの参詣者の往来があった。岩鼻通明氏の『近世の旅日記にみる善光寺・戸隠参詣』(長野郷土史研究会『長野』165号(平成4年(1992)))によれば、天保11年(1840)までの統計で善光寺参詣者の約4分の1が戸隠を参詣したとみられている。

このように、善光寺と戸隠は、近世以降、多くの参詣者が訪れる信仰の地であり、双方を結ぶ道は、信仰の道として重要な役割を担っていた。



「戸隠山善光寺詣」の題簽

イ 建造物

(ア) 戸隠神社

江戸時代以前の戸隠は、本院(奥院)、中院、宝光院からなる天台宗寺院、戸隠山頭光寺を中心として、古くから農業神として庶民信仰を集めていた九頭龍権現などが一体化し、多くの修験僧が修行に訪れる神仏混淆の聖地として栄えていた。『戸隠山頭光寺流記』(県宝、室町時代中期)によれば、本院(奥院)大講堂の創建は、承德2年(1098)と伝わる。

その後、明治維新の神仏分離令により、慶長以来続いてきた天台宗の僧は、還俗して神社に奉仕する神職となり、戸隠山頭光寺は、奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社の五社からなる現在の戸隠神社となった。



奥社本殿(昭和54年(1979))

奥社、中社、宝光社は、山岳信仰の歴史を今に伝え戸隠修験の旧態がよく保存されていることから、戦国時代末期に戸隠衆徒が一時避難していた筏ヶ峰三院跡(長野県小川村)とともに昭和54年(1979)に戸隠神社信仰遺跡として県史跡に指定されている。

なお、戸隠神社奥社本殿は、度重なる雪崩によって幾度となく倒壊しており、現在の本殿は、昭和54年(1979)に鉄筋コンクリート造で再建されている。

a 中社本殿

昭和17年(1942)の火災後、昭和31年(1956)に再建(『戸隠－伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成28年(2016)))されたもので、木造平屋建、妻入、入母屋造銅板葺屋根で正面に唐破風を設けた向拝が付く。

祭神はあめの や ごころおろいかれののみこと天八意思兼命で、学業成就、家内安全、営業隆昌、開運守護に御利益があるとされる。



中社本殿(昭和31年(1956))

b 宝光社本殿

擬宝珠から文久元年(1861)の建築であることが判明している。木造平屋建、桁行7間、梁間正面3間、背面5間、妻入、入母屋造銅板葺屋根、全体が白木造で、正面に唐破風付の向拝を付ける。向拝、欄間、小壁などに施された彫刻は、鬼無里の屋台などを制作した彫工北村喜代松の手によるものである。

祭神はあめのうわはるのみこと天表春命を祭神とし、学問や技芸、裁縫、安産や婦女子の神として御利益があるといわれる。



宝光社本殿(文久元年(1861))

c 九頭龍社

奥社本殿に向かい左側の一段下がった場所にある。祭神は、戸隠の地主神の九頭龍大神で、江戸時代以前から水を司る九頭龍権現として篤い信仰がある。現在の社殿は、昭和11年(1936)の雪崩による崩壊後、昭和12年(1937)に建て替えられた(『戸隠－伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成28年(2016)))もので、正面に拝殿が建ち、拝殿の背後からL字形にのびる回廊が岩屋ノ間へと続いている。拝殿は、木造平屋建、間口3間、奥行3間、妻入、入母屋造鉄板葺屋根で、正面に一間の向拝を付ける。



九頭龍社(昭和12年(1937))

d 火之御子社

中社の集落の入口にあり、社名は、祭神の天鈿女命(栲幡千千姫命)のまたの名を火之戸幡姫と称したことに由来する。奥社、中社、宝光社の三社は、江戸時代まで、それぞれ奥院、中院、宝光院の三院であったが、この社殿のみ、神仏混淆の時代にあっても純然たる神社であった。舞楽芸能の神、火防の神として信仰が篤い。



火之御子社(明治17年(1884))

現在の社殿は、棟札写から明治17年(1884)の建築で、木造平屋建、間口3間、奥行4間、正面が入母屋造、背面が切妻造、鉄板葺屋根である。

e 五斎神社拝殿

中社区の神社で、拝殿の北側の石壇を登って本社があり、その東に宣澄社がある。

このうち拝殿は、木造平屋建、間口2間半、妻入、入母屋造茅葺屋根の建物で、棟札から元治元年(1864)の建築であることがわかっている。



五斎神社拝殿(元治元年(1864))

(イ) 宿 坊

中社門前には、南北に延びる大門通り沿いに神仏混淆の時代から続く宿坊が建ち並んでいる。多くの宿坊は、明治時代以降に建てられたものであるが、中には江戸時代中期に遡るものもある。建物は、豪雪地に特有の太い部材を用いて、茅葺の大屋根を持つどっしりとした構えを特徴としている。屋根形式は、寄棟造が多いが、中には入母屋造のものもある。

また、宝光社門前の宿坊は、昭和20年(1945)の大火により大門通りから東側に位置する建物の多くが焼失した。宝光社境内の近くには、この大火をのがれた宿坊がいくつか残り、中には江戸時代中期に遡るものもある。



中社のまちなみ



宝光社のまちなみ

a 旧徳善院本堂(極意家^{ごくい}神殿)及び旧徳善院庫裏(極意家^{ごくい}宿坊) (登録有形文化財)

中社境内に最も近い位置にあり、文化8年(1811)に焼失したが、翌年の文化12年(1815)頃に再建された。旧徳善院本堂(極意家^{ごくい}神殿)は、木造平屋建、間口6間、奥行5間、平入、寄棟造茅葺、前面に唐破風を有した向拝が付く。旧庫裏(宿坊)は、神殿と直角に配置され、木造二階建、間口11間、奥行7間半、入母屋造茅葺屋根の建物である。



旧徳善院本堂及び旧徳善院庫裏
(文化12年(1815)、登録有形文化財)

b 横倉旅館

中社境内の前を東西に延びる横大門通りに位置し、主屋が明治3年(1870)頃に建てられた(『戸隠－伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成28年(2016)))宿坊である。木造総二階建、平入、寄棟造で、間口が12間に及ぶ大規模な茅葺の建造物である。

c 宿坊^{かんぼら}神原

江戸時代まで奥社にあった宿坊の一つで、中社大門通り沿いに位置し、明治33年(1900)頃に現在地に建てられた茅葺の木造二階建、寄棟造の建造物(『戸隠-伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成28年(2016)))である。



宿坊神原(明治時代中期)

d 久山館^{ひさやま}

中社境内の西側に位置し、江戸時代は戸隠山顛光寺の本坊^{とがくしんけんこうじ}勸修院として一山を統括する別当職にあり、戸隠神領一千石のうち五百石を領していた。昭和17年(1942)の火災により、敷地内にあった客殿や庫裏等の建築物は焼失した。現在の旧館は昭和31年(1956)の建築(『戸隠-伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成28年(2016)))で、また現在も残る回遊式の庭園や守護不入之碑のほか、敷地南側に東西約120メートルにわたって築かれた石垣は、城郭を思わせる壮大な景観を有しており、近世の戸隠を代表する工作物として貴重な遺構である。

e 越志^{おし}家住宅主屋(旧廣善院客殿) (登録有形文化財)

宝光社門前にある昭和20年(1945)の大火をのがれた宿坊の一つで、寛政6年(1794)に建築された。現在宿坊として利用されている建物は、内部に神殿を設け、木造、間口12間、奥行6間、平入、寄棟造茅葺屋根で、一部に中二階がある。江戸時代まで客殿、庫裏として利用されており、客殿と庫裏の双方の機能を併せもった形式の代表的な建築である。



越志家住宅主屋(寛政6年(1794)
登録有形文化財)

f 武井旅館

宝光社門前にあり、棟札から旧客殿部分が延享2年(1745)に建てられたことが判明している。木造平屋建、平入、寄棟造茅葺の建物である。



武井旅館(延享2年(1745))

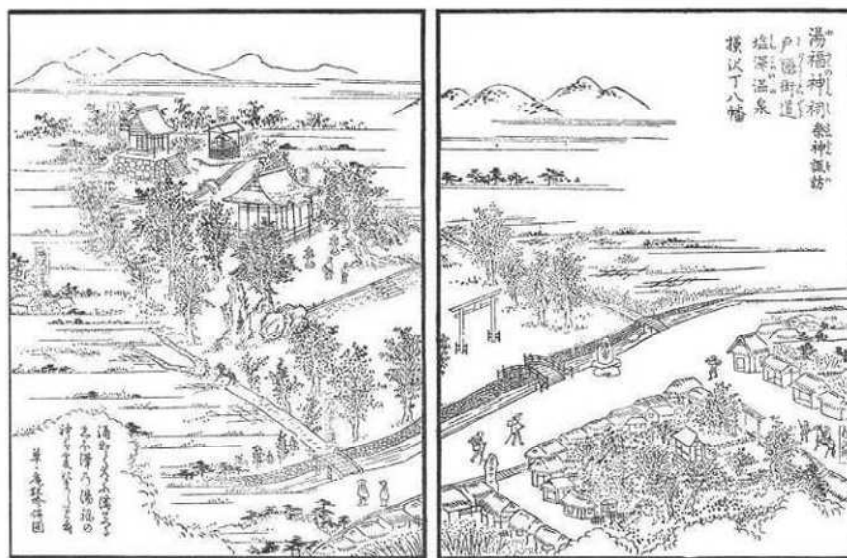
(ウ) 戸隠古道

善光寺から戸隠へ参詣する信仰の道は、主に三本であった。

第一は、湯福神社の脇を通り、しぐれ坂、七曲りを經由し、飯縄山の裾野を越えて戸隠へと至る道。第二は、善光寺仁王門から西へ進み、上ヶ屋を經由して大久保の茶屋付近で第一の道と合流する道。第三は、新諏訪から入山、上野を經由して戸隠へ至る道である。このうち、多くの参詣者が善光寺と戸隠の双方を参詣する表参道として第一の道を通った。

そのほかにも戸隠へは、鬼無里の中心地の町から小川沿いを北上して宝光社の大門通りに合流する道、北国街道柏原宿を起点とする裏参道、松代方面から小市、坪山、折橋を經由して戸隠へ至る道など、幾筋もの道が延びていた。

江戸時代後期の国学者、紀行家であった菅江真澄(宝暦4年(1754)～文政12年(1829))は、天明4年(1784)に善光寺と戸隠を訪れ、このときの体験が『菅江真澄遊覧記』(重要文化財、江戸時代)に記されている。また、文政元年(1818)に善光寺と戸隠を参詣した江戸時代後期の戯作者十返舎一九は、このときの体験を『戸隠善光寺往来』(文政5年(1822))として出版している。さらに、豊田利忠執筆の『善光寺道名所図会』(嘉永2年(1849)刊行)に、善光寺から戸隠に至る街道が挿絵付きで記され、当時の街道の様子をうかがうことができる。

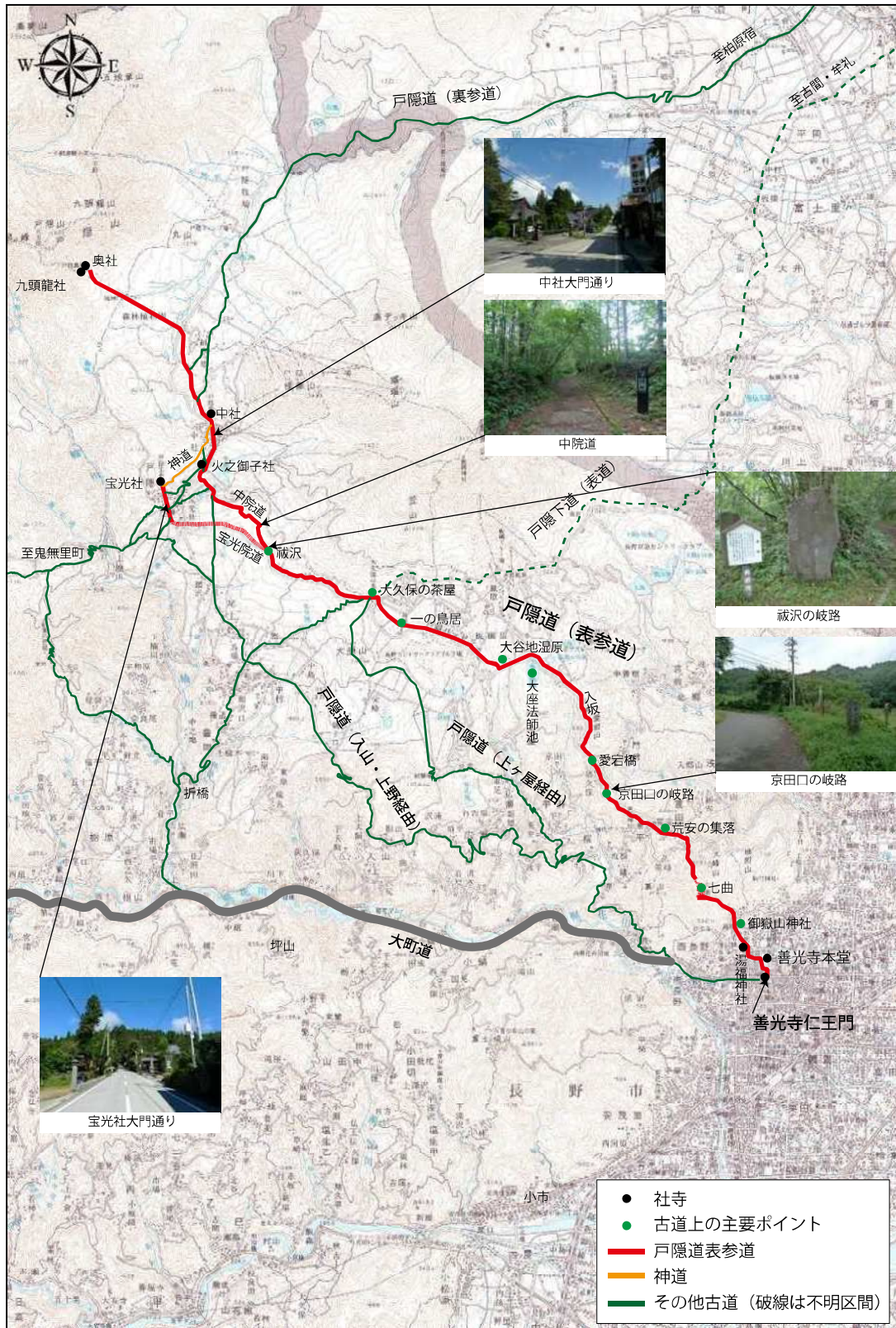


『善光寺道名所図会』(嘉永2年(1849)刊行)に見える湯福神社

戸隠道表参道は、善光寺を出発点として、善光寺三社の一つである湯福神社、そして御嶽山神社の脇を通り、人家のない山中に入っていく。なお、湯福神社は、『善光寺道名所図会』（嘉永2年(1849)刊行)に戸隠街道の文言とともに境内の様子が描かれている。

善光寺から28町(約3キロメートル)のところに、古道が唯一通過する荒安の集落がある。現在は、ひっそりとした農村集落であるが、かつては茶屋が営まれ、戸隠古道の数少ない休息地として往来する人々で賑わっていた。荒安の集落の中心に集落の北に位置する飯縄山を信仰対象とする飯縄神社の里宮がある。この里宮は、飯縄信仰を全国的に広めた千日太夫の冬期居所として、武田信玄が創建したといわれている。

昭和39年(1964)に増加する自動車交通に対応するため、市街地と戸隠を結ぶ戸隠バードラインが開通した。戸隠バードラインは、古道を拡幅したところもあるが、古道と別に道路を設けたところも多く、戸隠バードラインに沿って江戸時代以前から続く古道の趣が多く残されている。特に、大谷地湿原から戸隠側の道筋は、舗装の施されていない歩行者専用の古道として、今も当時の趣が保たれている。



戸隠道(表参道) (S=1:100,000)

a 町石^{ちょういし}(丁石)(長野市指定史跡)

古道には、参詣者が道に迷うことのないように江戸時代以前から分岐ごとに戸隠への道筋を示す道標がいくつも建てられている。善光寺と戸隠を結ぶ古道のほぼ中間地点に飯縄と戸隠の境を示す一の鳥居の峰があり、ここから戸隠方面に1町(約109メートル)ごとに町石が建てられ、古道の道筋を詳細にうかがうことができる。宝光社までの道のりは43町あり、同じく一の鳥居から中社まで53町、中社から奥社まで30町ある。一の鳥居から戸隠神社奥社までの間の町石は、長野市指定史跡になっている。



古道に残る町石

町石は、戸隠参詣が最も盛んになっていた江戸時代後期のものとされ、それぞれの参道ごとに建てられていたが、中には道路改修などにより失われたものもある。平成に入り、戸隠古道整備の一環として町石の調査が行われ、一の鳥居から宝光社までの間の町石が整備された。

一の鳥居の地名は、江戸時代以来、戸隠神領に入る最初の鳥居がこの場所にあったことに由来する。明治19年(1886)に建立された鳥居は、老朽化により倒壊の危険が生じたため、昭和60年(1985)に取り壊されており、現在も当時の礎石が残っている。また、礎石の脇に弘化4年(1847)の善光寺大地震で倒壊するまで建っていた石造の鳥居の一部が今も残っている。現在、この周辺一帯は、一の鳥居苑地として利用されており、妙高戸隠連山国立公園に指定されている。



明治19年(1886)建立の一の鳥居

『善光寺道名所図会』
(嘉永2年(1849)刊行)にみえる一の鳥居

b 茶屋

一の鳥居を過ぎて古道を7町ほど進むと、大久保の地に入る。ここは、善光寺から七曲りを經由して延びる戸隠表参道と現在の信濃町の古間や飯綱町の牟礼方面からの戸隠下道、鬼無里方面からの古道が交わり、古くから多くの人々が行き交う交通の要地として賑わいをみせていた。

茶屋は、江戸時代、幕府の直轄地であった戸隠に毎年のように検地に訪れる幕府の役人の休息地、また、幕府と戸隠との連絡役に当たった松代藩の武家人の寄り合い所として、戸隠の玄関口となる大久保の地に建てられたのが始まりとされている。

大久保には、昔から2軒の茶屋があり、一軒は、寛永元年(1624)創業とされる旧釜鳴屋(現在の大久保西の茶屋)で、もう一軒は、釜鳴屋の東隣に構える文化2年(1805)創業とされる旧大久保東の茶屋(現在の大久保の茶屋)である。旧大久保東の茶屋は、創業当時の建物が一度火災によって焼失した後、明治時代に木造平屋建、平入、寄棟造茅葺で再建されたとされるものである。敷地に文化13年(1816)と刻まれた帝釋天尊像供養塔が残っている。

ウ 活動

(ア) 戸隠神社の祭礼

奥社、中社、宝光社を中心に、年間をとおして数々の行事が行われている。現在行われている年中行事は、明治維新後に戸隠神社となってから整えられたものであるが、その行事の端々に江戸時代以前から続けられてきた神仏混淆時代の内容を垣間みることができる。

主な年中行事に、4月から10月にかけて毎月行われる月並祭、5月の祈年祭、11月の新嘗祭がある。

■ 戸隠神社年中行事一覧

日時		行事名	太々神楽献奏
1月			
1日	午前4時	歳旦祭(奥社)	
2日	午前10時	歳旦祭、講社祭(中社)	あり
3日	午前10時	歳旦祭、講社祭(宝光社)	あり
7日	午前11時	鎮火祭(奥社)	
2月			
節分前日	午前11時	古札焚上祭(中社)	
節分の日	午後3時	追儺祭(中社)	
11日	午前10時	紀元祭(中社)	

日時		行事名	太々神楽献奏
4月			
25日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
28日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
29日	午前10時	昭和祭(中社)	
5月			
1日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
3日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
5日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
6日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
8日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
14日	午前10時	祈年祭(中社)	あり
15日	午前11時	祈年祭(奥社)	あり
16日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
16日	午後3時	祈年祭(宝光社)	あり
18日	午前11時	祈年祭(火之御子社)	あり
20日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
6月			
1日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
6日	午前10時	飯縄社祭(飯縄社)	
15日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
中の巳の日	午前10時	種池祭(種池ほか)	
30日	午後3時	大祓式(奥社、中社、宝光社)	
7月			
1日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
15日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
8月			
1日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
14日	午前10時	例祭(中社)	あり
15日	午前11時	例祭(奥社)	あり
16日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
16日	午後3時	例祭(宝光社)	あり
18日	午前11時	例祭(火之御子社)	あり
9月			
1日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり
2日	午前11時	末社祭(宝光社)	
10日	午前10時	末社祭(中社)	
15日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	あり
10月			
1日	午前6時30分	月並祭(中社)	あり

日時		行事名	太々神楽献奏
11月			
3日	午前10時	明治祭(中社)	
22日	午前10時	新嘗祭(中社)	あり
23日	午前11時	新嘗祭(奥社)	あり
24日	午後2時	新嘗祭(宝光社)	あり
25日	午前11時	新嘗祭(火之御子社)	あり
12月			
23日	午前10時	天長祭(中社)	
30日	午後3時	大祓式、除夜祭(中社、宝光社)	
31日	午後4時	大祓式(奥社)	
31日	午後6時	除夜祭(奥社)	
31日	午後11時	越年神事(奥社)	

a ^{だいだいかぐら}太々神楽(長野県指定民俗文化財(無形民俗文化財))






^{だいだいかぐら}太々神楽は、『永代太々神楽講設立呼びかけ文書』が作成された天明2年(1782)以前から行われており、明治時代の神仏分離令により^{かぐら}神楽献奏が一時禁じられたが、明治12年(1879)に禁止措置が解除されて以降、現在まで途絶えることなく伝承されている。

現在、^{だいだいかぐら}太々神楽は、戸隠神社楽部の神職により伝承されており、年中行事に併せて年間100回ほど奉納されている。現在行われている舞は、10座(降神の舞、^{みづつぎ}水継の舞、^{みそぎ}身滌の舞、^{みこ}巫子の舞、^{ごへんべい}御返幣の舞、^{きびがく}吉備楽の舞、^{さんけん}三剣の舞、弓矢の舞、岩戸開きの舞、^{なびらい}直会の舞)あり、そのうち5座の舞が江戸時代の舞に相当する。

この神楽は、北信地域に分布する岩戸神楽系統のおおもとに位置付けられるものであり、県内の^{だいだいかぐら}太々神楽の系統や系譜、変遷を研究する上で重要な役割を担う神楽である。

だいたいかくら
太々神楽の舞一覧

舞の内容	舞の様子
<p>1 降神の舞</p> <p>八百万の神々を祭りの場に招き奉る舞。翁面を着けた一人の舞人が、前段は左右の手に狩衣の露紐を取り、後段は神霊の依り代となる幣<small>はら</small>とそれを祓<small>はら</small>い清める櫛の枝を持ち、四方八方に向かって神々の招来を乞<small>こ</small>い願<small>ねが</small>う。御神入<small>ごじんりゅう</small>の舞ともいう。</p>	
<p>2 水継の舞</p> <p>男女二神による舞で、順調な降雨と五穀豊穡を祈る舞。翁面狩衣姿<small>みくまりのかみ</small>の水久万里神が大麻と鈴を持って四方の罪穢<small>つみ</small>を祓<small>はら</small>い、女面千早<small>ちのちのち</small>緋袴姿の水波乃壳神<small>みずはのめのかみ</small>が長い柄杓と扇で四方の水<small>みづ</small>瓶<small>びん</small>に天水を注ぐ。後段は水波乃壳神<small>みずはのめのかみ</small>が下がり、水久万里神が順調な河川の流れと作物の成長を祈る。</p>	
<p>3 身滌の舞</p> <p>祓戸四柱<small>はら</small>の神による祓<small>はら</small>い清めの舞。神前に供えた大釜で沸騰する湯を笹の葉でふりかけ、自分自身と座を清める。湯立て神楽の遺風を伝えている。笹の舞ともいう。</p>	
<p>4 巫子の舞</p> <p>清純な少女が、手にした神鈴を振り神前を清々<small>はら</small>しく祓<small>はら</small>い清める。緋の袴と白の舞衣を身につけ、宝冠をいただいた巫子の舞う姿は、あたかも春の野に蝶が戯れるようである。</p>	
<p>5 御返幣の舞</p> <p>神力を表象する四武神が四方八方の邪神を平定する舞。古くは「反問<small>へんもん</small>の舞」とも称され、独特の足捌きで足踏みをしなが、前段は矛により、後段は太刀を抜いて邪神をなぎ払う。 ※反問：道教の歩行呪術が根源。</p>	

舞の内容	舞の様子
<p>6 吉備楽の舞</p> <p>狩衣をつけた2人又は4人の巫子が「位の山」という今様歌と雅楽風な唱歌と笛の音に合わせ国家安泰を祈願する舞。</p>	
<p>7 三剣の舞</p> <p>3人の武人が始め笹と鈴で、後に剣を抜き、邪をなぎ払う舞。前段、3人の舞人が鈴と笹を振りながら反問の足捌きで邪を踏み破り、祓い清める。中段は3人が剣を抜き、後段で1人が両手に剣を頂いて四方八方の邪神をなぎ払う。修験道の精神をよく表している豪快勇壮な舞。</p>	
<p>8 弓矢の舞</p> <p>2人の武人が弓矢で遠くにうごめく邪を射止める舞。赤、黒の襖<small>おうち</small>に石帯をつけ、頭に「おいかけ」をつけた巻纒<small>けんえい</small>の冠を被る隨身装束で、静かな楽奏に合わせ優美典雅に、ときに激しく舞う。隨身の舞ともいう。</p>	
<p>9 岩戸開きの舞</p> <p>天岩戸開き神事にちなんだ戸隠神社に縁の深い舞。赤の袍<small>ほう</small>をつけた布刀玉命が岩戸の前に大榊を供え、黒の袍をつけた天児屋命が天照大御神にお出ましただけよう祝詞を唱える。続いて天鈿女命が岩戸の前で楽しげに舞い、次第に神掛かっていく。舞が最高潮に達すると岩陰から天手力雄命が現れ岩戸を引き開け、岩戸の左右に侍していた布刀玉命・天児屋命が祝いの言葉を申し上げる。</p>	
<p>10 直会の舞</p> <p>天照大御神が岩戸からお出ましになり、世の中が再び光に包まれた喜びを表す舞。夜明けを告げる長鳴鶏を表象した巫子が鈴と扇を持って舞い遊ぶ。直会とは祭りなどの特殊な時間から平常の時間へと戻ることをいう。この舞をもって戸隠神社太々神楽は、お開きとなる。</p>	

b 式年大祭

戸隠神社の祭礼のうち、最も華やかなものが数え年で7年に一度行われる式年大祭である。式年大祭は、毎回、4月下旬から5月中旬にかけて行われており、令和3年(2021)の大祭は、4月25日から5月25日までの31日間に及んだ。

この大祭は、かつて、宝光社祭神(天表春命)と中社祭神(天八意思兼命)が、ともに奥社(天手力男命)社殿に奉祀されていたことから、数え年で7年に一度の式年に、宝光社と中社の祭神が渡御によって本宮の奥社に還られるものである。奥社の地は中社や宝光社に比べて積雪量が多いことから、現在、奥社への渡御は奉告祭をもって代えられており、宝光社から中社までの間で渡御が行われている。

式年大祭は、戸隠神社社務所に残る当時の社務全般を記した『日記』(明治33年(1900))に、通常の年中行事とは別に1月16日から臨時祭の文言がみられ、同年5月9日に宝光社祭典、5月10日に奥社祭典、さらに5月11日の中社の祭典をもって臨時祭が終了とあり、最も古い事例をたどることができる。また、信濃毎日新聞の大正13年(1924)4月14日の記事に「戸隠神社の大祭 四月廿八日より五月二十日まで」とあり、併せて寶物展覧(式年大祭に併せて実施される仏具等を展示する宝物展)が行われたことも記されている。

式年大祭は、神社の形態に整えられた明治時代以降に周期的に行われるようになった祭礼であるが、戸隠山顕光寺として繁栄していた江戸時代以前は、御開帳という形で祭礼が行われていた。天明4年(1784)12月から天明5年(1785)5月までのことが記された『戸隠山顕光寺国元御開帳諸事留帳』によれば、善光寺で行われているような御開帳が、天明5年(1785)3月10日から4月20日にかけて行われたことが記されており、4月9日に「奥院権現様御遷座」とある。式年大祭は、明治時代になり戸隠神社として形を変えながらも、江戸時代以前に行われていた御開帳を起源とする祭礼と見なすことができる。

(a) 執行奉告祭

式年大祭は、4月25日の執行奉告祭をもって始まる。奥社、中社、宝光社の各社殿において、祓いや祝詞、玉串奉獻といった神事がしめやかに執り行われる。また、同日に着山式が宝光社社殿で行われる。これは、明治政府の神仏分離令によって、やむなく戸隠を離れることになった本尊を式年大祭に合わせて戸隠神社に迎えるもので、戸隠神社宮司と各寺の住職が、それぞれ祝詞やお経をあげる珍しい式典を見ることができる。

大祭期間中は、旧奥院の本尊仏の聖観音や旧中院本尊仏の釈迦如来を宝光社社殿で拝観することができる。また、ほぼ毎日、中社、宝光社で特別祈禱祭が行われるほか、中社で太々神楽の献奏がある。大祭が行われる時期は、月並祭や祈年祭といった年中行事が多く行われる時期でもあり、期間中であっても滞りなく年中行事が行われる。

そして、大祭が最も華やかに彩られるのが、宝光社から中社までご神体を送る行列が進む渡御の儀と中社から宝光社に戻る還御の儀である。



中社社殿での執行奉告祭

(b) 渡御の儀

渡御の儀は、5月9日に行われる。

これまでは、渡御に先立ち、宝光社社殿で獅子神楽が奉納されてきたが、令和3年(2021)の式年大祭は、新型コロナウイルス感染症のため、規模を縮小して開催された。獅子神楽は、伎楽、舞楽などとともに大陸から移入されたもので、中世においては、全国各地で祭礼が演じられた。戸隠の獅子舞の起源は、少なくとも慶長17年(1612)に幕府から千石の朱印状を賜った頃に土地の農民の悪魔祓いや収穫感謝の祭りで舞が行われたことに遡ることができると思われる。



祭神が御鳳輦に移される

宝光社社殿前で、続いて社殿内で神事が行われ、神事が終わると、いよいよと渡御に向けて、祭神が御扉の奥から御鳳輦へと移される。宮司に奉持された祭神は、四方を絹垣で囲われた中を警ひつの声に導かれながら、御扉から社殿内に敷かれた布単の上をゆっくり進み、御鳳輦の中へ奉遷される。祭神を乗せた御鳳輦は、白装束に身を包んだ神職に担がれながら、中社を目指して宝光社を出発する。このとき担がれる御鳳輦は、今回の式年大祭に合わせて新調したもので、重さが約250キログラムある。なお、宝光社の境内には、平成3年(1991)に制作された神輿と、檜材で路盤153センチメートル角、屋根上の如意宝珠、水煙、鳥居上部の瓔珞、四隅に吊るされた鈴に真鍮に金メッキが施されている文化元年(1804)に制作された重さ約160貫(約600キログラム)の神輿が展示してある。

宝光社社殿を出発した行列は、宝光社の鳥居をくぐり、宝光社大門通りを、茅葺や茅葺を鉄板で覆う大屋根を持つ宿坊のまちなみを通り、四つ角まで南下した後、中社に向かって北上する。

行列は、神職、御鳳輦などが連なり、厳かな中にも壮麗さを漂わせながら、道の両側に紙垂を付けた縄が渡される中社社殿までの約3キロメートルの道のりを



中社のまちなみの中を進む



中社の鳥居前を進む

進んでいく。令和3年(2021)の行列は、宝光社を出発した後、2キロメートルほど御鳳輦ごほうれんをトラックに載せて進んだ。

中社の集落に近づき、再び茅葺の大屋根をもった宿坊のまちなみが見えてくると、中社境内まで真っ直ぐに延びる中社大門通りの視界が開けてくる。行列は、白装束の神職が御鳳輦ごほうれんを担いで、令和2年(2020)に建て替えられた大鳥居が見える通りを再び中社社殿に向けて歩み出す。通りに立つ住民や観光客は、御鳳輦ごほうれんが前を通過すると頭を垂れ、御鳳輦ごほうれんを見送る。

中社社殿前に到着すると、祭神が御鳳輦ごほうれんから中社社殿内の御扉内に移されて、ついに宝光社の祭神と中社の祭神が数え年で7年ぶりの御対面を果たす。

(c) 宣澄踊りせんちよう(長野市指定無形文化財)

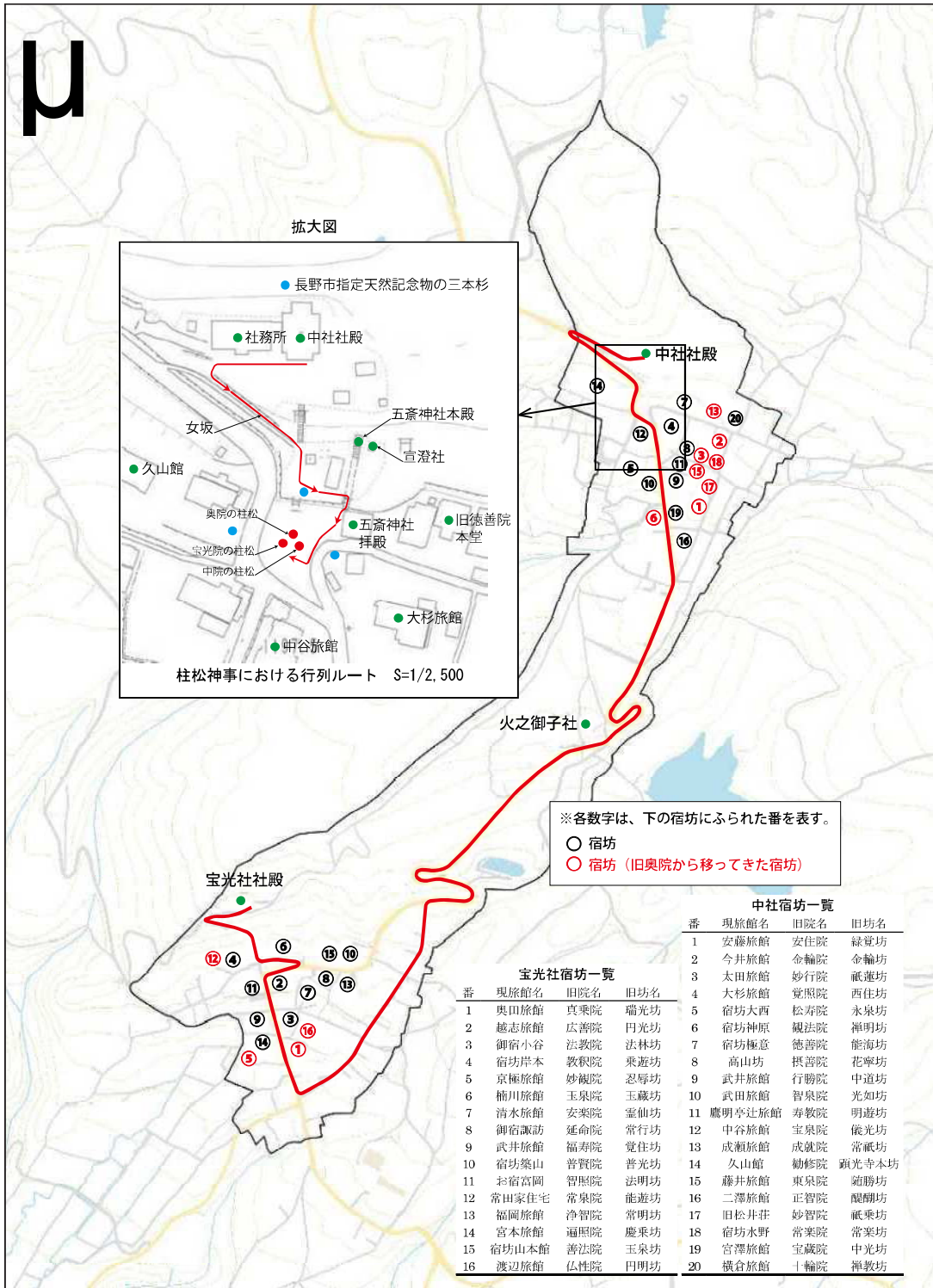
式年大祭の期間の中盤で宣澄踊りせんちようが行われる。宣澄踊りせんちようは、戸隠修験道の本山大先達であった東光坊宣澄せんちようが応仁2年(1468)に当山派の恨みをかけて暗殺されたことをしのんで毎年8月16日に行われており、式年大祭の期間中も行われる。

踊りは、通常、五斎神社境内に祀られている宣澄大明神せんちようの社殿前で行われるが、式年大祭に併せて行われる踊りは、手拭を頭にまいた男性が中社社殿内に集まって踊りを行う。

宣澄踊りせんちようは、踏む、蹴るの動作が中心の素朴な踊りで、前唄7つ、中唄5つ、後唄3つからなり、七五三踊りともいわれている。また、修験道に深く関連した踊りとされ、北信濃一带に伝えられている鳥踊、盆じゃもの、蹴りこみ踊、田の草踊などは、この宣澄踊りせんちようが起源と考えられている。現在は、保存会が組織されて受け継がれている。



宣澄踊りせんちよう



御鳳輦渡御の順路図(S=1:10,000)

(d) 還御の儀

還御の儀は、渡御の儀から2週間後の5月23日に行われる。中社社殿を出発した御鳳輦は、沿道で住民や観光客が見送る中、渡御の儀と同様な行列で宝光社社殿まで進んでいく。大勢の人々が待つ社殿に到着すると、祭神は、四方を絹垣で囲われた中、御鳳輦から御扉の奥へ移される。

5月25日に式年大祭を締めくくる奉告祭は、奥社、中社、宝光社の各社殿で行われる。また、同日、宝光社社殿で離山祭が行われる。これは、着山式で宝光社社殿に迎えた戸隠山頭光寺時代の旧本尊を各寺院に還す祭礼である。



中社から宝光社に向けて進む



御鳳輦が宝光社に戻る

c 柱松神事

柱松神事は、かつて年中行事の中でも重要な意味を持った戸隠神社の火祭りで、柱松を焼き、その燃え具合をみて農作物の豊凶を占うものであった。

柱松神事の歴史は古く、『戸隠山頭光寺流記』（県宝、戸隠神社所蔵、室町時代中期）によれば、永仁7年(1299)に、行人と老僧の間に柱松神事に関する法式をめぐって争いがあったことが記されている。また、江戸時代の『千曲之真砂』（宝暦3年(1753))附録「水内郡戸隠山三社祭礼之事」の条に、「水内郡戸隠山三社御祭り、格別異なる神事故ここに記す也」とあり、神事の概略が記されている。そのほか、江戸時代に戸隠一山が上野寛永寺へ提出した『戸隠山三所権現祭礼次第』（江戸時代）や松代藩の絵師によって描かれた『戸隠祭礼図巻』（真田宝物館蔵、江戸時代末期）に神事の様子が詳細に描かれている。

かつては毎年7月の7日に中院、10日に宝光院、15日に奥院で行われ、明治維新以降途絶えていた柱松神事が、これらの資料に基づき平成15年(2003)の式年大祭に併せて復活した。柱松神事は、特別祈禱祭、行列、柱松山伏の入峰修行、験比べ、火祭り、直会の5つの組み立てで平成15年(2003)以降3年ごとに行われ、中社大鳥居前の広庭で戸隠にある根曲がり竹や木を使って組み建てられた旧三院の柱松に火をつけ、燃え具合で世情を占うという火祭りである。



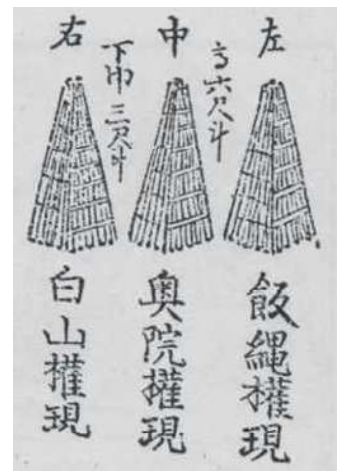
『戸隠祭礼図巻』(真田宝物館蔵、江戸時代末期)

令和3年(2021)の柱松神事は、7月11日に行われた。まず、中社社殿内で戸隠一山のすべての聚長が奉仕して柱松特別祈禱祭が執り行われる。中社社務所前に齋主、祭員、聚長らが一列に並び、中社社殿横で祭事が行われた後、中社社殿内へ移動して祭事が行われる。

柱松特別祈禱祭が終わると、特別祈禱祭に奉仕参列した一行は、召し立て役の指示で中社社殿前庭に整列し、お祓いを受ける。杖払を先頭として修験者、各種幟持ち、神職、聚長、大先達などが、中社社殿前から社務所前まで一列に並ぶ。

中社社殿前を出発した行列は、社務所前を通り、女坂を下り、市の天然記念物に指定されている三本杉の一つを右手に見ながら五斎神社本殿前へ進む。さらに、五斎神社の石段を降りて、中社大鳥居をくぐり、柱松が用意された大鳥居前の広庭に到着する。広庭には、大鳥居に向かって、左から宝光院、奥院、中院の柱松が立つ。三つの柱松が立つ理由は、江戸時代以前の神事が、奥院、中院、宝光院でそれぞれ行われていたためである。

柱松は、三院が所在する生活環境に応じて異なる材料で四角錐状に組み建てられる。中院の柱松は、幣竹と呼ばれる根曲がり竹を用い、先端に天下泰平の幟を立てる。宝光院の柱松は、細めの雑木を用いて、先端に営業隆昌の幟を立てる。奥院の柱松は、中院の根曲がり竹と宝光院の雑木を混ぜ合わせて組み立て、五穀豊熟の幟を立てる。なお、『善光寺道名所図会』(嘉永2年(1849))に、江戸時代に柱松神事が行われていた石川県の白山、戸隠(奥院)、飯

柱松
『善光寺道名所図会』

縄における柱松の形が描かれている。現在戸隠神社で行われている柱松神事は、奥院の形を採用している。

行列が大鳥居前の広庭に揃うと、降神の儀が行われる。次に、修験者が柱松を祓い、大大麻(通常よりも大きい大麻)所役が一般参加者を祓う。続いて、大先達が錫杖を振り、所役、聚長、修験者が般若心経を奉唱する。その後、大先達の注連縄切りが行われると、柱松に火がつけられる。修験者や神事参加者が、祓いや般若心経を唱えながら柱松の周囲を巡り、神事特別祈願串のお焚き上げ(護摩供養)が行われる。その後、中社社殿に戻り、最後に直会として、太々神楽の巫子の舞が舞われ、昇神の儀によって一連の神事が終わる。



柱松に火がつけられる



経を唱えながら柱松の周囲を巡る

(イ) 戸隠古道の維持

飯縄山の自然豊かな中を通る戸隠古道の大谷地湿原おおやちしづげんから戸隠までの区間は、土の道が残りに、道沿いに江戸時代の丁石や歴史的建造物が残る。この道は、地域住民を主体として下草刈り等の日常の維持管理が続けられており、シラカバやカラマツなどの木々の中をバードウォッチングやトレッキングを兼ねた参拝者や観光客が訪れている。

古道の維持管理には、古くから戸隠神社の聚長しゅうちやうが関わりを持っている。聚長は、神職として戸隠神社に奉仕するとともに、全国から集まる信者への祈祷や宿泊の世話をし、その多くが中社または宝光社の門前で宿坊を営んでいる。宿坊は、戸隠神社となる以前の戸隠山顕光寺とがくしんけんこうじの頃からの歴史があり、大きな茅葺屋根をもつ歴史的建造物が多く、中には江戸時代に建てられた建造物もある。

このように聚長しゅうちやうは、宿坊として旅館業を営む面も合わせもち、中社と宝光社において中社旅館組合、宝光社宿坊組合を組織し、戸隠神社の歴史や地域の伝統文化を伝える活動を行っている。

その活動の一つに、戸隠古道の維持管理があり、中社旅館組合、宝光社宿坊組合に加え、越水旅館組合(越水は、中社の北に位置する地域)等が中心となり、下草刈り等

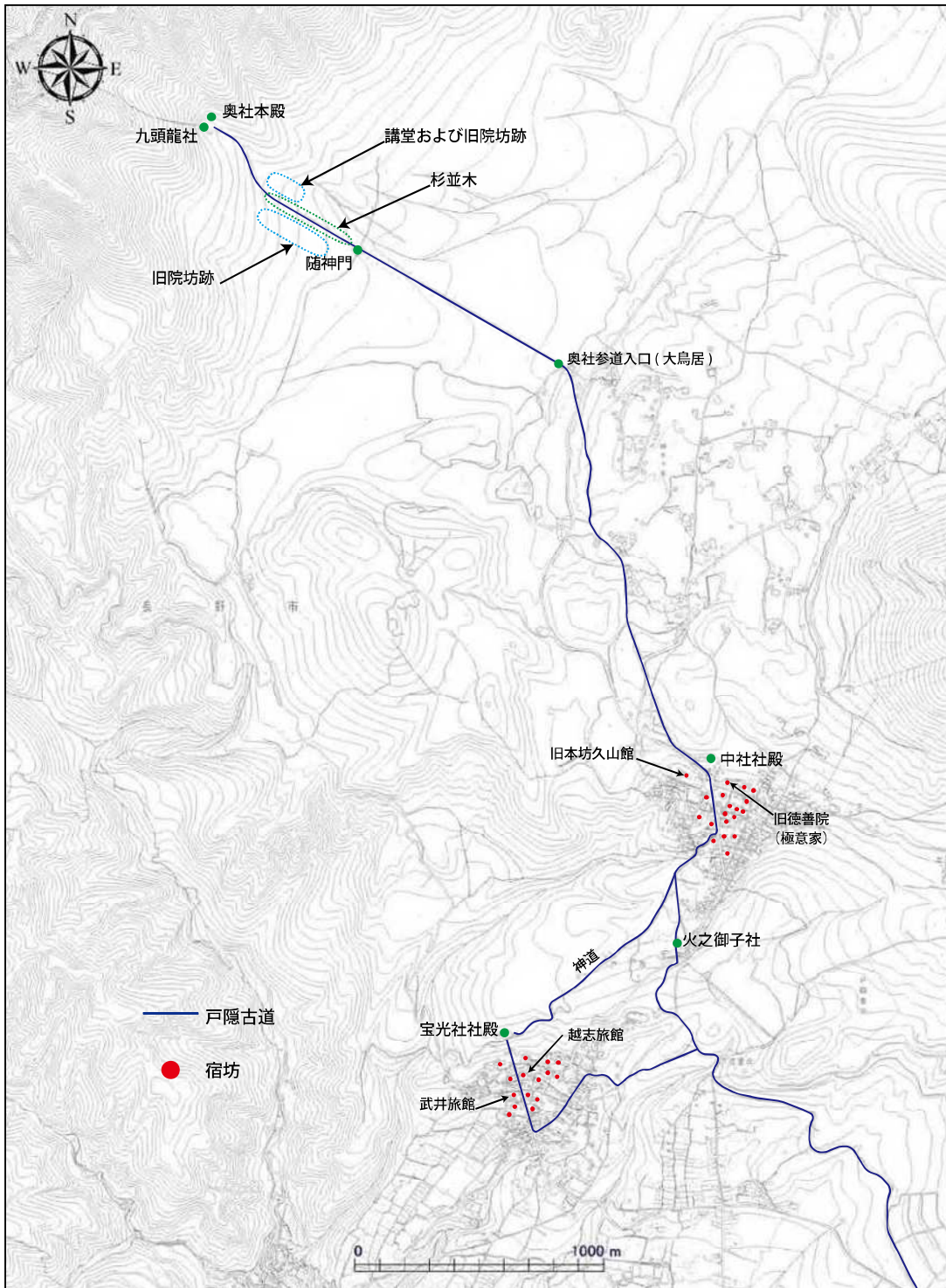
の古道整備や町石の点検などを行っている。

戸隠古道の維持管理作業では、歩行者が高原の澄んだ空気や涼しげな景色、そして、長い時間を刻んだ戸隠古道の歴史を歩いて感じてもらえるように丁寧に整備をしており、初夏を迎える頃になると、組合員が、刈り払い機や厚手の大きな鎌を持って笹や草を刈り払うほか、案内看板を清掃する様子が見られる。

昭和8年(1933)に戸隠観光協会が設立された際の記録に旅館組合により古道整備活動が行われていたことが記されている。古道は、江戸時代以前から存在しており、また、宿坊関係者が古道の整備に継続して携わっていることから、活動の歴史はかなり古いと考えられている。



維持管理作業の様子



戸隠古道の図(S=1:20,000)

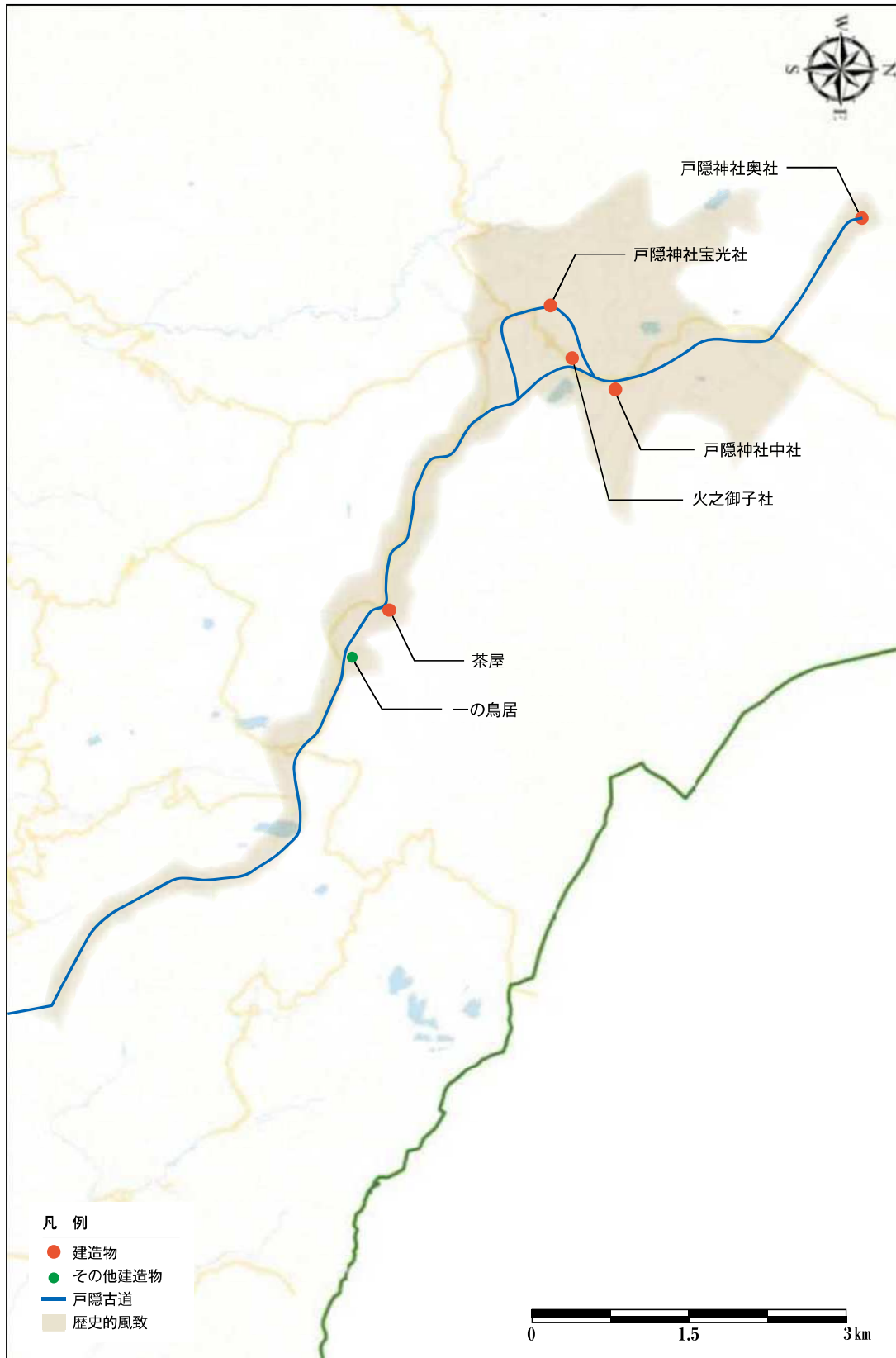
エ まとめ

標高1,000メートルを超える場所にあり、周りを戸隠連峰と飯縄山に囲まれて冬季は深い雪に覆われる厳しい自然環境にある戸隠は、古くから修験の地として知られてきた。

戸隠神社の式年大祭は、明治維新後の神仏分離や廃仏毀釈により戸隠山顕光寺から戸隠神社への移行後に行われるようになった祭礼であるが、江戸時代まで奥院、中院、宝光院と呼ばれていた伝統を受け継ぎ、豪雪地らしいどっしりとした造りの伝統的建造物の残るまちなみの中で、神仏混淆時代の伝統的な営みを随所に見ることができる。

また、古くから信仰の道として多くの往来のあった戸隠古道は、往時の町石と道筋が残り、戸隠神社の神職でもある聚長を中心とした地域住民により維持されて、自動車の通る道路が整備された今でも、高原の自然を楽しみながら、かつて参詣した人々と同じように、ゆっくりと歩いて戸隠神社を参拝する来訪者に使われている。

このように戸隠神社で行われる祭礼に戸隠神社の神職を中心に維持、継承され、宿坊や古道が作り出すまちなみと一体となった良好な歴史的風致をみることができる。



戸隠信仰にみる歴史的風致範囲図(S=1/60,000)

(4) 戸隠の伝統的な^{なりわい}生業にみる歴史的風致

ア はじめに

標高が1,000メートルを超える戸隠は、気温、水温が低いために稲作に適さず、十分なコメを収穫することが難しかったためにコメの代用としてソバの実が古くから食されたとされている。江戸中期には、祭礼の際のハレの料理として蕎麦切りが出され、また、戸隠へ訪れた貴人や参拝者をもてなす際にも宿坊や庄屋などで振る舞われていた。

戸隠の蕎麦切りは、中社、宝光社地区の宿坊など寺方で出された精進料理として供えられたもので、近代以降に「戸隠そば」として広く一般に提供されるようになった。今なお伝統的なそば打ちの技法や「ボッチ盛り」と呼ばれる盛り付け方、また、戸隠竹細工で編まれた^{ざる}筥に盛られるという特徴が受け継がれている。

中社地区では、江戸時代にコメの代わりに山中に自生する根曲がり竹(チシマザサ)を切り出して年貢として納めることが特別に許され、切り出された根曲がり竹を材料とした竹細工が作られるようになった。

戸隠竹細工は、原材料の切り出しから加工、仕上げまでを一貫して一人の職人が手作業で行うという特有のもので、その技術はもちろんのこと、根曲がり竹の保護活動として山中でタケノコ狩りを監視する^{たけのこぼん}筥番や、竹を切り出す際の仕来りなどが、親から子へ途絶えることなく受け継がれてきている。重要伝統的建造物群保存地区に選定された中社地区を中心に、現在も30人ほどの職人によって時代の暮らしに合った竹細工が作り続けられている。

また、山間地である戸隠では、古くから山麓に自生した茅(ヤマガヤ、ススキ)が屋根材として利用されてきた。明治期に越後の技術を伝承した職人が、戸隠で茅葺^{なりわい}を^{なりわい}生業としてきたが、高度経済成長期以降になると茅葺建物の減少により、その継承が危ぶまれていた。しかし、中社、宝光社地区の住民によって伝統的建造物群の保存活動が活発になったことで、伝統的な茅葺の技術が若い職人に受け継がれている。また、歴史ある景観を守ろうと、一度は途絶えてしまった住民相互の茅刈りを地域住民が主体となって再開し、歴史的なまちなみを守り、伝える活動が行われている。

イ 建造物等

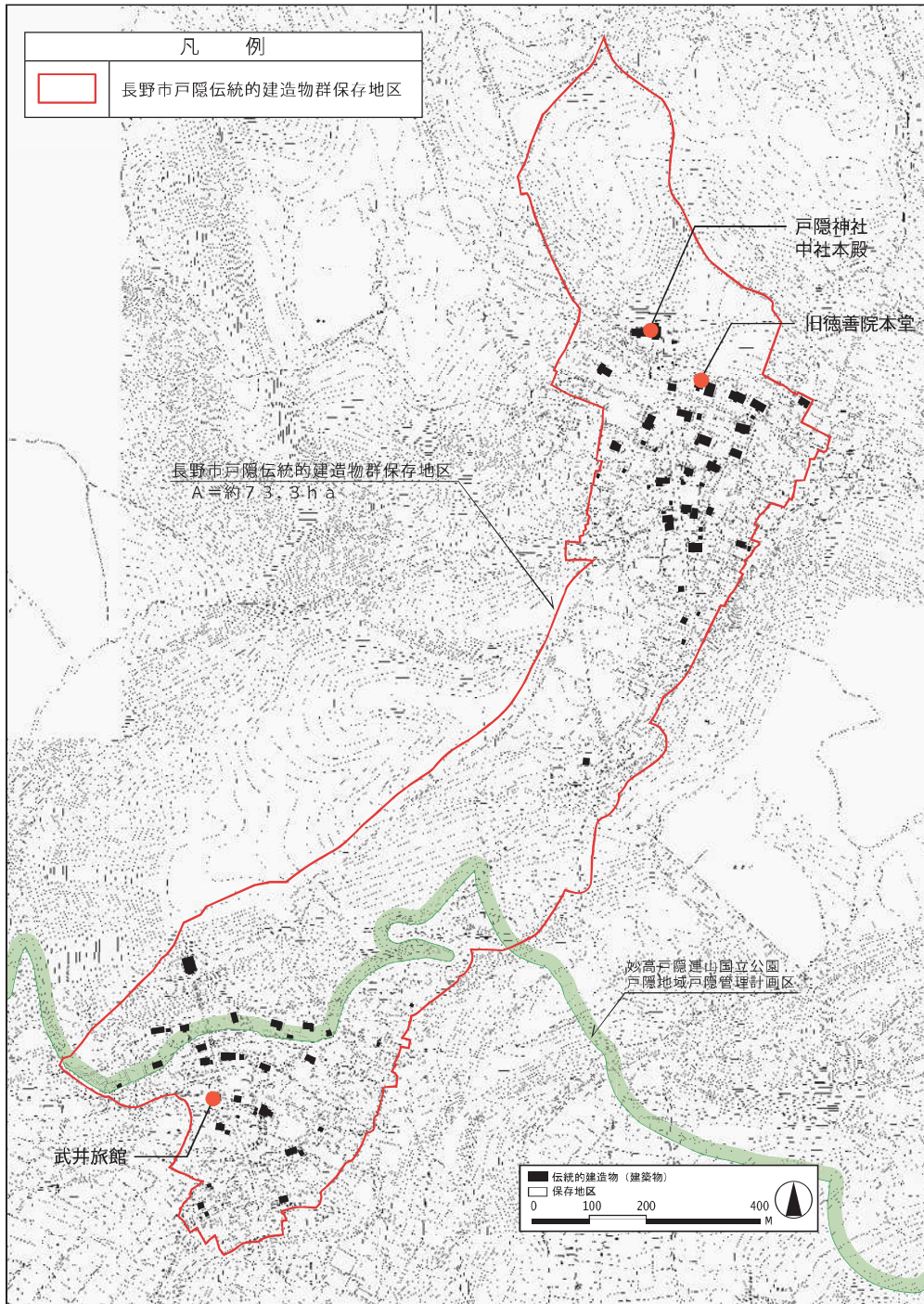
(ア) 戸隠伝統的建造物群保存地区

平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。戸隠信仰を背景に成立した宿坊群・門前町で、近世において整えられた町割りが良好に残り、その中心には近世



宝光社地区のまちなみ

以前からの営みを守り続ける雄大豪壮な宿坊が群をなしている。宿坊群の外縁には農家や商家が住宅を構えて門前町をなしている。雪に備えて軒を深くとる伝統的な茅葺建物をはじめ、敷地を区画する石垣や生垣、参道沿いに置かれた石灯籠や道標などが歴史的なまちなみをつくり、そのなかで戸隠そば、竹細工、茅葺などの伝統的な生業なりわいが営まれている。



a 旧徳善院本堂(極意家^{ごくい}神殿)及び旧徳善院庫裏(極意家^{ごくい}宿坊)
(登録有形文化財)

中社境内に最も近い位置にあり、文化8年(1811)に焼失したが、文化12年(1815)頃に再建された。旧徳善院本堂(極意家^{ごくい}神殿)は、木造平屋建、間口6間、奥行5間、平入、寄棟造茅葺、前面に唐破風を有した向拝が付く。旧庫裏(宿坊)は、神殿と直角に配置され、木造二階建、間口11間、奥行7間半、入母屋造茅葺屋根の建物である。



旧徳善院本堂及び旧徳善院庫裏
(文化12年(1815)、登録有形文化財)



武井旅館(延享2年(1745))

b 武井旅館

宝光社門前にあり、棟札から旧客殿部分が延享2年(1745)に建てられたことが判明している。木造平屋建、平入、寄棟造茅葺の建物である。

(イ) 戸隠神社中社本殿

昭和17年(1942)の火災後、昭和31年(1956)に再建(『戸隠－伝統的建造物群保存対策調査報告書』(平成28年(2016)))されたもので、木造平屋建、妻入、入母屋造銅板葺屋根で正面に唐破風を設けた向拝が付く。

祭神は天八意思兼命^{あめやごころおもいかれのみこと}で、学業成就、家内安全、営業隆昌、開運守護に御利益があるとされる。



中社本殿(昭和31年(1956))

ウ 活動

(ア) 蕎麦食の文化

戸隠における蕎麦文化の起こりは、平安時代に修験者が携帯食としてソバの実を持ち歩いたことに始まるといわれている。その頃は、そば粉を水で溶いて食していたと考えられている。

現在のようにそば粉を延ばして麺にする食べ方は、蕎麦切りと呼ばれ、史料上では宝永6年(1709)の『奥院灯明役勤方覚帳』に祭礼の際に蕎麦切りが供されていたことが確認できる。また、江戸時代後期には、戸隠へ訪れた貴人をもてなす料理の一つとして、蕎麦切りが本坊や近郷の庄屋で振る舞われていたことが『五十槻園旅日記』(天明6年(1786))から分かる

近代以降になると蕎麦切りは、一般の来訪者にも広く提供されるようになり、明治期末にそば店が中社地区に構えられて以降、観光地化の進展とあわせてそば店も増えていき、「戸隠そば」という呼称が定着していった。

a 戸隠そばの特徴

戸隠そばの特徴は、一本の麺棒を使って蕎麦生地を円形に延ばす「一本棒丸延ばし」の技法で打ち、茹でた麺を冷水で締めた後はほとんど水を切らずにひと口ほどの量に束ねて5、6束を一つの笊ざるに並べる「ポッチ盛り」と呼ばれる盛り付けで戸隠竹細工の笊ざるに盛って、薬味に戸隠おろしという辛味のある地大根が使われるところにある。

また、新蕎麦の時季になると、新蕎麦を提供する目印として、戸隠蕎麦献納祭でお祓はらいを受けた蕎麦玉が店先に掲げられる。

蕎麦玉は、杉の葉を鼓状に束ねたもので、中央の鼓部分に根曲がり竹を使った竹細工を用いて作られる。多くのそば店では、翌年の新蕎麦の時季を迎えて新しい蕎麦玉を掲げるまで、年間を通して店先に蕎麦玉が掲げられている。



戸隠そばの「ポッチ盛り」



そば店の軒先に掲げられた蕎麦玉

b 戸隠蕎麦献納祭

昭和45年(1970)から始まった戸隠そば祭りでは、白装束をまとったそば職人が、収穫したばかりのソバを使って蕎麦を打ち、戸隠神社に献納する戸隠蕎麦献納祭が執り行われている。『奥院灯明役勤方覚帳』に江戸時代に同様に新蕎麦を神仏へ献納した記述があり、現在の戸隠蕎麦献納祭は、その習わしを踏襲したものとみられている。

令和5年(2023)の第54回戸隠蕎麦献納祭は、お焚き上げが10月31日の夕刻に、新蕎麦献納祭が11月1日の午前それぞれ戸隠神社中社で行われた。

お焚き上げは、中社前広庭で神事を執り行った後に、各そば店で不要になった蕎麦打ちの道具や笊、蕎麦玉などを感謝を込めて焚くものである。

戸隠蕎麦献納祭の当日は、捏ね、延し、切りの工程を3人の職人で一人ひとつ受け持って作った蕎麦切りを神官はじめ、白装束に身を包んだ職人が行列となって神社に新蕎麦を奉納する。

戸隠蕎麦献納祭に用いられる新蕎麦は、7月中旬にそば店の若手職人たちが、自ら種をまいて栽培して、10月上旬に手で刈り取って収穫したものを用いている。

戸隠蕎麦献納祭は、新蕎麦の時季を告げる祭として定着している。紅葉の終わりを迎えて厳しい冬の到来の前、戸蕎麦献納祭でお祓いを受けた蕎麦玉が店先に掲げられるこの時季になると、そば店の前には新蕎麦を味わおうと人々の長い行列が見られる。



蕎麦打ち道具や蕎麦玉などを焚く



献納する蕎麦切りを作る職人



蕎麦切りや蕎麦玉などを献納する

(イ) 戸隠竹細工の継承

戸隠竹細工は、江戸時代の初め頃から中社地区の人々の生活の糧として始まり、冬場の手仕事として親から子へ技術と精神性が代々継承されてきた。明治から昭和の中頃には、養蚕の隆盛から蚕籠^{かいこかご}等の需要の高まりにより生産量と職人数は最も多くなった。

明治42年(1909)に中社信用購買販売生産組合が組織され、販売価格の下落や仲買人などにより安く買い占められることを防ぐため、竹細工共同販売所の設立や特殊金券の発行などを行った。

大正7年(1918)には、有限責任中社竹細工信用販売組合を設立し、長野市水道事業への水源地提供で得た補償料で保管用倉庫の建設等を行った。その後、戦前から戦後にかけて幾度かの改組を経て昭和34年(1959)に戸隠中社竹細工生産組合が生まれ、現在まで続いている。

a 根曲がり竹の保護

戸隠中社竹細工生産組合では、平成17年(2005)6月に竹細工の原材料の安定確保を図るため、また、乱獲を防ぎながら森を育てていくために林野庁中部森林管理局北信森林管理署との間で協定を結び、黒姫山麓の国有林内に「戸隠竹細工の森」を設けて竹の保護、育成を図っている。

毎年、旬を迎えたタケノコ採取が盛んになる時季になると、組合では、竹細工に使う材料となる根曲がり竹を保護するため、誤って「戸隠竹細工の森」の根曲がり竹のタケノコが採取されないように監視活動を行っている。

監視活動は、筍番^{たけのこばん}といって当番制で複数人の班を組み、竹の生育状況の観察もしながら、早朝から森の中を歩いている様子が見られる。

また、竹を切るに当たっては、1年程に育った若竹^{わかだけ}を9月中旬から、生育の進んだ造竹^{つくりだけ}は10月から11月の雪が降るまでの間と期間を決めて切っている。1日約6束から9束(1束は約50本から135本)を切り、職人相互の約束事として、決して乱獲しないことが守り続けられており、職人は、細工する物や作品、細工に使用する箇所の用途を見極め、必要な量だけを切っている。竹を切る時期になると、切った



切った竹を干す様子

竹を作業場前に降ろして、軒先に干す様子が見られる。

戸隠竹細工は、他の産地とともに昭和58年(1983)に長野県知事指定伝統的工芸品となっている。

(ウ) 茅葺の技術と茅場の継承

江戸末期に松代藩の絵師が描いた『戸隠祭礼図巻』(真田宝物館蔵、江戸時代末期)に多くの茅葺建物が描かれており、中社、宝光社地区には、今も茅葺の宿坊、民家が多く残されている。茅葺屋根は、地域住民共有の茅場の茅を住民の共同作業で刈り取り、そして葺かれたとされており、戸隠では明治に越後の茅葺職人富田辰五郎とその弟子たちによって多くの屋根がふかれ、その技術を伝承した職人が茅葺^{なりわい}を生業としてきた。『民家巡礼－西日本編』(昭和54年(1979)1月発行)の昭和44年(1969)に記された「戸隠の茅葺屋根」によれば、共有の茅場の茅を交代で刈って葺くとの記述があり、地域ぐるみで屋根材の茅を受け継いできたことがうかがえる。

高度経済成長期以降は戸隠でも茅葺屋根の上にトタンをふく家が多くなり、茅葺^{なりわい}を生業とする職人や茅葺の技術の継承が危ぶまれていたところ、中社、宝光社地区の地域住民によって伝統的建造物群を保存しようとする機運が高まっていき、茅葺屋根の修復が継続して行われるようになったことで、90歳代の職人から移住者である30歳代の職人へ茅葺の技術が受け継がれて古くから地域に根付いていた生業^{なりわい}が継承されている。

また、昭和40年代まで見られていた共有の茅場での住民共同での茅刈りが一度は途絶えてしまったものの、平成24年(2012)から戸隠スキー場中社ゲレンデを茅場として地域住民が主体となって再開し、地域ぐるみで歴史的なまちなみや環境を守り伝える活動が行われている。



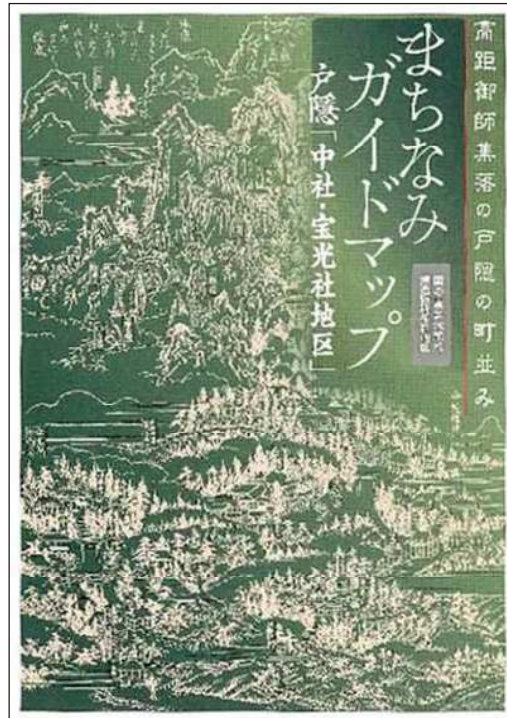
茅葺屋根の修理の様子



茅刈り体験の様子(戸隠スキー場中社ゲレンデ)



茅刈りの様子



戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会の作成したまちなみガイドブック
宿坊、そば店、竹細工店のほか、民家や土蔵など歴史的建造物を記載している。



中社地区のまちなみガイドブック



宝光社地区のまちなみガイドブック

エ まとめ

戸隠には、寒冷多雪という気候風土を反映して特有の技術が生まれ、その技術を生かした伝統的な生業^{なりわい}が地域の人々の手により受け継がれている。

宝光社地区にある県立高校の分校に全国的にも珍しい「そば部」があり、地域のそば職人が講師となって生徒は日々そば打ちの技術を磨き、全国高校生そば打ち選手権大会で優れた成績をおさめている。また、戸隠そば協同組合では、長年にわたり戸隠そばのブランド確立に向けて取り組んでいる。

戸隠中社竹細工生産組合では、原材料となる竹を安定的に確保するために森を守る活動のほか、竹細工の魅力を知ってもらえるように体験教室や展示会の開催などに取り組んでいる。

そのほか、地域資源を活用するとともに、歴史的な景観を維持する共感の輪を広げようと住民が主体となって宿坊などの茅葺き屋根の補修や葺き替えに使う茅の刈り取り体験を地区内のスキー場で開催したり、茅刈で集めた地域の茅が使われている様子を知ってもらえるように伝統的建造物の修理にあわせて茅葺ワークショップを開催したりしている。

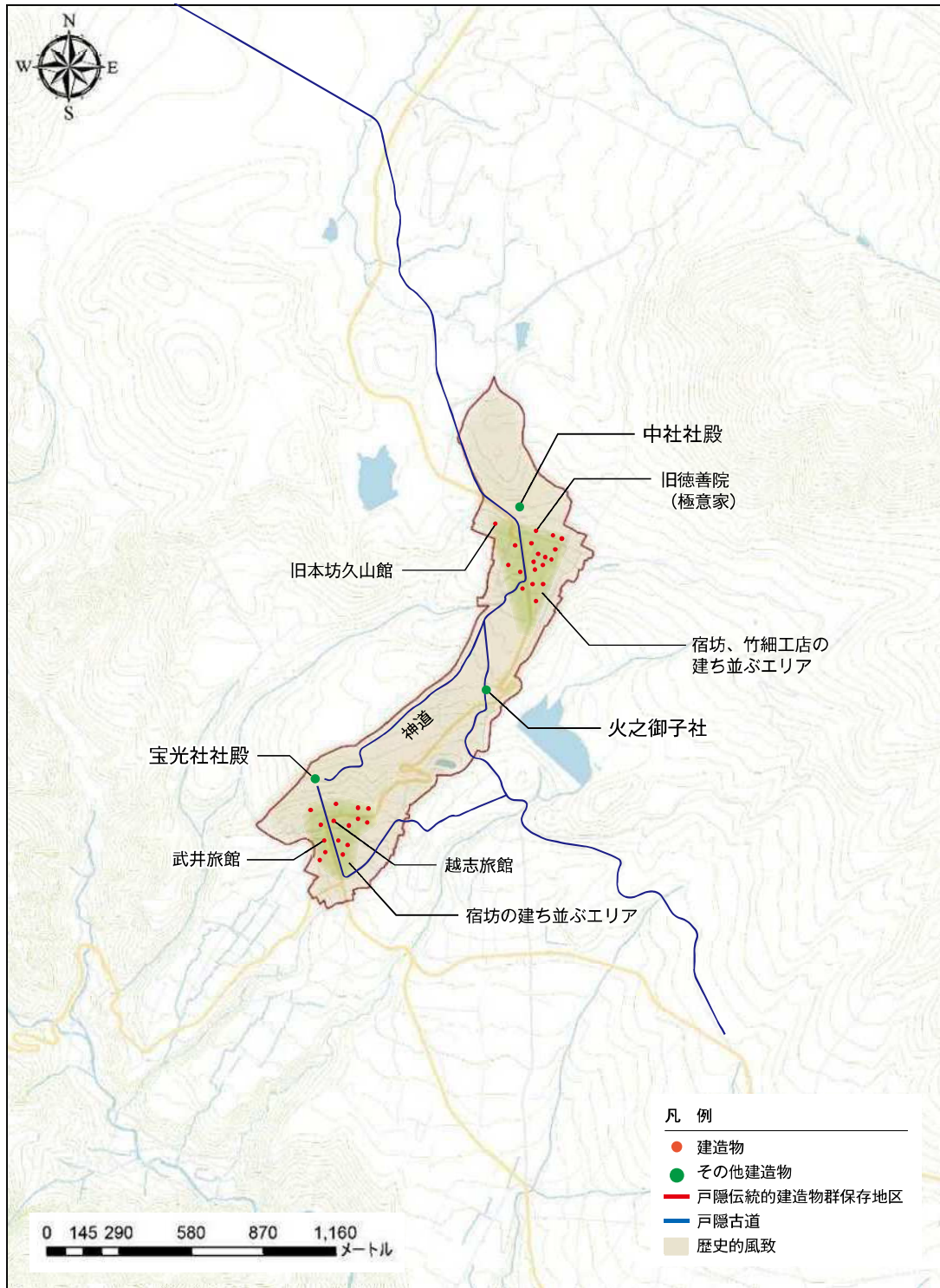
戸隠の風土に息づいたこれらの生業^{なりわい}は、多くの来訪者を迎え入れ続けている中社と宝光社地区の宿坊群、門前町の歴史的まちなみと一体となって根付いており、良好な歴史的風致をみることができる。



中社のまちなみ



宝光社のまちなみ



戸隠の伝統的な生業にみる歴史的風致の範囲図(S=1/20,000)

天の岩戸神話と戸隠山

昔、世の中を明るく照らす天照大神あまてらすおのみかみが弟の素戔鳴尊すそのおのみことの乱暴を怒り、天の岩屋へこもってしまいました。世の中は暗闇になり、いろいろな魔物が暴れ放題です。困った神々が集まり、天照大神になんとか岩屋から出ただこうと知恵を絞り、岩戸の前で舞うことにしました。天鈿女命あめのうずめのみことのみごとな踊りにつられ、神々は笑い出しました。その騒ぎが気になって、天照大神が少し戸を開けて外を見たとき、すかさず天手力雄命あめのたちからおのみことが岩屋の戸を開け、勢い余った岩戸は、はるか信濃の戸隠山へ。以来、世の中は明るくなったといわれています。

長く山岳信仰の地として知られてきた戸隠には、このほかにも伝説や古くからの言い伝えが残されています。



(5) 城下町松代と松代道^{みち}にみる歴史的風致

ア はじめに

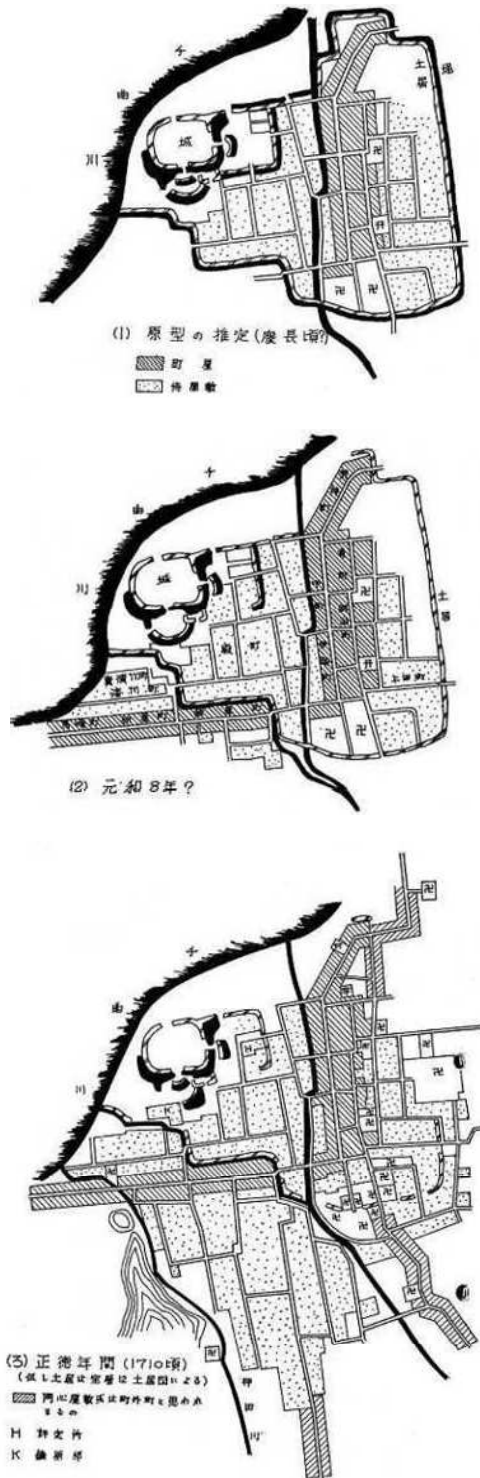
松代城は、北を流れる千曲川を自然の要害として築かれた平城で、最奥部に本丸を置き、南東側の城下に向けて二の丸、三の丸と呼ばれる^{くるわ}曲輪を重ねる城郭となっている。

松代城の始まりは、甲斐の武田信玄と越後の上杉謙信の川中島の合戦(1553～1564)の際に、永禄3年(1560)に武田信玄によって築かれた海津城とされる。築城当初の海津城については、『甲陽軍鑑』や『真武内伝』(享保16年(1731))など後世の編纂物に二の郭の記述がある一方、主郭を土塁と堀で囲む館程度の城構えであったとも伝えられており、詳細は定かでない。

関ヶ原の戦いの後、海津城主となった森忠政によって二の丸、三の丸の整備が行われており、本丸土塁が石垣に築造し直されたのもこの頃と考えられている。

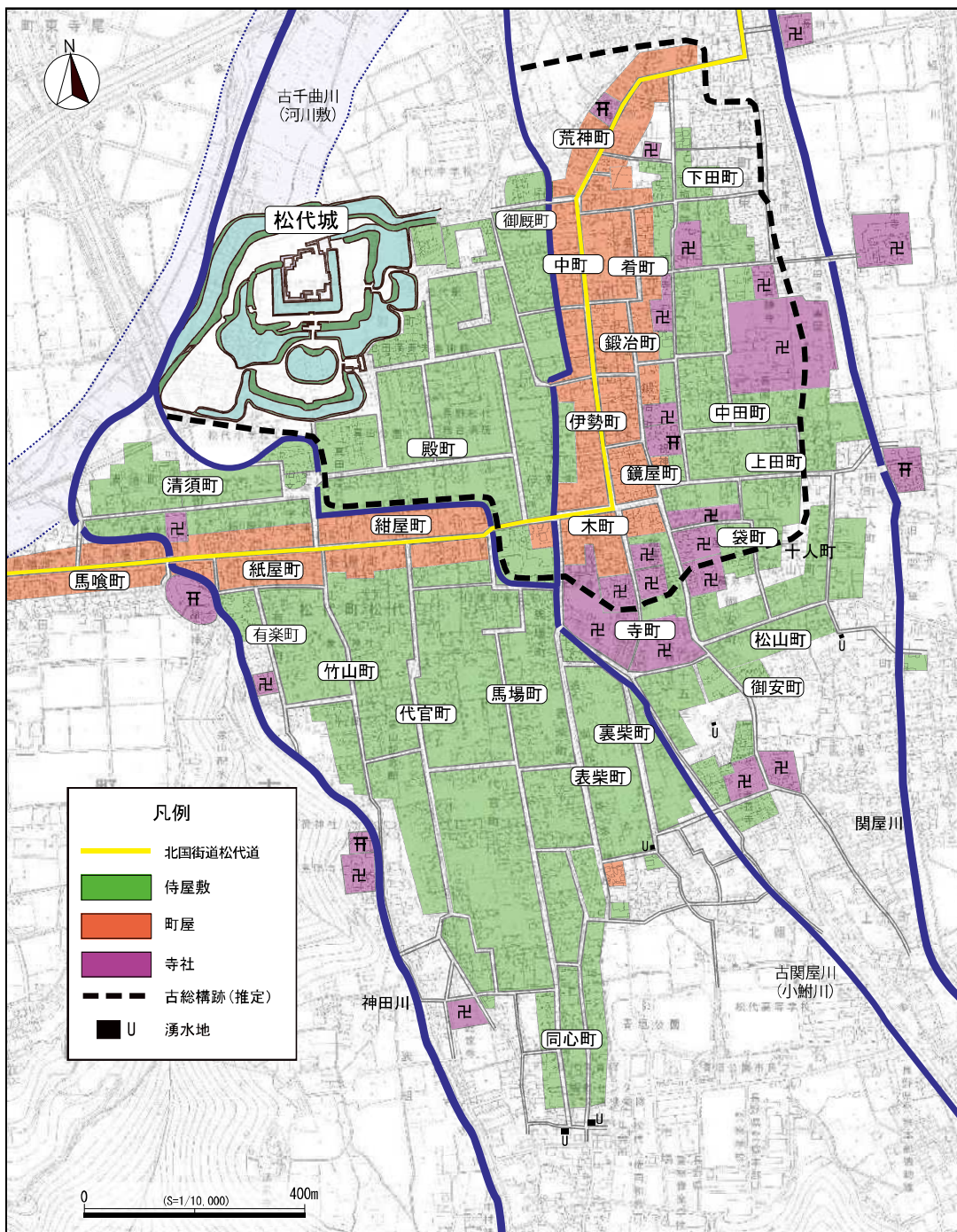
元和8年(1622)に真田信之が上田(上田市)から移封し、松代藩真田家の初代藩主となる。真田家の移封前から城下町は、ある程度に形づくられていたが、信之は上田から真田家ゆかりの寺社を松代城下へ移して組み込み、町を再編していったと考えられている。その後も城下町の整備や領内統治が進むにつれて松代は、北信濃支配の拠点として重要な役割を担うようになっていき、明治時代の廃藩まで10代、約250年の間、真田家によって治められた。

また、松代は、中山道の脇街道である北国街道(北国往還)の宿駅として流通の拠点



松代城下町の変遷
 (「松代の民家」(昭和45年(1970)))

ともなり、街道沿いに町人地が広がっていき、次第に町が南へ広がるにつれて町の発展とともに武家や町人の文化が育まれた。



松代城下町の土地利用図(文政6年(1823)頃)

(ア) 水路と庭園について



泉水のある庭園

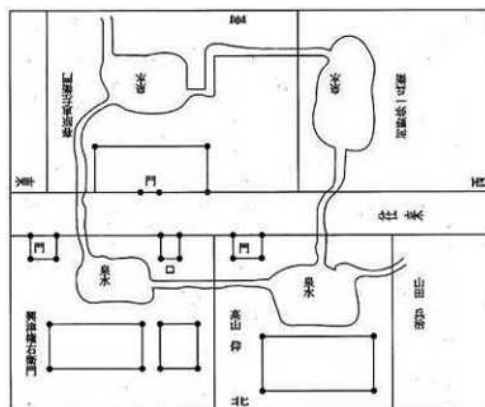
松代城下町には、松代城跡や新御殿跡(真田邸)、武家屋敷地等に水路がめぐり、泉水(池)をもつ歴史的建造物が残っている。

城下町の水路建設については、元禄6年(1693)の「御家中ノ町割門付覚」(『浦野家文書』長野市立博物館蔵)に家中役職として、主に水路普請と保守管理を任務とする役職の水道奉行が記されている。寛延3年(1750)の「城下水道絵図」(『松代真田家文書』真田宝物館蔵)に、暗渠か開渠かといった工法は分からないが、城下の水路の位置、分岐点、汲み出し口などが描かれている。

この時期の水路は、松代城に近い上級武家地のみであり、中下級の武家地や町人地に水路が敷設されるのは、江戸時代後期になってからである。『松代真田家文書』の絵図(国文学研究資料館蔵、文政11年(1828))から、武家屋敷に引き込んだ水で庭に泉水をつくっていたこと、各家の泉水が水路でつながっていたことが分かる。

松代城下町は、北に位置する松代城や上級武家地が水路の下流にある地形であることから、毎年、水路の水質保全に関する通達が、水道奉行から発出されている。明和6年(1769)の家中あて廻状には、水路へ塵芥不浄のものを捨てること、洗濯物等を浸しておくことなどを禁じており、汚れた水が流れ込むことがないように強く求めている。

城下町の南の武家屋敷地には、神田川を水源とする南北の水路網がめぐっており、水路と並行して街路が形成されてい



武家屋敷の泉水「松代真田家文書」
(文政11年(1828)をリライト)

る。武家屋敷は街路を軸にして東西で対称的に造成されている。

また、それぞれの敷地は、間口よりも奥行が広く、蔵や納屋のほか板塀や生垣で区切られており、来訪者に見えないよう配慮されている。建物の配置は、門から玄関へのアプローチ空間として前庭を設けること、門と玄関の中心をずらして一直線にしないこと、主屋の南側に泉水のある庭園を配置すること、最奥に農地を設けることなどの規則性が見られる。このような規則性が、町家とは異なる武家屋敷地独特の歴史的景観を形成している。



武家屋敷の規則性

武家屋敷の構成(旧横田家住宅)

(イ) 寺社と商家、祭礼について

松代には、多くの寺社が残っており、仏像や建造物、古文書など多くの歴史的資料が見られる。

松代城下町の周辺に位置する西条の清水寺や東条の清滝観音、皆神山の熊野出速雄神社(社撰社侍従大神社拜殿と随神門が登録有形文化財)などは、松代城の築城以前の建造である。また、寺町の證蓮寺(本堂、聖徳太子堂、鐘楼、山門が登録有形文化財)や御安町の蓮乗寺、龍泉寺などは、総構と呼ばれる外郭土塁内に位置し、真田家の移封前の慶長年間には現在地に建てられていたと伝えられている。真田家にゆかりのある長国寺(真田信弘霊屋および表門が県宝)、大英寺(本堂および表門などが県宝)、大林寺などは、総構の外側であるが、城下町内に位置している。

城下町では、城の近くに上級武家地、周辺部に中下級武家地が配置され、城下町を横断する北国街道松代道沿いに町人地が形成されていった。幕末には身分や格式による武家地の配置は崩れ、また、街道沿い以外にも町人地が広がっていった。

このように建造時期が異なる多くの寺社と、町の発展とともに広がってきた町人地を中心にして営まれる祭礼が、松代の重層的な文化や伝統を生み出している。

(ウ) 街道と宿場について

中山道追分宿(軽井沢町)から金沢を結ぶ北国街道は、小諸、上田、坂木(坂城町)の各宿を通り、矢代宿(千曲市)を過ぎて二つに分かれる。

一つは、松代城下、川田宿を通り、福島宿(須坂市)の北の布野の渡りで千曲川を渡り長沼宿から牟礼宿(飯綱町)に向かう道であり、もう一つは、矢代の渡りで千曲川を渡り、丹波島宿から市村の渡りで犀川を越えて善光寺宿から牟礼宿に至る道である。前者は、天正11年(1583)に上杉景勝が川中島平に進出するために整備した軍事目的の強い道で、江戸時代初期まで主要道であった。慶長16年(1611)の北国街道の宿駅設定により、松代道とともに善光寺道も公認され、次第に善光寺を通る道が主となっていた。松代道は、主に犀川の洪水による舟留めのときの迂回路として利用されたため、雨降り街道とも呼ばれていた。

イ 建造物

水路と庭園について

江戸時代から続く泉水とそれを結ぶ水路は、地割や庭園の借景となる山並みと一体になって良好な城下町の歴史的環境をつくり出している。

(ア) 松代城跡附新御殿跡(史跡)

a 松代城跡

川中島の合戦の際に甲斐の武田信玄が築城した海津城は、戦国の動乱とともに城主が移り変わり、森忠政が城主となった慶長5年(1600)に待城と改名された。次の松平忠輝の時に松城と呼ばれるようになり、元和8年(1622)に真田信之が上田(上田市)から移封され、松代藩真田家第三代藩主幸道のときに幕命により松代城と改名された。

松代城の背後を流れる千曲川の洪水により、城の修復と千曲川の改修が何度も行われている。中でも、戌の満水と呼ばれる寛保2



太鼓門

年(1742)の被害は大きく、幕府に城普請の許可を求め、1万両の拝借金を許された。こうした浸水被害を受ける本丸にかわり、江戸時代の中頃から本丸の南西の花の丸御殿が、藩主の政務や生活の場となった。

b 新御殿跡(真田邸)

新御殿は、文久2年(1862)に参勤交代の制が緩められて妻子等が在国に帰ることになり、第九代藩主幸教の義母貞松院の住居として、三の堀南側に造営された。建物は、元治元年(1864)10月に完成し、10月15日に貞松院が移ったことが、棟札や家老日記から判明している。

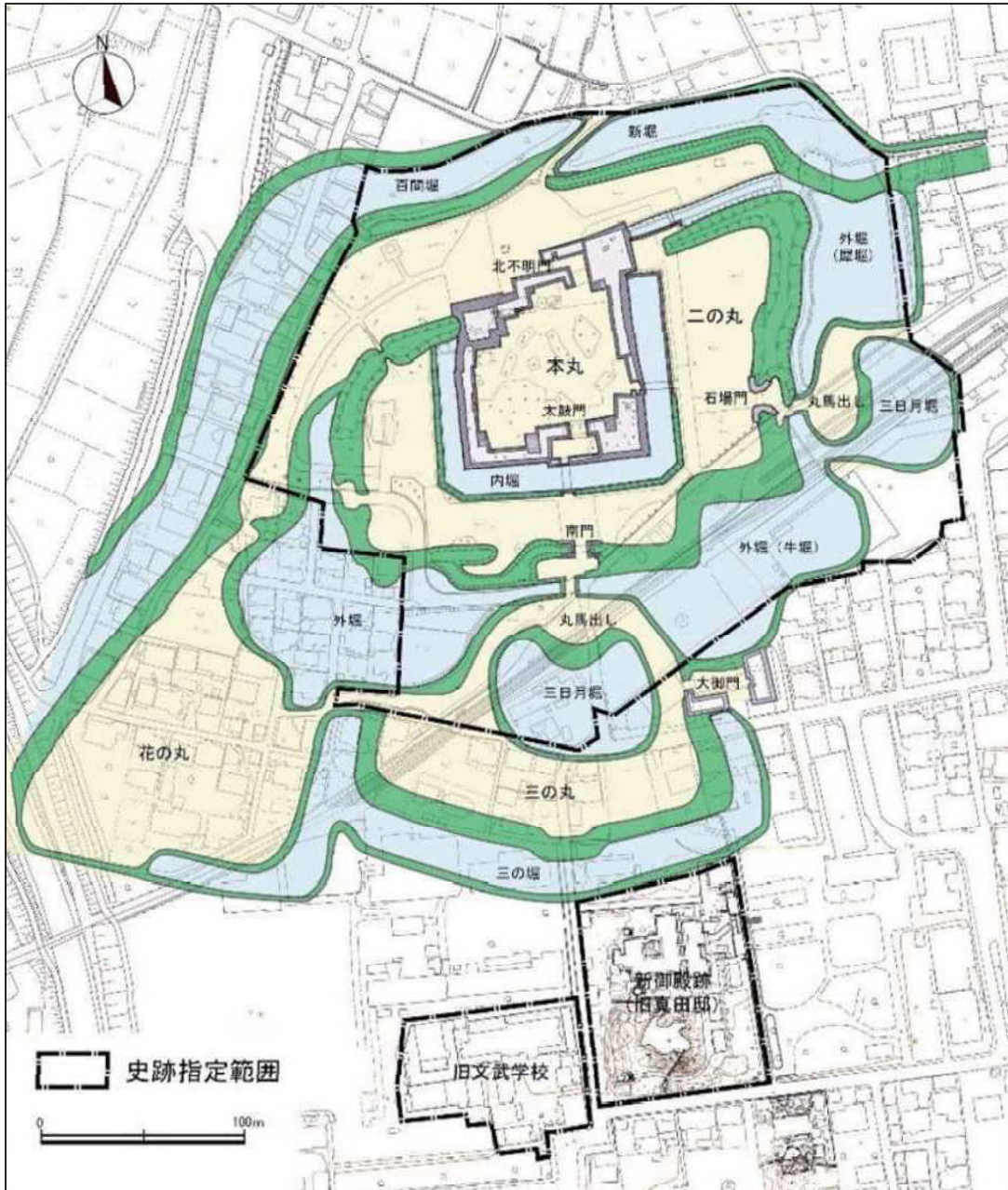
周囲の山々を借景にした新御殿の庭園は、城下を流れる水路を引き込んだ泉水せんすいがつけられ、水心秋月亭と名付けられている。



新御殿跡(真田邸) (元治元年(1864))



『水心秋月亭図巻』



史跡松代城跡附新御殿跡及び史跡旧文武学校の指定範囲

(イ) 旧横田家住宅(重要文化財)

横田家は禄高150石の中級藩士で、郡奉行などを勤めた家に当たる。旧横田家住宅は、主屋、表門、隠居屋、土蔵(2棟)の5棟が建つ18世紀末の建築で、中級武士の屋敷地が、ほぼ完全に保存されている。主屋は寄棟造、茅葺で、北側の寄棟に玄関が付く。主屋の東側に寄棟造、茅葺の隠居屋が付属しているが、これは後に増築したものである。



旧横田家住宅
(重要文化財、18世紀末)

表門は間口16.4メートル、奥行6.3メートルの長屋門で切妻造、棧瓦葺で、左右の長屋に窓が付いている。主屋の南には泉水を有する庭園があり、その南に畑地が広がっている。

(ウ) 大英寺本堂(県宝)

大英寺は、真田信之が夫人大蓮院殿英誉皓月大禅定尼(小松姫)の菩提のために建てた寺である。元和6年(1620)2月没後、上田城下に建立したが、松代への移封後の寛永元年(1624)に現在の地に建てた。本堂は、間口5間、奥行5間、入母屋造棧瓦葺の建物である。元来、大蓮院の霊屋で万年堂といったが、明治5年(1872)に寺が焼けたため、霊屋を本堂とした。境内の南側に湧水と庭園が残り、下流の泉水に供給される水源として機能している。



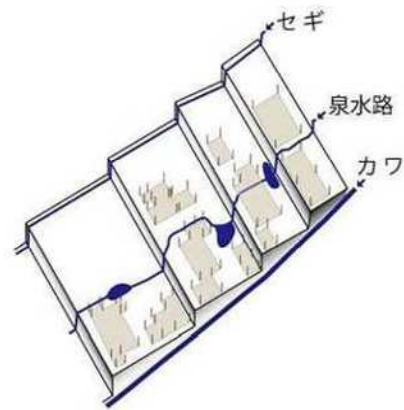
大英寺本堂
(県宝、寛永元年(1624))

(エ) 泉水路

水路は、道路に面するカワと屋敷地の背割りを流れるセギに大別される。カワは、江戸時代は道路の中央を流れていたが、大正時代末期頃に道路ぎわに移され、その後コンクリート溝化が進んだ。セギは、主に武家屋敷裏地の菜園に利用されているものだが、松代では、セギから分化して各戸の庭園の泉水と泉水を結ぶ独自の水路形態が発達しており、この水路は泉水路と呼ばれている。

松代の庭園の泉水は、鑑賞目的以外に、食器の洗浄や洗面、防火用水、夏の散水、冬の雪落としなどの生活用水としても利用されていた。また、文化・文政期(1804～1830)以降、泉水での真鯉の飼育行われ、製糸業の最盛期には、剰余のサナギをえさとする養鯉業を営むものが増加した。

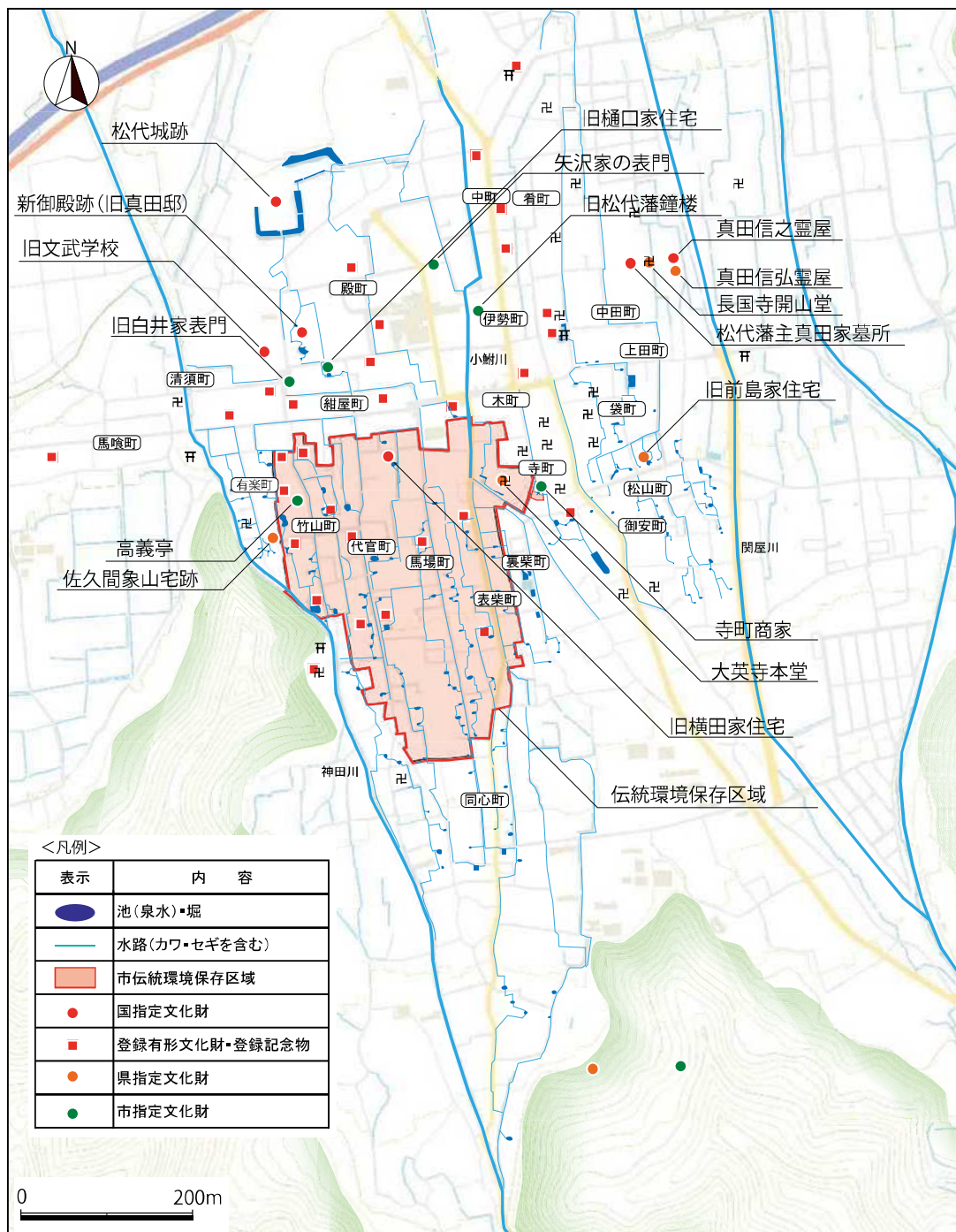
平成23年度(2011)の信州大学農学部による調査では、松代地区内に185箇所確認されており、現在も泉水は、菜園や散水等に利用されている。



松代の水路網の模式図



泉水路



松代の泉水路網と文化財

寺社と商家について

寺社や商家などの歴史的建造物が残る城下町で行われる祭礼に、かつての城下町の賑わいをみることができる。

(オ) 玉依比売命神社(登録有形文化財)

玉依比売命神社の創建年代は不明であるが、江戸時代初期の厨子様神輿が奉納されている。また、江戸時代に描かれた『川中島合戦図』(個人蔵)に、神社が中世末の東条尼飾城の麓にまちなみとともに記されている。

現在の玉依比売命神社は、天王山を背にした傾斜地に位置し、中央に拝殿、奥部に本殿が配置される。本殿は、安永2年(1773)の上棟を記す棟札が残り、間口3間、奥行2間で、3間の向拝が付く。建物の角柱は舟肘木の簡素な造りで、天井は棹縁天井、北側中央部に神棚を祀る。

拝殿は、棟札に嘉永7年(1854)再建とあり、北側に祝詞殿と呼ばれる上段の間がある。拝殿と祝詞殿の屋根は一体となっており、互いの入母屋棟が直角に交差している。拝殿部分は間口3間、奥行2間、正面に1間の向拝が付き、高欄付きの縁が三方に廻されている。

神社に奉納される漆地彩色装神輿(長野市指定有形文化財(工芸品))は、屋根から框までほぼ全面が黒漆塗りで、細部は朱漆(弁柄漆)、金箔などで丁寧な装飾が施されている。神輿の三壁は、朱漆で図様が施されており、左壁に雲中飛麒麟、裏壁に竹林に虎、右壁に山中の象が描かれている。収蔵庫には、嘉永5年(1852)に造られた神輿もある。



玉依比売命神社(登録有形文化財、安永2年(1773))



漆地彩色装神輿
(長野市指定有形文化財(工芸品)、
江戸時代前期(17世紀後半))

(カ) 八田家住宅(登録有形文化財)

八田家は、江戸時代は松代藩の御用商人を務め、明治時代以降も豪商として栄えた。木造二階建の主屋は、墨書から明治30年(1897)に建てられたことが分かる。長土蔵、呉服屋土蔵、塀、表門もほぼ同時期の築造と推定されるが、大土蔵は江戸時代末期のものといわれる。



八田家住宅(登録有形文化財、明治30年(1897))

主屋は1階に豎格子、2階に出格子を嵌めた意匠と白漆喰の外壁が商家らしい外観を作り上げている。主屋の東に建つ大土蔵は間口7間、奥行4間の規模で、切妻造、棧瓦葺の二階建てで、開口部は正面南側妻壁のみに設け、1階を両開戸、2階を片開窓とし、それぞれ庇を張り出している。

敷地中央の土蔵は呉服屋土蔵と呼ばれ、間口5間、奥行2間半規模の土蔵造二階建ての建物であり、切妻造、棧瓦葺で、正面入口上部に庇を差し掛ける。外壁は白漆喰仕上げで、東面平壁に各階それぞれ2つの窓を設ける。

長土蔵は、敷地北西隅から東西に延びる間口20間、奥行2間規模の土蔵造平屋建て、切妻造棧瓦葺である。道路に面して簡素な揚窓を1つ見せるだけの簡素な造りで、外壁は中途仕上げである。

表門は、主屋の南に道路から後退して建ち、切妻造、棧瓦葺の腕木門で、太い門柱を用いている。門の両脇に切妻屋根を置く袖塀が取り付け、さらに上部に忍び返しを付けた羽目板張の塀が延び、豪商屋敷の表構えを伝えている。

(キ) 寺町商家(旧金箱家住宅)(長野市指定有形文化財(建造物))

金箱家は、明治時代に質屋等を営んでいた。敷地は、大規模な土蔵や複雑に入り組む主屋や店舗など、複数の歴史的建造物で構成されている。現存する主屋や店舗、土蔵の一部は、明治23年(1890)の絵図に記されており、主屋の一部は、明治26年に改築、質蔵は明治28年、表門(薬医門)は明治29年に完成し、現存する建造物と庭園の景観は、明治時代中期にはほぼできあがったと推察される。



寺町商家(旧金箱家住宅)
(長野市指定有形文化財(建造物)、
明治時代~大正時代)

その後の増改築や蔵の新築を経て、大正時代に現在の姿になったと考えられている。

(ク) 祝神社本殿、拝殿(登録有形文化財)

本殿は、文化9年(1812)に建てられた銅板葺の二間社流造で、縁及び浜床を高くとり、均整のとれた外観である。脇障子に唐獅子を表し、向拝中備の龍や木鼻の象など、各所に彫物をあしらい華やかに飾っている。

拝殿は、文化12年(1815)に建てられたもので、入母屋造、棧瓦葺、妻入の社殿である。鬼瓦には、真田家の家紋の六連銭むつれんぜんが表されている。



祝神社拝殿
(登録有形文化財、文化9年(1812))

宿場について

川田宿は、松代城下から北東2里(約7キロメートル)に位置する。江戸時代前期は、千曲川沿いに宿場が形成されていたため水害を受けることが多く、元文4年(1739)に南へ約200間(約364メートル)移動した。

宿場の道筋は、北に開かれたコの字状で、現在もその地割が鮮明に残っている。宿場は、上横町、本町、下横町からなり、上横町の街道入口には、松代藩の口留番所が置かれ、千曲川を渡る関崎の渡しや隣接する須坂藩との間で往来する人や荷物の改めを行っていた。

(ケ) 西澤家

西澤家は、宿場の中央に位置し、本陣と問屋を務めた。主屋は、明治2年(1869)の火災で焼失したが、明治30年代に再建された。西澤家には、松平加賀守、松代藩主、須坂藩主、測量で訪れた伊能忠敬が立ち寄った記録が残っている。

街道沿いの隣地に高札場があり、そこから西向きに眺望した景観は、長屋門入口を中心に土蔵造りの二棟の建物が、連続する山並みのような姿を形づくっている。



西澤家(明治30年代)

(コ) 北村家住宅(登録有形文化財)

北村家の主屋は、明治20年(1887)の建築で、木造二階建、瓦葺である。土塗り壁と黒く塗られた下見板、腰板、外壁の2つの土蔵を連絡した長屋門が街道に面して建っている。主屋は、大正中頃から郵便局舎として使われ、切妻状のむくり屋根が残る。長屋門の西側土蔵壁面に扉があり、門内部は倉庫として利用されていた。



北村家住宅
(登録有形文化財、明治20年(1887))

(サ) 町川田神社

町川田神社は、諏訪明神、建御名方命を祭神としており、明治9年(1876)に諏訪宮から改称した。南側の山を背にした傾斜地に本殿、祝詞殿、拝殿が直線に並び、参道の東側に弥栄社、神庫、社務所(町川田第二公民館)が配置されている。境内に文政8年(1825)に大本願から寄進を受けた灯籠が立ち、弘化4年(1847)の善光寺地震で石造鳥居が倒壊したことが、往時の日記に記されている。



町川田神社(大正7年(1918))

現在の建物は、大正7年(1918)に再建され、境内入口に神社再建の石碑がある。また、拝殿には、屋根の葺き替えを記した昭和17年(1942)の棟札があり、その後、茅葺屋根の上に鉄板葺を施したものと考えられている。

ウ 活動**(ア) 河川愛護**

松代を流れる河川は、南側に位置する急峻な山地を源流としているため、上流域で大雨に遭うと中流から下流域にある市街地で氾濫し、人家や農作物に大きな被害を及ぼすことがあった。

昭和33年(1958)、昭和34年(1959)に相次いで大水害に見舞われたことを



昭和30年代の河川改修

契機に、昭和35年(1960)12月に松代町河川愛護会が組織され、水害の未然防止を目的とした河川環境の保全と河川愛護思想の普及のための活動が行われている。



河川の草刈り作業の様子

愛護会は、松代町の全戸が会員となり、地域の河川は地域で守るとの考え

の下、日ごろから河川の状態を知ることが危険箇所の早期発見につながることから、河川清掃、草刈やパトロール、改修や修繕箇所の要望とりまとめ等を行っている。また、50年以上にわたる河川愛護の活動が評価され、平成23年(2011)に公益社団法人日本河川協会の第13回日本水大賞の市民活動賞を受賞した。

現在も地域住民を主体とする草刈作業等の維持管理が行われている。また、水辺の生態系生物を学ぶ場として、松代町内の小学生を対象とした年2回の学習会や、児童によるカジカの放流、調査への協力も行っており、世代を超えて河川を愛する心が育まれている。

(イ) 祇園祭

祇園祭は、素戔鳴尊すさのおのみことを祭神とする京都の八坂神社の例祭で、天王祭とも呼ばれている。松代では、古くから町衆が中心となって玉依比売命神社たまよりひめのみことに祀られている牛頭天王すさのおのみこと(素戔鳴尊と同体とされている。)を迎える祭が行われてきた。現在は、7月中旬に行われている。



荒神堂
(弘化2年(1845)、登録有形文化財)

松代の町人地は、馬喰町、紙屋町、紺屋町の上三町、伊勢町、中町、荒神町の本町三町、肴町、鍛冶町の脇二町を合わせて町八町と呼ばれ、城下町の北国街道松代道沿いに形成されていた。

町人地には、明治24年(1891)の火災によって多くの建造物が焼失したものの、荒神堂(登録有形文化財)の屋根鬼瓦の中に弘化2年(1845)に葺き替えたことを記す木札が、また、祝神社ほむら(本殿と拝殿が登録有形文化財)の拝殿に文化・文政期(1804-1830)に奉納された額が残っており、焼失をまぬがれた江戸時代の建築物が残っている。

松代の祇園祭の起源は不明であるが、江戸時代の祭りの様子が、『松代天王祭図巻』(三村晴山筆、真田宝物館蔵、江戸時代)に描かれている。絵巻には、町ごとに笠鉦や

飾り物、狂言、花担ぎ踊りなどのほか、朝鮮通信使をまねた集団も見られ、町屋の松葉^{まつば}棧敷^{せき}から祭りを見物する武士の姿も描かれている。文化5年(1808)の松代藩士鎌原^{かまはら}桐山^{どうざん}による『朝陽館漫筆』に、中町、伊勢町の両町が舞台を出し、鍛冶町、荒神町、紺屋町、紙屋町は、山車あるいは太神楽獅子舞を行ったと記されている。



「松代天王祭絵巻」(三村晴山筆、真田宝物館蔵)

a 天王下ろし

天王下ろしとは、玉依比売命^{たまよりひめのみこと}神社^{まつ}に祀られている祭神の牛頭天王を町人地に移して迎え入れる行事のことである。

玉依比売命神社から町人地に入り、八田家住宅や松下家住宅(登録有形文化財)、杭^{くまた}全家住宅(登録有形文化財)などの商家が残る北国街道松代道に沿って、紺屋町、伊勢町、荒神町、中町の会所を回り、祭神を祝^{ほろり}神社に安置する。

これまでは、神官や氏子総代と行列をつくって威勢のよい掛け声とともに神輿^{みこし}を担いでいたが、令和5年(2023)の天王下ろしは、新型コロナウイルス感染症の影響があり、祭神を自動車に載せて行われた。

b 勢獅子^{きおいじし}(長野市指定無形民俗文化財)

祭神を迎えると、中町の神輿^{みこし}や伊勢町の勢獅子^{きおいじし}が北国街道松代道に沿って城下町を練り歩く。

伊勢町の勢獅子は、明治40年(1907)頃に始まったといわれ、昭和8年(1933)に市内の権堂町の応援を得て大獅子を製作したことが当時の写真裏書に記されており、以降、松代の祇園祭の名物となっている。

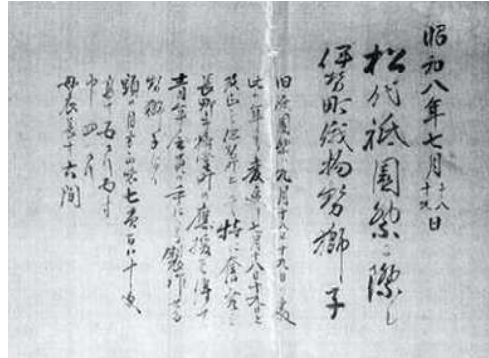
伊勢町の勢獅子は、権堂町の勢獅子の伝統を最も色濃く引継ぎ、四丁目、屋台^{しやうてん}、正天、つくまくづし、野崎くづ



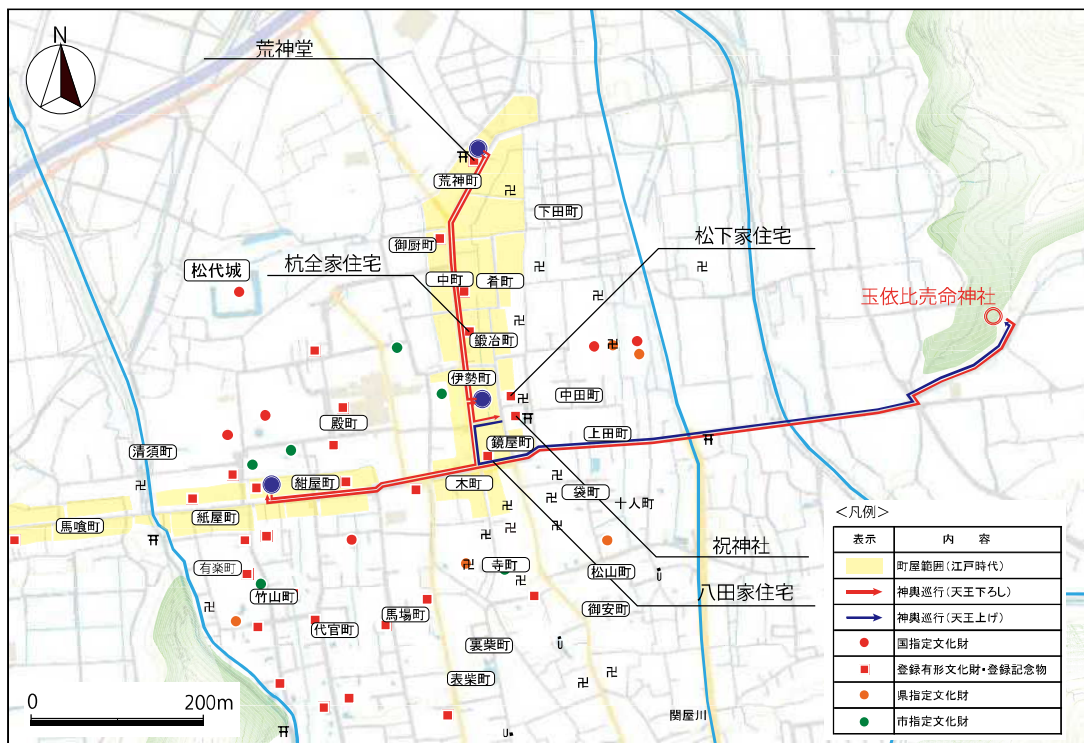
城下町を練り歩く勢獅子

しの5曲を舞う。大獅子が眠りから覚め、お囃子に合わせて蝶を追いかけて走るさまや、あくびのように大口を開けたり静かに閉じたりする演技は、勢獅子にふさわしいダイナミックでありながらも繊細さを表しており、芸の見せ場である。

祇園祭の本祭が終わると、各町の氏子総代が祭神を玉依比売命神社に戻して天王上げとなり、祇園祭の一連の行事が終わる。



昭和8年(1933年)の勢獅子の写真とその裏書(個人蔵)



祇園祭の天王下ろしと天王上げの順路

c おおもん 大門踊り(長野市指定無形文化財)

絵巻に細かく描かれた姿から、江戸時代、祇園祭の最後に松代城の大御門前で大門踊りが踊られていたことが分かる。

大門踊りは、古くから伝承される民俗芸能で、伊勢踊りや謡曲が組み合わさり、豊年踊りや雨乞い踊りの要素も含んでいる。踊りは、肴町御先踊りと七ヶ町踊りの二部からなり、男性は謡、地唄、笛が二人ずつ、小鼓、大鼓、太鼓、くどき、天狗がそれぞれ一人と女性の踊り子十数人で構成される。

現在、大門踊りは、祇園祭で見られることはないが、松代城跡の春と秋の祭事に踊られている。



おおもん 大門踊り『松代天王祭絵巻』



おおもん 大門踊り

(ウ) 火 防

a 秋葉山祭り

川田宿では、火防意識が高く、火防の神である秋葉信仰が現在も色濃く残っている。宿場の本町の両端に建つ秋葉社は、長大な自然石の中に一本の柱を埋め込み、その上に龍の透かし彫りなどの精巧な意匠を施した檜製のもので、善光寺山門の造営にも参加した郷土の名工、亀原和田四郎の作と伝えられている。

秋葉山祭りは、毎年春と秋に行われる。共楽社(上組)と祭典連(下組)と呼ばれる若衆組が中心となり、上組、下組の2箇所の秋葉社の前にやぐらを組み秋葉山大権現の幟を立てる。

かつては、毎年の秋祭りになると互いに総門(灯籠門)を造り、出来栄を競い合っていたが、近年は高齢化により、数え年で7年ごとの町川田神社の御柱祭の際に併せて設置されている。



秋葉社(左が上組、右が下組)



総門(灯笼門)

b 町川田神社の御柱祭

令和4年(2022)に予定されていた町川田神社の御柱祭は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったため、ここでは、平成28年(2016)に行われた御柱祭の内容を記載する。

御柱祭の一週間前になると、寄進された長さ約20メートルの杉の大木2本を氏子数十名で伐採し、山出しが行われる。御柱は、氏子総代によって選ばれた上組、下組の宿主宅前にしめ縄を張って安置される。

御柱祭当日の早朝に各宿主宅前で神前祭を行い、里曳きの出発場所まで御柱を曳行する。午前10時を過ぎて2本の御柱が整うと、盛大な里曳きが始まる。



町川田神社の御柱祭(昭和7年(1932))

里曳きは、ラッパ隊、大麻を持つ氏子総代、神官、宿主等に続き、共楽社と祭典連の若衆組が、壺之柱(上組)、式之柱(下組)を道路の端までいっぱい左右に振りながら曳いていく。その後、奉納者の小学生の男子が乗って御供餅を振りまく御供俵、富札をまく富の山車、笛や太鼓の道中囃子神楽が続き、子供神輿が最後を飾る。

勇壮な木遣りやラッパが響く中、宿場に入り、下組、上組それぞれの秋葉社の前に設置された舞台で神楽を奉納した後、木遣りが唄われる中、町川田神社で御柱を建立して御柱祭は終わりを迎える。



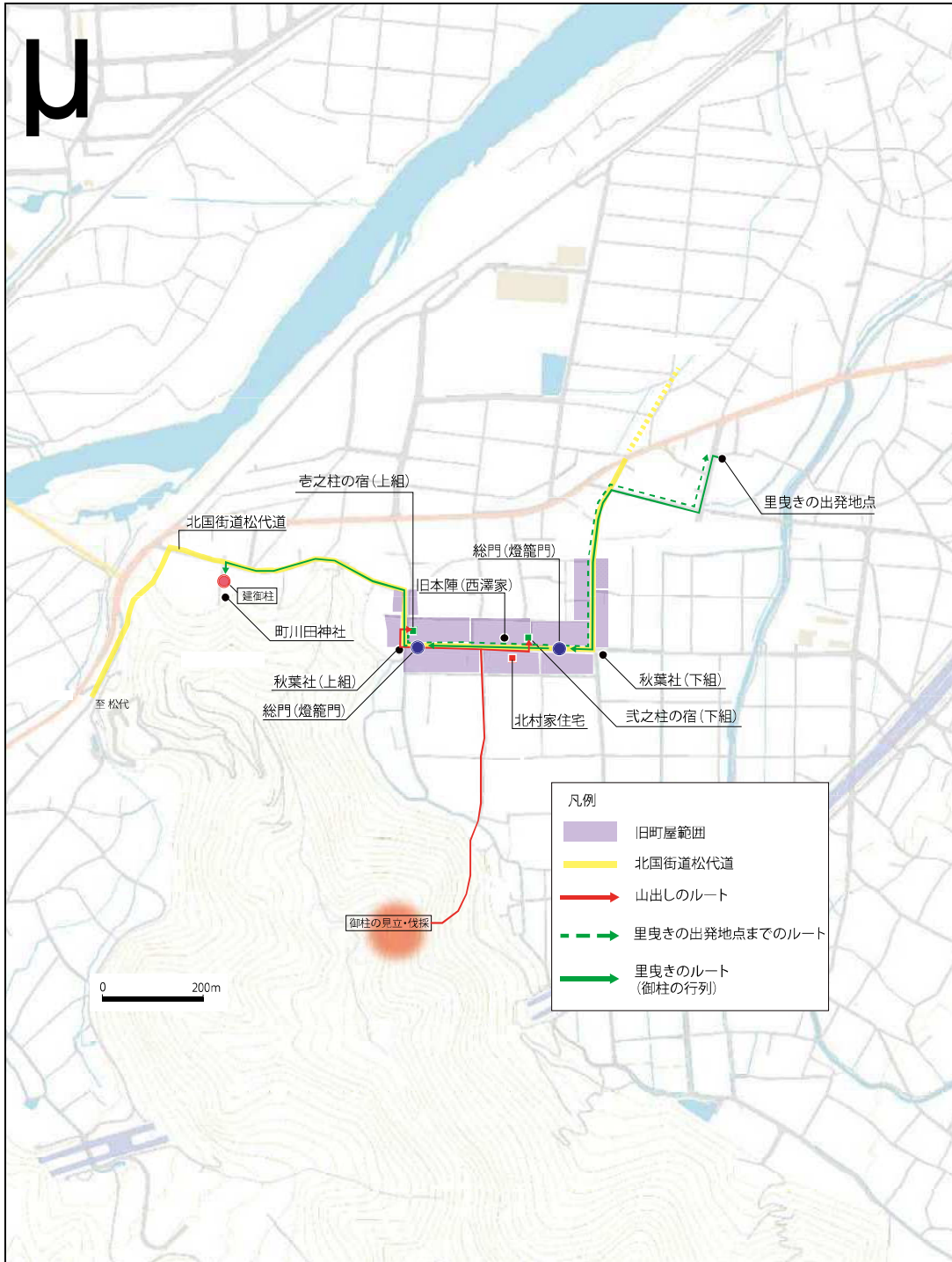
左右に振りながら御柱を曳く
(紺色の法被が壺之柱、赤色の法被が式之柱)



富札をまく山車



御柱の建立



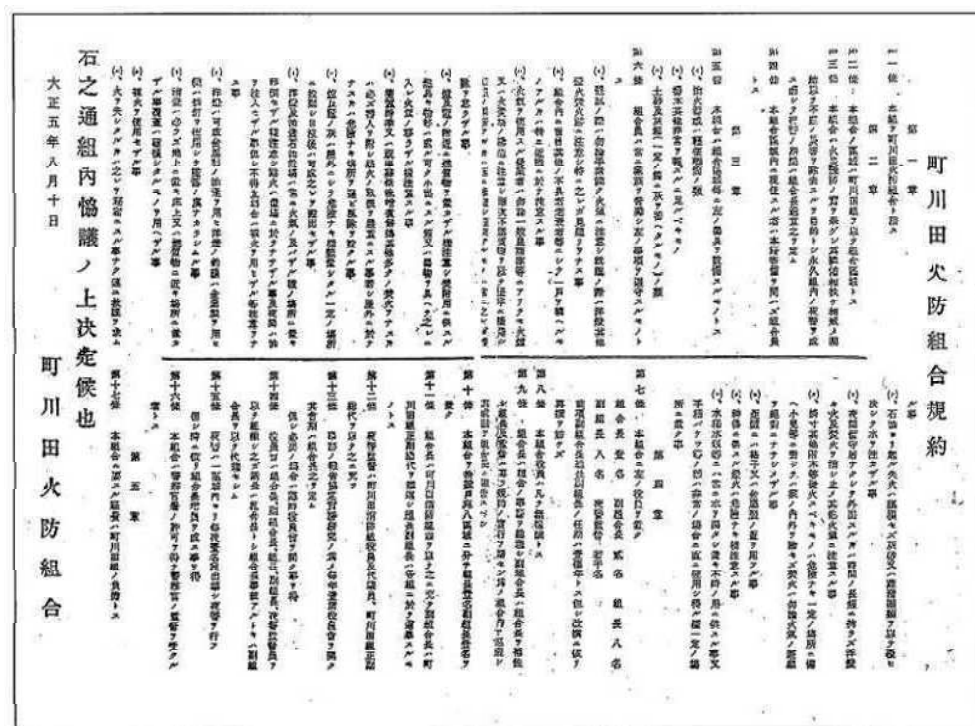
御柱の曳航順路(S=1:10,000)

c 火防組合

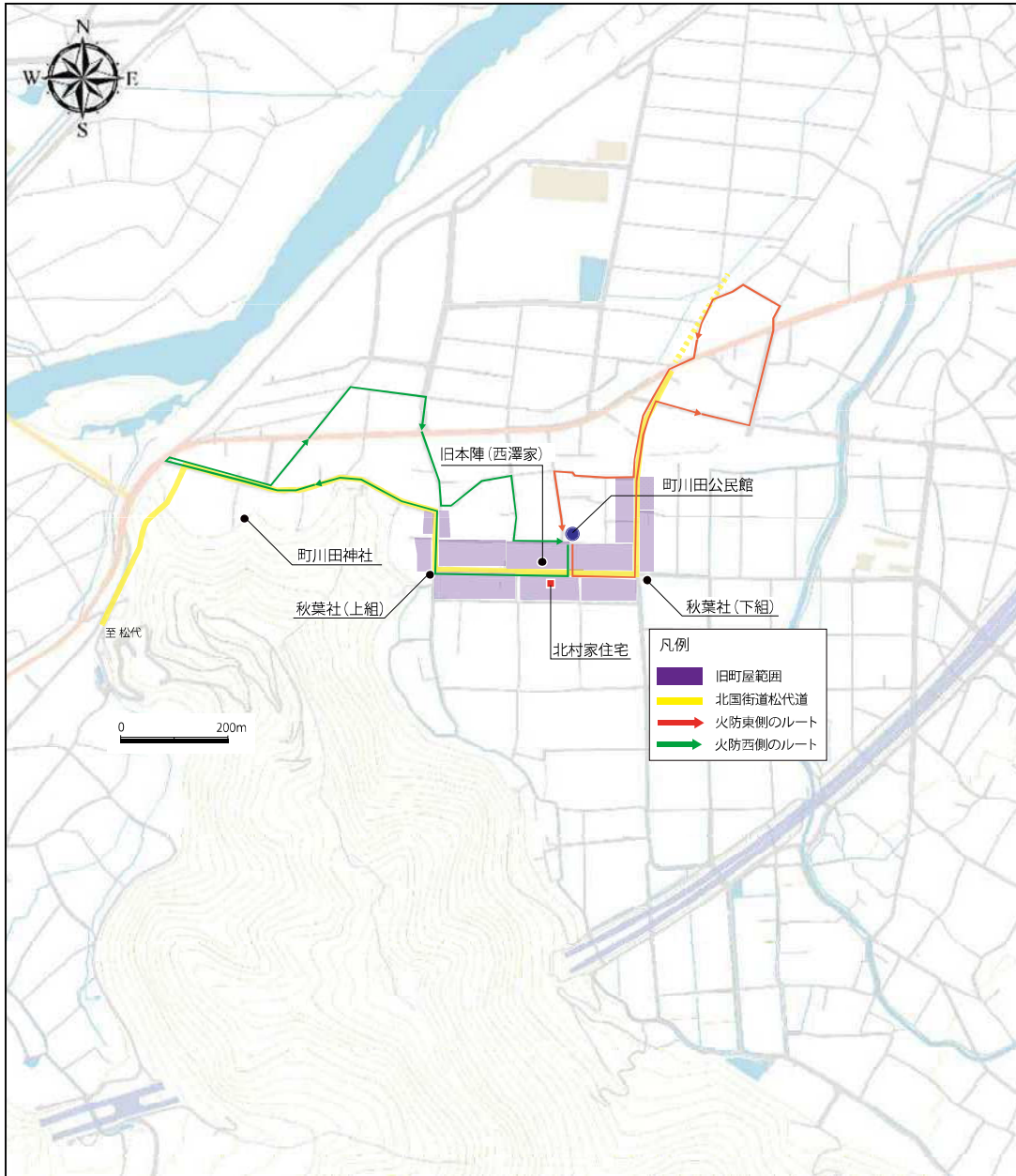
川田宿のある町川田区では、火防の秋葉信仰と併せて、地域住民により火防組合が古くから組織されていた。発足当初の資料は少ないが、資料として大正5年(1916)の町川田火防組規約が残っている。

規約には、遵守事項が17項目あり、強風の際はもちろんのこと、平素から火気に注意して就寝の際は見回ること、養蚕の時期、祝い事、葬祭、味噌仕込み等、火をよく使うときは、必ず番人を置いて残り火の取扱いに注意することなど、細かく注意点を挙げている。

現在も消防団とは別に町川田火防組合が組織されて全戸が輪番で当番を受け持つ夜警活動が続いている。火災の起きやすい乾燥する春先になると、複数の家庭が川田宿の中心に位置する公民館に集合したあと、宿場の東側と西側の二手に分かれて拍子木の音とともに、町川田区全域を見回る姿が毎晩のように見られる。



町川田火防組規約(大正5年(1916))



夜警順路(S=1:10,000)

エ まとめ

真田十万石の松代城下町には、松代城跡や新御殿跡、武家屋敷地等に水路がめぐっており、泉水(池)のある庭園をもつ歴史的建造物が残っている。各戸の泉水を結び、松代城の堀につながる江戸時代から続く水路は、地割や庭園の借景となる山並みと一体となって城下町の良好な歴史的環境を創出している。

また、真田家ゆかりの寺社、街道の繁栄をしのばせる商家など歴史的建造物が多く残る歴史的まちなみを舞台に行われる祇園祭は、江戸時代の絵巻物を髣髴させ、城下町の風情と活気を今に伝えている。

さらに、松代城下町と北国街道松代道で結ばれる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや秋葉社、本陣等の歴史的まちなみと火防信仰、祭礼とが一体となって生活に深く浸透した風致が見られる。

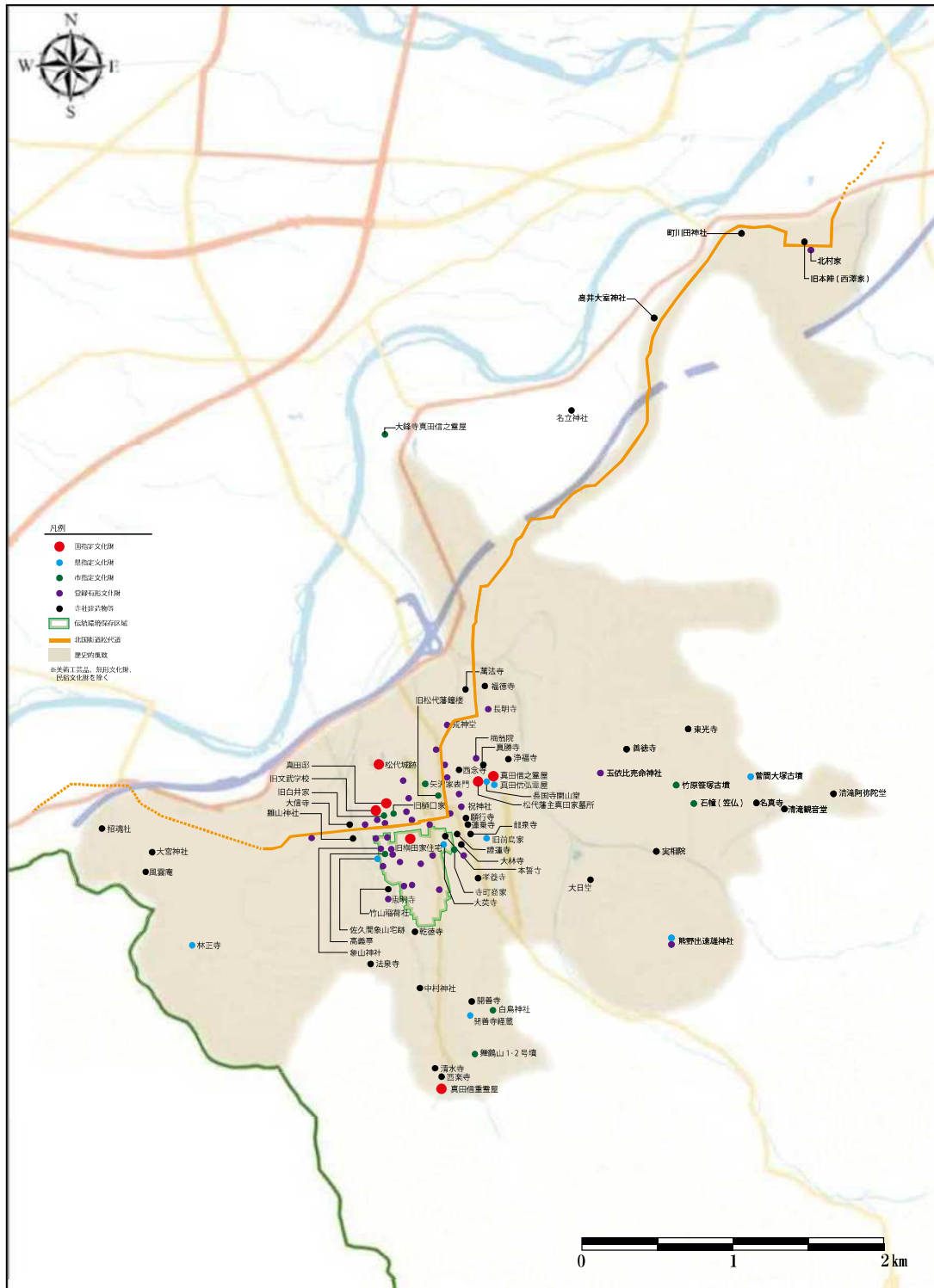
そのほか、松代は、その地形のため、たびたび水害に見舞われたことから、水害の防止を目的とした清掃や草刈りなど住民主体の河川愛護活動が長く行われている。

加えて、地域住民が主体となり、建造物や祭礼などの地域資源を活用してまち歩き観光の冊子やパンフレットの発行、ガイド活動、講座の開催など地域の歴史や文化を守り伝える取り組みが行われているほか、松代地区では毎年まつしろ景観賞を開催して歴史的なまちなみに調和する建造物を顕彰している。

このように、城下町松代を中心として、松代とともに発展した街道の宿場にも、長きにわたり受け継がれてきた良好な歴史的風致を見ることができる。



川田宿ガイドの会の活動の様子



松代城下町と松代道にみる歴史的風致範囲図(S=1/40,000)

COLUMN

【松代の伝説】

数々の神秘に包まれた皆神山

神々の宿る霊山として、また山岳信仰(修験道)の霊場としても信仰されてきた皆神山には、たくさんの不思議な話が伝えられています。

例えば、田丸の殿様の鷹狩りに大天狗が現れて、「皆神山で殺生は許さないぞ!」と叱られた話(慶長期)、真田の殿様が家来に命じ、山頂寺院に祀られていた侍従坊木像の着物を無理やり借用したことで、その祟りとして城下に大火を引き起こしてしまった話(寛文期)、修行僧たちの野荒しをキツネの仕業にして、キツネの詫証文をこしらえた話などが伝えられています。

さらに大正期に入ると、天照大神御陵説が刊行され、そこから天の岩戸伝説が派生し、昭和末期にはピラミッド説まで唱えられるなど、特徴的な山容を備える皆神山は、幾多の伝承や諸説に彩られた地として、知られています。



松代地区・皆神山 ラフ

(6) 大室古墳群にみる歴史的風致

ア はじめに

大室古墳群は、松代町大室を中心に分布する5世紀前半から8世紀にかけて築造された約500基もの古墳がある東日本最大級の大規模古墳群である。

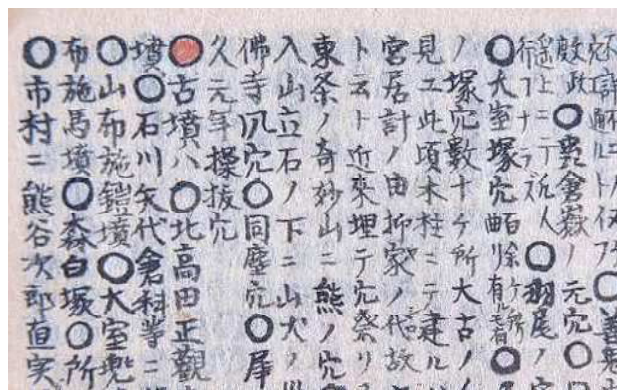
大室の古墳を記した史料は、松代城下と周辺の地理や社寺縁起等を記した『つちくれ鑑』（落合保考(18世紀前半)）が最古といわれる。また、慶応年間に寸竜によって著された『松栄風土記』に「大室塚穴(百余ヶ所)」と記されており、多くの古墳があることが紹介されている。

松代町大室では住民が主体となって古墳の調査や保存活動が長く行われてきており、大室史蹟保存会が昭和4年(1929)に建てた「史蹟名勝大室古墳ノ聚落入口」と記されている石碑が集落内に残っている。多くの住民が石碑のあることを知っており、また、石碑が欠損なく残り、そこに刻まれた文字からも歴史資産を守り、伝えてきた住民の誇りや自信をうかがい知ることができる。

イ 記念物

(ア) 大室古墳群(史跡)

古墳は、千曲川の南側の山塊からのびる3つの尾根と、それらに挟まれた2つの谷の標高350メートルから700メートルまでの約2.5キロメートル四方の範囲に分布し、東から北山、大室谷、霞城、北谷、金井山の5つの支群で構成される。古墳の分布は、尾根部にある北山、霞城、金井山支群の約50基に



『松栄風土記』（慶応年間）
下は、大室古墳群の記載箇所



大室史蹟保存会が
昭和4年(1929)に建てた石碑

対し、9割近い約450基が谷部の大室谷と北谷支群にあり、谷部が選地される特性が見られる。

大室古墳群は、長年の調査に基づく特色や学術的意義が認められ、北山、大室谷、霞城、北谷、金井山の5つの支群のうち最大規模の大室谷支群が、平成9年(1997)7月28日に史跡に指定されている。

a 特徴

本古墳群には、大規模に加えて2つの特徴がある。

1つ目は、石を積み上げて墳丘とした積石塚の古墳が、全体の7割から8割を占めていることである。国内で極めて稀である積石塚が、これだけ多く密集する古墳群は他に例がない。

2つ目は、古墳時代中期前半代(5世紀前半)に合掌形石室と呼ばれる特異な構造の埋葬施設を構築した古墳があることである。箱形石棺様の下部構造に板状の石を三角形の切妻屋根型に組み合わせて天井とした合掌形石室は、全国で40例ほどあるうち25基が大室古墳群にある。さらに、大室古墳群では合掌形石室が必ず積石塚に構築されており、両者の密接な関連がうかがえる点は、他の古墳群に見られない特性である。

b 出土遺物

出土遺物は、土師器、須恵器の土器類、埴輪、鏡(珠文鏡)、鋌留短甲や挂甲等の武具類、直刀や鉄鏃等の武器類、馬具類、刀子等の工具類、玉類、馬骨等があり、中でも馬具類が多い。

馬具、馬骨、馬形土製品等の馬に関連する出土遺物の多さは、本古墳群の被葬者が古代の馬匹生産と関わりがあることを示唆し、平安時代の『延喜式』の信濃十六牧のひとつ大室牧の前身との関連が指摘されている。

また、積石塚と合掌形石室の系譜については、朝鮮半島の墓制と関連させる学説もあり、馬匹生産との関連からも渡来系集団が深く関わりを持っていた可能性が想定されている。



大室古墳群遠景



馬形土製品

ウ 活動

(ア) 住民主体の活動

松代町大室では、住民による古墳の調査や保存活動が長く行われてきた。

a 大室史蹟保存会の活動

大正時代初期に大室史蹟保存会が発足し、住民の手で保存活動がはじめられた。大正15年(1926)に大室史蹟保存会が中心となり分布調査を行い、265基の古墳を確認し、『寺尾村大室古墳聚落分布略図』を作成した。

これまで漠然と100有余の古墳があるとされていた大室古墳群に関し、住民の手により具体的な古墳数と分布状況が明らかになった。

しかし、こうした大室史蹟保存会の精力的な活動は、太平洋戦争へ向かう中で停滞を余儀なくされた。



『寺尾村大室古墳聚落分布略図』（大正15年(1926)）

b 調査活動の再開

終戦直後の昭和24年(1949)から、地元の寺尾中学校に在籍した栗林紀道氏を責任者として、本格的な分布調査、台帳作成がはじまった。

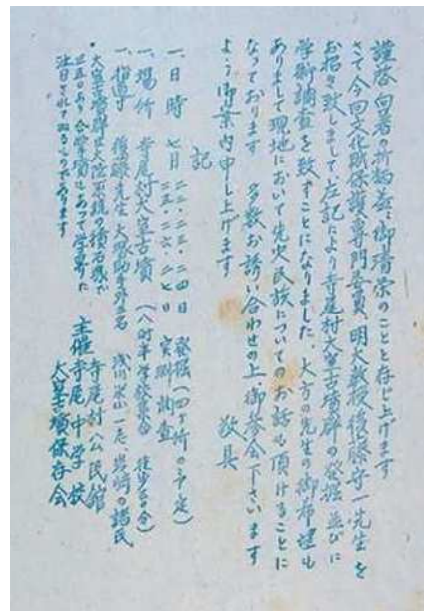
第1回の調査は、中学校が夏休み中の昭和24年(1949)8月3日から9日まで行われた。終戦直後の物資が不足する中で、衣服や靴がすぐに擦り切れ、手足から血を流しながらも寺尾中学校の生徒110人が交代で山の中を横一列に並んで古墳を探し回った。

昭和27年(1952)まで毎年続けられたこの調査によって、新たな古墳が次々と発見され、大正時代作成の『寺尾村大室古墳聚落分布略図』で265基であった古墳の総数は、501基となった。全501基について、位置を示した大室古墳群分布図及び、古墳の現状、所在地、所有者、構造等を記載した古墳調査表が作成されて学術的な基礎データが整えられた。現在の古墳の番号は、このときの調査成果を使用している。

昭和26年(1951)に明治大学の後藤守一教授の指導^{もと}の下、学生、大室古墳保存会会員、寺尾村男女青年団員、学校職員、村民有志が参加し、本格的な古墳の発掘調査、測量が行われた。



調査に向かう一行(昭和26年(1951))
前列右端 栗林紀道氏
前列右から二人目 後藤守一教授
前列左端 大塚初重助手



大室古墳調査の案内通知
(昭和26年(1951))

調査の主催や参加者に大室古墳保存会の名が見られ、栗林氏を中心とする分布調査が始まる中で、大室史蹟保存会が戦後の新たな機運の中で再発足したものと見られている。また、この調査の指導を後藤教授に依頼した背景には、教授の夫人が大室出身であることと深い関わりがあり、大室古墳保存会の働きかけがあって成し得たものであった。

調査は、大室谷支群107号墳、北谷支群358号墳の発掘調査等、16基の古墳で行われた。それまでに調査された古墳は、埴科教育会が大正12年(1923)から大正13年(1924)まで行った3基に過ぎなかったが、16基もの古墳の調査により、同時に進む栗林氏を中心とする調査と合わせて大室古墳群に関する新たな知見が、次々と集積された。大室古墳保存会員は、自らの手で保存してきた古墳により地元の歴史が明らかとなっていく過程を目の当たりにし、保存の意識がさらに高まっていった。

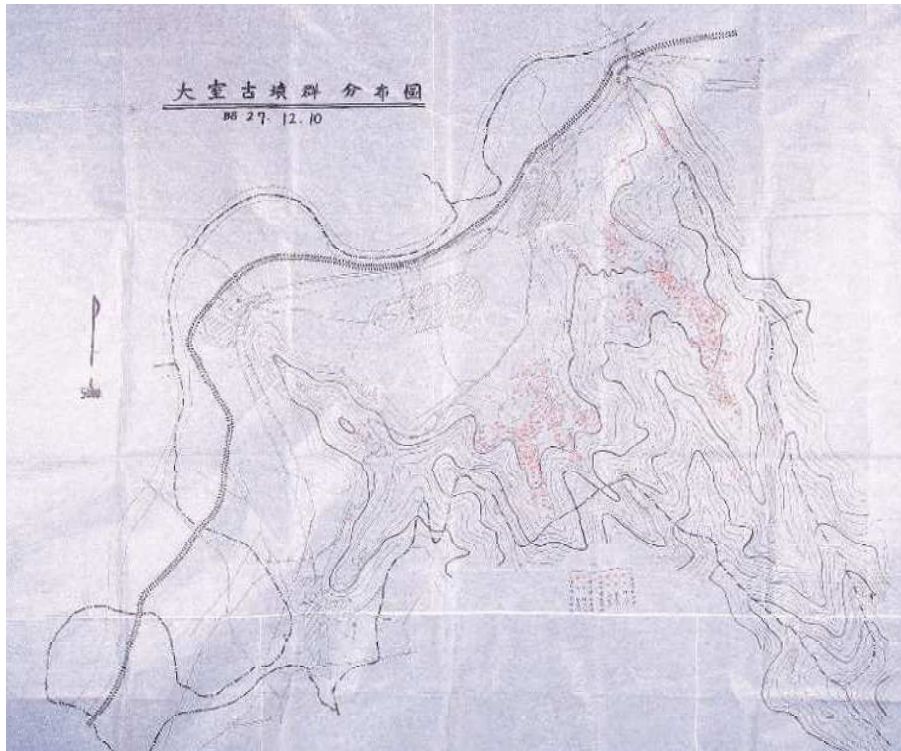
古墳調査表

27 25

一 名 称	第23号墳	所在地	大室谷 同進会前 入口附近
二 種 別	古墳	調査者	栗林 忠雄
三 種 類	古墳	調査日	昭和27年 11月 25日
四 種 別	古墳	調査時間	午前10時～午後4時
五 種 別	古墳	調査場所	大室谷 同進会前 入口附近
六 種 別	古墳	調査内容	古墳の調査、発掘調査等
七 種 別	古墳	調査結果	古墳の調査、発掘調査等
八 種 別	古墳	調査費用	調査費 1000円
九 種 別	古墳	調査報告	調査報告書
十 種 別	古墳	調査記録	調査記録簿
十一 種 別	古墳	調査写真	調査写真
十二 種 別	古墳	調査図面	調査図面
十三 種 別	古墳	調査資料	調査資料
十四 種 別	古墳	調査備考	調査備考
十五 種 別	古墳	調査備考	調査備考
十六 種 別	古墳	調査備考	調査備考

昭和 27 年 11 月 25 日調査
調査者 栗林 忠雄

古墳調査表(昭和27年(1952))



大室古墳群分布図(昭和27年(1952))

c 古墳監視委員会の発足

昭和30年代以降、全国各地で庭石への転用等を目的とした古墳石室石材の搬出が見られ、大室古墳群も例外でなかった。主に羨道部の石材の引き抜きが頻発し、こうした事態を拡大させないために、昭和40年(1965)に古墳監視委員会が設立された。

監視委員会は、それまでの大室古墳保存会に代わり設置され、大室区長を代表者とする住民組織であった。石材転用による古墳の破壊を目の当たりにしながらも、公の立場から古墳保護を訴える組織がないことへの住民の危機意識が、大室古墳保存会の継続でなく、古墳監視委員会という新たな組織への改編、発足を選択させることになった。地域として古墳の破壊をこれ以上認めない強い姿勢が監視という名称に表れているように、監視委員会の活動は、不必要な破壊を防止する古墳保護に特化していた。

しかしながら、昭和45年(1970)から昭和55年(1980)までにかけて長野市教育委員会が駒澤大学考古学研究室に委託した調査に当たり、以前は大室史蹟保存会や大室古墳保存会であった地域との窓口の役割を古墳監視委員会が担っており、監視委員会は、古墳保護に特化しながらも保存活動の流れを受け継いでいることがうかがえる。

d 大室古墳群保存会の発足

その後、石材転用を目的とした古墳の破壊が見られなくなったことや分布調査が終了したことから、大室古墳群の保護に加えて環境整備や啓発などの保存活動をさらに推進するために、昭和56年(1981)に古墳監視委員会を発展的に解消して大室古墳群保存会が発足した。保存会の会員約120人により、古墳の見回りや清掃活動に加え、勉強会や先進地視察、見学会などの活動が展開されるようになった。発足以来、古墳群での年2回の雑草木の除去や伐採を欠かさずに実施するなど、啓発や保存活動を続けている。

栗林氏とともに調査に参加した方々、また、当時中学生として栗林氏と共に山中を歩き回った方々が歴代の保存会長に名を連ねており、古墳を保存する意識が連綿と受け継がれてきたことがわかる。

e 史跡指定

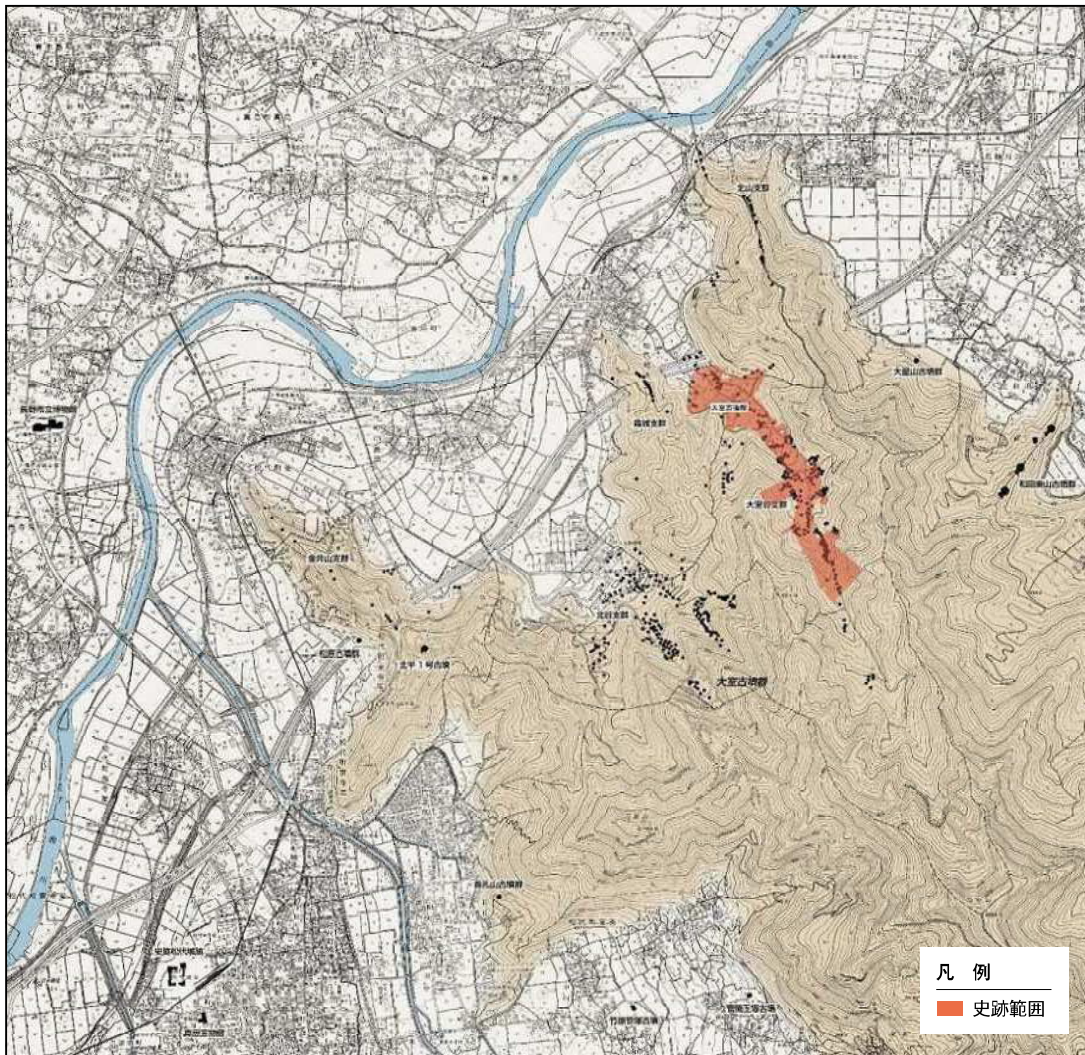
昭和59年(1984)から平成8年(1996)まで13年間、大室古墳群^{おおむろ}大室谷支群^{おおむろだに}において明治大学考古学研究室が、継続的に学術調査を実施した。調査を指導したのは、昭和26年(1951)の発掘調査に助手として参加していた明治大学の大塚初重教授であった。大塚教授は、昭和26年(1951)の調査成果を基にして検討課題を究明するために大室古墳群を研究フィールドとしていた。

この頃の大室古墳群保存会の主要な会員は、昭和26年(1951)に大塚教授とともに発掘調査に参加した方々であり、調査対象になる古墳の地権者からの同意の取り付けや古墳の草刈り等を担うなど調査を全面的に支援していた。

この調査によって大室古墳群の特徴である合掌形石室^{がっしょうがたせきしつ}や積石塚古墳^{つみいしづか}について、特に古墳群の形成初期に関して不明であった点が次々と明らかになり、大室古墳群の学術的な重要性が高まった。大正期、昭和20年代から続く住民主体の分布調査や保存活動が引き継がれてきた成果が、平成9年(1997)の史跡指定に結び付いた。

		主な出来事
大正	大室史蹟保存会	<ul style="list-style-type: none"> ・大正15年(1926) 『寺尾村大室古墳群聚落分布図』
昭和	大室古墳保存会	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋戦争による活動停滞 ・昭和24年(1949) 寺尾中学校栗林氏による分布調査、台帳作成(昭和27年(1952)まで) ・昭和26年(1951) 明治大学後藤教授による調査 ・昭和27年(1952) 大室古墳群分布図の作成 ・昭和30年代 石室石材の引き抜きが頻発
	古墳監視委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年(1965) 古墳監視委員会の発足 ・昭和45年(1970) 駒澤大学による調査(昭和55年(1980)まで)
	大室古墳群保存会	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年(1981) 大室古墳群保存会の発足 ・昭和59年(1984) 明治大学の学術調査(平成8年(1996)まで)
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年(1997) 史跡指定 ・平成10年(1998) 明治大学の発掘調査(平成17年(2005)まで) ・平成14年(2002) ガイダンス施設開館
平成		<ul style="list-style-type: none"> 大室古墳館協会によるガイダンス施設の管理、運営
令和		<ul style="list-style-type: none"> 古墳の見回り、清掃など

大室古墳群にかかわる住民活動あゆみ



大室古墳群の分布図

エ まとめ

平成10年(1998)から大室古墳群の史跡整備事業が、指定範囲の16.3ヘクタールを7つのゾーンに分け、まず史跡入口部に当たるエントランスゾーンと施設整備ゾーンから始まった。

施設整備ゾーンでは、平成14年(2002)7月7日に史跡大室古墳群のガイダンス施設の大室古墳館が開館した。施設の管理、運営は、大室古墳群保存会と別に地域住民が設立した大室古墳館協力が担っている。

エントランスゾーンでは、平成10年(1998)から平成17年(2005)までにかけて、明治大学考古学研究室の協力を得ながらゾーン内23基の古墳の発掘調査が行われた。この調査成果に基づき、桑の段々畑の除去や、植林された杉の伐採をし、古墳築造時の地形

と景観を復元する保存修理を実施した。また、エントランスゾーンの整備が進む中、一部の都道府県で絶滅危惧種に指定されており、本市内でもほとんど自生が見られないナベナ(鍋菜)が確認されたため、協力が、地域にみられる山野草の植栽等を行うようになった。このように古墳を取り巻く環境を保全し、歴史的景観や自然環境を体感できる整備を進めてきており、毎年のように小学校の社会科見学、高校の社会科授業、大学の研究室の遺跡踏査などで児童生徒や学生が大室古墳群を訪れている。

また、大室古墳群保存会や地域住民が中心の実行委員会を組織して大室古墳まつりを開催しており、火おこしや勾玉づくりなどの体験をとおして大室古墳群を次世代へ引き継いでいこうとする活動が行われている。

このように100年に及ぶ大室古墳群の保存活動は、地域住民のアイデンティティを形づくる重要な要素となっている。大室古墳群を保存し、活用していく住民の活動は、地域固有の歴史ある営みとして、今後も維持され、継承されるべき歴史的風致である。



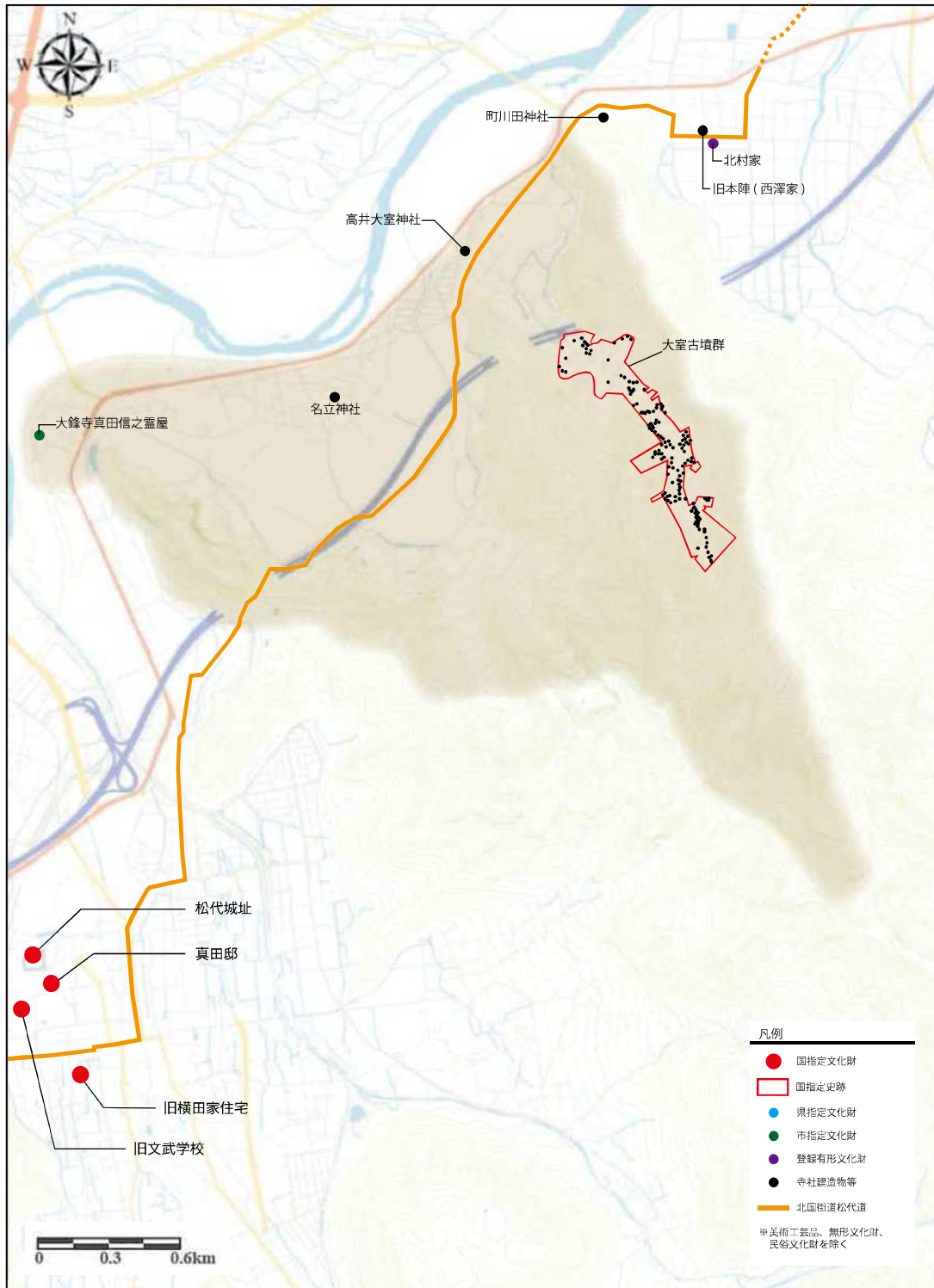
大室古墳館



小学校社会科見学の様子



大室古墳群まつりの様子



大室古墳群にみる歴史的風致の範囲(S=1/25,000)

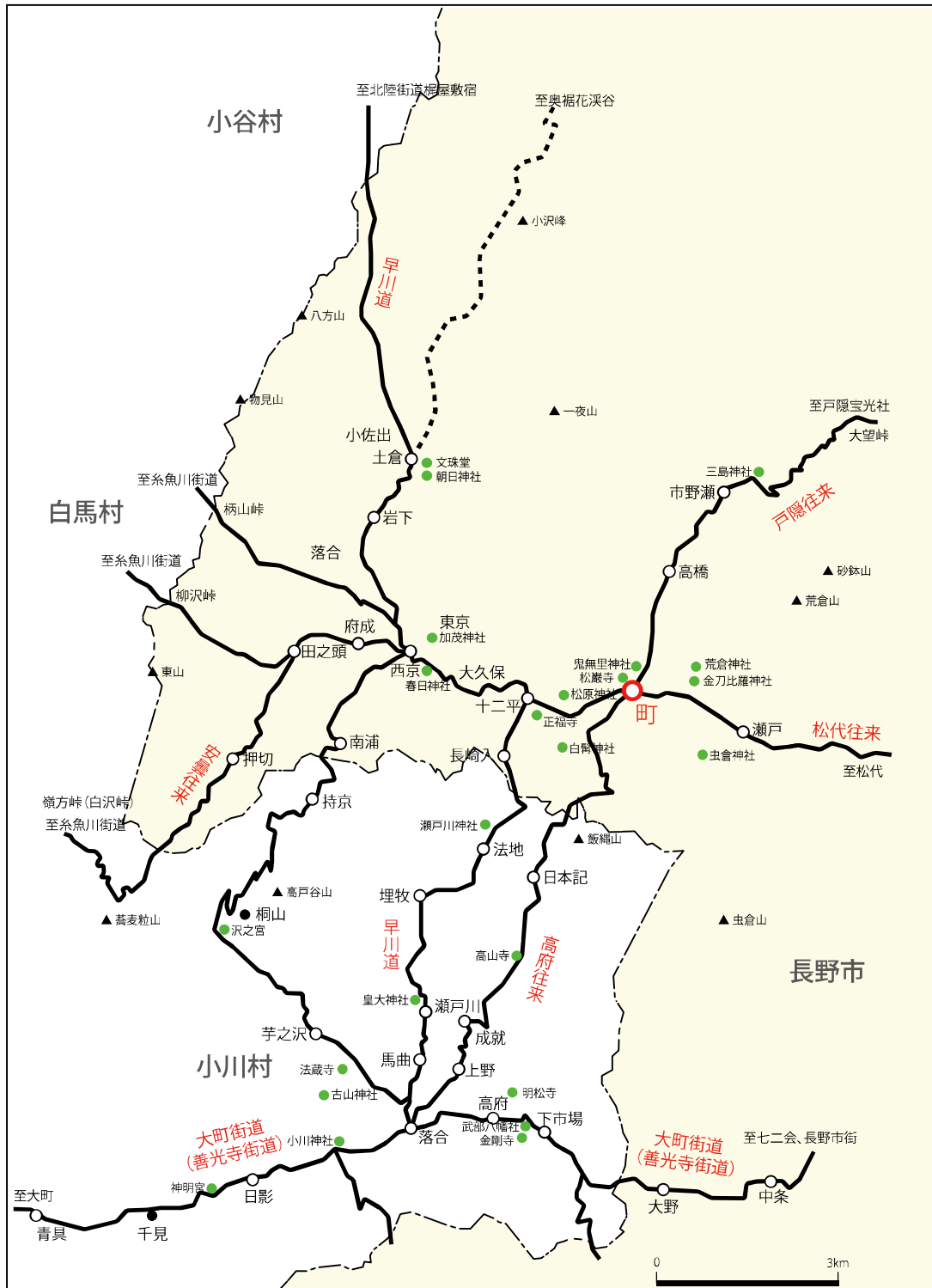
(7) 鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致

ア はじめに

鬼無里の地形は、周囲を荒倉山、虫倉山、戸隠表山、一夜山、物見山などに囲まれ、中央部に裾花川とその支流の小川や天神川が流れ、盆地様の溪谷形をしている。集落は、周囲の山々を流れる裾花川や小川流域に点在しており、集落ごとに神社が配置されている。また、鬼無里には、鬼女紅葉伝説、木曾義仲にまつわる伝承、遷都伝説にちなんだ東京、西京といった集落の名称が残っている。そのほか奥裾花峡谷(県指定名勝)やミズバショウの大群落がある。

江戸時代、鬼無里には、松代往来、戸隠往来、安曇往来、高府往来、早川道などが通っており、街道を利用して鬼無里で生産された麻、畳糸、和紙等が移出し、塩、米、酒、魚等が運び込まれ、域内外の人と物資が行き交って交易の場として市が開かれていた。市は、天和3年(1683)に現在の町区において開設が許可され、当初は六斎市(1カ月に6回開かれた定期市)であったが、安永9年(1780)に九斎市(1カ月に9回開かれた定期市)になった。九斎市は、月の1、2、8に当たる日に開かれ、取引される商品の大半は麻であった。

現在の町区で7月15日から一週間執り行われる祇園祭は、九斎市の名残をとどめ、市の神や津島牛頭天王に奉納する祭屋台が伝承されている。



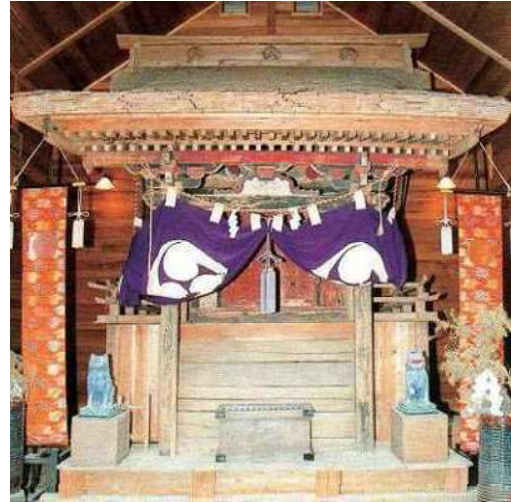
江戸時代の主な往来(S=1:100,000)
 (『信越古道』(信越古道会、平成22年(2010))を改編してリライト)

イ 建造物

(ア) 白髯神社本殿(重要文化財)

白髯神社は、裾花川右岸の河岸段丘上の鬼無里日影祖里田に位置し、日影三区(上平区、中区、西京区)の人々を氏子とする産土神(祭神猿田彦大神)で、境内に拝殿、本殿、社務所、神楽殿、境内社がある。本殿は、一間社流造、柿葺で桃山時代の建立と考えられており、昭和34年(1959)に重要文化財に指定されている。

神社は、明治6年(1873)4月に長野県第59区の郷社として社格昇進し、明治40年(1907)4月に神饌幣帛料供進神社に指定され、明治41年(1908)に大姥神社、秋葉神社、金刀比羅神社の三社を合祀し、昭和28年(1953)3月に宗教法人となり、現在に至っている。



白髯神社本殿
(重要文化財、桃山時代)

(イ) 鬼無里神社本殿(長野市指定有形文化財(建造物))

鬼無里神社本殿は、裾花川及び裾花川に合流する小川流域沿いに位置し、規模の大きい一間社流造の社殿である。享和年間(1801～1804)に焼失したため、現在の本殿は、前身の建物様式を模倣して享和年間に再建されたものとされている。

本殿の社額、鏡台などの装飾彫刻は、江戸時代末期から明治時代にかけて、上州、北信濃、上越、越中で数多くの神社仏閣の装飾彫刻を手がけた彫工北村喜代松の手によるもので、ひときわ力強く精巧な彫刻が施されている。拝殿の背後に本殿覆屋、通りをはさんで舞台(神楽殿)、社務所が配置されている。



鬼無里神社本殿(長野市指定有形文化財(建造物)、享和年間)

(ウ) 松巖寺観音堂(長野市指定有形文化財(建造物))

松巖寺は、元和元年(1615)創建の曹洞宗寺院で、鬼女紅葉の菩提所である地蔵院が前身と伝えられている。観音堂は、寛永2年(1625)又は寛永3年(1626)の建立で、間口3間、奥行4間、妻入、入母屋造である。外観は質素だが、内部の欄間に肉厚の豪快な彩色彫刻が付き、格天井の彩色文様と併せて江戸前期の様相を濃厚に伝えている。



松巖寺観音堂
(長野市指定有形文化財(建造物)、
寛永2年(1625)又は寛永3年(1626))

また、松巖寺の経蔵と鎮守堂も長野市指定有形文化財(建造物)に指定されている。

(エ) 諏訪神社本殿(長野市指定有形文化財(建造物))

諏訪神社は、^{たけのみ}建御名方命、^{かたのみこと}菅田別命、^{ほん}大山祇命、^{たけのみこと}を祀る旧村社で、和協組、峯組、山内組、平組の産土神である。飯綱社(岡荒井)、皇大神社(坂屋)を合社している。小川左岸の断崖上の平坦地を境内として、本殿、拝殿と神楽殿が相対する配置となっている。

本殿は、棟札から文化2年(1805)の再建で、覆屋の中にあり、三間社流造、柿葺、軒唐破風付の社殿である。また、木割や彫刻に鬼無里で唯一の立川流の技法が見られる。工匠は、諏訪の立川富棟と鬼無里の山口藤蔵と推定されている。立川流は、長野県諏訪市から出た工匠で、彫刻の主題に人物像(仙人等)と写實的動植物を用いることを特徴としており、長野県、東海地方を中心に千葉、滋賀、京都にまで、江戸時代中期から後期にかけての作品が見られる。



諏訪神社本殿
(長野市指定有形文化財(建造物))、文化2年(1805))

ウ 活動

(ア) 白髯神社の祭礼

白髯神社の祭礼は、春と秋に神々を迎え、災いを祓い、氏子の無病息災と五穀豊穡を願い、また豊作に感謝するもので、春祭り(5月3日)と秋祭り(9月の第二日曜日、大祭とも呼ばれている)が挙行されている。

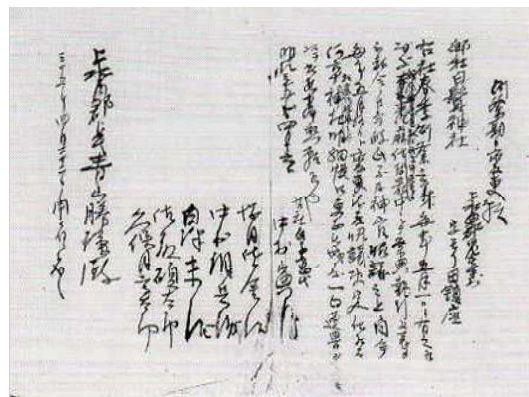
白髯神社の古文書等は、明治16年(1883)の神官宅の火災で焼失したため、それ以前の史料はほとんど残っていない。

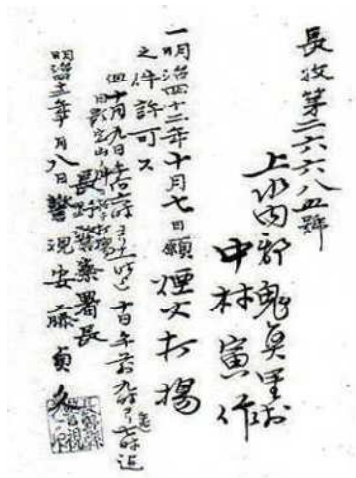
祭礼の挙行に関して、明治35年(1902)の祭日変更願、嘉永3年(1850)の四本柱土俵免状や明治42年(1909)の煙火打上許可証が残っており、祭礼にあわせて奉納相撲や花火(打上筒)の打ち上げが行われていたことがうかがえる。奉納相撲は、昭和20年代まで行われていたといわれている。

ここでいう神楽は、芸能ではなく、用具のことで、祭礼で用いられていた神楽(明治6年(1873))は、箱型の長持の上に社殿形の祠を載せ、貫のような太い棒を通して担げる作りになっており、向拝の柱に竜が巻き付き、虹梁は竜と武人、木鼻は象と唐獅子の彫刻で、軒唐破風に松と鶴の彫刻をはめている彫工北村喜代松の手による精緻な彫刻が施された小さいながらも見事な出来栄で、長野市指定有形文化財(工芸品)に指定されている。この神楽は、鬼無里ふるさと資料館に収蔵展示されており、現在祭礼では平成3年(1991)に新しく制作した神楽が使われている。

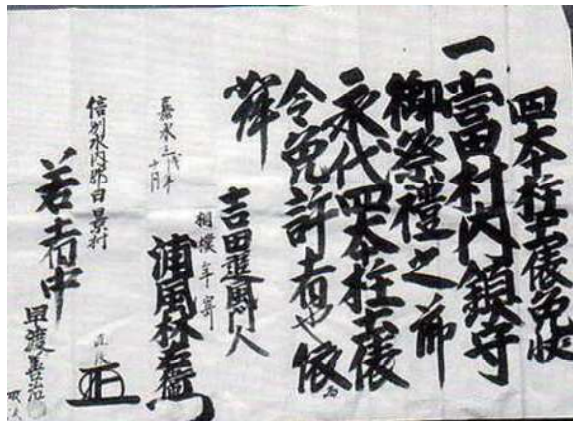


白髯神社の祭礼(昭和35年頃)

白髯神社の神楽
(長野市指定有形文化財(工芸品))祭日変更願
(明治35年(1902)4月16日付け)



煙火打上許可証
(明治42年(1909))



四本柱土俵免状(嘉永3年(1850))

a 運営組織

早朝から氏子の総出で、境内、拝殿、本殿を清掃する。中区の祭世話人(若連)と呼ばれる祭りの世話役が中心になり、大小の幟旗を立て、神楽の飾りつけを行う。会所(祖山公民館)に中区祭世話人(若連) 13名、鳴役(獅子舞と神楽囃子) 14名、中区の神楽が集合して準備を行い、祝宴の後、獅子舞を舞って神楽巡行に出発する。かつては担いでいたが、近年はリヤカーに神楽を載せて巡行している。

b 神楽巡行

神楽巡行は、春と秋の祭りの中心的な祭事で、神々が降臨する際の目印となる幟を立て、神を迎えて一年の安穏と感謝を表す儀式として執り行われる。総代長の中区長を先頭に神官、祭世話人、神楽、鳴役の順で列となって進んでいく。白髯神社は、旧日影村の神社であったことから、西京区と上平区の代表の各2名が巡行に参列している。

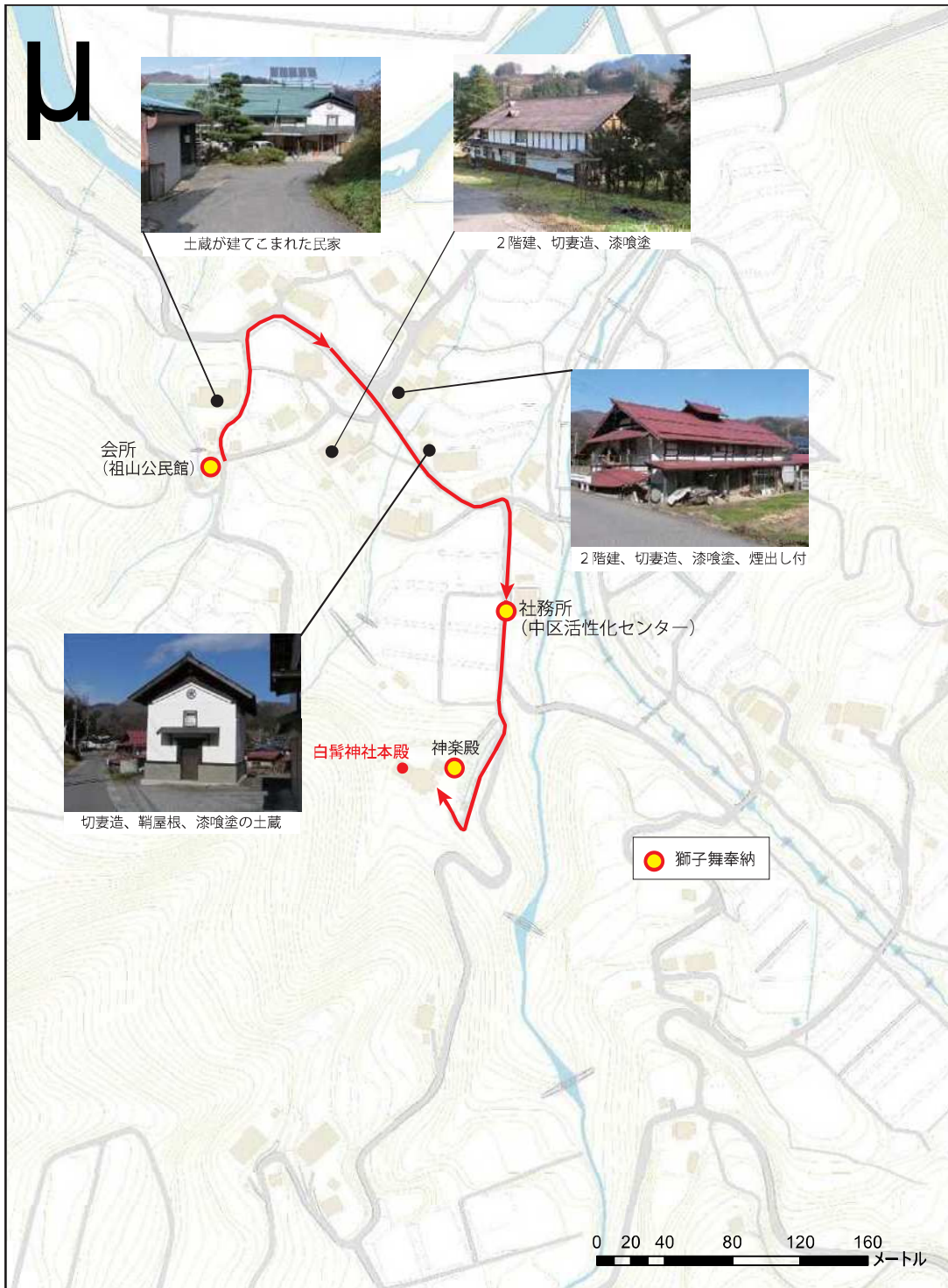
神楽巡行の行路沿いには、両端に反りのある棟をのせた切妻造、煙出しをつけた柿葺屋根(鉄板被覆)、漆喰塗の壁の蚕室型の主屋と鞘組の土蔵のある明治時代から昭和20年代の建築とみられる歴史的建造物が残っている。

行列は、このような歴史的建造物が建ち並ぶ道筋を白髯神社に向けて、まず神社手前の中区活性化センターに向かう。境内にある社務所が手狭であるため、地域では中区活性化センターを社務所と見なしており、実際に社務所と呼んでいる。中区活性化センターの社務所では、神官2名から4名、総代10名が待機しており、神事、総代会、祝宴が行われ、獅子舞を舞って、神社に向けて出発する。

神楽巡行は、榊をのせた三方を持つ総代長を先頭に神官(献幣使、宮司)、総代、区長、目印、神楽、鳴役の順で列を組んで進み、神社の神楽殿で獅子舞を奉納する。このあと本殿の神前に供物を供え、拝殿で神事が執り行われて一連の祭礼が終わる。



神楽巡行の様子

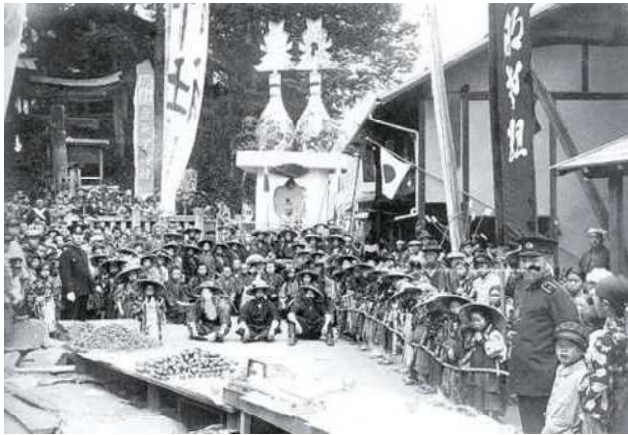


神楽巡行の経路図(S=1:3,000)

(イ) 鬼無里神社の祭礼

鬼無里神社の祭礼は、春と秋に行われる。戦前は、秋祭り(10月3日)が盛大に催されて屋台巡行が行われていたが、戦後に5月3日を祭日とする春祭りに主体が移り、屋台の巡行もそれに合わせて行われており、昭和3年(1928)の古写真が残されている。

祭礼のはじまりは定かでないものの、祭礼で用いられる屋台(山車)は、彫工北村喜代松^{よまつ}による安政4年(1857)の制作であることから、江戸時代末期には行われていたと考えられている。屋台は、長野市有形文化財(工芸品)に指定され、天井に竜、正面の柱に巻いた竜、唐獅子のもつ手鞠の籠彫など精緻な彫刻が施されており、手前半分が踊り子を乗せる舞台、後ろ半分が囃子方を乗せる構造となっている。



鬼無里神社郷社奉告祭の様子
(昭和3年(1928))



鬼無里神社の屋台
(長野市有形文化財(工芸品)、
安政4年(1857))

a 屋台巡行

町区は、善光寺、安曇、戸隠、高府などに通じる街道の分岐点で、江戸時代は商人の交易の場となり、九齋市が立ったところである。鬼無里神社前の通りには、中二階を出梁造でせり出す形式や切妻造の町屋など明治時代から大正時代の建築物がみられる。

屋台は、松巖寺前で踊りを披露した後、神楽と列を作り、地域住民が綱を引ながら鬼無里神社へ向かう。鬼無里神社の鳥居前で舞を披露した後、鬼無里神社横の路線バス駐車場まで進み、鬼無里神社に向かって舞を奉納する。その後、鬼無里神社の舞台上で神楽(獅子舞)が奉納されて屋台巡行は終了する。



神楽を担ぐ様子(昭和45年(1970))



松巖寺前を出発する



鬼無里神社鳥居へ向かう



神社に向かって舞を奉納



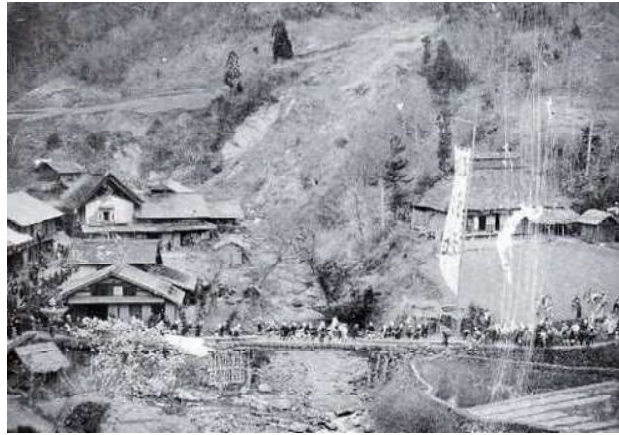
神楽(獅子舞)の奉納



屋台巡行の経路図(S=1:2,500)

(ウ) 諏訪神社の御柱祭おんぼしらすい

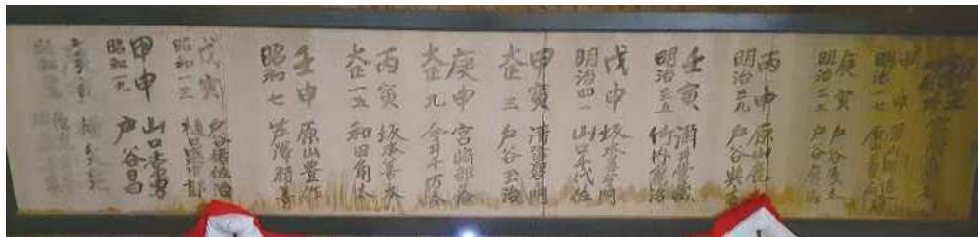
鬼無里に多くある諏訪社系神社で唯一の御柱祭おんぼしらすいが行われているのが、財又地区の諏訪神社である。言い伝えによると、明治5年(1872)に鬼無里神社で御柱祭おんぼしらすいをさいまた挙おん行したぼしらすいが、翌回となる明治11年(1878)に天変地異があったため祭事は行われなかった。翌々回となる明治17年(1884)に鬼無里神社から依頼があり、諏訪神社で御柱祭おんぼしらすいを挙行したことがはじまりという。



明治時代の諏訪神社の御柱祭の様子

数え年で7年に一度の御柱祭は、奥山から切り出した杉の木一対(男柱の鶴、女柱の亀)の御柱を里曳おんぼしらきして神社前に建てる独特の神事で、寅、申の年の5月5日に大祭が執り行われている。

諏訪神社の拝殿内に掲げられている額に明治17年(1884)甲申の年に行われた第1回から令和4年(2022)5月に行われた第24回までの御柱祭おんぼしらすいの挙行年が記されており、130年以上にわたって途絶えることなく御柱祭が継承されている。



明治17年(1884) (上)から令和4年(2022) (下)までの御柱祭開催年を記した額

a 山出し

令和4年(2022)の第24回御柱祭では、令和3年(2021)12月4日に、神社本殿において用材の切り出しを行う人々や奉納者が参拝し、伐採、山出し用具を清めた上で山に入り、地域の共有林から、高さ約20メートル、幹回り約2メートルの杉2本を切り出す山出しを行った。

山出しの翌日の5日に、木の皮を剥ぎ、長さは大祭のたびに1寸ずつ伸ばす「一寸伸ばし」のしきたりに従い33尺5寸(約10メートル15センチメートル)の柱に仕立てた。柱は、休納所で冬を越し、御柱祭の当日まで安置される。

b 前日の準備

御柱祭の前日に神社拝殿の前に建てられている前回の男柱(拝殿に向かって右)と女柱(向かって左)を倒した後、柱を短く切って割り楔を作る。この楔は、今回建てる御柱のねもとの固定に使われる。

また、御柱を迎える榊車を製作する。大八車に米俵を載せ、櫂の枝を立てて風船、短冊、おもちゃなどで装飾する。上段に積む俵には、道中の子供や観衆に振る舞うあめやお菓子などを詰める。

c 御柱祭本祭

御柱祭本祭は、奉納する曳子、関係者など多数が参加し、榊車を先頭にして2台の神楽とともに御柱休納所に御柱を迎えに行く。榊車には、乗子として和協区の氏子の中から、中学生から成人を迎える年代までの長男が選ばれ、乗り込む。御柱は、榊車の出迎えを受けて、各組頭の号令と音頭のもとで、休憩をはさみながら、各休納所から男柱(鶴組)、女柱(亀組)の順で諏訪神社まで約1.5キロメートルの道のりをゆっくりと曳行されていく。



榊車を先頭に進む



笛や太鼓の囃子が響く



道中に幟が立つ



御柱の方向転換

d ^{たておんぼしら} 建御柱

諏訪神社に着くと、拝殿に向かって左に女柱(亀)、右に男柱(鶴)の順で建てられる。柱先端の冠落しは行わず、音頭長(音頭とりのリーダー)が使った御幣と神社の神官が用意した御幣を打ち付けてから、拝殿前に並ぶ音頭とりが音頭を唱う中、ゆっくりと御柱が建てられる。御柱のねもとは、前回の御柱を使って作られた多数の楔でしっかりと固定される。

^{たておんぼしら} 建御柱が済むと ^{かぐら} 神楽殿で ^{かぐら} 神楽が奉納されて、山出し、里曳き、^{たておんぼしら} 建御柱と続いた当地最大の祭りである ^{おんぼしら} 御柱祭は、これで終わりを迎える。



^{たておんぼしら} 建御柱

e 音頭

山出し、里曳き、建御柱たておんぼしらなどの際に木遣りに代わって唄われる音頭は、独特の甚じん句調くで、その音律、威勢のよい調子と掛け声おんぼしらさいで御柱祭おんぼしらさいの熱気を一層引き立てる。各柱3人で計6人の音頭を唄う音頭とりは、即席で唄うなど機敏さが求められる。音頭は、前任者から口伝くでんえで伝授され、後任の音頭とりに伝承していく。

「ヤーレシメタリ、ヤーレワイ」(ヨイ、ヨイ)

「めでた、めでたのこの御柱みはしらを」(ヨイ、ヨイ)

「諏訪やしろの社やしろに、ハァー奉納たてまつる」

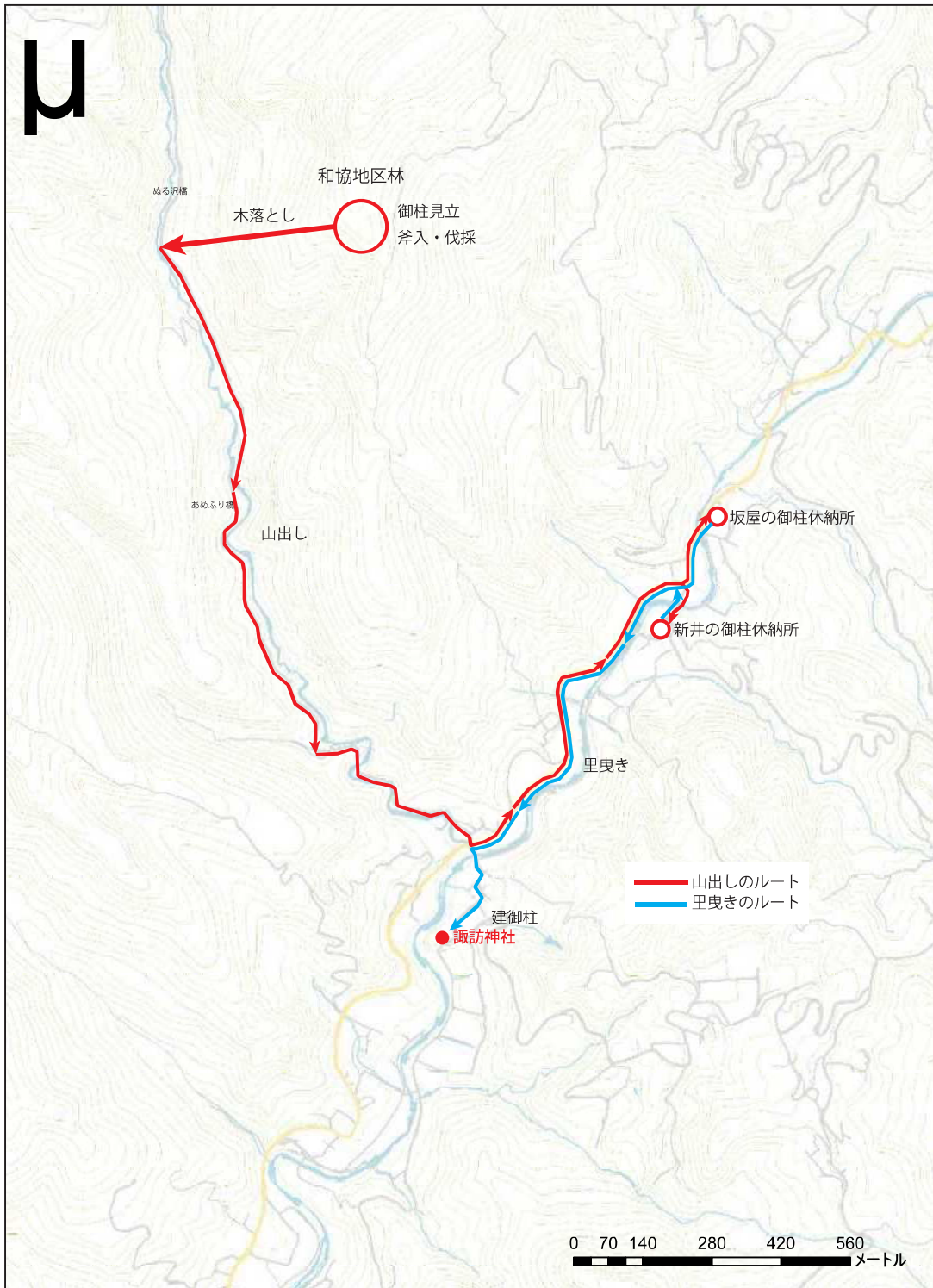
「サー引綱きりづな」(エンサーノ、サー)

「アーレワサーのサー」(ヨイヨイ、ヨイヨイ)

この歌詞に続いて、「一度ごらんよ御柱祭を、和協若衆のころ意気」、やしろ「社やしろはめでたい社やしろ、庭に鶴亀舞い遊ぶ」、ひきこ「さあさ曳子の皆さま方よ、ここは難所だ宮の坂」、やしろ「和協生まれで和協の育ち、音頭とりやせりゃ日本一」など音頭とり独自の歌詞が唄われる。



道中で音頭が唄われる



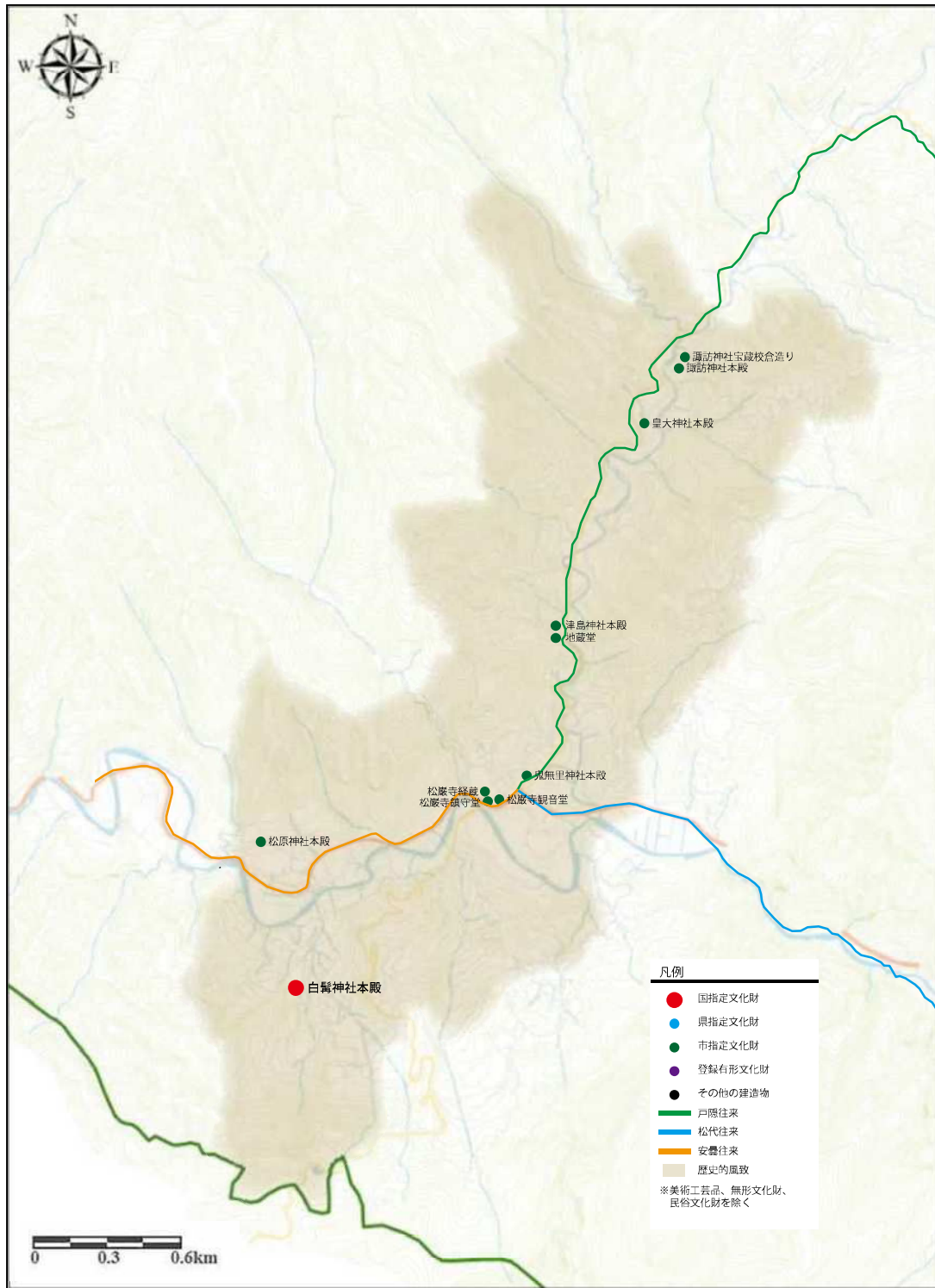
御柱の曳行順路(S=1:10,000)

エ まとめ

鬼無里では、鬼無里地区住民自治協議会と鬼無里観光振興会が連携してSNSや散策ガイドマップで鬼無里の寺社や伝統的な祭礼をPRしている。中山間地域に広がる農村風景の中、伝統的な祭礼は、祭礼を見物に訪れた観光客、鬼無里で研究実習をする大学生も祭礼に参加して賑やかに開催されており、鬼無里の大きな魅力となっている。

祭礼で使用される屋台や神楽は、鬼無里ふるさと資料館に常設展示されており、観光資源として、また、学生の研究にも活用されている。

長きにわたり継承されてきた鬼無里の伝統的な祭礼は、暮らす人々や大学生など地域内外の若者から高齢者まで幅広い世代が参加しながら、現在も継承されている。また、鬼無里らしい山並みの中、神社が配置された集落が、山々の間を流れる川の流域に点在し、そこでは、農業や林業が営まれて独特の集落景観を生み出しており、伝統的な祭礼、人々の暮らし、まちなみが一体となった歴史的風致が形成されている。



鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致の範囲(1/25,000)

都に思いをはせる美女紅葉

今から約千年の昔、会津の夫婦が魔王に祈って美しい娘を授かり、^{くれは}呉葉と名付けました。16歳で都にのぼった呉葉は紅葉と名を変え、才知あふれる美しさがたちまち評判となって、源氏の棟梁、源経基の側室として寵愛を受けました。ところが経基公の御台所が病に倒れ、病状が重くなると「紅葉が呪い祈禱している」と噂が立ち、ついに信州戸隠に流されてしまいます。

^{みなせ}水無瀬の里(※現在の鬼無里)にたどり着いた紅葉はその美しさと教養から村人たちに敬愛され、館で大切にされました。都をしのんで暮らす紅葉でしたが、経基や都への思いは消えず、再び上京しようと戸隠の荒倉山の岩屋に移り住みます。そしていつしか盗賊たちの首領に担ぎ上げられ、人々から鬼女と恐れられるようになってしまいました。

その噂が都に伝わると、^{みかど}帝は信濃守平^{たいらのこれもち}維茂に鬼女討伐を命じました。初戦は鬼の形相となった紅葉の妖術に敗れた維茂ですが、別所北向観音に必勝祈願をして授かった剣で再び紅葉を攻め、ついに紅葉は剣で討たれます。維茂は水無瀬に地蔵尊を祀り紅葉の菩提を弔いました。戸隠、鬼無里の地にはこのほか幾多の「鬼女紅葉」物語が伝えられています。



長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 ❖ 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

本市では、平成25年(2013)以降、第1期の長野市歴史的風致維持向上計画に基づき、伝統的な環境に調和する良好な景観形成、地域固有の歴史や文化、伝統を生かしたまちづくりに取り組んできた。

善光寺周辺地区では、善光寺門前の宿坊の建ち並ぶ道路において電柱電線類の地中化や石畳舗装などの美装化により周囲の伝統的な雰囲気と調和した良好な景観形成を図ったことで、令和4年(2022)の善光寺御開帳に全国から訪れた約636万人の参拝者に本市が持つ歴史、文化の魅力を感じていただくことができた。

戸隠地区では、住民との協働による歴史的建造物の修復、修景等を進めたことで、戸隠中社・宝光社地区の一部が、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定され、山岳信仰の聖地としての魅力が増した。

松代地区では、史跡の松代城跡や旧文武学校等の文化財の保存整備を行うとともに、庭園や^{せんすい}泉水路の調査、地域住民主体の積極的な歴史まちづくり活動などにより、城下町としての歴史的風致が向上し、地域の歴史的資源を活用した観光地づくりを推進してきた。

鬼無里地区では、地域住民が主体となって専門家の意見を聞き、地域に残る名工制作の市指定有形文化財(工芸品)の屋台の修理を決めた。屋台は、鬼無里ふるさと資料館で常設展示されており、祭礼時には屋外に曳き出して巡行に使われている。また、鬼無里ふるさと資料館のホームページの多言語化を進めたり、地域の観光団体が祭礼をSNSで情報発信したりして地域の歴史的風致の維持及び向上に取り組んだ。

このように、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等に一定の成果を得ることができた。一方で、人口減少や少子高齢化の進展を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などに引き続き取り組むとともに、歴史的資源を活用して観光振興や地域活性化につなげていく必要がある。

(1) 歴史的建造物等の保存に関する課題

本市には、歴史的建造物が群となった歴史的まちなみが残っている。第1期の計画では、善光寺本堂耐震補強事業をはじめとする文化財の保存整備、歴史的風致維持向上計画に基づいた歴史的風致形成建造物の修理助成など歴史的建造物等の保存を進めてきた。

文化財に指定されている建造物等について、国指定のものは、国の助成があるため概ね良好に維持、管理されているものの、登録文化財及び、県や市の指定のものは、指定数が多いこともあって修理、修復が追いついていない。また、未指定の文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないため、適切に維持、管理が行われていない。

近年は、歴史的建造物の価値が見直され、それまでと異なる用途に活用されている例があるものの、文化財指定の有無にかかわらず、修理や修復に費用を要することや人的負担の大きさ、歴史的価値の認識不足、世代交代などのために適切な維持、管理が行われずに空き家となったり、老朽化、滅失が進行したりしている。

(2) 地域に残る伝統と生業なりわいの継承に関する課題

本市には、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた無形の歴史的遺産である祭礼や伝統行事があり、これらは日々の暮らしや地域に根付き、その中に深く浸透して継承されてきた。

第1期の計画では、伝統的な祭礼や民俗芸能を継承する団体の活動費を支援するとともに、地域を超えた団体間の交流や子供たちの参加を促すイベントの開催、活動団体の情報発信などを行い、伝統的な祭礼等の保存、継承につなげてきた。また、ながの獅子舞フェスティバル、伝統芸能こどもフェスティバルを開催し、活動の披露と市民が伝統文化に親しむ機会を設けている。

本市の歴史的建造物は、戸隠や鬼無里などに茅葺屋根の建物が多いことが特徴である。かつては、地域に大きな茅場を持ち、地域の茅葺職人と住民の共同作業で屋根の葺き替えを行っていた。耐久性の高い金属製の屋根が一般的となり、茅(ススキ)の需要がほとんどなくなり、茅場が失われつつあったが、伝統的な建築技術を必要とする伝統的建造物を継続的に修理し、茅材の安定的な確保のための茅場整備や必要な修理技術の継承を進めた。

しかし、人口減少や少子高齢化を背景として、伝統的な祭礼や行事などの担い手が不足しており、そのために継承団体の資金面の課題から活動が縮小するなど、伝統的な祭礼や行事などの継承が危ぶまれる。また、現在の木造建築では木材加工の機械化や乾式

工法が普及している中、歴史的建造物の修理、修復には伝統的な建築技術や工法を要するため、技術や経験の継承が課題となっている。

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物だけでなく、その周辺のまちなみの連続性や景観といった周辺環境と一体で形成されるものである。その維持及び向上には、周辺環境についても建築物の高さや屋外広告物、緑地の保全や一般建造物の外観などへの対応が必要となる。

本市では、長野市伝統環境保存条例、長野市の景観を守り育てる条例、長野市屋外広告物条例、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例のほか、景観計画や地区計画などにより、良好な景観形成に向けて取り組んでいる。このような規制や誘導の下、第1期の計画では、電柱電線類の地中化や石畳舗装の道路美装化による環境整備のほか、建造物の修景助成などを実施し、周囲の伝統的な雰囲気と調和した景観形成を図ってきた。

また、本市を訪れる観光客は、主にバスや自家用車を利用しており、歴史的建造物が集積する地域は、本市の代表的な観光地でもあることから、多くの観光客が訪れる観光時季には交通が問題となる。過度の自動車の流入は、歩行者の安全を脅かすだけでなく、歴史的建造物の滅失を伴う駐車場の増加によるまちなみの連続性喪失の一因にもなる。

歴史的建造物や歴史的なまちなみで形成された歴史的風致を維持及び向上する景観の保全や交通などへの対応は、長期にわたることから、継続して取り組んでいく必要がある。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する課題

第1期の計画の取り組みをとおして、松代地区では地域住民自らが、まち歩きツアー、城下町のボランティアガイドなどで地域の歴史や文化の情報発信や誘客事業を企画運営し、松代地区の歴史的風致の認知が広まっている。

また、鬼無里地区では、鬼無里観光振興会が歴史的質の高い屋台や伝統的な祭礼をSNSで情報発信した。御柱祭おんばしらさいの里曳きには、大学生も参加して祭りは大いに賑わった。そのほか、地域住民も参加してガイドマップを作成し、地域の魅力を見つめ直す機会となった。戸隠地区では、茅葺き屋根に使用する茅の刈り取り体験をPRし、地域住民のほか学生や地区外からも参加があった。

本市の各地域に見られる文化財や伝統的な祭礼等は、地域の魅力、また観光資源にもなっている。しかし、人々の暮らしぶりや生活環境が変わる中で、祭礼や行事と人々の

暮らし、地域との密接な関係が薄れつつある。

数え年で7年に一度行われる善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭のような特別な祭礼には、県内外から多くの観光客が訪れて大きな賑わいを見せるが、地域の文化財や伝統的な祭礼等の認知度は、まだ低い状況にある。

地域で行われる祭礼などの認知を広め、多くの方に訪れていただくとともに、住民主体の活動が広がって地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつなげるため、長く受け継がれてきた地域固有の伝統や文化の背景にある魅力あるストーリーを市民や来訪者に効果的に伝えていく必要がある。

(5) 歴史文化の調査研究に関する課題

第1期の計画では、戸隠地域の住民や関係団体の協力の下、戸隠中社、宝光社地区の歴史的建造物や周辺環境の調査を実施して歴史的価値を明らかにするとともに、調査成果について意見交換をすることで、地域の歴史や文化に対する知識や歴史まちづくりへの住民の理解が深まり、戸隠宝光社・中社地区での重要伝統的建造物群保存地区の選定及び防災計画の策定に結び付いた。また、史跡松代城跡の調査研究を進め、その結果を受けて平成27年(2015)に史跡指定範囲が拡大した。

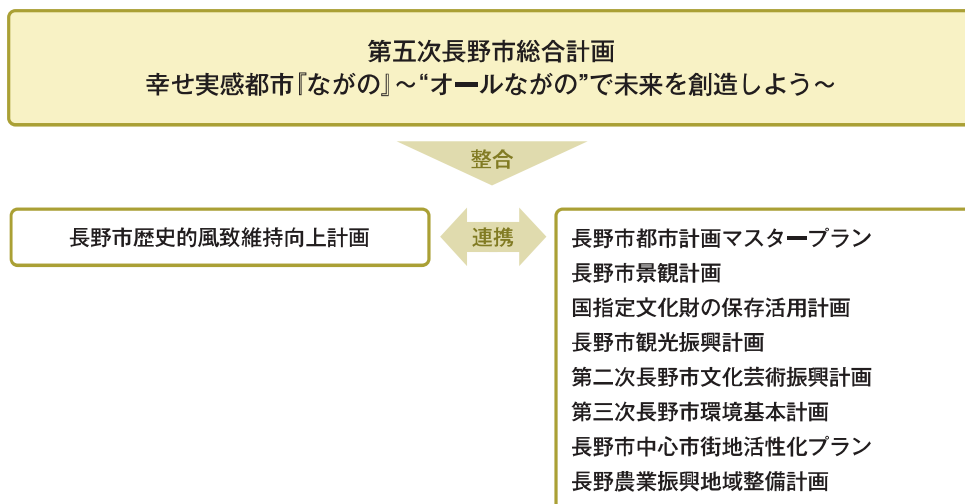
このような成果があるものの、第1期の計画での調査研究は、個別に実施されることが多く、地域の歴史や文化の断片的な把握にとどまっている。市内には、歴史的建造物や伝統的な祭礼が多くみられるが、十分な調査研究が実施されていない地域があることから、その価値が明らかになっておらず、歴史的建造物や伝統的な祭礼等を適切に保存していくためには、歴史的建造物や伝統的な祭礼等の全体を把握する必要がある。

本市の文化財及びその周辺環境を一体的、網羅的に調査を行って総合的に把握し、それらを地域全体で保存、活用し、文化財を生かした魅力的な地域づくりを目的とした文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、各地域の文化財や歴史的建造物等の保存、活用につなげていく必要がある。

2 ❖ 既存計画（上位、関連計画）との関連

本計画は、長野市総合計画をはじめ、関係する計画との整合、連携を図りながら、本市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示したものである。

■ 上位、関連計画との関係



(1) 第五次長野市総合計画

本市は、令和8年度(2026)までを計画期間とする第五次長野市総合計画を平成29年(2017)に策定し、まちの将来像の実現に向けたまちづくりを進めている。

ア 基本構想(平成29年(2017)4月策定)

基本構想は、長期的な観点に立ち、さまざまな情勢の変化などを見据えながら、目指すまちの将来像や目標を明らかにしたものである。政策に「魅力あふれる文化の創造と継承」、「いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進」を挙げている。

(ア) 計画期間

平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで

(イ) まちづくりの基本方針

- ・市民の「幸せ」の実現
- ・「持続可能な」まちづくりの推進
- ・「長野市らしさ」の発揮と「まちの活力と魅力」の創出

(ウ) まちの将来像

幸せ実感都市『ながの』～“オールながの”で未来を創造しよう～

人口減少社会、成熟社会が到来した現在、本市が有する強みを活用しながら、抱える課題を可能性に変え「長野市らしい魅力ある」まちとして、歩み続けていくことが必要となっている。価値観が多様化し行政課題が複雑化しているが、住民の福祉の増進を図るとともに、本市の多様性ある構成や成り立ち、特性を踏まえた地域づくりを進め、市全体の「幸せ」の総和の拡大を目指していくことを「幸せ実感都市」と表している。

また、副題として市民が本市への誇りを胸に未来への希望を実感できるよう全市を挙げてまちづくりに取り組むことを「“オールながの”で未来を創造しよう」と表現している。

イ 後期基本計画(令和4年(2022)4月策定)

基本計画は、基本構想に掲げるまちの将来像や目標を実現するために必要な手段、施策を体系的に明らかにしたものである。後期基本計画では、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略と統合している。

施策に「文化の継承による魅力ある地域づくりの推進」、「地域の特色を活かした景観の形成」を挙げている。

(ア) 計画期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで

(イ) 施策体系

健幸増進都市、令和元年東日本台風災害からの復興、SDGs及びSociety5.0が計画全体に共通する取り組みとしてベースとなり、その上に全55施策を立て、さらに分野横断的に取り組む必要があるテーマを総合戦略とし、取り組んでいく。

幸せ実感都市「ながの」 } オールながの。で未来を創造しよう }

分野	基本構想	政策
1 行政経営の方針 【行政経営分野】		1 市民が全校のまちづくりの推進 2 将来にわたり持続可能な行政運営の確立
2 人にやさしく 人がいきいき暮らすまち「ながの」 【保健・福祉分野】		1 少子化対策、切れ目のない子ども・子育て支援 2 生きがいのある豊かな高齢社会の形成 3 だれもが自分らしく暮らせる社会の形成 4 安心して暮らせる健康づくりの推進 5 人権を尊び明るく社会の形成
3 人と自然が共生するまち「ながの」 【環境分野】		1 取組に負荷をかけない持続可能な社会の形成 2 自然と調和した心地よい暮らしづくりの推進
4 安全で安心して 暮らせるまち「ながの」 【防災・安全分野】		1 災害に強いまちづくりの推進 2 安心して暮らせる安全社会の構築
5 豊かな心を育み 人と文化が輝くまち「ながの」 【教育・文化分野】		1 未来を切り拓く人材の育成と調達の整備 2 豊かな人生を送るための学習機会の提供 3 絆があふれる文化の創造と継承 4 スポーツを軸としたまちづくりの推進 5 国際交流・多文化共生の推進
6 産業の活力と にぎわいのあふれるまち「ながの」 【産業・経済分野】		1 魅力を活かした観光の振興 2 活力ある農林業の振興 3 特色を活かした器工業の振興 4 安定した観光の促進
7 快適に暮らし活動できる コンパクトなまち「ながの」 【都市整備分野】		1 いきいきと暮らせる魅力あるまちづくりの推進 2 拠点をつなぐネットワークの充実

7分野

22政策

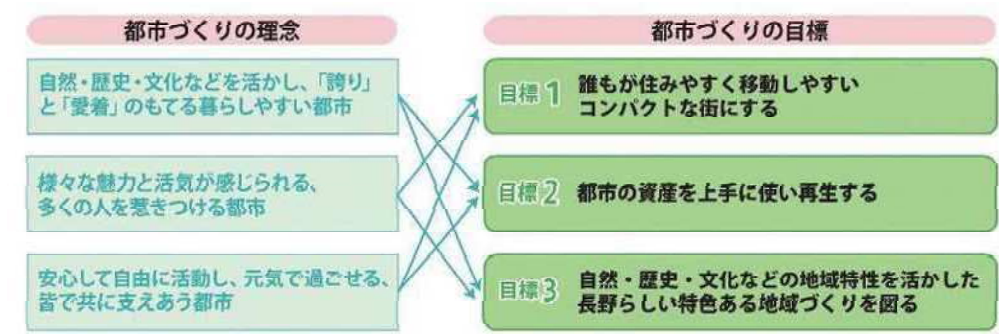
テーマ	後期基本計画	施策
1 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現		1 市民とまじりつくる中政の推進 2 市民によるまちづくり活動への支援 3 効果的で効果的に行財政運営の推進 4 市民の満足が得られる市政の推進 5 地方中核都市としての役割の履行 6 結婚、妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援 7 子どもへの成長を育む支援環境の充実 8 社会的援助を必要とする家庭等の自立支援 9 高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進 10 地域包括ケアシステムの強化・推進 11 障害者（児）福祉の充実 12 認知症、支え合い、活かす合い、活かす合い地域社会の実現 13 健康の保持・増進の支援 14 保健衛生の充実 15 地域医療体制の充実 16 人権尊重社会の実現 17 男女共同参画社会の実現 18 地域社会の構築 19 地域社会の実現 20 豊かな自然環境の保全 21 良好で快適な環境の保全と創造 22 防災・減災対策の推進 23 消防力の充実・強化及び火災予防 24 交通安全対策の推進 25 安全な消費者生活の確保 26 安全な消費者生活の確保 27 乳幼児期から高等教育までの教育の充実 28 子どもにふさわしい支援の充実 29 子育て支援の充実 30 家庭・地域・学校の相互連携による教育力向上 31 生涯学習環境の充実 32 学習成果を活かした地域づくりへの参加促進 33 多彩な文化芸術の創造と活動支援 34 文化の継承による魅力ある地域づくりの推進 35 だれもがスポーツを楽しむ環境づくりの推進 36 スポーツを通じた交流促進の推進 37 国際交流活動の推進 38 多文化共生の推進 39 豊富な観光資源等を活かした観光交流促進 40 インバウンドの推進 41 コンベンションの誘致促進 42 多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進 43 地域の特色を活かした生産履歴と販売力強化の促進 44 森林の保全と資源の活用促進 45 商工業の強化と関係機関の連携 46 地域の特色を活かした器工業の推進 47 新たな活力につながる産業の創出 48 1 観光の促進と多様な働き方の支援 2 勤労者福祉の推進 49 1 地域の特色にふじた都市機能の充実 2 暮らしを支える生活機能の維持 50 1 多世代のたれもが暮らしやすいまちづくりの推進 2 地域の特徴を活かした景観の形成 51 1 拠点をつなぐネットワークの整備 2 拠点をつなぐネットワークの整備
2 「ひと」が集い、つながり、育ち、ふるさと、ながの。の表現	「移住・定住・交流の促進」(公)文化政策・子育て支援	1 移住・定住・交流の促進 2 文化政策の推進 3 子育て支援の推進 4 学びの機会の充実 5 地域経済を活かした観光の推進 6 広域観光・インバウンドの推進 7 観光の促進 8 移住・定住の推進 9 関係人口の創出
3 魅力ある「まち」による担い手の確保と調った地域の表現	「まちづくり」による担い手の確保と調った地域の表現	1 多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進 2 地域の特色を活かした生産履歴と販売力強化の促進 3 森林の保全と資源の活用促進 4 商工業の強化と関係機関の連携 5 地域の特色を活かした器工業の推進 6 新たな活力につながる産業の創出 7 観光の促進と多様な働き方の支援 8 勤労者福祉の推進 9 地域の特色にふじた都市機能の充実 10 暮らしを支える生活機能の維持 11 多世代のたれもが暮らしやすいまちづくりの推進 12 地域の特徴を活かした景観の形成 13 拠点をつなぐネットワークの整備 14 拠点をつなぐネットワークの整備
4 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現	「誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現」	1 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 2 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 3 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 4 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 5 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 6 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 7 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 8 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 9 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 10 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 11 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 12 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 13 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 14 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 15 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 16 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 17 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 18 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 19 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 20 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 21 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 22 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 23 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 24 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 25 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 26 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 27 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 28 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 29 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 30 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 31 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 32 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 33 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 34 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 35 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 36 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 37 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 38 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 39 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 40 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 41 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 42 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 43 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 44 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 45 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 46 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 47 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 48 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 49 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 50 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 51 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 52 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 53 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 54 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現 55 誰もが若きままで安心して暮らし続けられる「まち」の実現

55施策

(2) 長野市都市計画マスタープラン（平成29年(2017)4月改定）

長野市都市計画マスタープランは、本市の都市づくりの理念と目標、土地利用など都市まちづくりの方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的、長期的な指針としての役割を果たすものである。平成29年(2017)4月に改定し、目標年次を概ね20年後の令和18年(2036)、中間目標を令和8年(2026)としている。

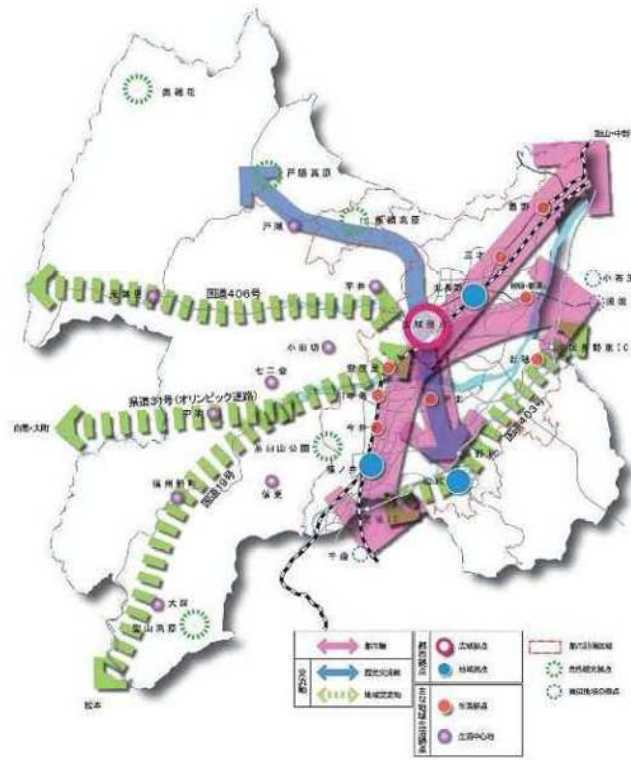
ア 都市づくりの理念と目標



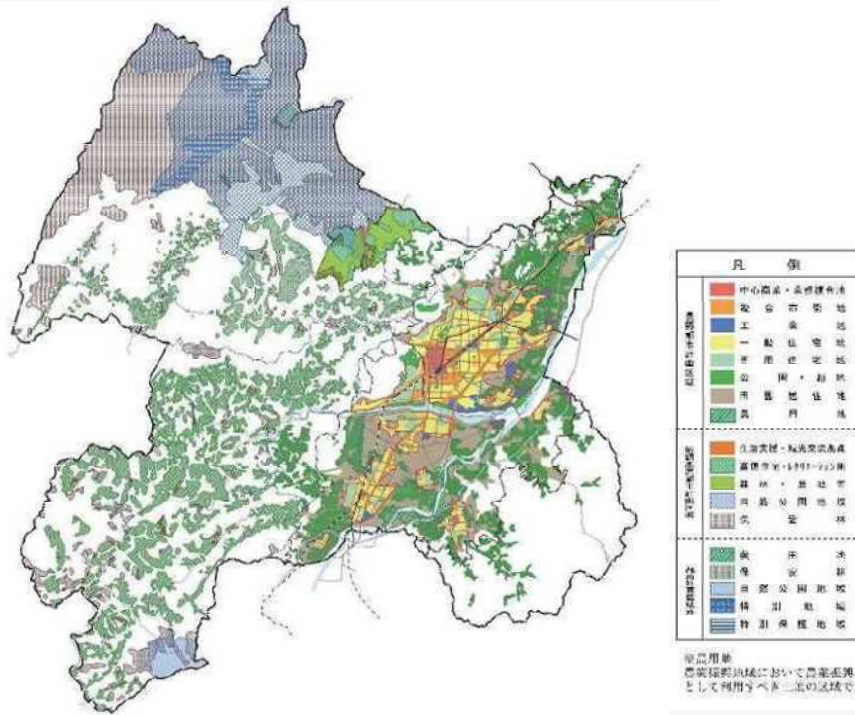
イ 都市構造の基本的な考え方

- コンパクトな都市(集約型都市構造)とするための都市拠点と都市軸の形成
 - ・多様な都市機能が集積し都市生活・活動の核となる都市拠点の形成
 - ・拠点間の都市機能の連携を確保するとともに、市域外との連携を強化する都市軸の形成

- 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成
 - ・豊かな自然の保全とともに、観光業の振興を図る自然観光拠点の形成
 - ・自然観光拠点や地域拠点などを結び、市外との連携を強める地域交流軸の形成
 - ・市内に点在する歴史的な街などを結び、歴史・文化の交流や周遊性を高める歴史交流軸の形成



都市構造図(拠点と軸)



土地利用区分図

ウ 都市景観整備の方針

都市構造の基本的な考え方を受け、土地利用や都市環境、都市景観、防災都市づくりなど方針を定めている。

都市景観の整備については、「歴史に育まれてきた特徴ある景観の継承」として、「歴史と文化を象徴する景観の継承」を挙げている。

(ア) 都市景観整備の基本方針

- 長野市を形づくる骨格的な景観の保全と自然と調和した良好な景観の形成
- 地域特性に応じた魅力的な景観づくり
- 環境共生型都市の景観づくり
- 地域が主体となった景観づくりへの取り組み

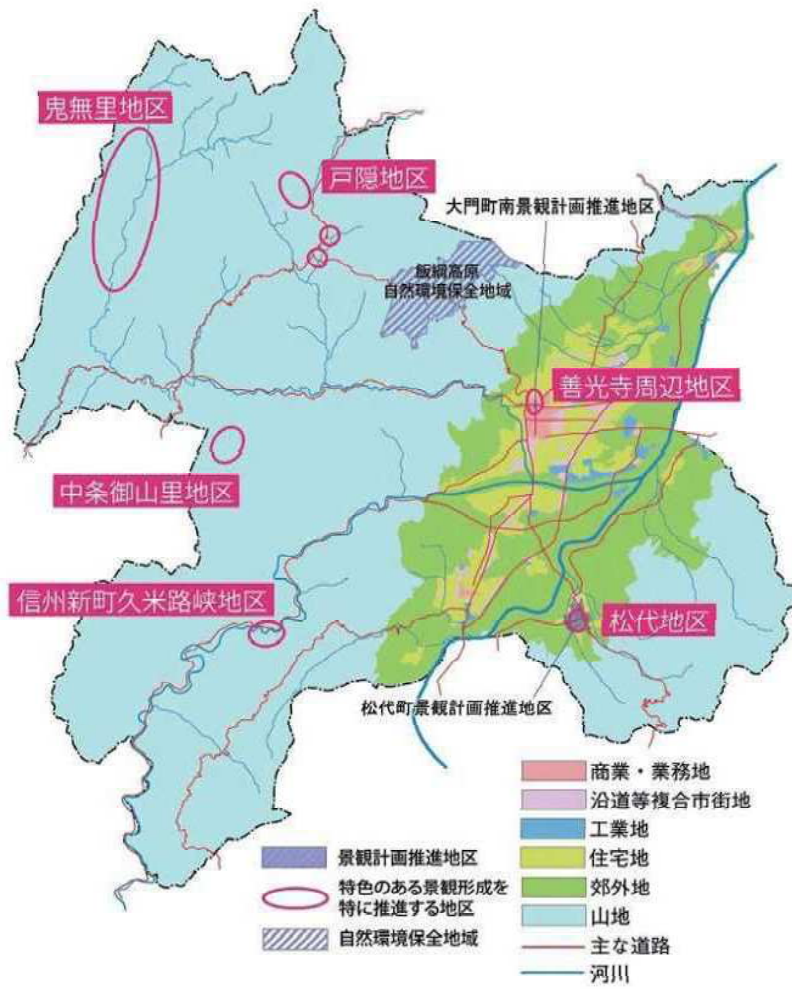
(イ) 都市景観の整備方針

- 骨格的な自然景観の保全・育成
 - ・ 豊かな山並みの景観保全
 - ・ 水辺の景観の保全と向上

- 歴史に育まれてきた特徴ある景観の継承
 - ・ 歴史と文化を象徴する景観の継承
 - ・ 市民に親しまれてきた自然や緑の景観の保全

- 市街地における景観づくり
 - ・ 商業・業務地での景観形成
 - ・ 住宅地の景観形成

- 地区特性を活かした景観づくり
 - ・ 農地や農山村などの景観の保全
 - ・ 沿道の修景と景観形成
 - ・ 都市と自然が共生した景観保全



(3) 長野市景観計画（平成30年(2018) 10月改定）

平成19年(2007)に策定し、社会情勢が変化してきたことを踏まえ、平成30年(2018)に改定した。

基本的な考え方となる「長野市が守り育てていく景観」の4項目の一つに「歴史的・文化的な街並み」を挙げ、それを守り育てていく方針として「歴史と文化を象徴する景観を継承する」こととしている。

ア 長野市が守り育てていく景観

◆雄大で、緑あふれる自然環境



緑あふれる山々は、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませ、千曲川をはじめとする河川の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していかなければならない財産です。



◆歴史的・文化的な街並み



善光寺と門前町の街並み、真田十万石の城下町として栄えた松代、戸隠神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、先人たちが築き守ってきた市民共有の財産です。

それぞれの地域には、各地で大切に祭られている寺社と、伝統的で特色ある祭礼、古戦場やかつての宿場町など、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。



◆にぎわいあふれる都市空間



県都である長野市には、商業・業務機能や文化施設などの都市機能が集積し、長野駅を中心に市街地と住宅地と、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和した独特な景観を生み出しています。

長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、多様なイベントを開催し、にぎわいのある景観をみせています。



◆美しく、快適に過ごせる住環境



市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備され、道路や歩道、公園などにおけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいえるべき景観が広がっています。



イ 良好な景観形成に関する方針

方針1 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

方針2 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量に恵まれた千曲川、犀川、裾花川をはじめ、市内にはさまざまな河川や用水路、大小の溜め池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となった自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

方針3 美しい眺望景観に誘導する

建築物の高さや色などについて配慮を求め、より美しい風景を眺望できるようにします。また、眺望景観である山並みを乱さないようにします。市街地にあつては、夜間の照明をなるべく抑え、上向き照明を抑制するなど、星がまたたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようにしていきます。

方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

建物や街並みなどの歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、わたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を、大切に守りながら活用を図っていく必要があります。また、時間をかけてつくられ、守られてきた祭りや伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれるとともに、コミュニティ形成にも寄与していることから、文化的景観として次の世代に引き継ぎます。

方針5 にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニバーサルデザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

方針6 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを促進し、住宅地における良好な景観形成を誘導します。また、豊かな自然に恵まれた地形を活かし、過

ごしやすい落ち着いた雰囲気のみちづくりを進めます。更に緑と潤いにあふれ、環境にやさしい、住んでよかった、これからも住み続けたいと思ってもらえる長野市を目指します。

(4) 国指定文化財の保存活用計画

ア 史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)

史跡である松代城と新御殿跡は、地域の貴重な歴史的遺産であり、適切に保存を図る必要があるとともに、市民の憩いの場として、また、松代地区の重要な観光資源としての利活用も求められている。計画は、バランスのとれた保存と活用を進め、適切に次世代へ継承していくことを目的としている。

(ア) 基本方針

a 保存管理の基本方針

- 史跡の本質的価値を損なうことがないように適切な保存管理を行う。
- 日常的な維持管理、防犯対策、防災対策を行い、経年変化の観測を行う。
- 将来的に予想される現状変更行為に対する基本方針を定め、適切な保存を図る。

b 活用の基本方針

- 松代城跡と新御殿跡の一体的な価値を市民、来訪者に分かりやすく伝える。
- 城下町に残る歴史遺産との連携を深め、まちづくりの中核としての役割を担う。
- 文化財的価値保存と都市公園として求められる憩いの場、にぎわいの場としての役割の両立を図る。
- 地域のNPO、ボランティア団体等との緊密な連携により、魅力的な情報発信に努める。

c 整備の基本方針

- 保存、活用を確実に推進するための整備を計画的に実施する。
- 史跡の本質的価値を後世に伝えるための修理、復元を進める。
- 後世の改変がなされた箇所を往時の姿に戻し、史跡としての本来の姿を伝える。
- 廃城以降に残る歴史的遺産との一体性が市民、来訪者に分かるような整備を進める。

d 運営、体制

- 日常の維持管理、公開活用、保存整備、調査研究等を着実に推進するための組織体制を整える。
- 文化庁、長野県教育委員会との緊密な連携を図る。
- 市及び市教育委員会の関係部局との緊密な連携を図る。
- 保存管理、活用、整備を着実に推進するための財源確保を図る。
- 地域NPO、ボランティア団体等との連携により、後継者育成体制の充実を図る。

イ 史跡旧文武学校保存活用計画(平成30年(2018)3月策定)

計画は、旧文武学校の歴史的な価値を改めて検証、評価するとともに、史跡として適切に管理していくための現状変更の取り扱い方針及び基準を定め、今後の保存活用整備事業、関連運営体制における基本方針を示している。

(ア) 基本方針

a 保存管理

- 史跡のもつ本質的価値を損なうことなく、それを適切に管理することで、次世代へと継承していく。
- 本質的価値が損なわれるような場合には、最善の対応をとり、価値を復することに努める。
- 現状変更に関する基本方針を定め、史跡の保存を図る。
- 適切な保存状態を実現するため、史資料の調査、研究を精力的に進める。

b 活用

- 史跡のもつ本質的価値を正しく国民へ伝えるような活用を実施する。
- 地域の文化、教育の拠点施設を目指し、市民に積極的に活用されることを目指す。
- 周囲の文化施設、商業施設と密に連携し、松代地区全体を見据えた取り組みを行う。

c 整備

- 保存、活用を着実に推進するための整備を計画的に実施する。
- 本質的価値の顕在化とさらなる向上を目指す。
- 復原及び復元の基準点は文武学校の開校当初とする。

d 運営

- 市民及び関係諸機関との緊密な連携を維持する。
- 本質的価値の維持、向上を目指し、運営体制の充実を図る。
- 業務効率化と利用者サービスの向上に努める。

ウ 善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月策定)

国宝1棟、重要文化財建造物2棟、登録有形文化財2棟の文化財建造物を有し、年間数百万人の参拝者が訪れる善光寺において、令和5年(2023)2月に保存活用計画が策定された。計画では、文化財建造物に対する意識や保存管理、環境保全、防災など文化財建造物を取り巻く環境の変化へ対応できるよう善光寺境内の文化財建造物を適切に保存し、活用していくとしている。

(ア) 計画期間

令和14年(2032)3月まで

(イ) 基本方針

- 長野及び日本を代表する文化財建造物を適切に管理し、保存する
- 荘厳な文化財建造物と広域に広がる境内を信仰の場として、継続して利用する
- 多様な参拝者が文化財建造物に親しみ、理解を深められるよう活用する

(5) 長野市観光振興計画(令和4年(2022)2月策定)

長野市観光振興計画は、観光振興を通じて実現したい長野市の姿を示すとともに観光関連事業者、市民、地域、行政がそれを着実に実現していくための基本的な考え方や実施すべきことを取りまとめたものである。

重点政策の下、地区別の方針と実施プロジェクトを挙げている。

ア 計画期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで

イ 基本方針

- 持続可能を担保した観光産業への転換
- 新たな観光スタイルに対応した観光への転換
- 人と人とのつながりを大切にした「ながのファン」づくりの強化

● Z世代など若者への観光需要の喚起



(6) 第二次長野市文化芸術振興計画（平成29年(2017)4月策定）

長野市文化芸術振興計画は、市民と行政の協働により、文化芸術及び伝統文化等の新たな発展と振興を図るための指針として策定したものである。

方策に指定文化財などの調査・整備、伝統芸能の継承、歴史・文化遺産の活用などを挙げている。

ア 計画期間

平成29年度(2017)から令和8年度(2026)まで

イ 基本理念

文化芸術に親しみ、創造し継承され、優しさと温もりがあふれるまち

ウ 方 策

- 長野市芸術館を拠点とした多彩な文化芸術の鑑賞機会の提供
- 市民の自主的・自発的な文化芸術活動を支援し、生きがいやまちなみにぎわいにつながる発表機会の充実
- 子どもの創造力や感性を育む文化芸術活動の支援
- 交流が広がる魅力ある文化芸術公演やイベントの企画・創造
- 指定文化財などを調査・整備し、博物館での展示や史跡の公開の推進
- 伝統芸能を次世代へ保存・継承する関係団体の活動支援
- 歴史的なまちなみなどの環境の保存・活用
- 歴史・文化遺産を活かし、観光との連携を推進
- 歴史・文化遺産の保護に関わる団体の育成と活動支援
- 文化芸術イベント等の積極的な誘致を支援

(7) 第三次長野市環境基本計画（令和4年(2022)2月策定）

第三次長野市環境基本計画は、本市の環境行政の基本計画として、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものである。

基本目標「良好で快適な環境の保全と創出」の施策テーマに「美しいまちなみの保全と創出」を挙げている。

ア 計画期間

令和4年度(2022)から令和8年度(2026)まで

イ 望ましい環境像

人と自然が共生し 未来につなぐ 脱炭素のまち「ながの」

- 人と自然が共生し…自然からの恩恵に感謝し、自然を守り育みます
- 未来につなぐ……次世代へ責任をもって引き継ぎます
- 脱炭素のまち……脱炭素に向けてみんなで取り組みます

ウ 施策体系



■施策テーマ 4-3 美しいまちなみの保全と創出

長野市には、善光寺周辺、戸隠神社中社・宝光社周辺及び松代郷下町周辺など、歴史あるまちなみに代表されるように、良好な景観を維持したまちなみがあります。

市民が快適に生活するため、まちなみの保全と創出に努めます。



【長野市戸隠伝統的建造物群保存地区】

(8) 長野市中心市街地活性化プラン（平成29年(2017) 10月策定）

第二期長野市中心市街地活性化基本計画(平成24年(2012) 3月策定、計画期間は、平成24年(2012)度から平成28年(2016)度まで)を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、長野市中心市街地活性化プランを策定した。

ア 計画期間

平成29年(2017) 10月から令和7年(2025) 3月まで

イ 基本的な方針、目標、指標等

基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	目標値 (R6)
まちなか観光の推進	目標1 行きたくなるまち	善光寺仁王門前の歩行者・自転車・通行量(人/日)	27,150	26,000
まちなか居住の推進	目標2 住みたくなるまち	総人口に対する中心市街地の人口比率(%)	2.47	2.65
まちなか回遊の推進	目標3 巡りたくなるまち	中心市街地(6地点)の歩行者・自転車通行量(人/日)	112,504	108,000
		中央通り及び権堂アーケード沿い1階部分の空き店舗数(件)	21	21
まちなか交流の推進	目標4 交わりたくなるまち	もんぜんぶら座及び生涯学習センター並びに権堂イーストプラザ市民交流センターの利用者数(人/年)	560,735	550,000

(9) 長野農業振興地域整備計画（平成27年(2015) 12月見直し）

国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、昭和49年(1974)に長野農業振興地域整備計画を策定し、以降、社会情勢の変化や町村合併による市域の拡大を反映して見直しをしている。現行の計画は、平成27年(2015) 12月に見直しを行ったもので、現在、総合的な見直しを進めている。

計画は、今後も安全な農作物の安定的供給に必要な農用地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地のもつ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興を図るべき地域を明確にし、秩序ある土地利用を図るとしている。

ア 農用地等の保全の方向

最も基礎的な農業の生産資源である農地は、一度荒廃すると回復が困難で、安心できる農畜産物を将来にわたって安定的に供給するには、無秩序な土地利用や遊休・荒廃化を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図っていくことが重要である。

また、農地の持つ環境保全や良好な農村景観の形成、保水機能など農業生産活動以外の多面的機能の向上を推進する。

イ 農用地等保全のための活動

●流動化及び利用集積

認定農業者等の多様な担い手を確保、育成するとともに、農地の流動化を促進し、担い手への利用集積を図っていく。

●多面的機能の維持

農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等、地域の共同活動を支援し、農地を保全していく。

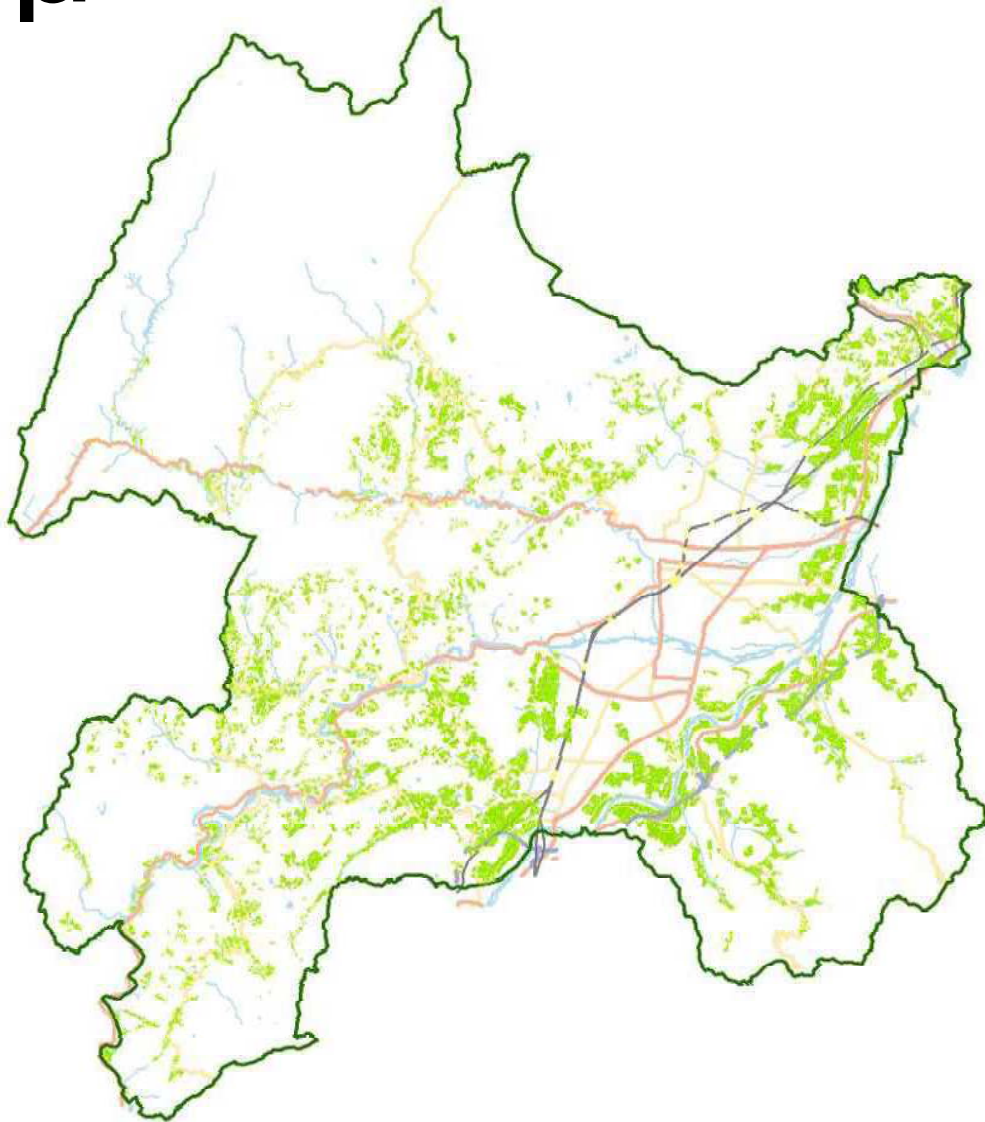
●都市農村交流を通じた保全

農業体験、農家民泊など都市住民との交流や定住促進のための住民の主体的な地域活動を支援するとともに、耕作放棄地の利活用等をとおして農用地の保全につなげていく。また、市民菜園の開設を促進し、遊休農地の増加を防止する。

μ

第3章

長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針



農用地の分布(S=1/200,000)

3 ◆ 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

課題等を踏まえ、引き続き歴史的風致の維持及び向上を図るための方針を以下に整理する。

(1) 歴史的建造物等の保存に関する方針

本市の歴史的風致の核となる建造物のうち、重要文化財や史跡、県または市の指定文化財で、既に必要な措置が講じられているものは、引き続き、文化財保護法、県や市の条例等に基づき適切に保存、活用を図る。

県または市の指定文化財で適切に保存されていない建造物や未指定の建造物で歴史的風致の核となる建造物については、歴史的風致形成建造物に指定し、国等の支援を活用して修理等の支援を行うことなど歴史的価値の高い建造物等の滅失を防止し、保存、継承に継続して取り組む。

また、空き家となった歴史的建造物の滅失等を防ぐために、地域のまちづくり団体等と連携しながら建造物の活用を検討していく。

(2) 地域に残る伝統と生業^{なりわい}の継承に関する方針

伝統的な祭礼、行事や芸能などの継承は、その活動の意味や重要性、地域との歴史的なつながりといった文化的価値の継承に加え、地域活性化やコミュニティ維持、観光振興にもつながることから、引き続き、活動を披露する機会を設けるとともに、伝統的な祭礼等を継承する団体への支援に取り組む。

また、若い世代と接点を持てるよう幅広い情報発信などにより、伝統的な祭礼に親しむ機会や参加できる機会を創出し、担い手や継承者の育成につなげる。

さらに、歴史的建造物の価値を損なうことなく歴史的なまちなみや景観を後代に伝えていくため、歴史的建造物の適切な修理、修復をとおして伝統的な技術の継承を図る。加えて、歴史的風致の一片を形成する地域に伝わる屋根材の茅、食材や工芸品などについても、歴史的風致の維持及び向上を図る中で、伝統的な技術や材を生かす場を創出することで生業^{なりわい}の継承につなげていく。

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する方針

歴史的なまちなみや景観を保全していくために、条例や景観計画などによる建築物や屋外広告物の規制、誘導をすることで周囲に調和した魅力あるまちなみとなるよう長期的な視点で取り組む。

また、歴史的まちなみの周辺環境を向上させるため、電柱電線類の地中化や移設、道路の美装化等を推進するとともに、自動車交通の抑制について検討するほか、良好な景観形成を行うことを目的に組織された地域の団体等を支援する。

引き続き、地域住民の理解と協力を得ながら、歴史的建造物と一体となった地域固有の歴史や文化が感じられる良好な景観形成と歩いて楽しめる環境の整備に取り組んでいく。

(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する方針

将来にわたって歴史的風致を継承できるよう長く受け継がれてきた地域固有の伝統や文化の背景にあるストーリーなどの価値や魅力の認知を広めることで、多くの方に歴史的風致を訪れてもらい、参加してもらうことは、地域住民が歴史的風致を再認識することになり、地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつながる。

市民や外国人旅行者を含めた来訪者の歴史的風致への認知度の向上や周遊の促進を図るために、歴史的風致を観光資源として積極的に活用した情報発信に取り組み、所有者をはじめ、地域住民や関係団体、県、大学等と連携し、周遊ルートの構築、案内説明情報のデジタル化などを進めるとともに、効果的な情報発信の手法や体制を整え、観光振興と地域活性化につなげていく。

(5) 歴史文化の調査研究に関する方針

歴史的風致の維持及び向上には、それを構成する歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、所有者や地域住民の協力の^{もと}下、価値付け、保存及び継承の問題点、その対策等を明らかにするための詳細な調査研究が必要である。

地域固有の歴史的風致の維持及び向上に向け、文化財保存活用地域計画と整合を取りながら、文化財や歴史的建造物、伝統的な祭礼等の調査を継続的に実施し、本市の多様な文化を把握した上で総合的に保存、活用していく。

4 ◆ 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本市における歴史的風致の維持及び向上には、所有者や管理者、市民等の理解と協力が不可欠であるため、協働して取り組んでいく。

本計画の推進に当たっては、都市整備部まちづくり課歴史的まちなみ整備室と教育委員会事務局文化財課が事務局となる庁内推進会議を設置し、関係課と連携調整を行う。また、歴史まちづくり法第11条に基づく長野市歴史的風致維持向上協議会に計画の進捗管理や変更などを提案し、円滑な事業の実施に向けた協議を行う。

必要に応じて国や県のほか、文化財保護、都市計画や景観などに関する附属機関から助言等を得るとともに、文化財や歴史的建造物の所有者などと連絡、調整を行う。



重点区域の位置及び区域

1 ◆ 重点区域の位置及び区域

(1) 歴史的風致の分布

本市の歴史的風致は、信仰の中心であった寺社、統治の象徴となる城を中心とした地域のほか、物資や人の行き交う街道に沿って発展した地域において形成されている。

仲見世、宿坊、町家等の歴史的建造物が多く残る善光寺を中心とする善光寺地区は、数え年で7年に一度開催される善光寺御開帳や毎年行われる^{やまきか}弥栄神社の御祭礼など、伝統的祭礼が途絶えることなく受け継がれており、歴史的建造物と一体となった歴史的風致が形成されている。

伝統的建造物群保存地区を中心とする戸隠地区には、古くから^{あつ}篤い信仰を集めた戸隠神社とその門前に発展した茅葺屋根の宿坊などの歴史的建造物が多く残る。また、式年大祭や年間をとおして行われる戸隠神社の行事をはじめ、竹細工、そばの食文化、茅場などが受け継がれており、歴史的建造物と伝統的営みが一体となり特色ある歴史的風致をみることができる。

真田十萬石の城下町と北国街道松代道^{みち}を中心とする松代地区は、城下町の歴史的建造物や泉水路^{せんすい}と呼ばれる特徴的な水路網が残る歴史的市街地において、祇園祭などの伝統的祭礼が継承されている。また、松代城下町から北国街道松代道^{みち}でつながる川田宿には、歴史的建造物や宿場の地割りが残り、伝統的な祭礼が途絶えることなく伝えられている。さらに、城下町の東方の山地に広がる大室古墳群をはじめ特徴的な古墳群は、長きにわたる地域住民の保存活動に支えられて特色ある歴史的風致を今に伝えている。

重要文化財の白髭神社本殿をはじめ、文化財指定を受けた神社を中心とする鬼無里地区は、点在する集落ごとに伝統的な祭礼が継承されており、豊かな自然環境と農村風景の中で良好な歴史的風致をみることができる。

このように本市の歴史的風致は、歴史的建造物や暮らしの中に脈々と受け継がれてきた活動の歴史的資産が重なり合って形成されている。

次ページに、本計画の第2章で示した歴史的風致とその分布を示す。



(2) 重点区域の位置

本市には、善光寺周辺をはじめ、戸隠、松代、若穂川田、鬼無里といった複数の地域に歴史的建造物と伝統的祭礼などの活動が一体となった歴史的風致をみることができ、第1期の計画において、善光寺周辺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区を重点区域に指定し、歴史的建造物の修理、修景への支援など歴史的建造物の保全、道路美装化や電柱電線類地中化など歴史的まちなみの保全、伝統的な祭礼や民俗芸能の活動支援など伝統文化の継承の取り組みを進め、本市の歴史的風致の維持及び向上を図ってきた。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展、世代交代により、祭礼の担い手不足、活動を支える組織の縮小、歴史的建造物の滅失が進み、歴史や伝統の継承が危ぶまれている。

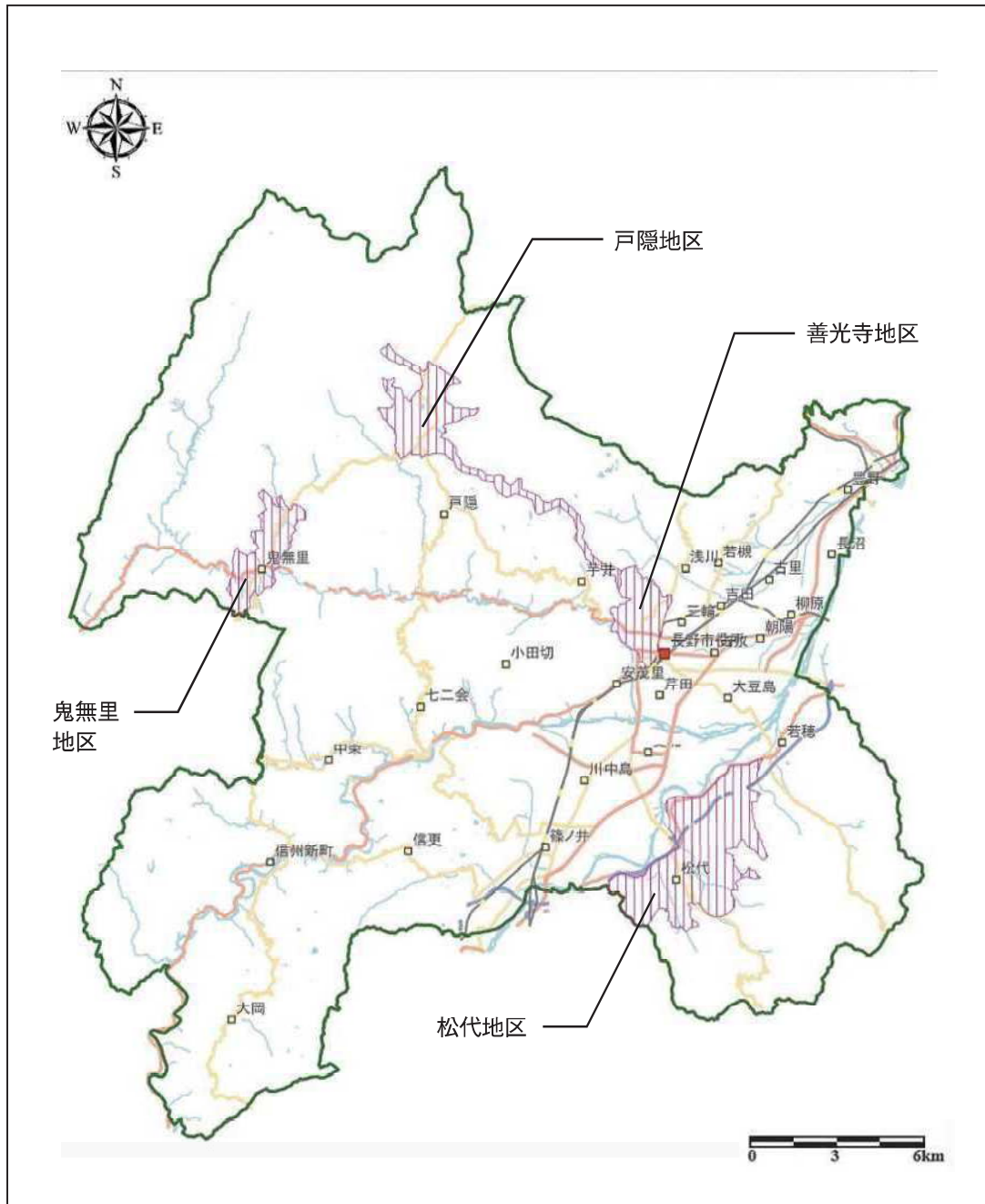
そこで、多様な施策の着実な推進により、伝統的建造物や祭礼等の保存や継承、観光振興、地域活性化につなげられるよう核となる歴史的建造物を整理の上、善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区の4地区を重点区域に指定し、歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的に行っていく。

なお、本計画の推進により、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与し、必要が生じた場合などは、重点区域の見直しや追加を行っていく。

(3) 重点区域の区域

本計画の重点区域は、国指定文化財を中心に、その他の文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、歴史と伝統を反映した人々の活動が展開され、それらが一体となって歴史的風情を醸し出す良好な環境を形成しているとともに、歴史的風致を構成する文化財や活動の維持及び発展に寄与する施策を重点的に実施することにより、本市の歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

重点区域	面積(ha)	要件(重要文化財等)	歴史的風致
善光寺地区	約658	国宝善光寺本堂 ほか	善光寺御開帳にみる歴史的風致
			善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致
戸隠地区	約1,259	重要伝統的建造物群保存地区 戸隠伝統的建造物群保存地区	戸隠信仰にみる歴史的風致
			戸隠の伝統的な生業 <small>なりわい</small> にみる歴史的風致
松代地区	約2,358	史跡松代城跡附新御殿跡 史跡大室古墳群 ほか	城下町松代と松代道 <small>みち</small> にみる歴史的風致
			大室古墳群にみる歴史的風致
鬼無里地区	約740	重要文化財白髻神社本殿	鬼無里の伝統的祭礼にみる歴史的風致



重点区域図(S=1:200,000)

ア 善光寺地区

善光寺地区は、国宝の善光寺本堂及び重要文化財の善光寺三門、経蔵がある歴史的市街地を中心に、善光寺三社(湯福神社、妻科神社、武井神社)、善光寺七社(美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社)をはじめとした寺社、北国街道や戸隠古道沿いに町家など歴史的建造物が残るとともに、善光寺御開帳や弥栄神社の御祭礼などの伝統的営みが受け継がれ、一体となって良好な市街地を形成している地域とする。

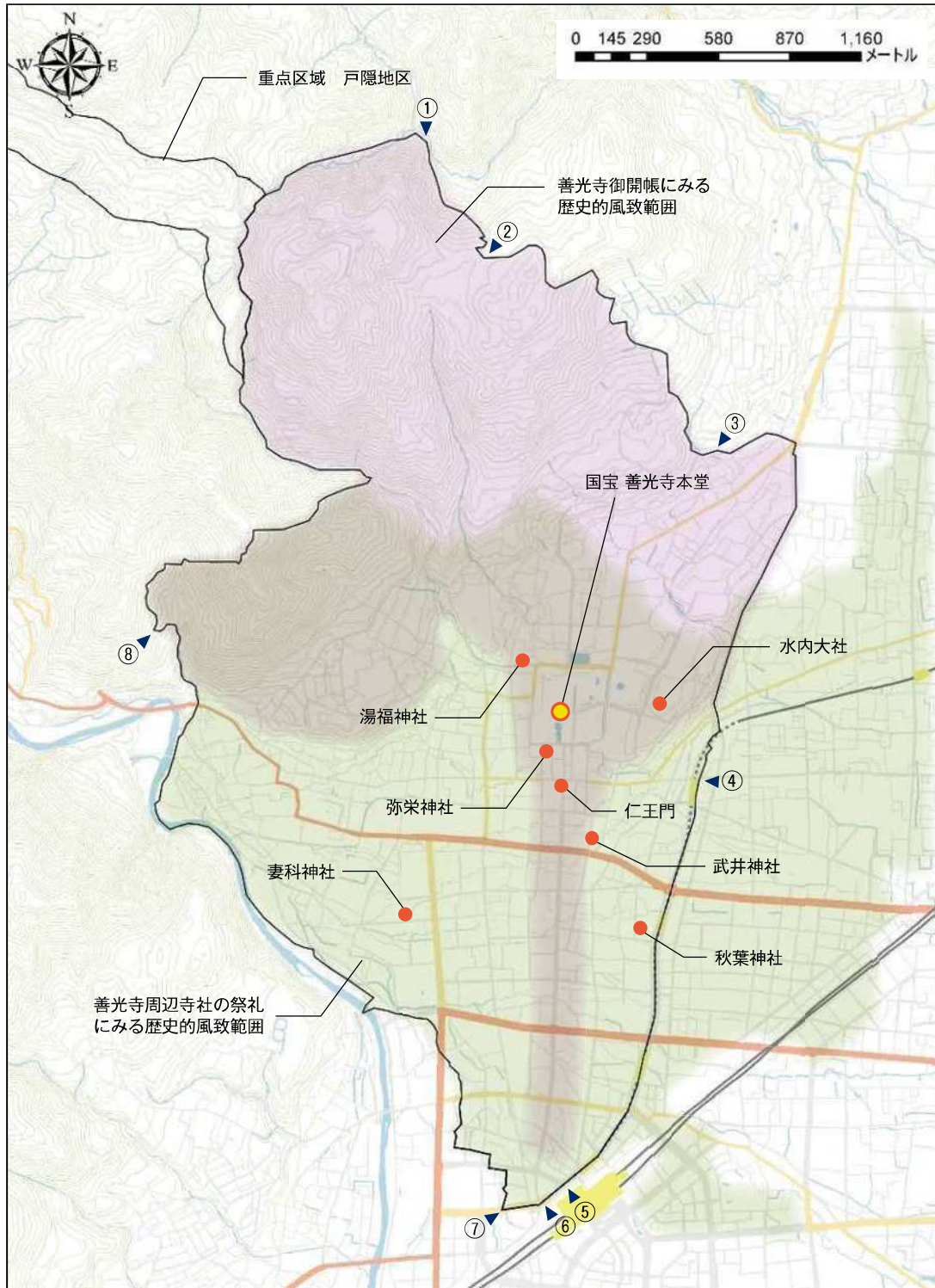
善光寺や関連寺社は、善光寺のすぐ北側から西側にかけて長野盆地の外縁にあたる山々から南東に向かう緩やかな扇状地に位置している。区域の指定に当たり、善光寺の後背に位置する山々は、景観を形成する上で重要な要素であるため、これらの山々を重点区域に含める。

なお、善光寺周辺からその後背の山々にかけて都市計画の風致地区や景観法の景観計画によって景観の保護がとられていることから、これらの規制区域を包含する区域とする。

重点区域の境界については、字界や都市計画、その他の規制区域を基本とし、長野駅に近く都市化が進んだ地域では、道路界とする。

■ 善光寺地区の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
①～②	字界	⑤～⑥	市道長野西214号線
②～③	風致地区境	⑥～⑦	国道19号線
③～④	字界	⑦～⑧	字界
④～⑤	市道長野大通り線	⑧～①	都市計画区域境



善光寺地区区域図(S=1:20,000)

イ 戸隠地区

西の戸隠連峰、東の怪無山、飯縄山に囲まれた自然環境豊かな地域に、戸隠神社を構成する戸隠五社(奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社)や宿坊をはじめとした歴史的建造物が集積し、伝統的な祭礼や工芸、食文化が受け継がれている。戸隠地区は、戸隠五社や伝統的建造物群保存地区に指定された中社及び宝光社門前の歴史的まちなみを中心に、その周囲に点在する戸隠神社関連の歴史的建造物を含む範囲とする。

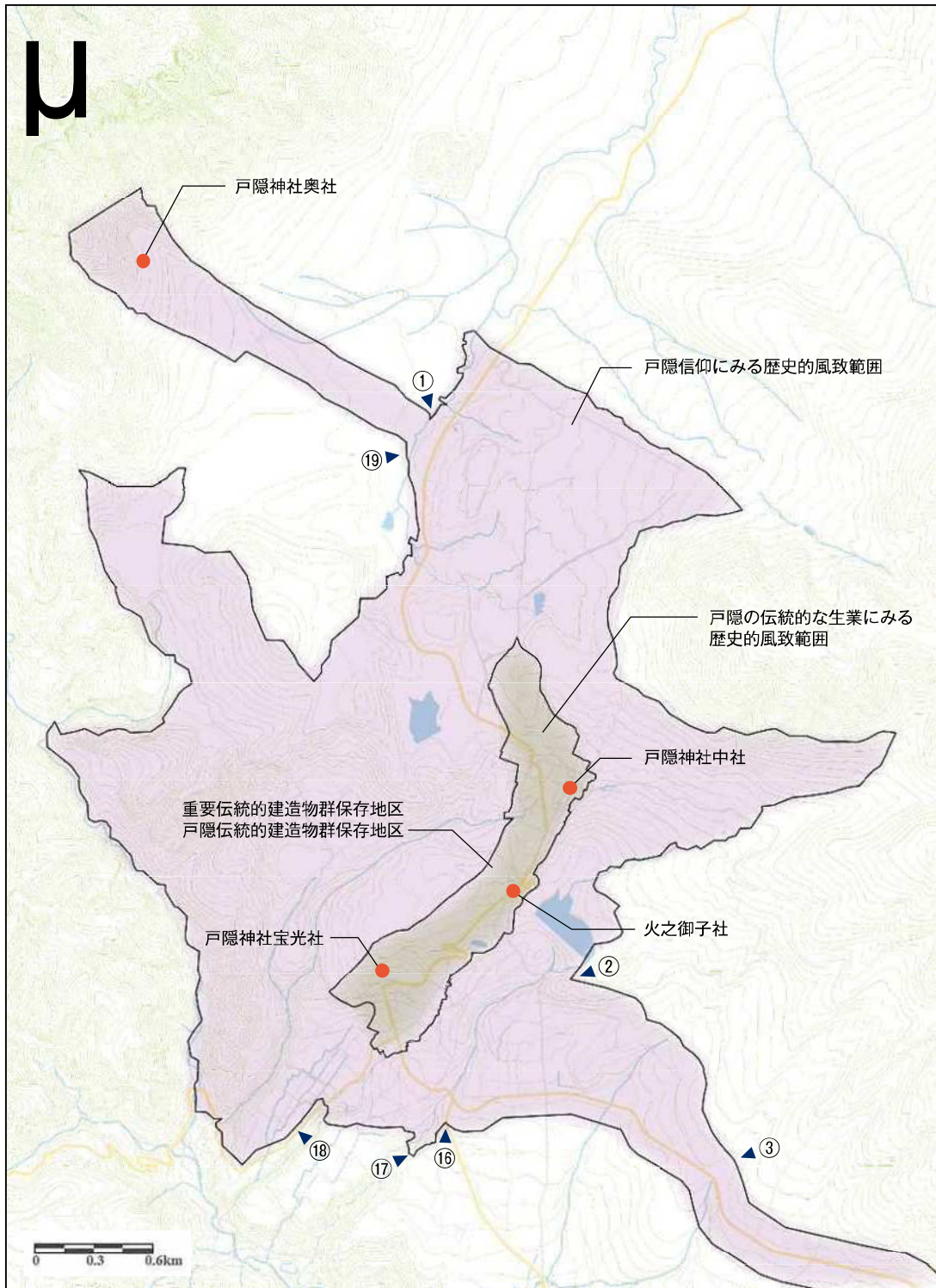
戸隠神社本殿をはじめ、歴史的建造物の周囲に広がる緑深い社叢は、独特の景観をつくっていることから、周囲に広がる豊かな山林を一定程度含むように区域を指定し、尾根や谷などの自然地形に基づいて区画された林班界、または、林班界を細分化した小班界をもって境界とする。

また、善光寺から飯縄山の裾野を通り戸隠へ向かう戸隠古道沿いに、歴史的建造物と人々の活動がみられることから、古道及び古道に面する敷地一帯の景観を保全するため、古道及び古道沿いの歴史的建造物の敷地を重点区域に含める。

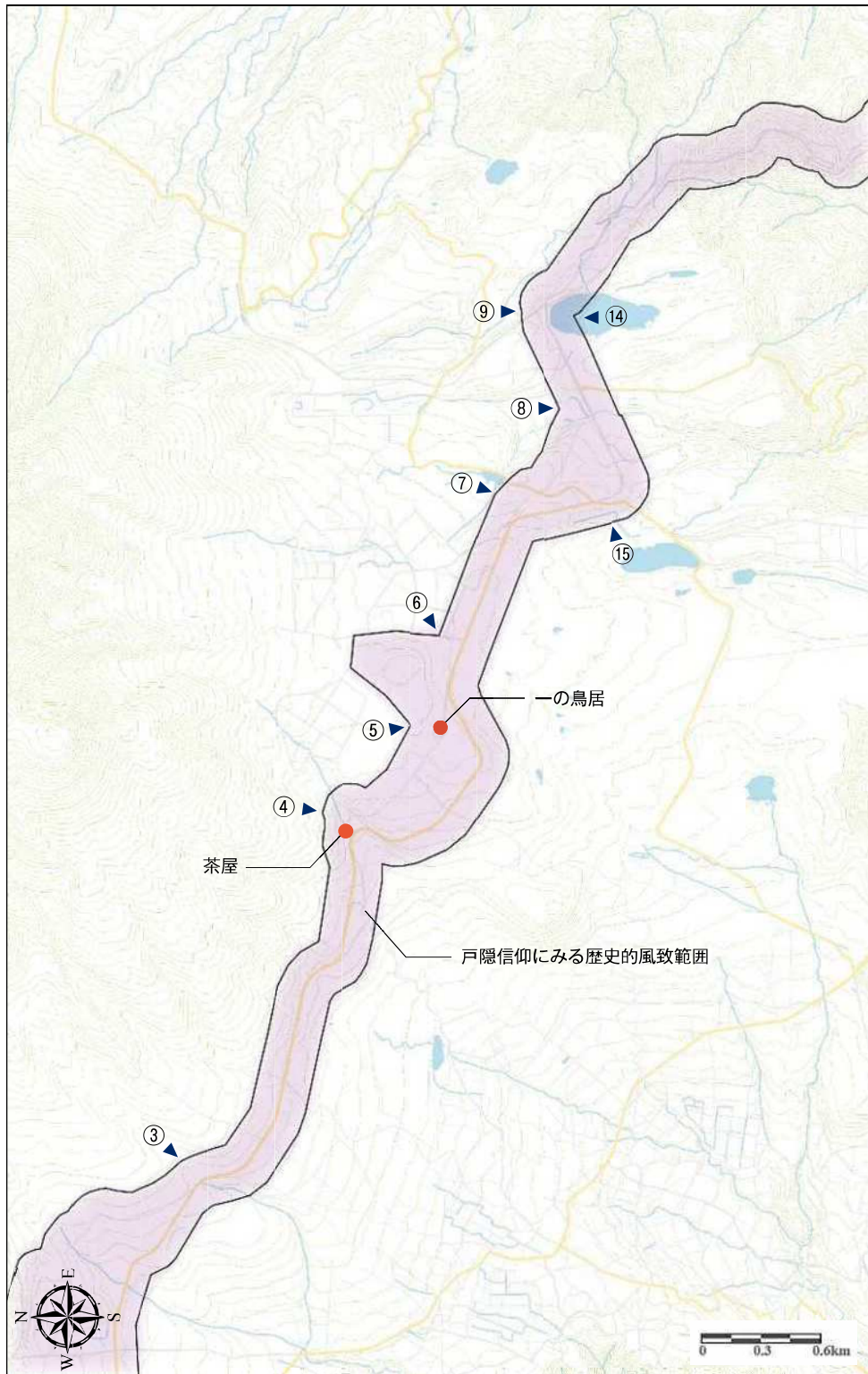
戸隠古道の範囲は、祓沢の道標から宝光社までの位置が明らかでないが、古道とほぼ平行して通る戸隠バードライン(県道戸隠高原浅川線)を基準とし、大座法師池から戸隠までの区間の戸隠バードライン沿いに指定されている国立公園の規制区域を含むように戸隠バードラインの道路中心線から両側100メートルを境界とする。善光寺地区と接する箇所は、都市計画区域をもって境界とする。

■ 戸隠地区の区域界の説明

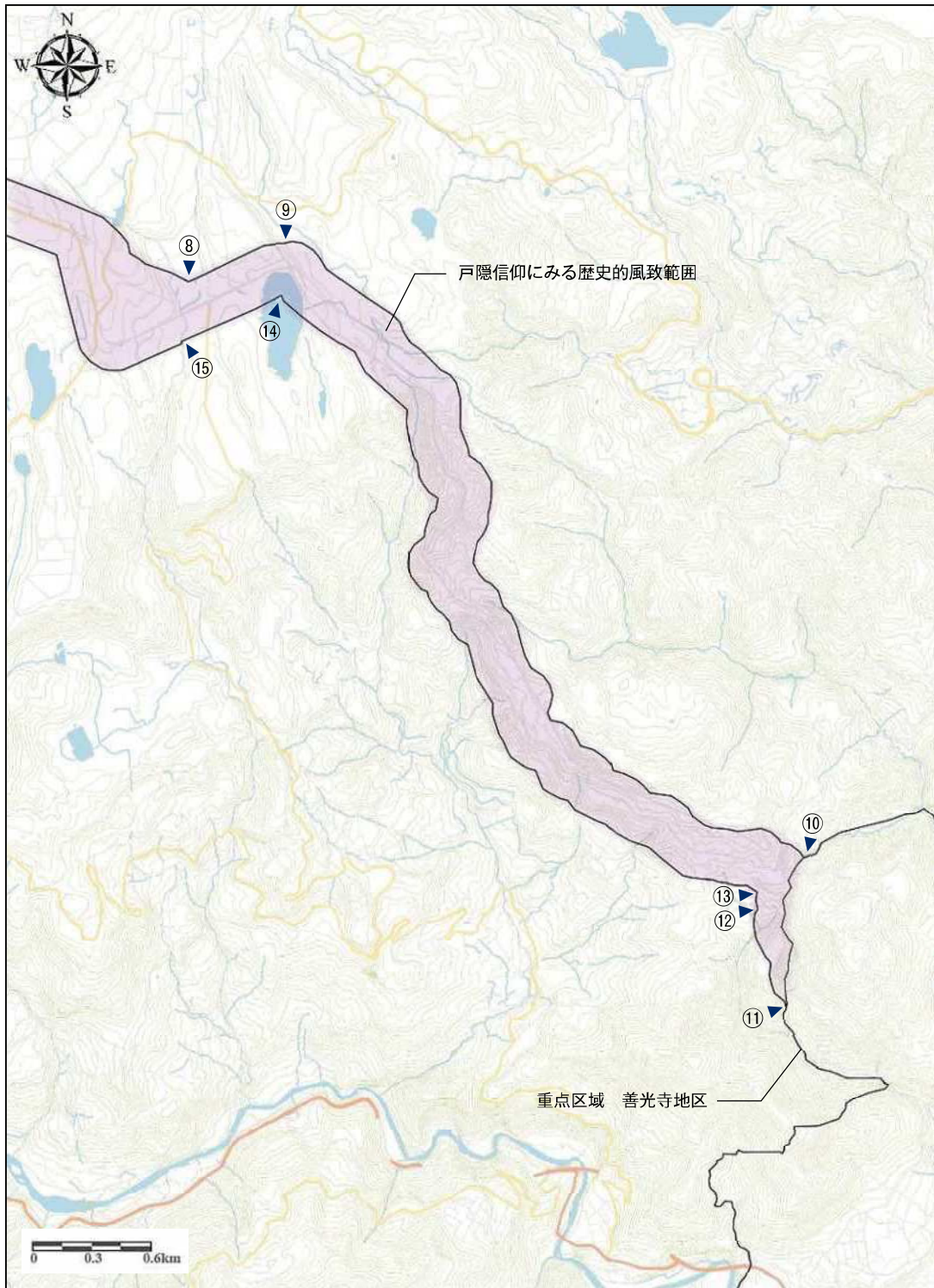
区域図	区 間	説 明
1	①～②	林班界
	②～③	市道戸隠北94号線から100メートル
2	③～④	県道戸隠高原浅川線から100メートル
	④～⑤	市道戸隠北318号線から100メートル
	⑤～⑥	一の鳥居苑地境
	⑥～⑦	県道戸隠高原浅川線から100メートル
	⑦～⑧	市道芋井8号線から100メートル
	⑧～⑨	市道芋井105号線から100メートル
3	⑨～⑩	市道大座法師池西高線から100メートル
	⑩～⑪	都市計画区域境
	⑪～⑫	市道大座法師池西高線から100メートル
	⑫～⑬	市道芋井69号線から100メートル
	⑬～⑭	市道大座法師池西高線から100メートル
2	⑭～⑮	市道芋井105号線から100メートル
1、2	⑮～⑯	県道戸隠高原浅川線から100メートル
1	⑯～⑰	林班界
	⑰～⑱	林班界
	⑱～⑲	林班界
	⑲～①	戸隠神社敷地境



戸隠地区区域図1 (S=1:25,000)



戸隠地区区域図2 (S=1:25,000)



戸隠地区区域図3 (S=1:25,000)

ウ 松代地区

本市の南部に位置する松代地域は、北に千曲川、南に急峻な山々に囲まれた範囲に集落が形成されている。史跡松代城跡から南に広がる城下町では、藩校の旧文武学校(史跡)や旧横田家住宅(重要文化財)等の武家屋敷、真田家の菩提寺の長国寺(松代藩主真田家墓所(史跡))など多くの歴史的建造物が残るとともに、祇園祭をはじめ伝統的な祭礼や行事が行われている。

また、城下町に各戸の泉水(池)と泉水を結び、松代城跡の堀につながる特徴的な水路が残っている。庭園の泉水は、鑑賞用以外にも食器の洗浄や洗面など日々の暮らしに密着した生活用水としても利用されてきており、地域住民が主体となり河川愛護活動が行われている。

松代城下町と北国街道松代道でつながる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや本陣、秋葉社等の建造物が残り、伝統的営みと一体となった歴史的風致がみられる。

さらに、松代城下町から東の山地には、東日本最大級の積石塚古墳群である史跡大室古墳群がある。地域住民の熱心な保存活動により約500基の古墳が残り、地域住民の主体的な保護や活用の活動が行われている。

このように千曲川とその南に連なる山々の間には、江戸時代に形成された松代城下町を中心に、北国街道松代道で結ばれ、往時のままの宿場景観をしのばせる川田宿、また、松代城下町の東の山地に広がる大室古墳群など、異なる特徴をもつ歴史的風致をみることができる。また、それぞれの歴史的風致は、千曲川流域の平地とその南に連なる山々に囲まれた区域に連続して広がっていることから、松代城下町から川田宿までの範囲を一体として重点区域とする。

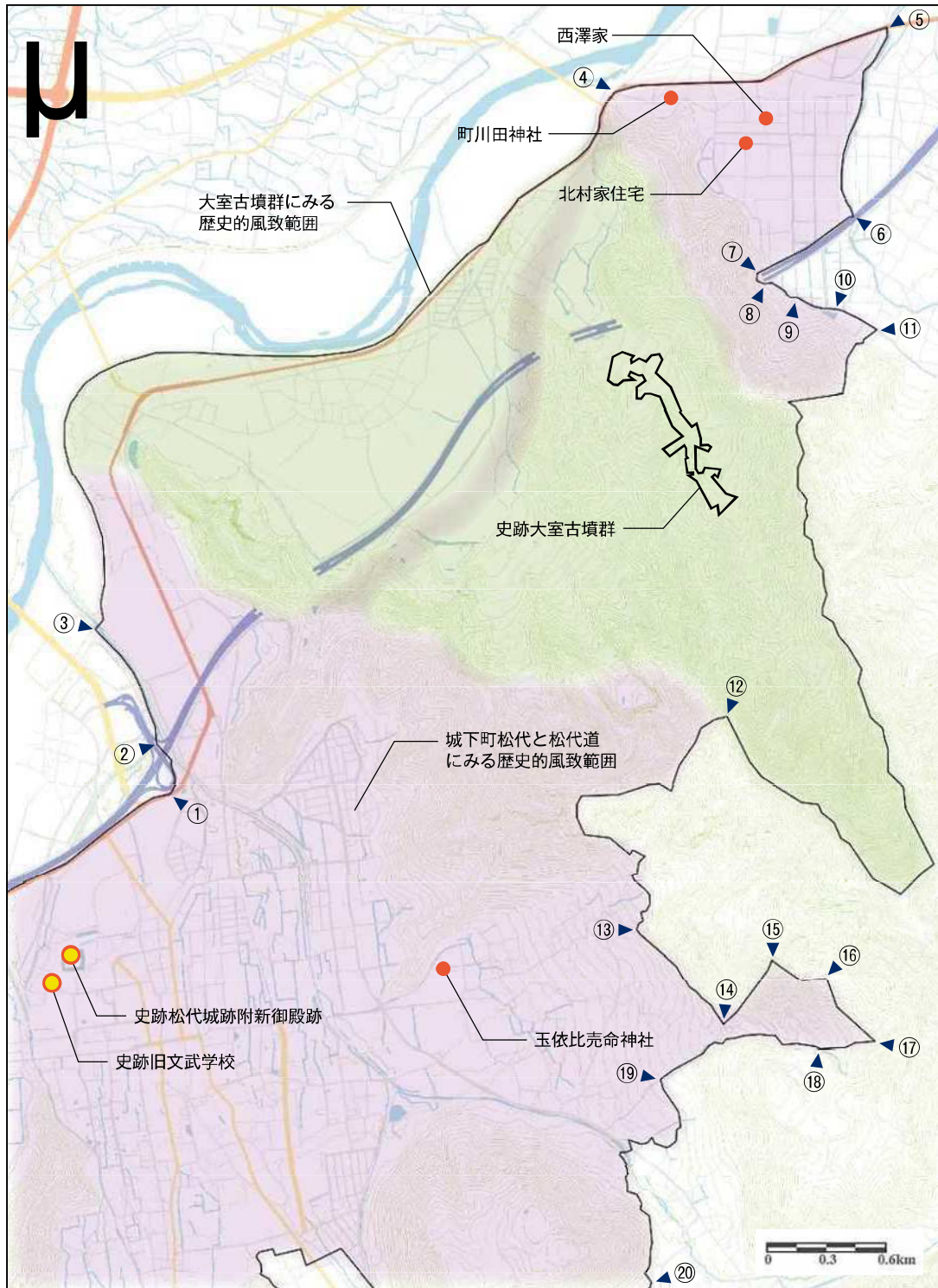
松代城下町における重点区域は、武家屋敷や町屋などの歴史的建造物に加え、南側の山々から流れる泉水路や、歴史的建造物の庭園の借景となる山々が、歴史的風致を構成する重要な要素となっていることから、武家地、町人地の区域だけでなく、特徴的な山容を備える皆神山や周辺山々の裾野を含めた範囲とする。

松代城下町の南側については、山々から広がる裾野一体を広くおさえた字界、または歴史的建造物等の敷地や道路界をもって境界とする。松代城下町の北側については、千曲川まで松代地域の字界が広がるが、上信越自動車道や堤防によって景観のまとまりがみられないため、上信越自動車道や堤防等の道路などをもって境界とする。

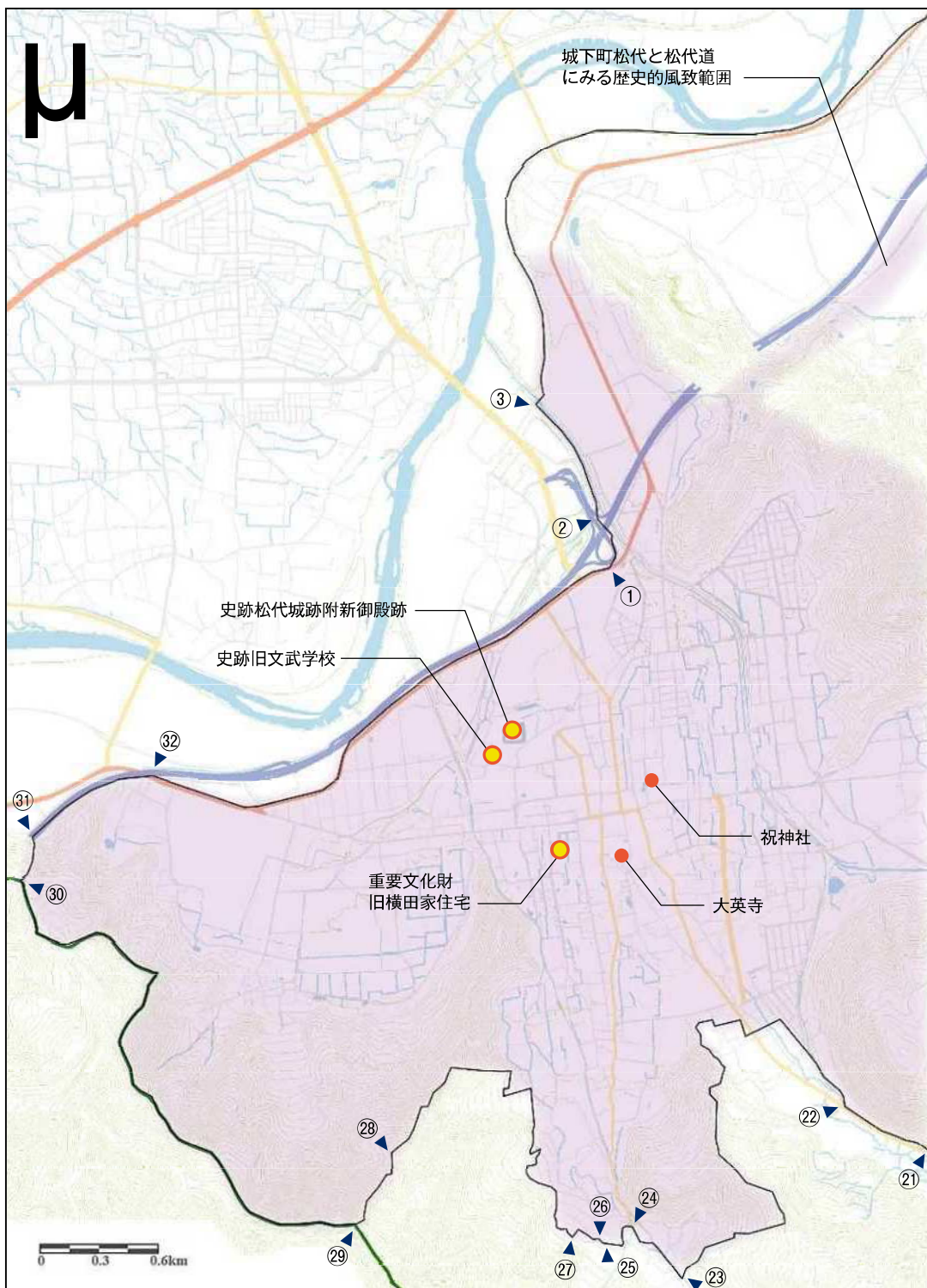
大室古墳群周辺については、北側は道路などを南側は字界をもって境界とし、若穂川田地域については、河川や道路などの公共物をもって境界とする。

■ 松代地区の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
①～②	市道松代東358号線	①⑦～①⑧	農道松代東230号線
②～③	蛭川	①⑧～①⑨	乙女沢
③～④	千曲川	①⑨～②①	都市計画区域
④～⑤	国道403号線	②①～②②	農道松代東287号線
⑤～⑥	赤野田川	②②～②③	県道長野真田線
⑥～⑦	上信越自動車道	②③～②④	都市計画区域
⑦～⑧	農道若穂西95号線	②④～②⑤	神田川
⑧～⑨	市道若穂西122号線	②⑤～②⑥	農道松代西230号線
⑨～⑩	市道若穂西27号線	②⑥～②⑦	農道松代西174号線
⑩～⑪	市道若穂西130号線	②⑦～②⑧	農道松代西228号線
⑪～⑫	字界	②⑧～②⑨	都市計画区域
⑫～⑬	都市計画区域	②⑨～③①	字界
⑬～⑭	市道瀬関滝本線	③①～③②	行政界
⑭～⑮	尾根	③②～③③	尾根
⑮～⑯	谷	③③～③④	上信越自動車道
⑯～⑰	谷	③④～③⑤	国道403号線



松代地区区域図1 (S=1:25,000)



松代地区区域図2 (S=1:25,000)

工 鬼無里地区

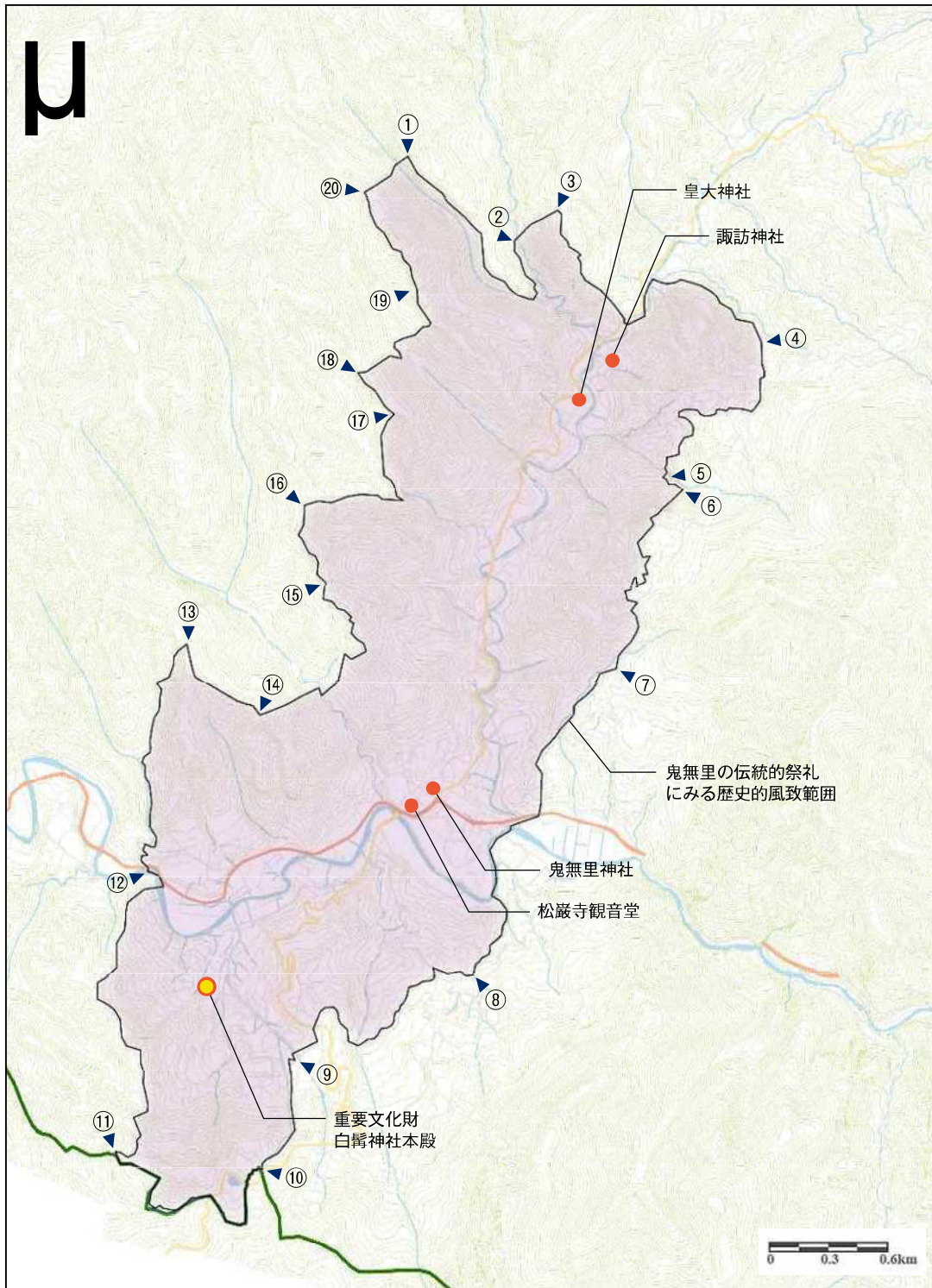
本市の北西部に位置する鬼無里地域には、西から東へ流れて犀川に合流する裾花川の流域と北東から南西に向かって裾花川へと合流する小川の流域に、重要文化財の白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社など神社を中心とした集落が点在し、茅葺屋根に鉄板を被せた民家、古い道筋や石造物が、周囲の自然環境とともに中山間地域にある農村の集落景観を生み出し、良好な歴史的風致をみることができる。

白髯神社では、明治時代以前から春と秋に祭礼が行われ、文化財と周囲の自然環境が一体となった歴史的風致が残されている。そのほかの地域においても、歴史と伝統を反映した人々の活動が行われており、鬼無里神社の春祭りでは、安政4年(1857)制作の屋台が、交通の要路であった歴史的な町屋の中を巡行する。また、諏訪神社では、明治17年(1884)にはじまった御柱祭おんぼしらきいが継続して挙行され、山あいの小川沿いに点在する茅葺集落の中を御柱が勇壮に里曳おんぼしらきされている。

重点区域は、山々の間を流れる裾花川と小川の流域に点在する独特の集落景観のうち、白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社及び、その周囲に広がる集落全体を包含できるような集落に近接する林野地を含める。境界は、林班界もしくは、小班界を用いる。

■ 鬼無里地区の区域界の説明

区 間	説 明	区 間	説 明
①～②	林班界	⑪～⑫	林班界
②～③	小班界	⑫～⑬	小班界
③～④	林班界	⑬～⑭	林班界
④～⑤	小班界	⑭～⑮	小班界
⑤～⑥	林班界	⑮～⑯	林班界
⑥～⑦	小班界	⑯～⑰	小班界
⑦～⑧	林班界	⑰～⑱	林班界
⑧～⑨	小班界	⑱～⑲	小班界
⑨～⑩	林班界	⑲～⑳	林班界
⑩～⑪	行政界	⑳～①	小班界



鬼無里地区区域図(S=1:25,000)

2 ◆ 重点区域の指定の効果

重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図る施策を重点的かつ一体的に推進することで、歴史的な建造物やまちなみの保存、活用とその周辺環境の整備が進展し、地域の個性や魅力が向上することになり、本市の歴史や伝統、文化が広く再認識される。また、地域住民の地域への自信、愛着や誇りが醸成され、地域コミュニティの維持や活性化、活動機会の増大をとおして、先人が培ってきた伝統的な祭礼行事や民俗芸能、民俗技術、工芸品などの保存、継承、発展にもつながる。

さらに、地域の個性や魅力の向上は、地域の歴史資源を活用した観光振興にもつながる。地域の個性や魅力の広範な発信により、来訪機会と滞在時間の増加、多くの人々と交流を深めることで関係人口の増加をとおして、観光関連のほか他業種へも波及し、経済活動の活発化などの効果も期待できる。

重点区域でこのような効果が発揮されることにより、歴史、文化を生かしたまちづくりの本市全体への波及も期待できる。

3 ◆ 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

本市では、都市計画の指定のほか、景観計画、景観条例、屋外広告物条例などに基づいて良好な景観の形成に関する施策を推進しており、重点区域における取り組みは、これらと相互に連携を図りながら推進する。

(1) 長野市都市計画マスタープラン

本市では、秩序ある市街地の整備や市街地のスプロール化を防ぐために、行政区域83,481ヘクタールのうち20,161ヘクタールを長野都市計画区域に定めている。長野都市計画区域は、市街化区域(5,948ヘクタール)と市街化調整区域(14,213ヘクタール)に分けられ、市域全体の24.1%の面積にあたる。また、非線引き地域の飯綱高原都市計画区域として1,380ヘクタール(市域全体の1.7%)を定めている。

本計画の重点区域に関しては、善光寺地区、戸隠地区は、善光寺周辺と飯綱高原の一部が都市計画区域内に位置し、松代地区は、ほぼ全域が都市計画区域内に位置する。鬼無里地区に都市計画区域の指定はない。

ア 用途地域

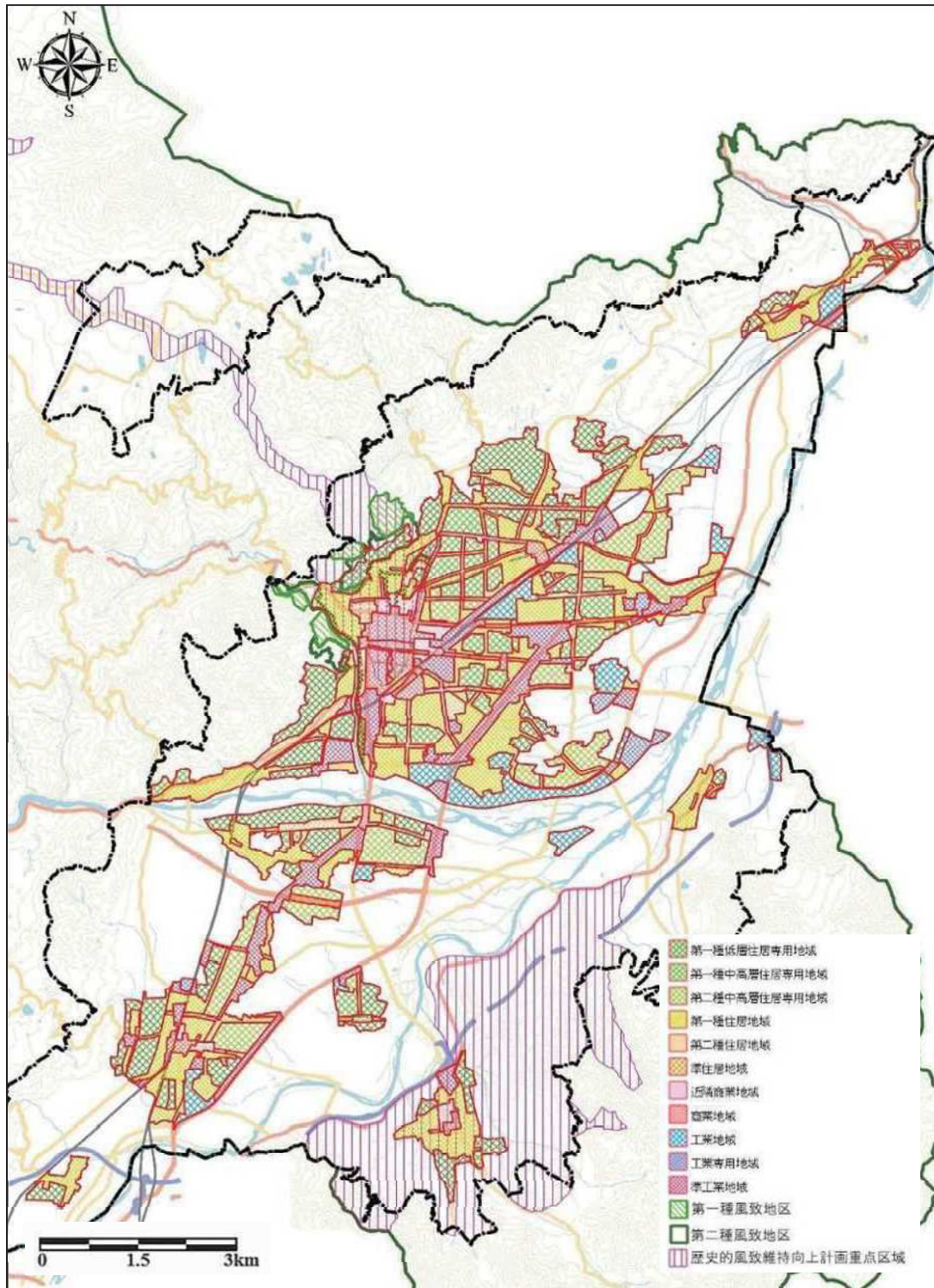
重点区域の善光寺地区は、長野都市計画区域内にある。本市の中心市街地が位置していることから、長野駅から善光寺にかけては、商業地域に指定され、その大半が防火地域や準防火地域となっている。善光寺周辺では都市計画の用途が住居系となっている。

戸隠地区は、戸隠古道沿いの大座法師池周辺が飯綱高原都市計画区域内に含まれている。

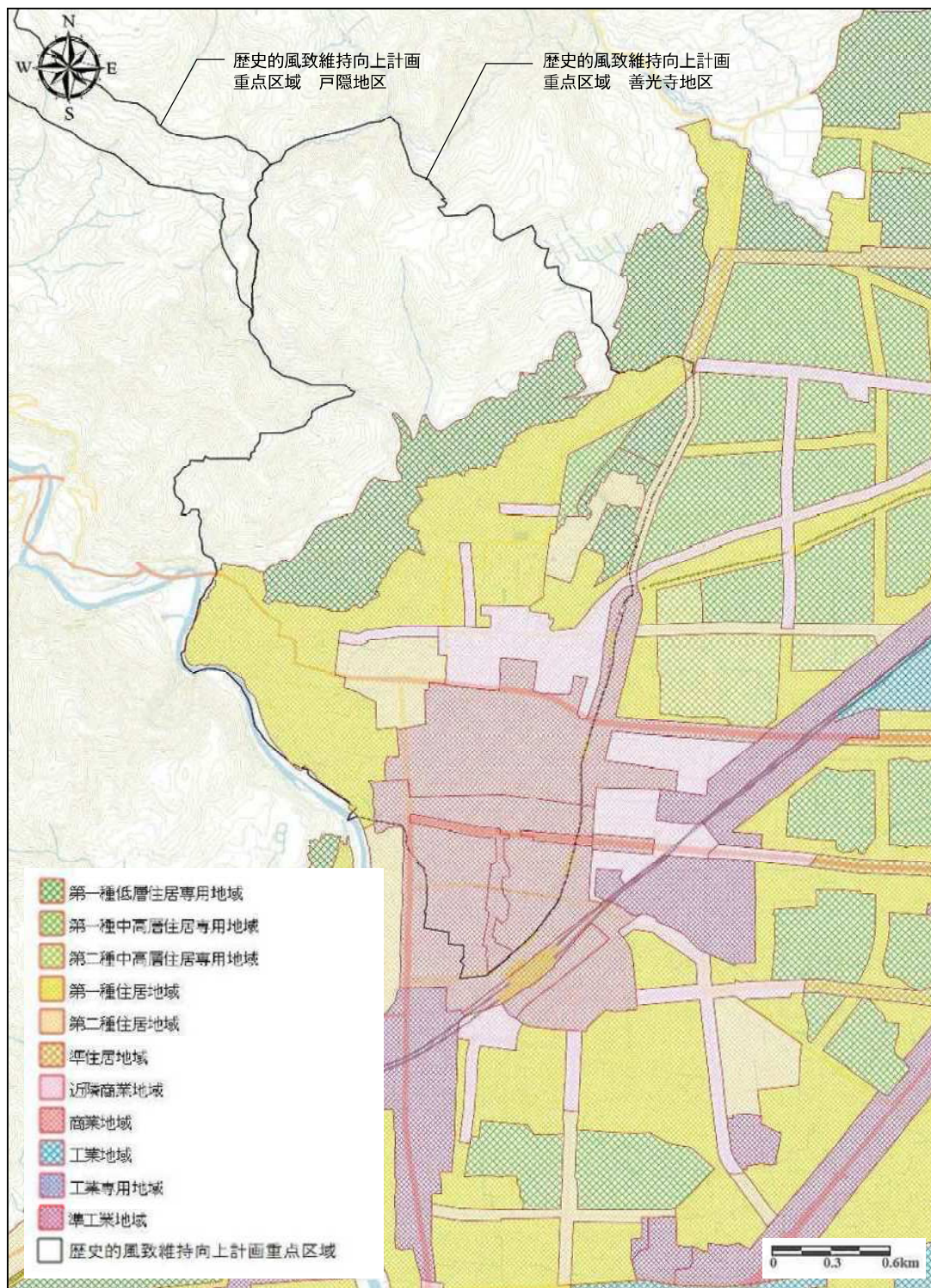
松代地区の大部分は、長野都市計画区域内に位置している。歴史的まちなみと都市機能が集積する松代城下町周辺は、市街化区域に指定され、中心部の一部を商業地域に定めて都市機能を集中させる一方で、その周辺は住居系が指定されている。また、川田宿をはじめ、歴史的まちなみが残る北国街道松代道の沿道に広がる平坦な田園風景、南方の山々が特徴的である松代城下町周辺以外は、市街化調整区域に指定され、歴史的まちなみと周囲の豊かな自然環境の保全が図られている。

イ 風致地区

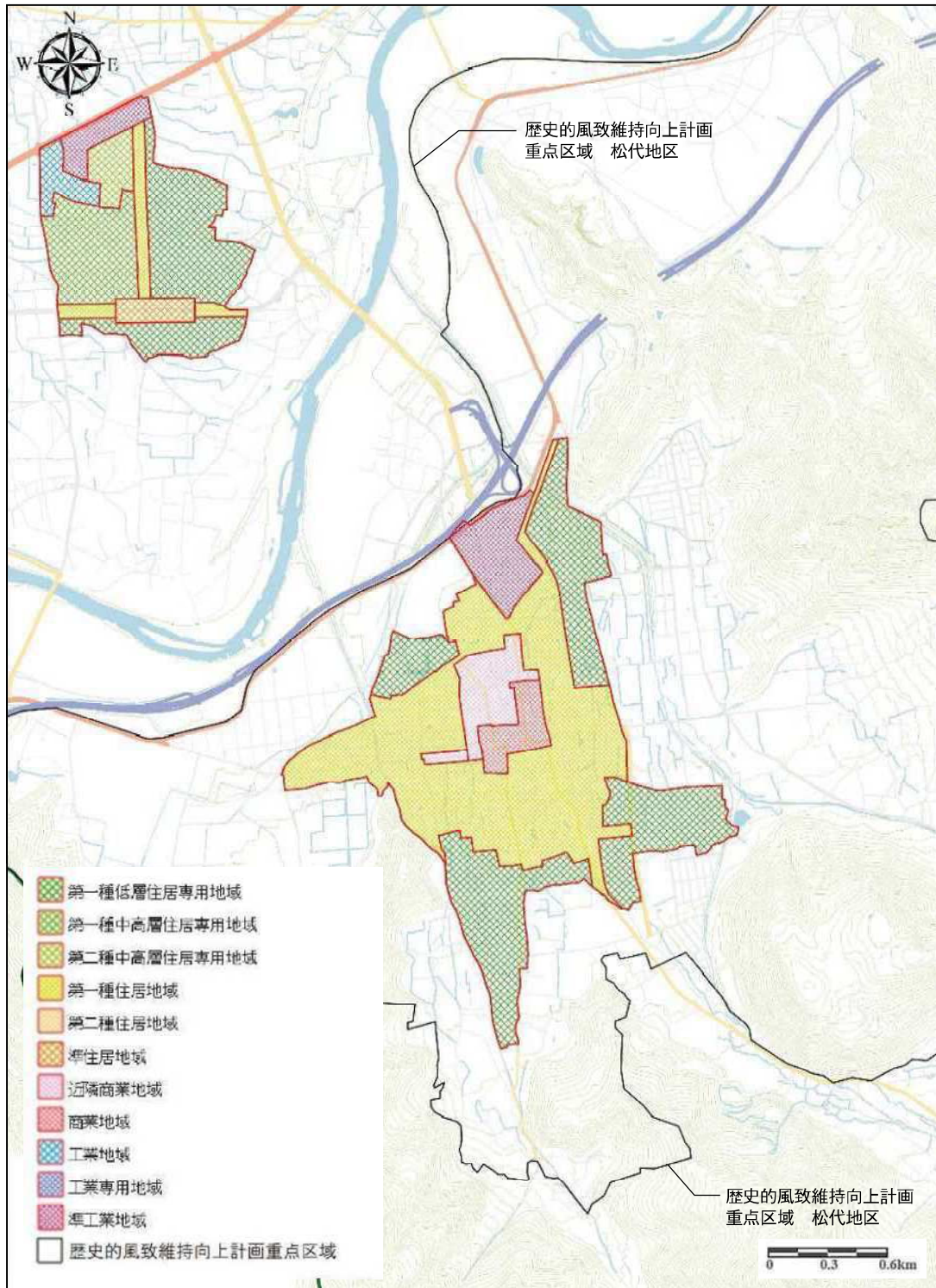
風致地区は、重点区域の善光寺地区において、善光寺周辺(第2種)とその後背地である大峰山(第1種、第2種)が指定されている。善光寺周辺は、都市内であるが、樹林地や水辺地等の自然環境が豊富であり、善光寺門前の仲見世や宿坊の歴史的建造物があることから、風致地区の指定により、建築物や工作物の建築等、または宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、観光資源としての自然環境の維持に努めている。本計画では、善光寺後背地の風致地区のすべてを重点区域に含めている。



市全域の都市計画区域図(S=1:100,000)



重点区域(善光寺地区)の都市計画用途区分(S=1:25,000)



重点区域(松代地区)の都市計画用途区分(S=1:25,000)

(2) 長野市景観計画

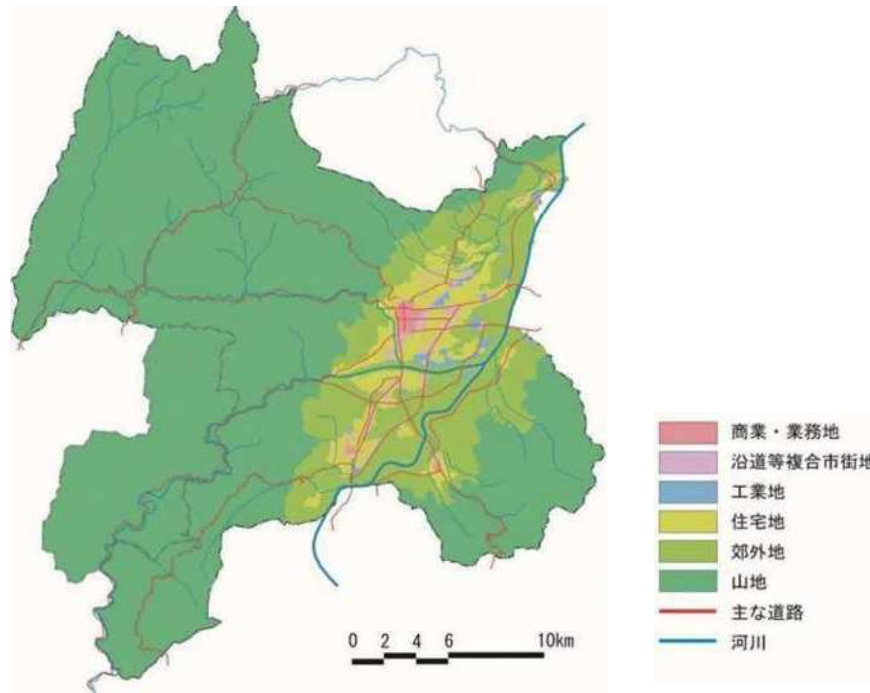
本市では、市民が快適で文化的な生活環境の下に地域への愛着と誇りをもって生活し、長野市を訪れる人に、来てよかった、また来てみたいと思っただけの魅力な「選ばれる都市ながの」をつくるため、平成19年(2007)に長野市景観計画を策定した(平成22年(2010)10月、平成24年(2012)2月及び平成30年(2018)10月改定)。

本市は、人口の9割以上が居住する市街地や郊外地を長野都市計画区域(市域全体の24.1%)としているものの、大半の市域(75.9%、うち1.7%は飯綱高原都市計画区域)は、都市計画区域が定められていない地域で、豊かな自然に囲まれた中山間地域が周囲に広がっている。

このため、景観計画では、市街地と周辺の山地が一体となった景観形成を進めるために市全域を景観計画の対象区域とし、商業・業務地、沿道等複合市街地、工業地、郊外地、山地の6地域に区分して地域に応じた景観形成基準及び、届出対象となる周辺景観に影響がある大規模行為を定めている。

ア 地域区分

地 域 区 分		
市街地	商業・業務地	商業地域 近隣商業地域のうち容積率が300%の地域
	沿道等複合市街地	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域 準工業地域・準住居地域
	工業地	工業地域・工業専用地域
	住宅地	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域
郊外地	市街化調整区域として定められた地域	
山地	上記に掲げる地域を除く地域	



長野市景観計画の地域区分

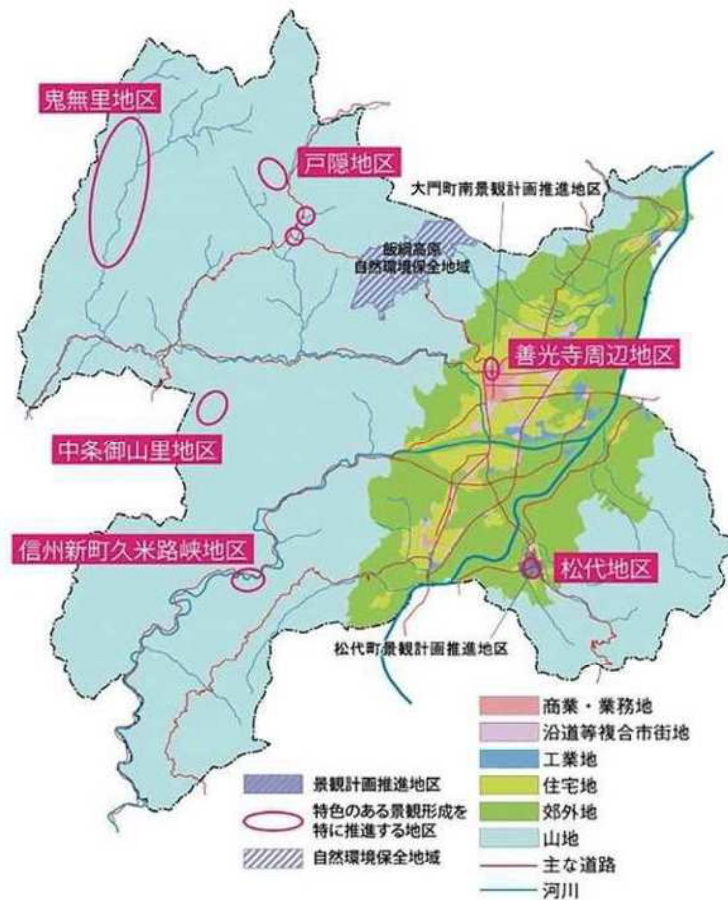
イ 届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模	
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	
	外観変更（色彩変更を含む）	上記の規模を超えるもので、変更に係る面積が500㎡を超えるもの	
工作物	新設 増築 改築 移転 外観変更 （色彩変更 を含む）	煙突 鉄柱・木柱類 高架水槽・物見塔類 遊戯施設 等	高さ13mを超えるもの
		装飾塔・記念塔類 等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの
		擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ3mかつ長さ30mを超えるもの
		プラント類・自動車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設 等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		電気供給・通信施設	高さ20mを超えるもの
		太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設 等	高さ13m又は太陽光発電パネル面積（モジュール面積）が500㎡を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更		面積が3,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さが3mかつ長さが30mを超えるもの	
土石の採取・鉱物の掘採			
屋外における再生資源の堆積		堆積の高さが3m又はその用に供される面積が1,000㎡を超えるもの	

※建築物の増築又は改築は、当該行為後の高さが13m又は既存建築物の建築面積との合計が1,000㎡を超えるもの。ただし、増築又は改築に係る床面積が100㎡に満たないもの、かつ外観の変更を伴わないものは除く。

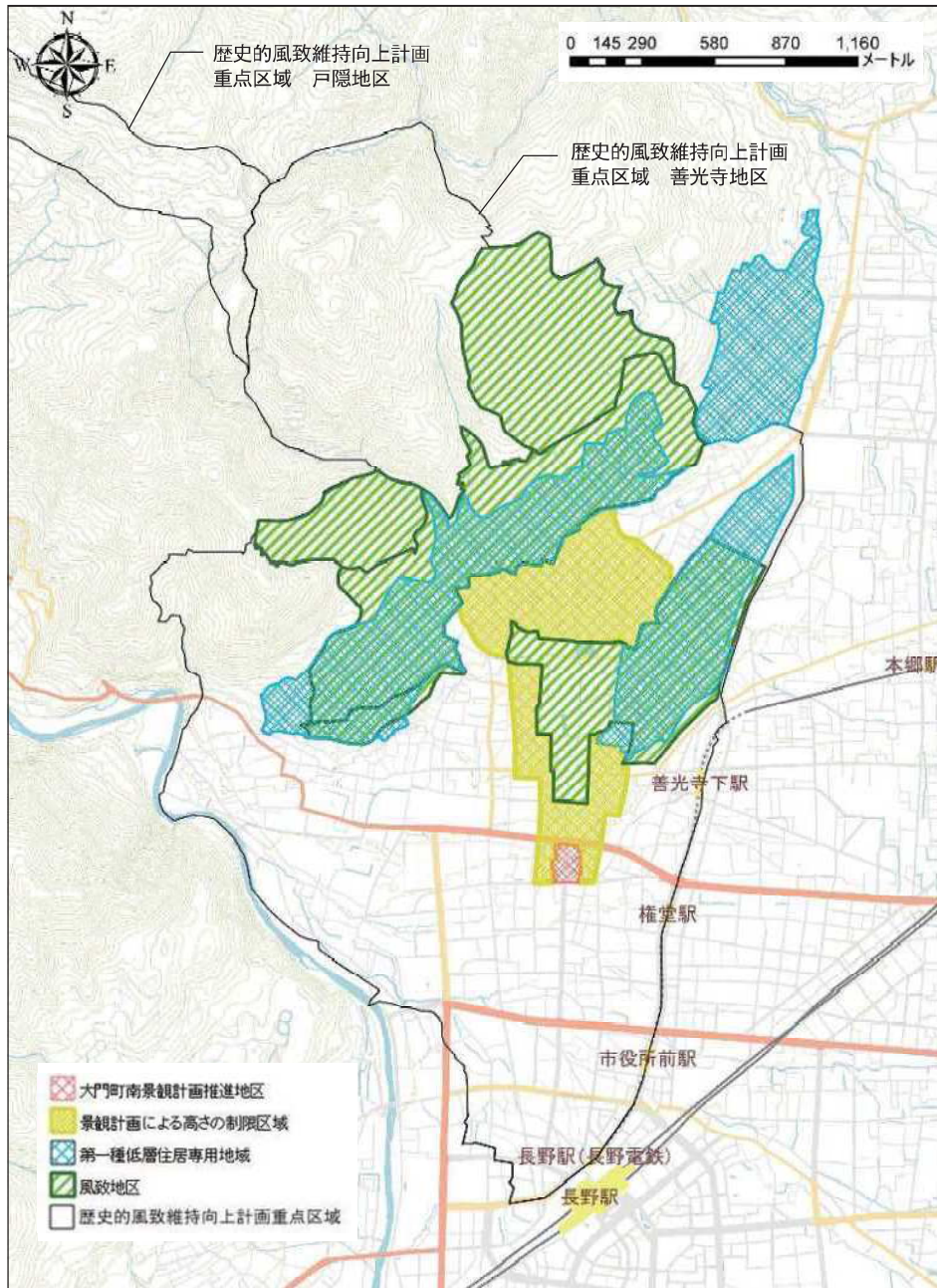
ウ 特色ある景観形成を特に推進する地区

本市には、歴史的、文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られている地区、まちの玄関口である地区、身近な市民生活の中に個性ある景観を有している地区等、特色ある景観がみられる。景観計画では、善光寺周辺地区、松代地区、戸隠地区、鬼無里地区、信州新町久米路峡地区、中条御山里地区の6地区を特色ある景観形成を特に推進する地区に指定している。



(ア) 善光寺周辺地区

重点区域の善光寺地区のうち善光寺の門前に景観計画の重点地区である大門町南景観計画推進地区を定めている。この地区の土蔵造を中心とした歴史的まちなみを残し、善光寺後背地の眺望景観を保全するために、大門町南地区景観形成方針に基づき、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、都市計画で風致地区または、第一種低層住居専用地域に指定されていない地域について、15メートルの高さ制限を設けている。



特色ある景観形成を特に推進する地区(善光寺周辺地区)の区分図(S=1:20,000)

a 大門町南景観計画推進地区景観形成方針

- 江戸時代、明治時代、大正時代にかけて建築された和風の商家や洋館などの外観を保持し、その連担や融合によって形成されているまちなみを生かすように沿道建物の意匠を整備する。
- 品位を感じさせると同時に活気と賑わいのある個性的な店先を創出する。
- 地区住民主導の景観形成体制を確立する。

b 大門町南景観計画推進地区の景観形成基準

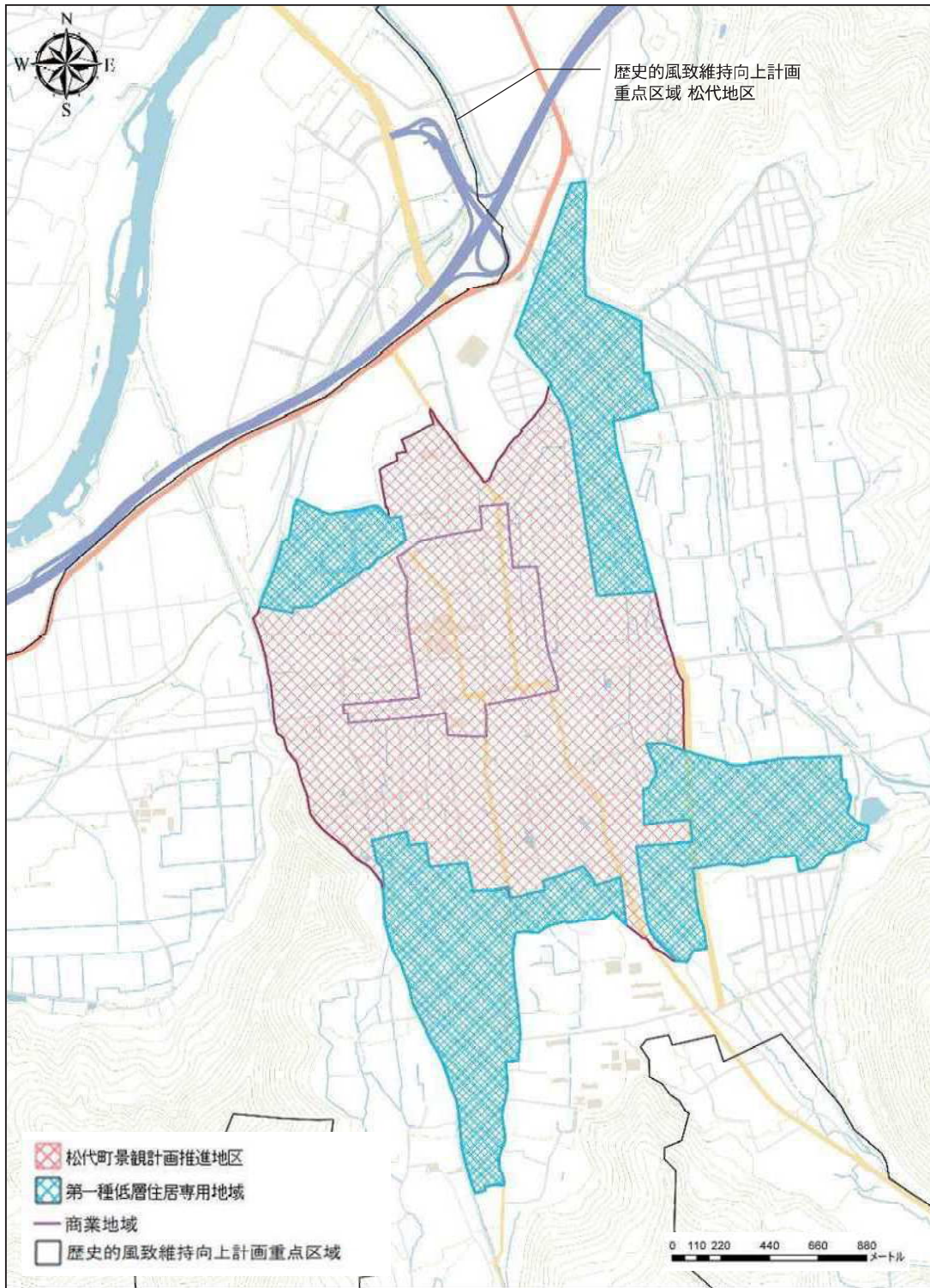
行為の種別・事項	内 容	
建築物	形態意匠の制限	屋根形態 切妻で中央通りに対して平入りを原則とし、和瓦などの日本的な素材を使い、屋根勾配は大門町の街並み景観に調和したものとする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。
	外壁、窓、軒裏等	外壁、軒裏は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとする。素材は漆喰などを利用する。
		窓などの開口部は、原則として木製又は和風カラーサッシとして、格子を取り付けるか格子戸とする。
		店先部分には、できるだけ軒下外部空間をつくる。
		日除けは暖簾やすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いる。
		配管類や室外機などは沿道から見えないように工夫する。
		道路に面してショーウィンドウの設置につとめる。
		シャッターを設ける場合は、シースルー型等内部を見通すことができるものを用いる。
	建物の壁面やガラス面・シャッター面などに文字を記入したりイラストを描いたり張紙をしたりしない。	
	色彩	外壁の色は、白、灰、茶、黒とすること。
屋根の色は、黒、灰とすること。		
太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルは、建築物の中央通りに面した部分には設置しないこと。	
	太陽光発電パネルを勾配屋根に設置する場合は、屋根面に沿って設置し、最上部が建築物の棟を超えないものとし、屋根と一体的に見える形態とすること。	
	太陽光発電パネルを陸屋根に設置する場合は、壁面の立ち上げ、ルーバー等の覆いにより外部から見えないよう工夫すること。	
	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。	
高さの制限	新築または増改築の場合、階数を3階以下にする。	
	新築または増改築の場合、最高の高さを15メートル以下にする。	
	新築または増改築の場合、道路境界線から10メートル以内の建築物の形態は、その部分から前面道路の中心線までの水平距離の10分の6に1.6メートルを加えた斜線内とする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。	

行為の種別・事項		内 容
建築物	配置	車庫の位置 車庫は中央通りに面して設けない。但し、道路境界線から後退している場合を除く。
		道路からの距離 住宅の場合、できるだけ後退し、植栽スペースをとること。商店の場合、規定しない。
	外構	店先や空地部分は緑化又は花木を飾る。 路外駐車場は、塀などによって沿道から見えないように工夫する。 自動販売機は設置しない。
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
	太陽光発電施設・その他再生可能エネルギー施設等	太陽光発電パネルの色彩は、低明度かつ低彩度のものとし、できるだけ反射が少なく屋根形態と違和感のないものとする。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

(イ) 松代地区

松代城下町の中心部は、武家屋敷、寺社、町家、泉水路などの景観資源が豊富に残っている。景観計画では、この歴史的まちなみを生かし、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備、改善を図るために、景観計画の重点地区として松代町景観計画推進地区を定めている。

この地区は、主に都市計画の用途地域で、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域に定められている。地域の特性に応じたまちなみを形成していくために、建築物等のデザインや色彩のほか、一定の高さ制限を設けている。




特色ある景観形成を特に推進する地区(松代地区)の区分図(S=1:15,000)

a 松代町景観計画推進地区の景観形成方針

「ゆったりと歴史の流れる城下町」

武家屋敷、町家、門と塀、土蔵、鈎^{かぎ}曲り、泉水路、寺社など特徴のある景観資源を生かした歴史的まちなみを保全し、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図る。

b 松代町景観計画推進地区の景観形成基準

行為の種類・事項		内容
建築物	高さの制限	周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。
		<p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。</p> <p>最高の高さを12メートル以下とする。ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。</p>
		<p>道路に面する部分は2階建て以下を原則とする (3階以上はセットバックする)</p> 
工作物	電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの、又は市長が長野市景観審議会デザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為		景観形成基準のとおり。

(ウ) 戸隠地区及び鬼無里地区

景観計画の重点地区で戸隠地区及び鬼無里地区については、具体的な範囲や内容を定めていないが、文化財保護法や自然公園法、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例などにより景観の保全を図っている。

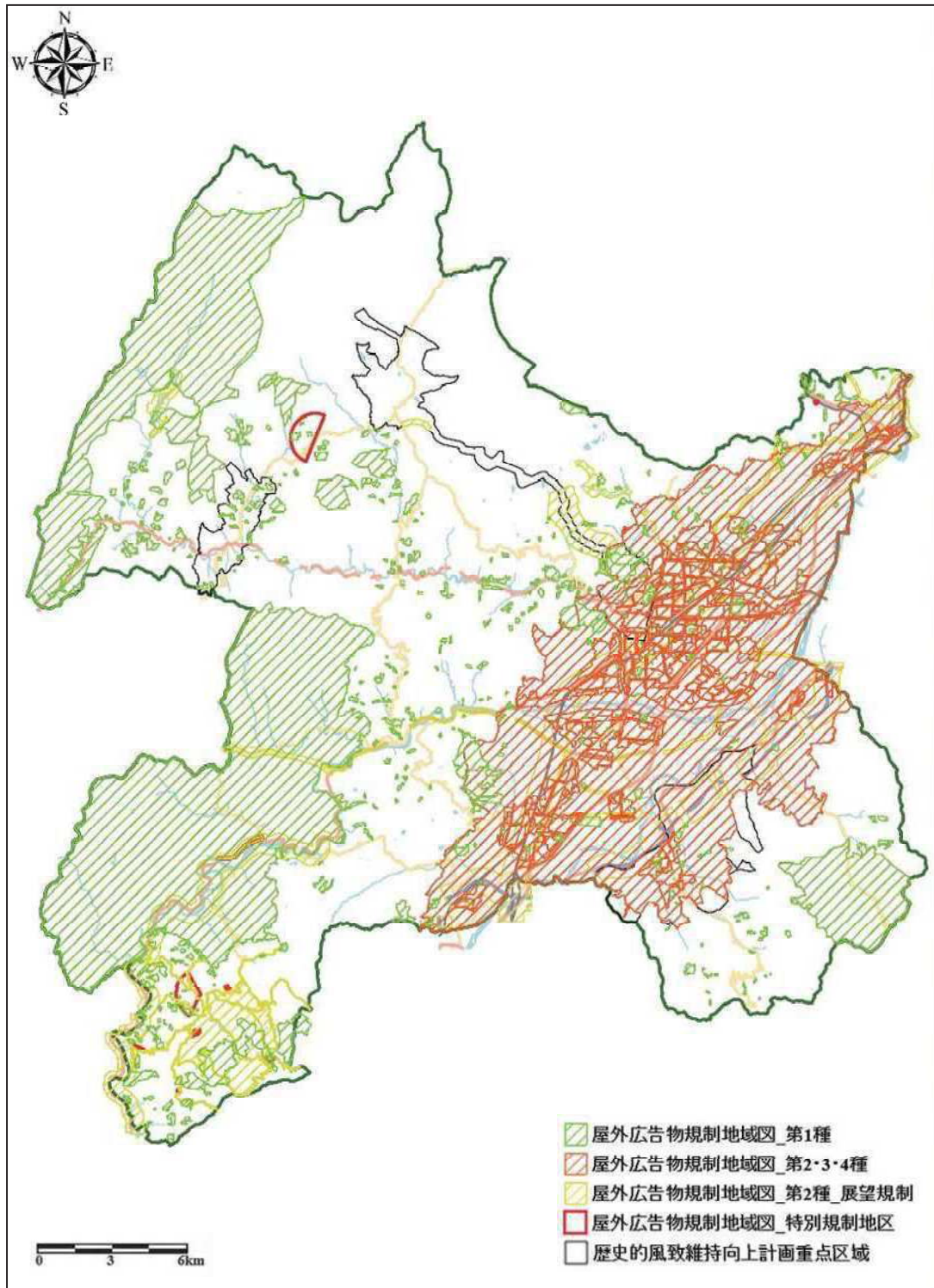
(3) 長野市屋外広告物条例

長野市屋外広告物条例は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的、文化的に優れた郷土の景観保全と活気にあふれる景観の育成を目的としている。屋外広告物法の改正に伴い、平成18年(2006)4月1日に条例を全面改正した。

規制地域は、主に都市計画の用途地域に基づいて第1種から第4種までを定めており、屋外広告物を設置する際に設置地区の規制区分及び屋外広告物の表示面積に応じて許可が必要となる。また、歴史的な景観を有する地区等で、きめ細やかな景観の規制、誘導を図ることができるよう特別地区制度を設けている。

ア 規制区分

条例による規制区分	用途地域	非自己用広告物	自己用広告物の設置	1敷地内の総表示面積
第1種規制地域	保安林（自然公園（特別地域）、自然環境保全地域を除く）、都市公園	禁止	10㎡以下	10㎡以下
第2種規制地域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、風致地区	禁止	10㎡以下	10㎡以下（1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数×10㎡以下）
展望規制	高速自動車道・新幹線・指定された幹線道路沿い（全て商工業系地域を除く）			
第3種規制地域	市街化調整区域、第1種住居地域、第2種住居地域	許可が必要	敷地全体で、15㎡超の場合は許可が必要	200㎡以下
第4種規制地域	準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域	許可が必要	敷地全体で、25㎡超の場合は許可が必要	400㎡以下

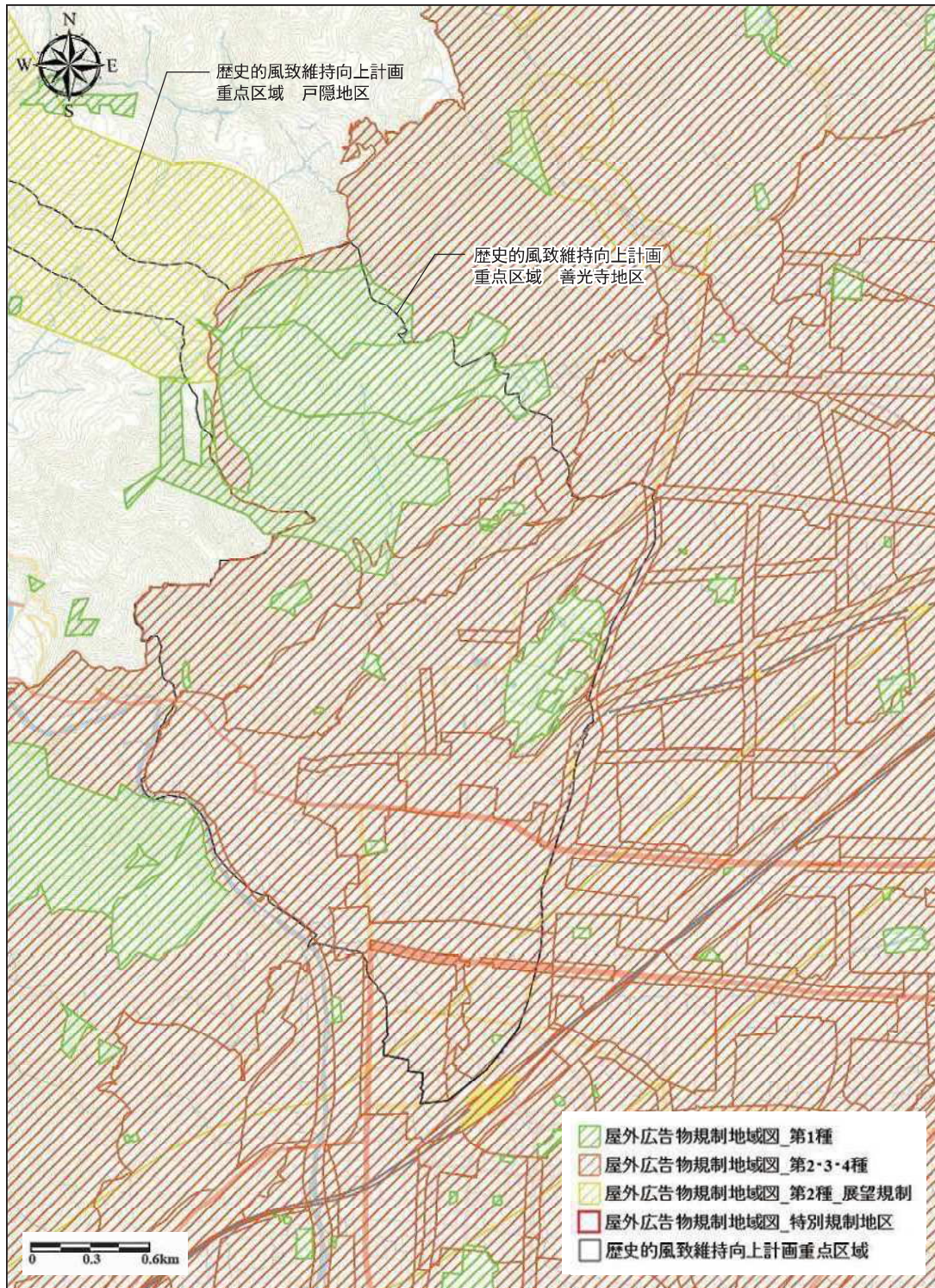


屋外広告物規制と重点区域(S=1:200,000)

イ 善光寺地区周辺

重点区域のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を指定し、周辺のまちなみに調和した屋外広告物への誘導を図っている。善光寺周辺の一部やその後背地は、都市計画の風致地区と連動して、第2種規制地域として厳しい規制を指定し、景観にそぐわない屋外広告物の抑制を図っている。

善光寺門前の歴史的市街地のうち、都市計画で商業地域に指定されている区域は、比較的規制の緩い第4種規制地域を指定している。



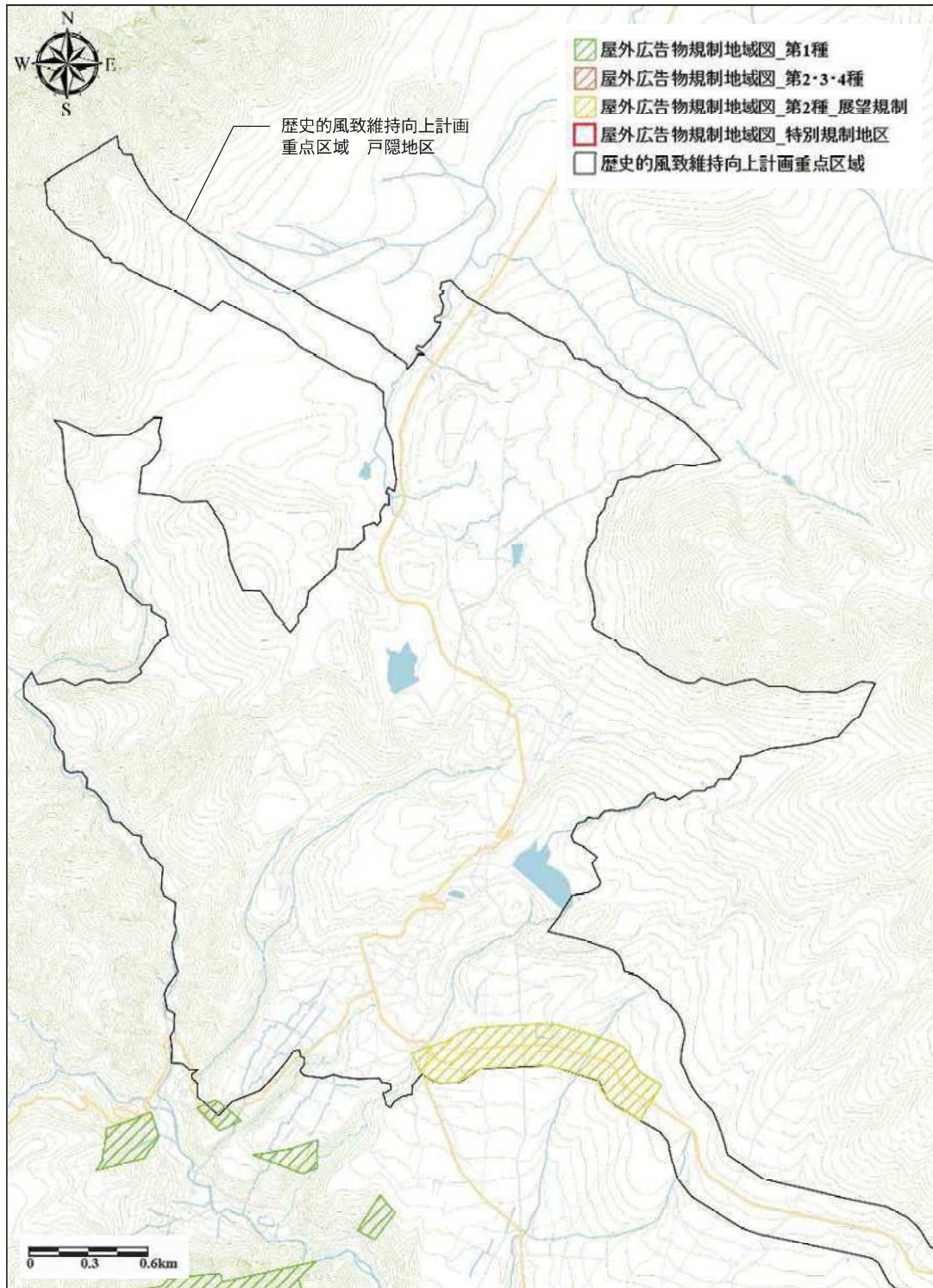
重点区域(善光寺地区)の屋外広告物規制(S=1:25,000)

ウ 戸隠地区周辺

戸隠地区の一部は、妙高戸隠連山国立公園に指定されており、屋外広告物の掲出についても一定の規制が設けられている。

また、善光寺から大座法師池に至る戸隠古道とほぼ平行に走る戸隠バードライン周辺は、都市計画区域外であるものの、飯縄山の裾野の高原地帯に農村景観が広がっていることから、道路の両側500メートルに第2種規制地域を設け景観の保護を図っている。

長野市屋外広告物条例では、国立公園に指定されていない一部の地域に第2種規制地域(展望規制)を設けている。



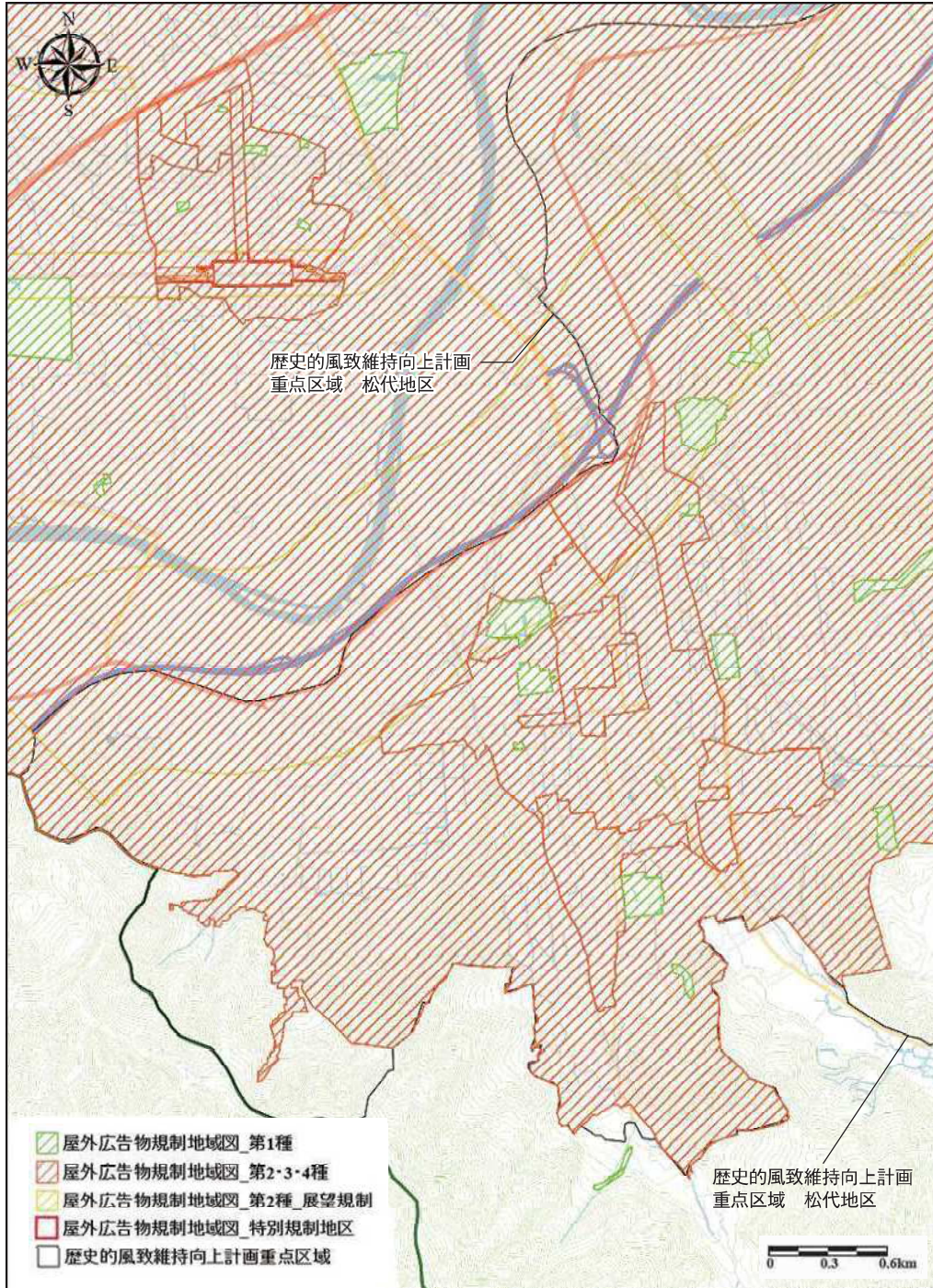
重点区域(戸隠地区)の屋外広告物規制 1 (S=1:25,000)



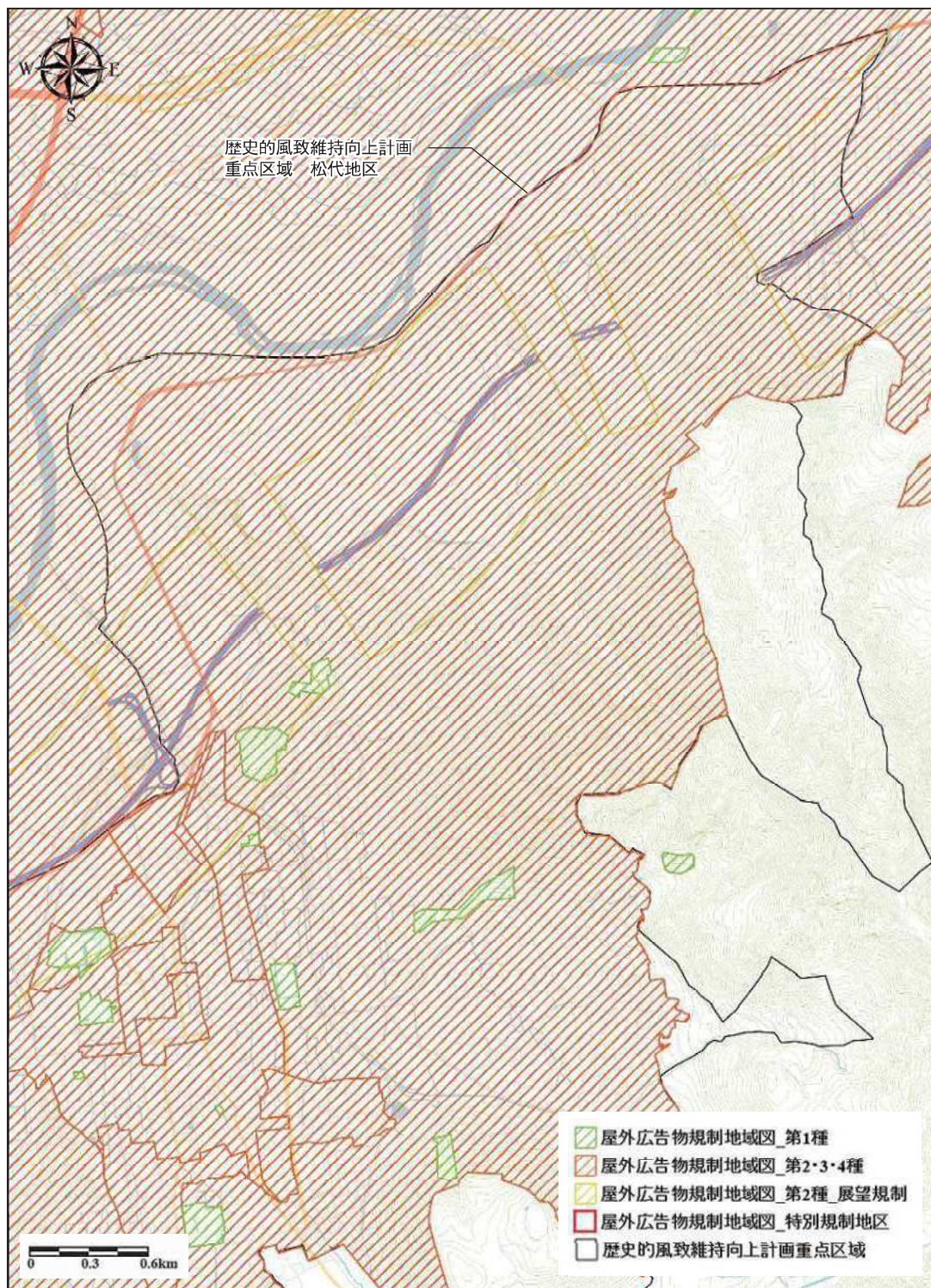
重点区域(戸隠地区)の屋外広告物規制2 (S=1:25,000)

工 松代地区周辺

重点区域内のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を設けて松代城下町や北国街道松代道^{みち}の歴史的景観を生かし、周辺のまちなみに調和した屋外広告物への誘導を図っている。



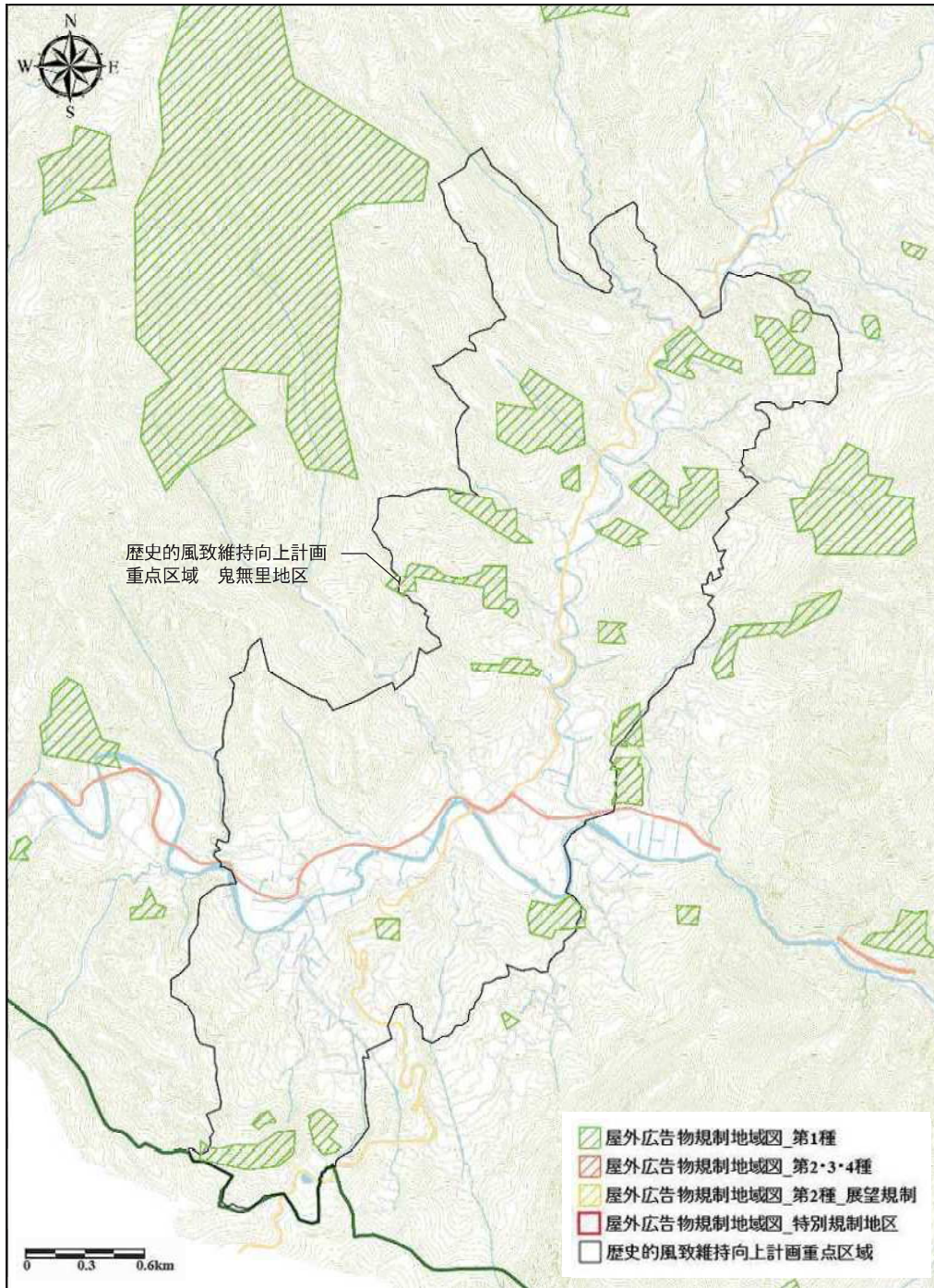
重点区域(松代地区)の屋外広告物規制 1 (S=1:25,000)



重点区域(松代地区)の屋外広告物規制2 (S=1:25,000)

オ 鬼無里地区周辺

長野市屋外広告物条例では、保安林に指定されている部分を第1種規制地域に指定し、緑深い山々に囲まれた豊かな自然景観の保全に努めている。



重点区域(松代地区)の屋外広告物規制(S=1:25,000)

(4) 国指定文化財の保存活用計画

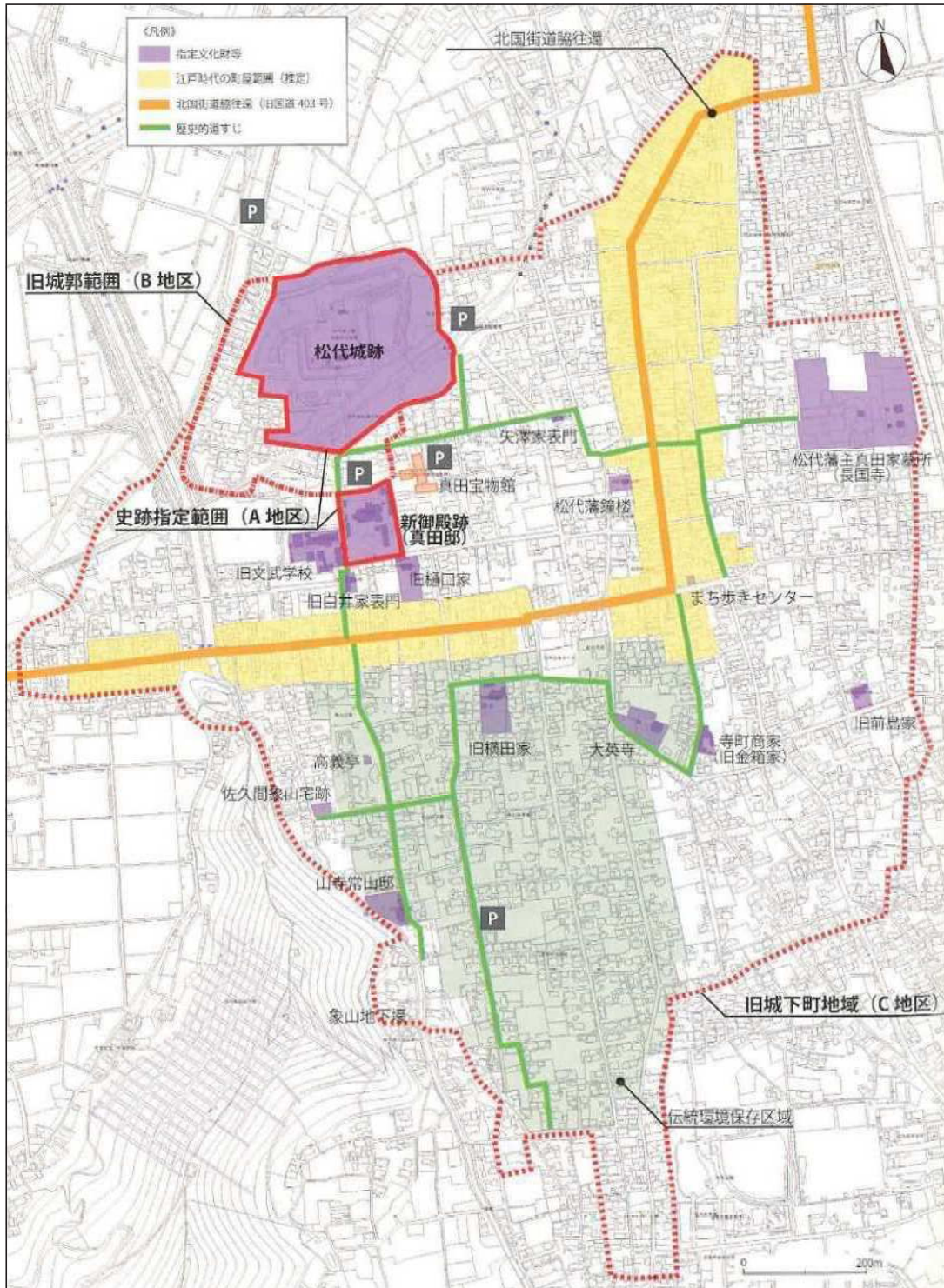
重点区域にある国指定文化財については、適切な保存、活用を行い、その価値を次世代へと継承する長期的な指針として、史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画(平成30年(2018)3月)、史跡旧文武学校保存活用計画(平成30年(2018)3月)及び善光寺保存活用計画(令和5年(2023)2月)がある。

ア 史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画

史跡松代城跡附新御殿跡保存活用計画の区域は、本質的価値を構成する要素及び本質的価値と密接に関連する要素の分布を踏まえて、史跡指定範囲、旧城郭範囲、旧城下町範囲の3つの区分を設定している。周辺環境保全の考え方として、松代城跡と旧城下町範囲との一体的な環境保全や利活用の促進を図ることとしている。

イ 史跡旧文武学校保存活用計画

計画の周辺環境保全の方針では、今後も総合的な都市計画に基づき、文化財の適切な保存整備事業の実施、街なみ環境整備事業による都市と一体となった環境保全や利活用の促進のほか、史跡の保存と並行して、周辺環境保全策についても、地域住民と協議、検討を進めていくこととしている。

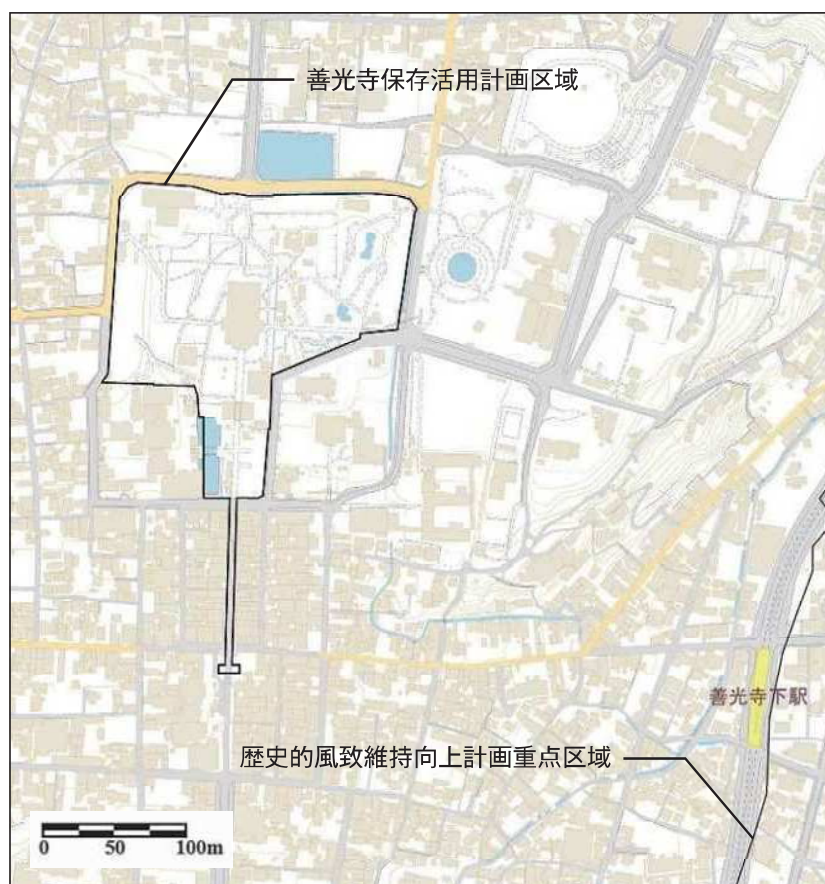


史跡松代城跡新御殿跡保存活用計画区域図

ウ 善光寺保存活用計画

計画の区域は、文化財建造物を主な計画の対象としながら、境内全域と参道を加えた範囲としている。

周辺環境に調和し歴史的風致と一体となる景観の形成に向け、当該計画の環境保全の基本方針では、現在の良好な敷地環境の保全に努め、歴史的景観や環境の保存に影響のない範囲で利活用を行っていくとされている。



善光寺保存活用計画区域図(S=1:5,000)

(5) 妙高戸隠連山国立公園計画

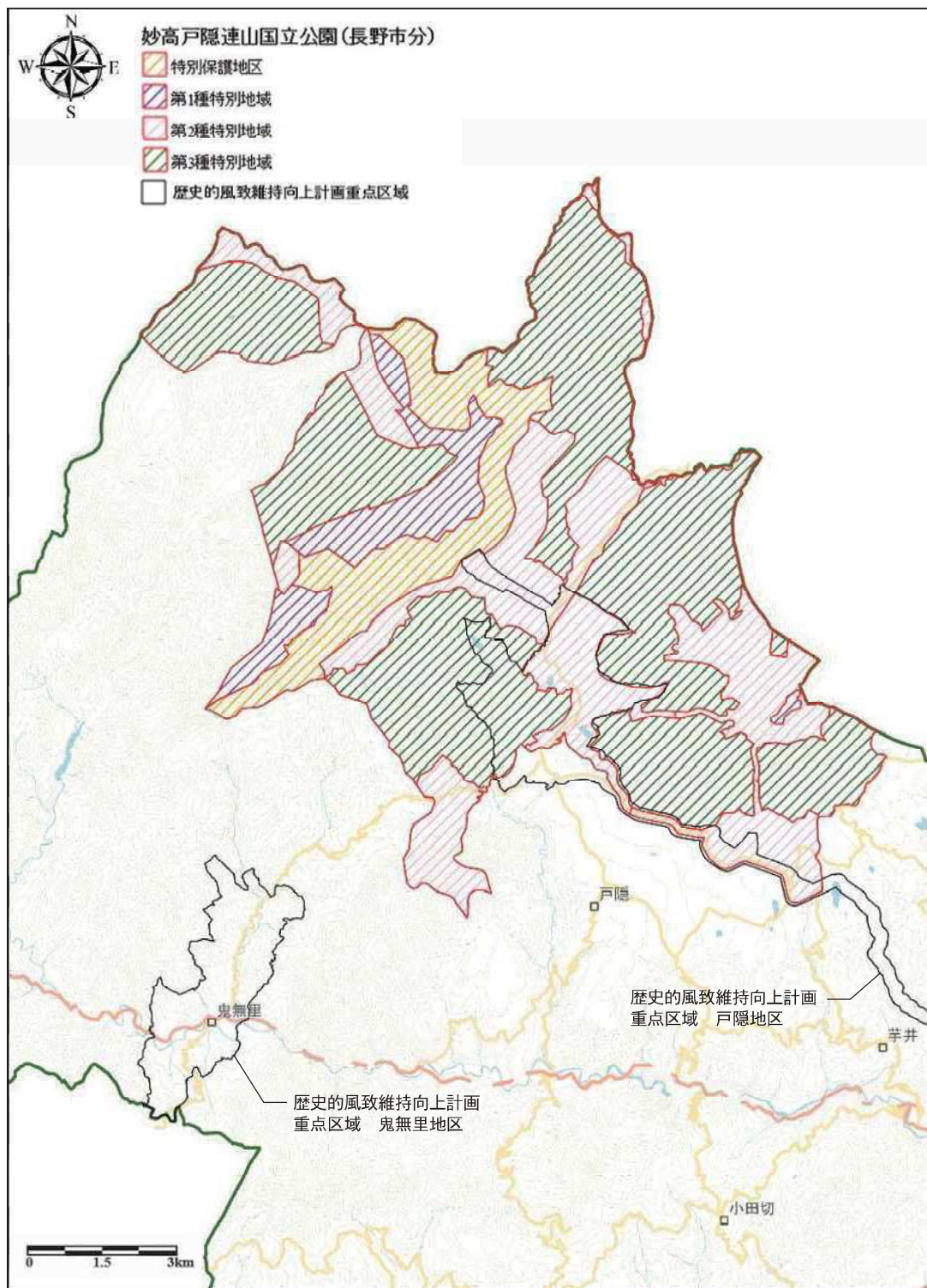
妙高戸隠連山国立公園は、平成27年(2015)3月27日に上信越高原国立公園から新潟県(糸魚川市、妙高市)と長野県(長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、同飯綱町)にまたがる区域が分離独立した国立公園である。

妙高戸隠連山国立公園の地域は、妙高火山群、戸隠連峰及び雨飾山の裾野一帯の標高500メートルから2,400メートルの山岳部とそれらの裾野に広がる高原並びに野尻湖を含み、また、日本海側気候区と太平洋側気候区の境界部分にあたり、多様な動植物相を形成している。

このうち、本市では、山岳信仰の門前町として栄え、独特な集落景観が見られる中社、宝光社地区を含めた戸隠地域の10,204ヘクタールが指定されている。

妙高戸隠連山国立公園計画において、これらの風致景観を保全していくために、特別保護地区、第1種から第3種までの特別地域を設けており、地域内の各種行為について自然公園法に基づく許可が必要となる。

また、令和4年6月に妙高戸隠連山国立公園管理運営計画書が策定され、国立公園の風致景観の保護や利用の方針が示されている。計画書では、「許可、届出等取扱方針」として国立公園内で工作物の新築等を行おうとする場合の審査基準が示されている。

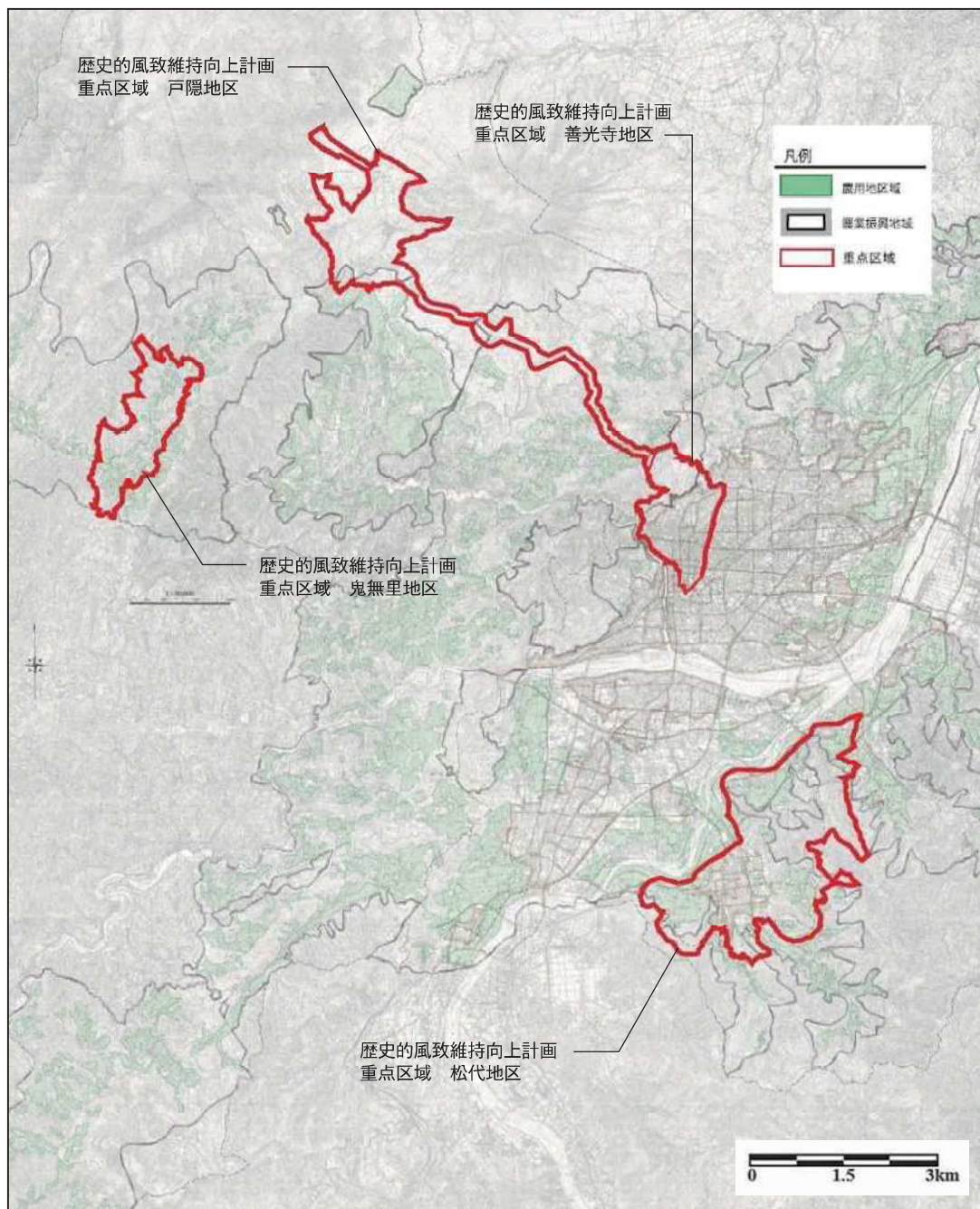


妙高戸隠連山国立公園区域(S=1:100,000)

(6) 長野農業振興地域整備計画

計画では、行政区域83,481ヘクタールのうち、約50%の43,536ヘクタールを農業振興地域に指定しており、このうち農用地区域が8,513ヘクタールとなっている。鬼無里地区は全域が農業振興地域に含まれ、善光寺地区、松代地区、戸隠地区も一部に農業振興地域を含んでいる。

本計画の推進に当たり、良好な農村景観を継承していくため、関係分野と連携して農業振興に取り組み、歴史的風致の維持及び向上に取り組んでいく。

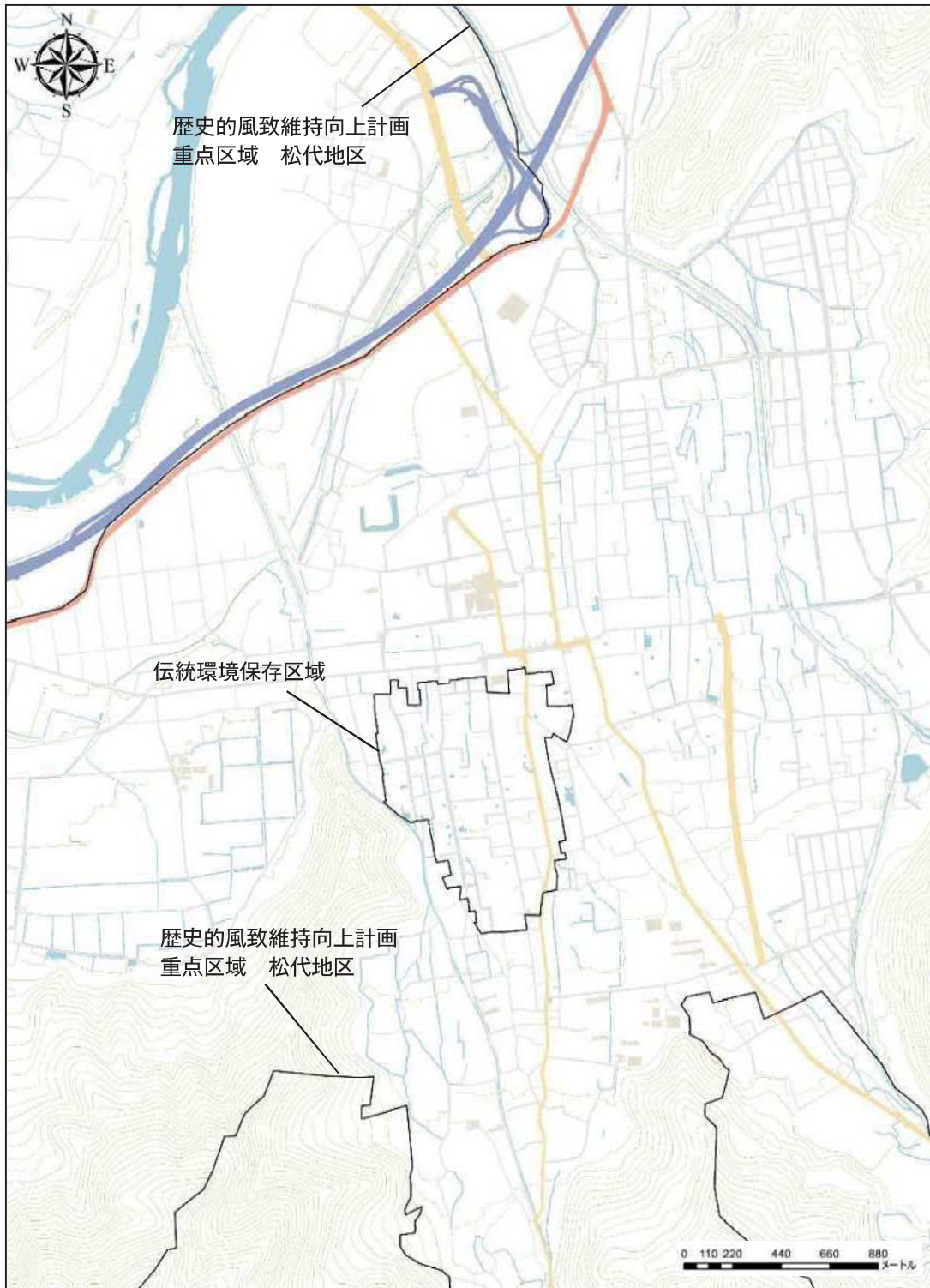


農用地区域図((S=1:100,000))

(7) 長野市伝統環境保存条例

松代城下町の歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存し、次世代の市民に継承することを目的に、昭和58年(1983)3月に長野市伝統環境保存条例を制定した。

松代町四町(表柴町、代官町、馬場町、竹山町)を伝統環境保存区域に指定し、区域内の保存に関する計画を策定している。伝統環境保存区域の全域が、松代地区の重点区域に含まれる。城下町の良い景観形成を図るため、保存区域内で建築物(主屋、土蔵、門、塀など)、庭園その他の工作物の新築、増改築などの場合は、市への届出が必要となる。



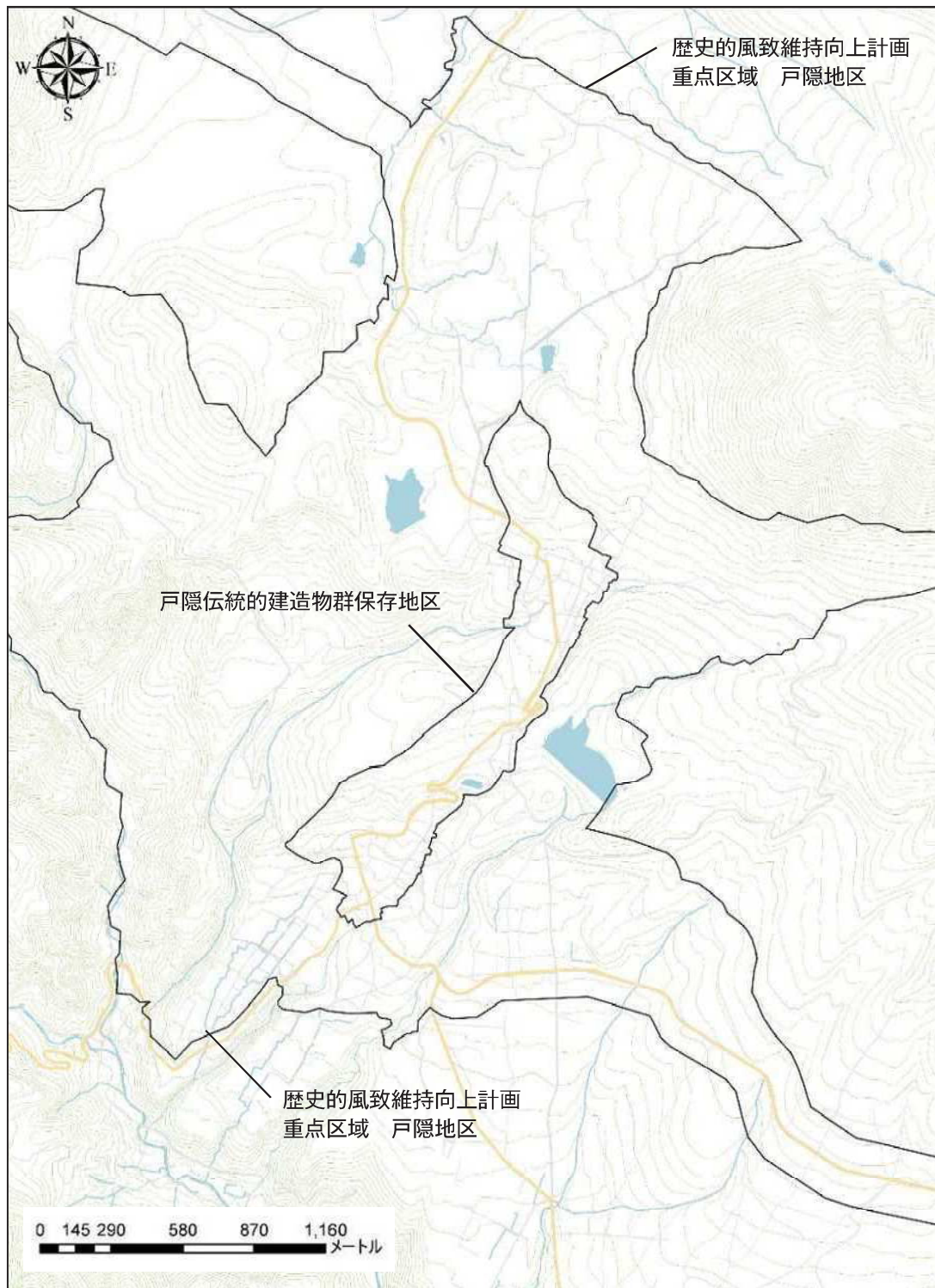
伝統環境保存区域図(S=1:15,000)

(8) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例

本市の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に長野市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。

平成28年(2016)8月に条例に基づいて戸隠中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、平成29年(2017)2月に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。

戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持及び向上を図るために策定した当該地区の保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の主屋等の建築物や石垣等の工作物とともに、庭園や水路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合は、事前に教育委員会の許可が必要となる。



戸隠伝統的建造物群保存地区区域図(S=1:20,000)

文化財の保存又は活用に関する事項

1 ❖ 長野市全体に関する事項

(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の方針

文化財は、長い歴史の中で育まれてきた地域の貴重な財産であり、地域に住む人々に精神的な豊かさや自信、誇りを与えるものである。本市には、国指定等で190件、県指定で58件、市指定等で300件の有形、無形の文化財548件があり、このほか地域に根差して受け継がれてきた未指定の文化財が見られる。広範な市域全体にわたり分布し、古墳時代から中世、近世、近代を経て現代に至る数多くの文化財は、本市の自然、地形、暮らしを反映し、人々の生活や生業なりわいと密接に関わって継承されて本市の歴史や文化を理解する上で重要な要素となっている。

近年、人口減少や少子高齢化の進展、世代交代を背景に、歴史的建造物、伝統的な祭礼や行事の保存、継承などが困難になりつつある。

指定文化財については、これまで文化財保護法や長野県文化財保護条例、長野市文化財保護条例、その他の関連法令等に基づき、所有者等の適切な保存や管理、継承への指導、助言のほか、建造物の保存、修理への支援などを行ってきており、引き続き、適切な保存や管理等の措置を行っていく。また、未指定の文化財については、調査、研究によりその価値を適切に判断し、文化財の指定、登録制度を利用し、保存や活用に向けた取り組みを行っていく。

本市の文化財を後代に伝えていくため、現在、作成を進めている長野市文化財保存活用地域計画と整合をとりながら、個々の文化財の保存に加え、文化財の置かれている自然環境や文化財を支える人々の活動などの周辺環境と一体として文化財の保存、活用を図り、地域の活性化や課題解決など文化財を生かした地域づくりにつなげていく。

(2) 文化財の修理(整備)に関する方針

文化財の修理(整備)に当たっては、経年変化による劣化状況を適切に把握して日常的な維持管理での予防措置が重要であるため、所有者等による日常点検と適切な維持管理により損傷の早期発見に努めるとともに、適切な助言により所有者等の意識向上を図る。

また、修理に際し、文化財の持つ価値を損なうことなく適切に行う必要があることから、過去の改変履歴や調査記録等の活用を図るとともに、専門の有識者の指導、助言や専門家等と連携の下、歴史の真正性を保つよう詳細な調査を実施した上で修理に必要な措置を講じる。

指定文化財の修理については、文化財保護法や長野県及び本市の文化財保護条例に基づいて適切に行うとともに、必要に応じて国や県に指導を仰ぎながら、関係機関や専門家と連携して実施する。

未指定の文化財については、関係機関や専門家と連携しながら、所有者等と協議していく。その際、修理(整備)に要する所有者等の負担軽減を考慮し、文化財の修理や整備等に関わる支援制度を活用していく。

(3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する方針

本市では、市立博物館を中心として地域の文化財を保存、活用する取り組みを進めている。

文化財の存在と価値への理解を広めることが保存、活用のための第一歩であることから、幅広い世代の市民をはじめ、外国人旅行客など多様な人々に向けて文化財を分かりやすく伝えるため、今後もこれらの施設において関係団体と連携した文化財の展示や効果的な情報発信により、文化財への理解と保存、活用の気運の醸成を図っていく。

文化財の保存、活用に関係する主な市有施設の概要は以下のとおりである。

長野市立博物館

長野市立博物館は、博物館法に基づく総合博物館で、長野盆地の歴史と生活を主題に、信濃国の成立、善光寺とその信仰、街道とその町のにぎわいなどを題材にした展示をするほか、地域の自然と人とのかかわりを研究している施設である。埋蔵文化財センターが併設されており、市内の遺跡発掘調査に関する最新情報や貴重な考古学資料を展示、収蔵している。

また、天体観測室やプラネタリウムが設置されており、自然科学の情報発信拠点としても機能している。



長野市立博物館のホームページ

真田宝物館

真田宝物館は、真田家伝来の武具や調度品、古文書などの膨大な資料を収蔵し、生涯学習、観光の拠点として、また、松代城跡や真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区に点在する文化財の管理事務所として機能している。



戸隠地質化石博物館

戸隠地質化石博物館は、旧茶臼山自然史館と旧戸隠地質化石館を旧柵しごらみ小学校校舎に統合し、本市及びその周辺の地質や自然の資料を展示、収蔵する施設である。フィールドワークを積極的に取り入れ、来館者が収蔵庫や研究室などを見たり触れたりできる市民参加型の利活用を進めている。



鬼無里ふるさと資料館

鬼無里ふるさと資料館は、かつて鬼無里の経済を支えた麻に関わる資料や長野市指定有形文化財の屋台や神楽を保存、展示する施設である。鬼無里神社の祭礼では、資料館で展示されている長野市指定有形文化財(工芸品)の屋台が曳き出されて、現在も使用されており、地域文化の継承施設として機能している。



そのほか、信州新町地区の化石博物館、新町美術館、有島生馬記念館や善光寺門前にある門前商家ちよっ蔵おいらい館など、地域ごとに特色のある施設において、地域の文化財の保存、活用を進めている。

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、その周辺の自然、道路などの周辺環境や景観及び地域の歴史と一体となつて価値を持つものであることから、文化財の保全だけでなく周辺環境と一体的な保全に取り組んでいく。

文化財を取り巻く周辺環境の変化は、文化財に大きな影響を与える場合があるため、文化財の価値や魅力が損なわれないよう景観法、都市計画法及び長野県や本市の条例により文化財の周辺環境の保全に取り組んでいく。また、文化財周辺の景観を阻害する要素が見られる場合は、所有者や管理者と協議の上で改善を講じるとともに、長野市景観計画や長野市屋外広告物条例などで規制、誘導を図ることにより、文化財の魅力の向上を図っていく。

(5) 文化財の防災に関する方針

指定有形文化財(建造物)については、消防法で義務付けられている自動火災報知機や消火器具の設置及び更新を適切に実施する。また、定期的に文化財防火パトロールを実施し、所有者や管理者、消防局、消防団による防火点検や放水訓練などを行うことで、火災被害の軽減と日常から防災意識の高揚を図っていく。あわせて文化財の耐震診断や耐震補強工事、消火設備、避雷針設備等の防災設備設置工事等の推進を図るとともに、維持管理や所有者への日常的な注意喚起等により盗難・毀損等の防犯対策への意識向上に取り組んでいく。

豪雨や台風などの自然災害については、長野市地域防災計画・水防計画に沿って対応していく。

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

本市のホームページに掲載する文化財データベース「頭で感じる文化財デジタル図鑑(頭感)」では、文化財情報を指定区分や時代、所在の地区などに分けて検索でき、写真とともに年代や所在地などを閲覧できるとともに、刊行物の検索や閲覧のほか、展示やイベントの情報も掲載している。

また、文化財の修理途中での現地説明会、調査報告書の発行や講座等の開催のほか、通常は非公開の



文化財データベース
「頭で感じる文化財デジタル図鑑(頭感)」

文化財を期間限定で公開するなど文化財の情報を発信している。

引き続き、これらの取り組みを継続するとともに、文化財の所有者、地域住民、関係団体と連携して幅広い人に本市の歴史的風致の支え手となってもらえるよう文化財の存在や魅力を広く周知し、文化財の保存及び活用に取り組んでいく。

(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

埋蔵文化財センターでは、確認調査のほか、土木工事等に係る事業者からの届出や通知を受けて指導を行っている。また、文化財デジタル図鑑や長野市行政地図情報(地理情報システム)に埋蔵文化財包蔵地の情報を掲載し、随時、埋蔵文化財に関する情報を発信することで発掘調査の実施を含めて適切な保護措置を行っている。

今後も文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成、周知を図るとともに、届出や通知のあった工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等への協力を求めている。

また、周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所において、未発見の埋蔵文化財を保護するため、開発事業者と連携して開発の事前把握に努めるとともに、試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時、埋蔵文化財包蔵地の見直しを行っている。

(8) 文化財行政の体制と今後の方針

文化財の保存、活用については、主に長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が担任している。

文化財課では、文化財の保存、活用に関する業務の全般及び、文化財の所有者や管理者に対する研修や文化財の管理、修理についての指導、助言、経費助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。

また、文化財課の出先機関として、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。

埋蔵文化財センターでは、市内に約1,100件ある周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査のほか、埋蔵文化財の保護のために、土木工事等に係る事業者からの届出や通知を受けて文化財保護法に基づく指導を行っている。また、調査箇所付近にある小学校を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に関する普及公開活動も行っている。

松代文化施設等管理事務所では、真田邸(新御殿跡)や旧文武学校、旧横田家住宅など

松代地区内の市有文化財を管理運営するとともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当の施設の管理運営、所蔵する真田家等に関する資料のデータベース化、調査研究を進めている。

市立博物館は、長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園にあり、戸隠、鬼無里、信州新町に分館をもち、各施設の特性を生かした企画展示や講座を開催している。

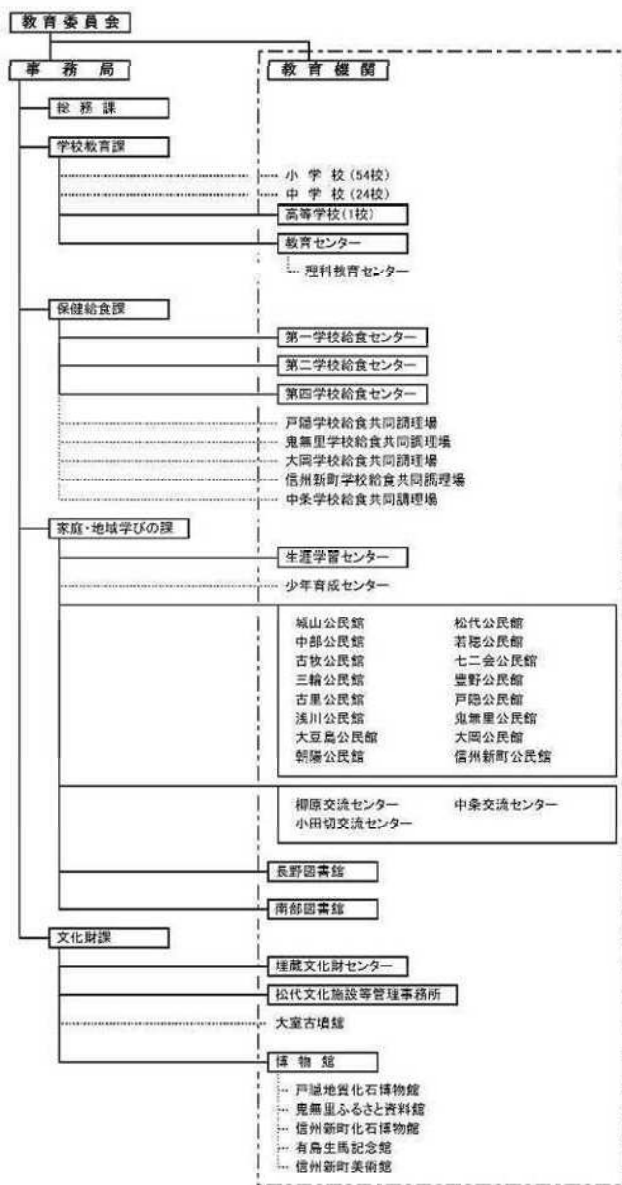
職員数は、文化財課(埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む)が、事務16名、学芸員13名(民俗1名、考古7名、歴史5名)の計29名で、また、博物館が、事務5名、学芸員16名の計21名である。

引き続き、文化財課、博物館に加えて、まちづくり課や事業担当課等の関係部局と連携、調整を図りながら、文化財の保存、活用に取り組んでいく。

文化財行政に関する附属機関として、長野市地方文化財保護審議会、長野市伝統環境保存審議会及び、長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。

長野市地方文化財保護審議会は、長野市文化財保護条例に基づき、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査、審議する。審議会は7名で構成され、委員の専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、生態1名、建築史1名、宗教史1名となっている。

長野市伝統環境保存審議会は、長野市伝統環境保存条例に基づき、市長の諮問に応じて保存区域の保存に関する事項について調査及び審議する。審議会は、庭園、景観、建築の専門知識を有する者のほか、地域の代表者など9名で



教育委員会事務局の組織図

構成されている。

長野市伝統的建造物群保存地区保存審議会は、長野市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、市長及び教育委員会の諮問に応じて保存地区の保存等に関する重要事項について調査、審議する。審議会は、建築史などの専門知識を有する者のほか、地域の代表者、国や県の関係機関の代表者の8名で構成されている。

引き続き、附属機関に意見を伺い、文化財の保存、活用等の施策に反映していく。

(9) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

本市の文化財を保存、活用していくためには、行政だけでなく、地域で文化財の保存や活用に取り組む団体と連携を図ることが重要である。

本市には、地域ごとに文化財の保存、活用に関わる団体が見られる。長野県文化財保護協会長野支部は、市と協働で文化財パトロールや所有者、管理者向けの研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、ガイド活動やパンフレットの発行、講座の開催などの取り組みが、住民が主体となって展開されている。また、市内の各地域で、地域に残る古文書や民話を掘り起こして学び、伝承する活動が行われている。

人口減少や少子高齢化の進展により、組織の維持が困難となってきた中、各種団体の多様な活動の継続と活性化を図るため、引き続き、児童、生徒や学生など若い世代が参加できるよう情報の提供と発信、発表機会の提供や経費助成等により、地域住民が主体となる文化財の保全、活用の活動を支援していく。

■ 文化財等の保存・活用に関わる主な団体の一覧

名 称	主な活動範囲・場所	活動概要
長野郷土史研究会	市内全域	善光寺門前町、表参道を中心とした信州の歴史と文化の調査
古文書楽学塾	芹田地区	テキストに基づき古文書を読み、理解を深める
読書サークル レッドロビン	芹田地区	日本近代史の学習
山千寺史跡保存会	若槻地区	旧山千寺観音堂及び境内の整備、保存等の維持管理
若槻郷土史研究会	若槻地区	若槻地区を中心に郷土の歴史を研究し、成果発表や現地学習
芋井の歴史を学ぶ会	芋井地区	芋井の文化及び歴史について、学び、伝承する
共和読み語りの会 ひめりんご	篠ノ井地区	共和に伝わる民話の手づくり紙芝居の制作と発表
篠ノ井市誌編さん委員会	篠ノ井地区	篠ノ井市誌編さんに必要となる歴史講演
郷土を知る会	篠ノ井地区	勉強会、講演会、資料に基づく見学会等
塩崎郷土史・古文書研究会	篠ノ井地区	地域の歴史を学ぶ例会等
小幡ゼミ	松代地区	真田の古文書を読み解き、理解を深める
真田古文書クラブ	松代地区	真田の古文書(地理も含めて)の解説
若穂民話の会	若穂地区	地域に伝わる民話の歴史研究、民話集を使った地域の活性化
若穂郷土史研究会	若穂地区	地域の歴史を知る学習、研究、講演会等
川田宿ガイドの会	若穂地区	川田宿の見学者の案内及び調査研究
更北語りべの会	更北地区	子供や大人に地域の歴史を語り後世に残す
更北の郷土を知る会	更北地区	歴史講座等の開催等
信陽まつしろはん 伝統文化研究所	更北地区	地域の文化財や歴史についての学習会、講演会
古文書同好会	七二会地区	古文書の解説
犀峽郷土史研究会	信州新町地区	郷土学習、学習会の開催
虫倉郷土史研究会	中条地区	郷土の歴史、文化財等の研究・調査

上記の表は、公民館、交流センターで活動するグループやサークルから抜粋したもので、このほか舞踊、雅楽、俳句などのグループやサークルが活動している。また、市内には、獅子舞や神楽、太鼓、音頭の保存会などの団体がある。

2 ◆ 重点区域に関する事項

(1) 文化財の保存、活用の現状と今後の具体的な計画

善光寺周辺は、寺社や宿坊、町家など歴史的建造物が集積する。重点区域のうち善光寺地区には、国宝の善光寺本堂を中心に、善光寺三門(山門)及び経蔵が重要文化財(建造物)に指定され、登録有形文化財や市指定文化財の建造物がある。また、建造物のほかに、彫刻や絵画などの重要文化財、県や市の指定文化財が多くある。

戸隠地区には、国選定の長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を中心に県や市の指定文化財の建造物が存在する。

松代地区には、史跡の旧文武学校、松代城跡つひたり附新御殿跡、大室古墳群、重要文化財の旧横田家住宅、登録有形文化財の建造物、登録記念物の庭園のほか、県や市の指定文化財の建造物、彫刻や絵画など多数の文化財が集積している。

鬼無里地区には、白髭神社本殿しらひげが重要文化財に指定されているほか、市指定文化財の建造物が存在する。

これらの文化財は、重点区域の歴史的風致を形成する重要な要素であり、歴史的風致の維持及び向上を図るために積極的に保存、活用を図る。文化財の保存、活用に関しては、現在、文化財を保存、活用しながら後代へ継承するための取り組みを定める文化財保存活用地域計画の作成を進めている。

重点区域内の指定文化財については、保護、劣化、破損が見られる物件を計画的に修理していくため、保存管理計画を策定し、多くの文化財が集積する箇所を中心に計画に基づいて適切に保存、管理を行う。長野市戸隠伝統的建造物群保存地区については、保存計画や防災計画に基づいて保存、活用を進める。未指定の文化財については、文化財保存活用地域計画などに則って保存管理、環境保全、防災、活用に関して適切な実施を図る。

また、文化財の保存に必要な日常管理は、所有者や管理者により実施されている。本市では定期的に現地パトロールを実施しており、引き続き文化財の現状把握と不具合の早期発見に努めるとともに、必要に応じて専門家による現地(現物)確認や指導、助言を得る。

【関連事業】

善光寺保存活用推進事業

伝統環境保存助成事業

史跡松代城跡保存整備事業

(2) 文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

重点区域における文化財は歴史的風致を形成する重要な構成要素であり、建築年代や建築様式等の異なる多種多様な存在が、本市の歴史的な重層性を示し、その歴史的風致を特徴付けていることから、文化財の修理、整備に当たっては、文化財本来の価値を維持することを基本として計画、実施する。

また、復元等の整備は、遺構の保護に留意し、類例調査等や史料調査に基づいて行う。

国指定文化財の現状変更または保存に影響を及ぼす行為(以下、現状変更等という)は、文化庁長官の許可が必要となることから、現状変更等を伴う可能性がある場合は、文化財の価値を損なわないよう関係機関と事前の十分な協議、検討を行う。また、長野県や本市の指定文化財等については、条例に基づいて適切な措置を行う。未指定の文化財等の修理、整備に関しても事前に調査等を実施し、修理、整備により価値が損なわれないよう計画段階から十分に配慮する。

【関連事業】

戸隠地域建造物修理修景助成事業

真田信弘霊屋保存修理事業

史跡大室古墳群保存整備事業

(3) 文化財の保存、活用を行うための施設に関する具体的な計画

これまででも市立博物館や文化財課松代文化財等管理事務所を中心として、調査成果の報告や歴史資料の展示などを行ってきており、市民の文化財への理解を深め、親しむ機会とするため、これらの取り組みを継続する。

また、真田宝物館をはじめ所蔵資料を展示する施設を適切に管理するとともに、本市が所有する埋蔵文化財、歴史資料、民俗資料などをデータベース化し、リファレンス機能の充実を図る。

そのほか、大室古墳群へ接続する道路は、車のすれ違いが困難なほど狭い幅員であることから、古墳群を有効に活用できるように来訪者の利便性を高めるアクセス道路の整備を進めるとともに、重点区域内にある指定文化財や登録文化財の計画的な修理等に取り組む。

【関連事業】

大室古墳群アクセス道路整備事業

「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業

(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の歴史的風致は、指定文化財を中心として形成されているが、歴史的風致の構成要素で多くを占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川などの公共施設である。未指定の建造物等は、中心となる文化財に景観上で大きな影響を与えることから、文化財の価値や魅力の維持及び向上のためには、周辺環境の保全に努める必要がある。

引き続き、文化財の周辺環境の保全が図られ、周辺環境に調和するよう景観法、都市計画法及び、本市の条例に則り、建造物や屋外広告物の高さ、形態、意匠、色彩などについて指導、助言を行う。また、所有者等の負担を軽減するため、外観を維持するために必要な修理や修景を助成する。

歴史的風致の維持及び向上を図る整備事業に当たっては、今後も本市の附属機関の意見や助言を得ながら、文化財及びその周囲の景観や環境との調和に配慮する。

【関連事業】

戸隠地域道路美化化・電柱電線類移設事業
松代城跡東側駐車場整備事業
旧松代駅跡地周辺環境整備事業
北国街道松代道周辺文化財等周遊道路整備事業

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

日頃から、所有者や管理者による予防対策を周知、徹底し、火災や盗難・毀損等の発生抑制に努める。

歴史的建造物については、定期的な消火訓練、消防法で義務づけられている自動火災報知器や消火設備などの防火設備の設置を促すほか、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施などの地震対策への支援を行う。重要伝統的建造物群保存地区においては、自主防災組織の活動を支援し、地域住民による防災体制の強化を図る。

また、万が一の被災に備え、文化財の記録整備、被災時には被災状況を記録するなど、被災後の復元に有効な資料整備に努めるほか、防犯対策として、定期的な見回りを行うとともに、公開を行う際は十分な監視体制を確保する。

【関連事業】

善光寺保存活用推進事業
戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業
旧横田家住宅防災施設整備事業

(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

文化財の活用の一環として、その存在や価値を広く発信することが重要である。本市では、これまで文化財データベースの整備、ホームページの多言語化のほか、文化財の現地説明会や関連する講座の開催などをおして文化財の保存及び活用に関する普及、啓発を行ってきており、引き続き、幅広い世代に文化財の魅力を広く発信していく。

また、地域住民が主体となりガイド活動、講座開催、パンフレット作成など多様な活動が展開されており、地域住民や各種団体と連携しながら、文化財の保存、活用に向けた普及、啓発に取り組む。

[関連事業]

歴史的資源活用コーディネーター派遣事業
 空き家バンク事業
 公民館・交流センターでの歴史講座事業
 戸隠茅場整備事業
 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工)
 松代町文化財保存活用推進事業
 旧信濃川田駅保存活用事業
 川田宿PR活用事業
 鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業
 「彫工^{きたむらき}北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業

(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

引き続き、周知の埋蔵文化財包蔵地における届出等を徹底するとともに、工事等の規模や内容、遺跡の残存状況に応じて事業者が発掘調査、試掘調査、立会調査等の協力を求めていく。また、開発行為に際し、必要に応じて長野県教育委員会の指導や助言を仰ぎながら、関係者と十分な協議を行い、その保護を図る。

[関連事業]

史跡松代城跡保存整備事業
 戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設事業

(8) 文化財の保存、活用に関わる住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、祭礼を担う氏子や保存会のほか、ガイド活動や文化財をテーマに情報発信を行うなど地域の文化財を活用して活動する団体が数多くある。

保存会や各種団体の活動が継続し、伝統的な祭礼や行事などが継承できるよう、引き続き、若い世代に親しんでもらえるよう情報発信、発表機会の提供、用具整備や伝承活動の支援により、文化財の保存、活用に取り組む。

【関連事業】

無形文化財支援事業

伝統芸能継承事業

弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業

松代歴史文化の発信・誘客事業

歴史的風致維持向上施設の整備 又は管理等に関する事項

1 ◆ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

歴史的風致維持向上施設とは、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与する寺社や宿坊、宿場などの歴史的建造物や歴史的まちなみを構成する道路空間などである。これらの整備と適切な管理により、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

第1期計画では、道路美装化や電線電柱類地中化、歴史的建造物や文化財の保存、補修などハード事業のほか、活動団体の支援、祭礼の情報発信などソフト事業を進めたことにより、まちの魅力や景観の向上、歴史的建造物の保存及び活用、歴史まちづくりに関する住民意識の向上等に一定の成果を得ることができた。しかし、祭礼などの担い手不足や歴史的建造物の滅失などにより、地域固有の歴史や文化、伝統、風情あるまちなみといった歴史的風致の維持が困難になりつつある。

そこで、第2期計画では、以下の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に則り、事業に取り組んでいく。

- (1) 歴史的建造物等の保存
- (2) 地域に残る伝統と生業の継承
- (3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備
- (4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化
- (5) 歴史文化の調査研究

これらの方針の下で、歴史的風致維持向上施設の整備や管理について、以下のように取り組んでいく。

整備については、市民や来訪者が本市の歴史的風致を身近に感じられるよう歴史的、文化的な背景、また、そこで行われる活動との関係など施設や周辺環境の価値を十分に把握した上で、適宜、関係機関、地域住民、関係団体等と協議を行って実施していく。また、必要に応じて関係附属機関から意見や助言を得るなど適切な手続きを経ることとする。

管理については、良好な歴史的風致として施設を維持できるよう必要に応じて地域住民や関係団体の協力を得ながら、施設管理者や関係課等と協議や調整の上、適切に行っていく。また、必要に応じて所有者等への指導、助言を行っていく。

以上の基本的な考え方に基づき、計画期間内に実施する事業は、次のとおりである。
なお、事業の実施に当たっては、国等の支援制度を有効に活用するよう検討していく。

(1) 歴史的建造物等の保存に関する事業

- 1 善光寺保存活用推進事業
- 2 戸隠地域建造物修理修景助成事業
- 3 戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業
- 4 伝統環境保存助成事業
- 5 史跡松代城跡保存整備事業
- 6 旧横田家住宅防災施設整備事業
- 7 真田信弘霊屋保存修理事業
- 8 史跡大室古墳群保存整備事業
- 9 「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業

(2) 地域に残る伝統と生業の継承に関する事業

- 1 無形文化財支援事業
- 2 伝統芸能継承事業
- 3 弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業
- 4 戸隠茅場整備事業
- 5 地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工)

(3) 歴史的まちなみと周辺環境の整備に関する事業

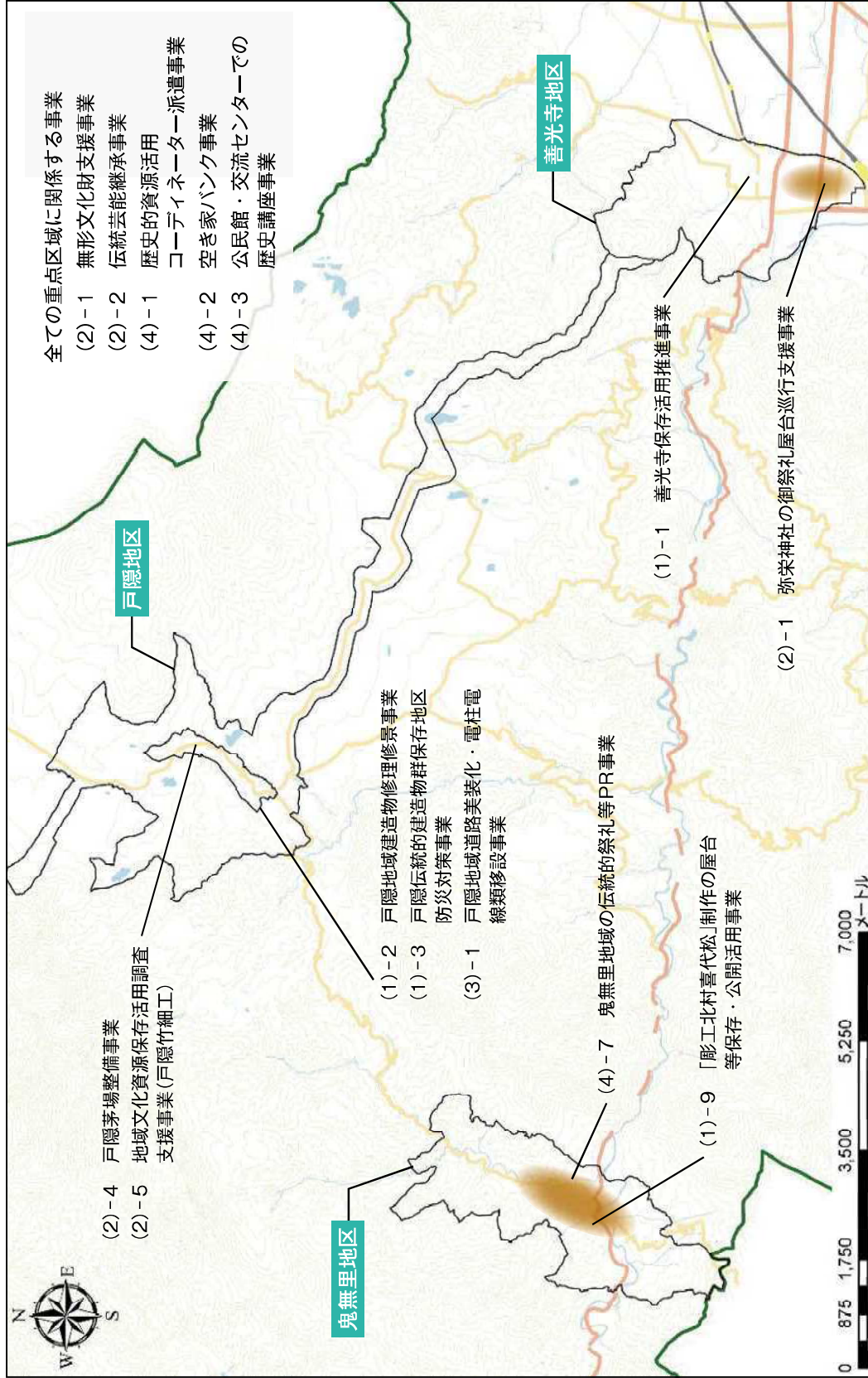
- 1 戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設事業
- 2 松代城跡東側駐車場整備事業
- 3 旧松代駅跡地周辺環境整備事業
- 4 北国街道松代道周辺文化財等周遊道路整備事業
- 5 大室古墳群アクセス道路整備事業

(4) 歴史的風致を生かした観光振興、地域活性化に関する事業

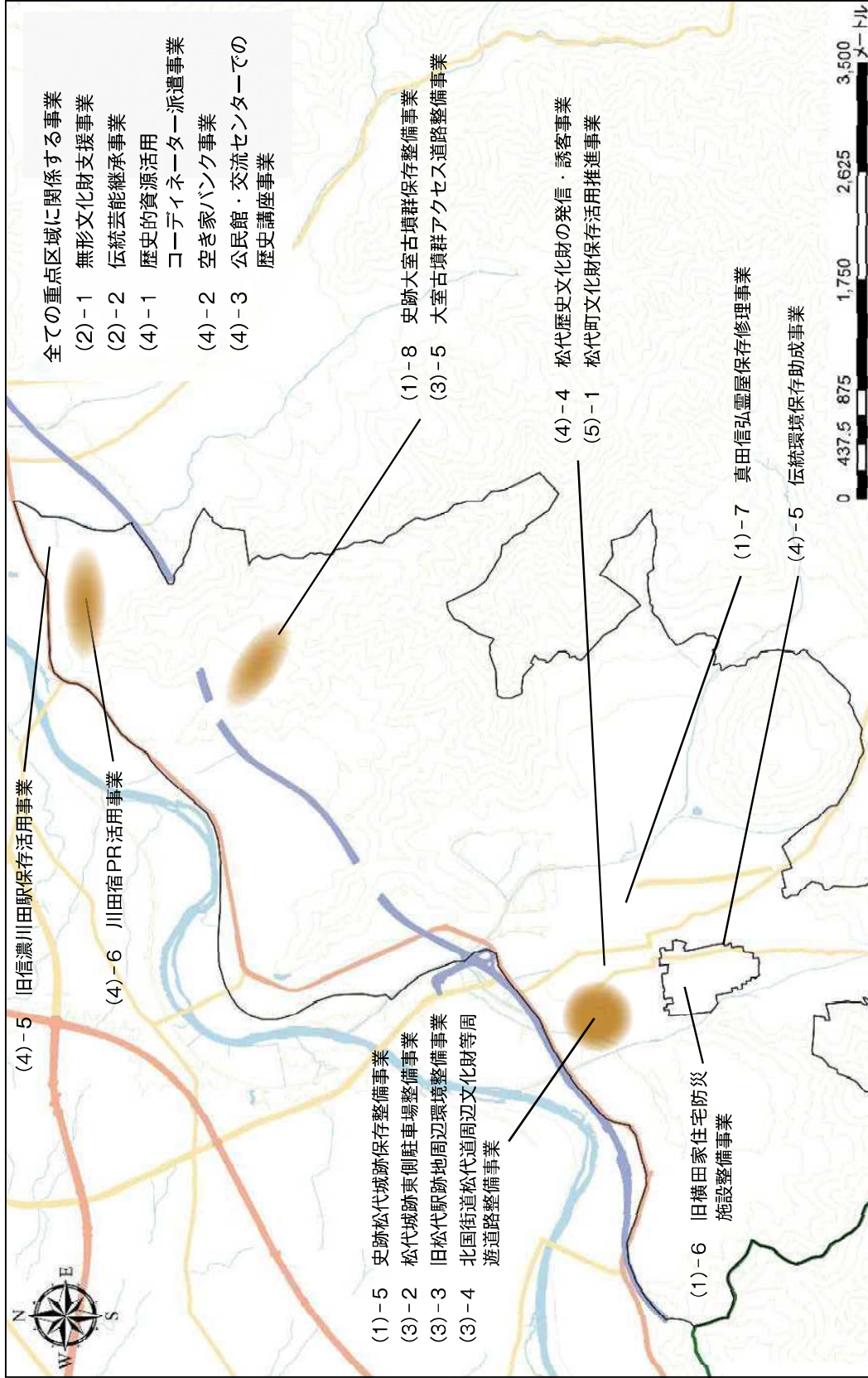
- 1 歴史的資源活用コーディネーター派遣事業
- 2 空き家バンク事業
- 3 公民館・交流センターでの歴史講座事業
- 4 松代歴史文化の発信・誘客事業
- 5 旧信濃川田駅保存活用事業
- 6 川田宿PR活用事業
- 7 鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業

(5) 歴史文化の調査研究に関する事業

- 1 松代町文化財保存活用推進事業



事業位置図(善光寺地区、戸隠地区、鬼無里地区) (S=1:80,000)



2 ◆ 事業

個別事業の内容は次ページのとおり。

全27事業の重点区域別の事業数は、善光寺地区2事業、戸隠地区5事業、松代地区13事業、鬼無里地区2事業、全地区を対象とするもの5事業となっている。

重点区域名称	善光寺地区
事業番号	(1)-1
事業名	善光寺保存活用推進事業
事業主体	宗教法人善光寺
事業期間	令和2年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金(国補助金) 文化財保護事業補助金(県補助金) 長野市文化財保護事業補助金(市補助金)
事業箇所	善光寺
事業概要	<p>善光寺本堂は、前回の大規模修理から30年以上経過しており、檜皮葺屋根の葺き替えや耐震対策、防災設備の更新等が課題となっている。加えて、多様な来訪者等に対応した情報発信や災害時の避難誘導なども必要とされており、境内全域を対象に、「保存活用計画」及び「防災計画」に基づく保存活用推進事業を進める。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>善光寺本堂の放水訓練</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>善光寺保存活用計画の対象</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺本堂や経蔵、三門など、善光寺境内には多くの歴史的建造物が集積しており、「保存活用計画」及び「防災計画」に基づく事業を推進することにより、歴史的建造物の適切な保存、来訪者に対する適切な情報提供、善光寺周辺の良好な景観保全が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	戸隠地区
事業番号	(1)-2
事業名	戸隠地域建造物修理修景助成事業
事業主体	長野市
事業期間	平成28年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(国補助金) 文化財保護事業補助金(県補助金)
事業箇所	 <p>The map shows the Utsunomiya area with a legend indicating: 戸隠伝統的建造物群保存地区 (Utsunomiya Traditional Building Cluster Preservation Area) in yellow, 街並み環境整備促進区域 (Street Environment Improvement Promotion Area) in blue, 主要建造物 (Main Buildings) as black dots, and 遺跡 (Ruins) as red dots. Labeled locations include 中社村敷 (Nakajima), 宝光社 (Hōkō-dera), 宝光社社敷 (Hōkō-dera Site), 戸隠の石段 (Utsunomiya Stone Steps), and 戸隠半蔵橋 (Utsunomiya Hanzō Bridge).</p>
事業概要	<p>重要伝統的建造物群保存地区に選定されている中社・宝光社地区において、宿坊や民家等の所有者が、保存計画に定められた基準に基づき、建造物等の修理及び修景を行う場合に経費の一部を助成する(伝統的建造物群保存地区保存事業補助金)。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>宿坊の例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>民家の例</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>戸隠中社・宝光社地区の伝統的建造物の修理及びその他の建造物の修景を促進することにより、戸隠特有の歴史的町並みの保存が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


重点区域名称	戸隠地区
事業番号	(1)-3
事業名	戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業
事業主体	長野市
事業期間	令和4年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金(国補助金) 文化財保護事業補助金(県補助金)
事業箇所	
事業概要	<p>長野市戸隠伝統的建造物群保存地区において、住民や来訪者の生命及び財産を災害から守り、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進するため、ソフト・ハード両面から防災対策事業を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">防災マニュアル検討時のワークショップの様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>火災等の災害から、歴史的な町並みを構成する宿坊や民家等を守ることで、統一感あるまちなみを維持することができ、歴史的風致の維持に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(1)-4
事業名	伝統環境保存助成事業
事業主体	長野市
事業期間	昭和59年度～令和13年度【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	 <p>The map shows the Matsumoto area with various landmarks and preservation zones. A legend indicates: 貴山区域 (Green outline), 伝統建造物 (Black dot), 伝統環境保存区域 (Red outline), and 特定敷 (Black dot). Landmarks include 松代城跡, 天沢斎の表門, 高岡寺, 松代藩跡, 松代藩の表門, 田代藩跡, 田代藩の表門, 馬場町, 竹山町, 表柴町, 代官町, 火薬寺, and 田代新町.</p>
事業概要	<p>江戸時代の良好な武家屋敷地としての地割りや建物が残るとともに、松代特有の水路である庭園や泉水がとりわけ多く残っている、表柴町、代官町、馬場町、竹山町の四町の伝統環境を保存し、後世に継承するため、伝統環境保存区域内で行われる開発行為に対して指導を行うとともに、伝統的な建造物や庭園等の修理・修景に対して、指導・助成等を行う(長野市伝統環境保存事業補助金)。</p>  <p>A photograph showing a group of people gathered around a traditional Japanese building with a tiled roof, likely a pharmacy (薬医門) as mentioned in the caption. The building appears to be undergoing repair or restoration.</p> <p>修理対象物件の例(薬医門)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的景観を構成する歴史的建造物や庭園・泉水の修理・修景に対して、指導や助成を行うことで、良好な景観形成の推進と泉水に関わる伝統的な維持管理活動の保全が促され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(1)-5
事業名	史跡松代城跡保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成27年度～令和10年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(国補助金) 文化財保護事業補助金(県補助金)
事業箇所	 <p>松代城跡 周辺図</p>
事業概要	<p>史跡松代城跡において、保存活用計画及び整備計画に基づき、江戸時代の後半期の縄張り復元を目指して、土塁や堀等を史料・調査に基づいて整備を進めるとともに、生涯学習や観光の拠点として活用するための環境整備を進める。</p> <p>(主な事業項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 発掘調査・史料調査 二の丸土塁の復元 三日月堀・外堀等の整備 二の丸石場門の復元 園路・橋等の整備 説明板・案内板等の整備 環境整備(植栽・設備等) など  <p>松代城跡整備計画図</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>長野電鉄屋代線の廃止後、これまで鉄道敷きで分断されていた松代城の南部城郭域が、追加指定され保存整備が可能となった。本来の城郭景観の再現及び環境整備を進めることにより、城地に隣接する城下町の歴史的建造物、水路網との一体性が生まれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(1)-6
事業名	旧横田家住宅防災施設整備事業
事業主体	長野市
事業期間	令和4年度～令和6年度【第1期計画から継続】
支援事業名	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金(国補助金) 文化財保護事業補助金(県補助金)
事業箇所	
事業概要	<p>松代城下町を代表する武家屋敷の一つである旧横田家住宅は、主屋及び隠居屋が茅葺屋根のため延焼被害を受けやすいことや、現状の管理体制・防災施設では火災の早期覚知と初期消火が困難であることから、消火設備を中心とした防災施設の整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">防災施設整備概略図</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>防災施設の整備により、松代城下町の貴重な歴史的建造物の毀損・滅失を防ぐとともに、来訪者がより安心して利活用できる環境を整えることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(1)-7
事業名	真田信弘霊屋保存修理事業
事業主体	宗教法人長国寺
事業期間	令和5年度～令和7年度
支援事業名	文化財保護事業補助金(県補助金) 長野市文化財保護事業補助金(市補助金)
事業箇所	
事業概要	<p>真田家の菩提寺である長国寺には、県宝真田信弘霊屋のほか、重要文化財真田信之霊屋、史跡松代藩主真田家墓所、県宝開山堂があり、一体となって真田家霊屋・墓所区域を構成している。このうち、老朽化が著しい県宝真田信弘霊屋について、所有者が実施する保存修理工事に要する経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> 信弘霊屋(宝殿) 信弘霊屋(表門) </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町に残る貴重な歴史的建造物の保存修理工事を助成することにより、地域の核として良好な景観形成が図られるとともに、市民や来訪者が歴史的建造物に対し、理解や関心を高めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(1)-8
事業名	史跡大室古墳群保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成26年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金(国補助金) 文化財保護事業補助金(県補助金)
事業箇所	<p>松代町大室 史跡大室古墳群 遺構復元整備ゾーン</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">史跡大室古墳群の位置図 整備ゾーニング図</p>
事業概要	<p>平成25年度に完了した第1期整備(エントランスゾーン・施設整備ゾーン)に引き続き、積石塚古墳・合掌形石室が密集して分布する遺構復元整備ゾーン(面積：約42,000㎡ 古墳数60基)の古墳を修理して保存・継承を図るとともに、古墳周辺の自然環境を保全し、園路や説明板等の便益設備を整えて、見学者の利便性を高め、学校教育や生涯学習の場として活用できるよう、整備する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">合掌形石室を埋葬施設とする 積石塚古墳(168号墳) 横穴式石室を埋葬施設とする 高塚丘古墳(154号墳)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>およそ1500年の時間経過の中で自然崩壊や人為的破壊を受けた古墳を修理・復元し、古墳を取り巻く環境も併せて保全することによって、大室古墳群の文化財的価値が向上するとともに、長野市の魅力が一層高まると期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	鬼無里地区
事業番号	(1)-9
事業名	「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鬼無里ふるさと資料館
事業概要	<p>市有形文化財(工芸品)である「彫工北村喜代松」制作の神楽・屋台を保存するとともに、その木地を生かした「一木彫り」による透かし彫りの龍や唐獅子、牡丹など優れた技術の情報発信を行う。</p>  <p style="text-align: center;">鬼無里ふるさと資料館HP</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>優れた技術によって製作された鬼無里地域に伝わる屋台や神楽を保存し、かつ積極的に公開活用することで、市民や来訪者に対する歴史や文化の向上が期待でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区
事業番号	(2)-1
事業名	無形文化財支援事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業(長野市文化財保護事業補助金)
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>善光寺地区の善光寺木遣りや、戸隠地区の戸隠神社太々神楽、宣澄踊り、松代地区の大門踊、八橋流箏曲等は、無形文化財あるいは無形民俗文化財の指定を受けており、これらを保存・継承するためには、地域の若者や子供たちなどに、伝統的な祭礼に触れる場を積極的に提供するなどの方策が必要である。</p> <p>無形文化財や無形民俗文化財の指定等を受けている、これらの伝統的な祭礼を保存・継承するため、無形文化財の保持者または保持団体及び無形民俗文化財の保護団体に対し、文化財の記録作成、伝承者養成、その他保存・公開に必要な経費の一部を助成する。</p>
	 <p>宣澄踊り(戸隠地区)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>無形文化財及び無形民俗文化財の保存・継承に伴う必要な経費を支援することにより、地域の若者や子供たちなどに歴史や文化を再認識する機会が広がるとともに、後継者育成が進められ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区
事業番号	(2)-2
事業名	伝統芸能継承事業
事業主体	長野市
事業期間	平成28年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>祖先の優れた文化活動の所産であり、長い年月の間に大切に守られてきた郷土の伝統芸能を保存・継承するため、その技術を後世に継承する活動を行っている団体に対し、用具の修理・更新、子供用具の購入、外部講師謝礼、体験教室の開催、指導用DVDの作成等に必要な経費の一部について助成を行う。また各団体間の交流や子供たちの参加を促すイベントの開催、活動団体の情報発信等を行う。</p> <p>【ながの獅子舞フェスティバル】</p>   <p>【伝統芸能子どもフェスティバル】</p>  
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伝統芸能の保存・継承に必要な経費の支援、また伝統芸能を発表し、団体間の交流の機会となるイベントの開催等により、伝統的な祭礼等の担い手確保や育成が進められ、歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺地区
事業番号	(2)-3
事業名	弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	善光寺周辺地域
事業概要	<p>弥栄神社の御祭礼で曳き回される屋台の巡行を支援するため、各町で保管している屋台や祭礼用具の組立及び解体、補修等に対して補助金を交付する。</p>  <p>善光寺境内での屋台巡行の様子 (権堂町の勢獅子と屋台)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該事業は、かつて日本三大祇園祭に数えられていた伝統ある弥栄神社の御祭礼の実施を促進し、歴史や文化を再認識する機会にも繋げることを目的としている。事業を実施することにより、善光寺門前の各町から曳き出される屋台の巡行が一定数確保され、祭礼の伝統と格式が保たれることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	戸隠地区
事業番号	(2)-4
事業名	戸隠茅場整備事業
事業主体	戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会
事業期間	平成26年度～令和13年度【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区の歴史的町並みを構成する茅葺き屋根の建物を、今後も適切に保全していくため、資材となる茅の地区内確保を目的とし、中社地区内にある戸隠スキー場中社ゲレンデを茅場として整備する。</p> <p>また、定期的に茅刈りを行うことが、良質な茅場の整備に必要なことから、茅刈り体験イベントを毎年開催し、茅場整備とともに戸隠中社・宝光社地区がもつ魅力に触れる機会とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>茅刈りの様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  <p>茅刈り体験 in 戸隠2022</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>茅場の整備により、近年、材料の確保が難しくなっている茅材を地区内で一定量確保することができ、戸隠中社・宝光社地区内の茅葺き屋根の建物を計画的に修理することで、茅葺き技術や材を生かす場を常時創出し、伝統的な生業の継承を図る。</p>

重点区域名称	戸隠地区
事業番号	(2)-5
事業名	地域文化資源保存活用調査支援事業(戸隠竹細工)
事業主体	長野市
事業期間	令和5年度～令和7年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	戸隠地区全体
事業概要	<p>戸隠地区の貴重な文化資源である戸隠竹細工の次世代への継承を図るため、ヒアリング調査及び史料調査によりその伝統的技法を記録するとともに、戸隠竹細工の認知度を高めてその価値や魅力を内外に広くアピールするため、プロモーション活動の支援を行う。</p>  <p style="text-align: center;">戸隠竹細工製作実演の様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>戸隠地区の伝統的工芸品である戸隠竹細工の調査を進め、その文化的価値や魅力を内外にアピールすることで、技術を伝承する職人の育成と確保が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	戸隠地区
事業番号	(3)-1
事業名	戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設
事業主体	長野市
事業期間	平成30年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)(令和3年度～令和7年度) 市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美装化、電柱電線類移設等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>道路美装化前</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>道路美装化後</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">中社地区 道路美装化 ※ 戸隠北31号線(中社横大門通り)の道路美装化(半たわみ性舗装)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茅葺屋根を持つ宿坊や江戸時代以降の地割を形成する石垣や生垣など、戸隠地区特有の景観が形成されている路線において、周囲の歴史的建造物と調和した道路に美装化し、景観を阻害する電柱電線類を移設することで、眺望景観の向上や歩行者の回遊性の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

重点区域名称	松代地区
事業番号	(3)-2
事業名	松代城跡東側駐車場整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>松代地区に訪れた観光客のための駐車場の台数を確保し、松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、松代城跡東側駐車場の整備を行う。</p> <p style="text-align: center;">松代城跡東側駐車場</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該事業箇所は、長野インターチェンジ方面から松代中心市街地へ入るための玄関口付近に位置している。本事業により駐車場を整備することで、観光客のための駐車台数を確保することができ、数多くの文化財が集積する中心市街地への自動車流入を一定量抑えることにもつながるため、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(3)-3
事業名	旧松代駅跡地周辺環境整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>松代城跡第2期整備計画及び周辺環境整備計画で、長野電鉄旧屋代線松代駅の跡地利用として、駅の歴史を伝え、交通結節点としての環境整備を進める。</p>  <p>松代駅舎</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、駅の歴史を伝えるとともに、交通結節点としての環境整備を歴史的景観に配慮し、進めることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(3)-4
事業名	北国街道松代道周辺文化財等周遊道路整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)(令和3年度～令和6年度) 市単独事業
事業箇所	松代・若穂川田地区全域
事業概要	<p>北国街道松代道周辺の文化財や歴史的建造物等をゆったりと周遊できる道を整備するため、平成24年(2012)3月に廃線となった長野電鉄旧屋代線の線路敷きを活用した自転車道・遊歩道としての整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">整備済みの自転車道・遊歩道</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>城下町として発展してきた松代と、北国街道松代道の宿場町である川田宿は、江戸時代から続く歴史的まちなみが広がっていると同時に、大正11年(1922)に開業した須坂・屋代間の鉄道敷きが平行して延びており、江戸時代以降の歴史の上に、約100年に及ぶ近代の歴史が積み重なっている。この鉄道敷きが自動車交通から切り離された道として利活用されることで、市民や来訪者に対する安全性が確保されるとともに、周囲の歴史的建造物をゆったりと巡ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(3)-5
事業名	大室古墳群アクセス道路整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成28年度～令和9年度【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>国の史跡大室古墳群について、周辺の歴史文化資産を含めた史跡一帯の利活用を促進するため、国道403号線から大室古墳群まで、大型バスが通行可能なアクセス道路の整備を行う。</p>  <p>現地確認の様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大室古墳群の保存活動は、地域住民をはじめ多くの市民との連携が必要であり、アクセス道路整備を行うことで市民参画が得やすくなるほか、大型バスを利用した小中学生の社会科見学や公民館等による団体見学、市外からの団体観光などで容易に来場できるようになることから、史跡の利活用が促進され、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区
事業番号	(4)-1
事業名	歴史的資源活用コーディネーター派遣事業
事業主体	長野市
事業期間	平成26年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>住民主体のまちづくりを支援するため、歴史的まちなみを活かした良好なまちなみ形成を目指す住民組織等に対して、外部の専門家や有識者を派遣する事業</p>  <p>川田宿ガイドの会へコーディネーター派遣</p> <p>※「川田宿の遺跡・文化財の再発見」冊子化に当たり、専門家から指導助言(令和2年度)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>将来にわたって歴史的風致を継承できるよう活動する住民組織等に対して、外部の専門家や有識者を派遣し、専門的な見地による指導、助言を受けることで、活動の活発化や継続化が図られ、活動を通じた地域固有の歴史や伝統の認知の広まりにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区
事業番号	(4)-2
事業名	空き家バンク事業
事業主体	長野市
事業期間	平成27年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>空き家となっている利活用可能な住宅のうち、売却・賃貸を希望している所有者の物件を登録し、空き家情報としてホームページ等を通じて広く情報提供を行う。</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的まちなみを構成する建造物等の空き家を有効活用し、修理・修景を促進することで、まちの魅力向上につながり、移住・定住が促進され、地域人口の増加、コミュニティの維持、伝統行事の継承など地域活性化が図られるため。

重点区域名称	善光寺地区、戸隠地区、松代地区、鬼無里地区																																
事業番号	(4)-3																																
事業名	公民館・交流センターでの歴史講座事業																																
事業主体	長野市																																
事業期間	～令和13年度																																
支援事業名	市単独事業																																
事業箇所	市立24公民館 市立5交流センター																																
事業概要	<p>市立公民館及び市立交流センターにおいて、地域の歴史を楽しく学ぶことにより、郷土の特性や魅力を見直し、その良さを再認識していく講座を実施。</p> <p><令和4年度における歴史講座の実施状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>テーマ</th> <th>館数</th> <th>講座数</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>善光寺</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>松代</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>戸隠</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>鬼無里</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>※15</td> <td>34</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>重点区域外</td> <td>24</td> <td>65</td> <td>74</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計館数は、重複分を除く実数。</p> <p><令和4年度 成人学校・教養講座></p> <ul style="list-style-type: none"> ・郷土史「善光寺」 城山公民館 1期12回 ・郷土の歴史 篠ノ井交流センター 2期24回 	テーマ	館数	講座数	回数	善光寺	8	10	14	松代	8	12	12	戸隠	6	9	9	鬼無里	2	3	3	合計	※15	34	38					重点区域外	24	65	74
テーマ	館数	講座数	回数																														
善光寺	8	10	14																														
松代	8	12	12																														
戸隠	6	9	9																														
鬼無里	2	3	3																														
合計	※15	34	38																														
重点区域外	24	65	74																														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史講座を通じ、歴史的拠点が持つ魅力を再認識し、実際に訪れることによる活用と、保全についての関心を持つことが、地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まりにつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																																

重点区域名称	松代地区
事業番号	(4)-4
事業名	松代歴史文化の発信・誘客事業
事業主体	長野市
事業期間	平成22年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	松代地区全域
事業概要	<p>「NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会」が、松代の歴史・文化を発信し誘客に繋げることを目的に実施している、まち歩き推進事業、交流ネットワーク事業、広報・出版・情報発信事業、まち歩きセンター運営事業等に対して、信州松代観光協会を通じて助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>まち歩きセンター</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>夢空間発行のパンフレット他</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域住民主体による、文化財を活用した情報発信・誘客事業を実施することで、市民や来訪者に対する歴史や文化の周知をきめ細やかに行うことができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(4)-5
事業名	旧信濃川田駅保存活用事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>大正11年(1922)建築の長野電鉄旧屋代線信濃川田駅について、地域住民が主体的に利活用できるよう支援を行う</p>  <p>川田駅舎</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御柱祭などの伝統的な祭礼に関する説明をする場、また、地域の集える場として、旧信濃川田駅を活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(4)-6
事業名	川田宿PR活用事業
事業主体	川田宿ガイドの会
事業期間	平成26年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>「川田宿ガイドの会」は、江戸時代に北国街道松代道の宿場であった「川田宿」の歴史的まちなみや伝統的な祭礼行事を、地域の小学生など地域住民や来訪者に伝え、地域の誇りとして広く認知してもらうため、ガイドマップを作成し、マップを活用したまち歩きガイドを行うなど、主体的な活動に取り組む。</p> <p>市は、活動の情報発信など、継続した支援を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>まち歩きガイドの様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>冊子「川田宿の遺跡・文化財の再発見」 令和3(2021)年1月12日 発行</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的なまちなみや伝統的な祭礼など、地域に残る歴史的風致の認知を広める活動は、地域住民の地域への自信や誇り、愛着の高まり、さらには、歴史的資産の継承、地域活性化やコミュニティ維持にもつながるため、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> <p>また、このような主体的な地域住民の活動に対し、行政が支援することは、活動の支えとなり、継続性が図れる。</p>

重点区域名称	鬼無里地区
事業番号	(4)-7
事業名	鬼無里地域の伝統的祭礼等PR事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度 【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鬼無里地域全域
事業概要	<p>白髯神社の祭礼、鬼無里神社の祭礼、諏訪神社の御柱祭をはじめとした鬼無里に伝わる伝統的な祭礼等について、鬼無里観光振興会と連携し、ホームページやSNS等を活用した情報発信を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>鬼無里第24回諏訪神社御柱祭(R4.5月)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鬼無里観光振興会と連携したPR活動</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鬼無里地域で継承する伝統的な祭礼について、地域内外に積極的な情報発信を行うことで、地元住民や観光客の関心を高めると同時に、地域内外からの支援者を募ることで、伝統的な祭礼に親しむ機会や参加できる機会を創出し、担い手や継承者の育成につなげることは、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代地区
事業番号	(5)-1
事業名	松代町文化財保存活用推進事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和13年度【第1期計画から継続】
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>長野市内で、文化財施設が特に多く集積する松代地区において、文化財施設を活用したまちづくりを推進するため、文化財ボランティアの育成やボランティアの会の活動支援、同会と協働による市民ワークショップの開催等を推進する(社会教育関係事業補助金)。</p> <p>また、松代地区における文化財施設の中核施設である真田宝物館について、施設の老朽化が進んでいるほか、収蔵庫の不足等の諸問題が生じているため、真田宝物館の建て替えを含めた、松代地区全体の文化財を活用するための調査研究を行う。</p>  <p style="text-align: center;">真田宝物館</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>これまでの保存整備事業によって、適切な維持・保全が図られてきた松代地区の文化財施設について、それぞれの特徴を活かした公開活用を積極的に進めることにより、松代地区の文化財施設を活かしたまちづくりを効果的に行うことが可能になり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 ❖ 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、指定基準に則り、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定して保存を図っていく。

また、重点区域内の歴史的建造物を継続的に調査し、随時追加して指定していく。

2 ❖ 歴史的風致形成建造物の指定基準

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財、同法第132条第1項に基づく登録記念物
- (2) 長野県文化財保護条例(昭和50年条例第44号)第4条第1項に基づく県宝、同条例第30条第1項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
- (3) 長野市文化財保護条例(昭和51年長野市条例第74号)第4条第1項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第31条第1項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
- (4) 景観法(平成16年法律第110条)第19条第1項に基づく景観重要建造物
- (5) 長野市伝統環境保存条例(昭和58年長野市条例第19号)第6条第2項第2号に基づく伝統環境を構成している建造物等
- (6) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成28年長野市条例第25号)第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物(ただし、重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)
- (7) その他、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

3 ◆ 歴史的風致形成建造物の指定及び候補

第1期計画で指定した歴史的風致形成建造物は、引き続き、第2期計画でも指定を行う。

歴史的風致形成建造物の候補として、国宝善光寺本堂の参道や境内に位置する仁王門や鐘楼、また、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社に加え、屋台や神楽の巡行が行われる歴史的まちなみが想定される。

これらの建築物以外にも、付属する門や土塀等の工作物やこれと一体となる寺社の社叢や参道、庭園などについても歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを指定していく。

4 ◆ 歴史的風致形成建造物指定一覧

第1期計画で歴史的風致形成建造物に指定した建造物は、以下のとおりである。

指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
1	大英寺 本堂・表門 	大英寺 寛永元年 (1624)	平成26年(2014) 3月27日 県宝	城下町松代 及び松代道 145ページ
2	松巖寺 観音堂 	松巖寺 寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)	平成26年(2014) 3月27日 市指定有形文化財	鬼無里の 伝統的祭礼 182ページ
3	宿坊 神原主屋 	個人 明治中期	平成26年(2014) 3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017) 3月1日指定解除	

指定番号	名称 外観	所有者 建築年	指定日 指定基準	関連歴史的 風致
4	武井旅館 主屋 	個人 延享2年 (1745)	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
5	横倉旅館 主屋・門 	個人 明治4年 (1871)から 明治6年 (1873)頃	平成26年(2014)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
6	久山館 石垣 	個人 江戸初期	平成28年(2016)3月27日 重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため、平成29年(2017)3月1日指定解除	
4	常德院 門 	常德院 明治初期	令和3年(2021) 8月26日 登録有形文化財	善光寺周辺 寺社の祭礼 84ページ

歴史的風致形成建造物の 管理の指針となるべき事項

1 ❖ 歴史的風致形成建造物の維持、管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例などにより指定等がされている建造物は、その法令に基づき、そのほかの建造物は、歴史的風致を形成する特性、価値に基づいて適切に維持、管理を行う。修理に当たっては、歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復元に努める。

また、歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的に公開、活用を図る。公開に関しては、外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を促進する。

2 ❖ 個別の事項

(1) 県宝(建造物)及び市指定有形文化財(建造物)

建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。

建造物の維持、管理または公開活用のために保存修理する場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づくことを原則とする。また、防災等に必要な管理施設を付加する場合は、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導や助言を踏まえて実施するものとする。

(2) 登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物及び市条例に基づいて指定または登録された建造物

外観の維持、保存を基本とする。

本市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持、保存を基本とする。

民間所有の建造物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

(3) 県、市指定の記念物及び登録記念物

現状保存を基本とする。

維持、管理及び公開活用のための保存修理、復元等を行う場合は、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復元等を原則とする。防災等に必要な管理施設を付加する場合は、記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

民間所有の記念物については、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関係する附属機関、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

3 ◆ 届出が不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- (1) 文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財で、同法第64条第1項に基づく現状変更の届出を行った場合
- (2) 文化財保護法第132条第1項に基づく登録記念物で、同法第133条の3に基づく現状変更の届出を行った場合
- (3) 長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく県宝で、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (4) 長野県文化財保護条例第30条第1項に基づく県史跡名勝天然記念物で、同条例第34条で準用する同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- (5) 長野市文化財保護条例第4条第1項に基づく指定有形文化財で、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- (6) 長野市文化財保護条例第31条第1項に基づく指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条で準用する同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- (7) 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- (8) 長野市伝統環境保存条例第6条第2項第2号に基づく伝統環境を構成している建造物等で、同条例第7条第1項に基づく行為の届出を行った場合
- (9) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例第3条第2項第2号に基づく伝統的建造物(重要伝統的建造物群保存地区内のものを除く)で同条例第4条第1項に基づく現状変更行為の許可申請を行った場合

長野市文化財一覧

(国・県・市指定等文化財)

(令和5年11月1日現在)

指 定	指定区分	件数	内 訳
国 指 定	国 宝	1	建造物 1
	重 要 文 化 財	30	建造物 7、絵画 2、彫刻 15、工芸品 3、書跡 2、歴史資料 1
	史跡・名勝・天然記念物	7	史跡 6、天然記念物 1
国 選 定	重要伝統的建造物群保存地区	1	重要伝統的建造物群保存地区 1
国 選 択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1
(国認定)	重 要 美 術 品	6	絵画 2、彫刻 1、工芸品 2、書跡 1
国 登 録	登録有形文化財	136	建造物 136 (60箇所)
	登録記念物	8	名勝地 8
県 指 定	県 宝	31	建造物 11、絵画 2、彫刻 8、工芸品 7、書跡 2、考古資料 1
	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財 1
	無形民俗文化財	4	無形民俗文化財 4
	史跡・名勝・天然記念物	22	史跡 5、名勝 1、天然記念物 16
市 指 定	有 形 文 化 財	142	建造物 65、絵画 8、彫刻 27、工芸品 15、書跡 2、文書 10、考古資料 12、歴史資料 3
	無 形 文 化 財	7	無形文化財 7
	有形民俗文化財	14	有形民俗文化財 14
	無形民俗文化財	9	無形民俗文化財 9
	史跡・名勝・天然記念物等	119	史跡 46、名勝 3、天然記念物 69、名勝・天然記念物 1
市 選 択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 8
市 指 定	選定保存技術	1	選定保存技術 1
合 計		548	

(1) 国指定

ア 国宝

種別	指定年月日	名称	件数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
建造物	昭28. 3.31	善光寺本堂 <small>ぜんくわうじほんどう</small> 附厨子1基	1棟	善光寺	元善町	1

イ 重要文化財

種別	指定年月日	名称	件数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
建造物	昭11. 9.18	葛山落合神社 <small>かつらぎのやまおちあわせじんじゃ</small> 本殿附棟札一枚	1棟	葛山落合神社	入山	21
建造物	昭40. 5.29	善光寺三門	1棟	善光寺	元善町	175
建造物	昭40. 5.29	善光寺経藏	1棟	善光寺	元善町	23
建造物	昭46. 6.22	真田信重 <small>まのあたののぶしげ</small> 霊屋、附前机1脚、釣燈籠2個	1棟	西楽寺	松代町西条	24
建造物	昭51. 5.20	真田信之 <small>まのあたののぶのり</small> 之霊屋(宝殿・表門)	2棟	管理団体 長国寺	松代町松代	42
建造物	昭61. 1.22	旧横田家住宅主屋・表門・隠居屋・土蔵2棟	5棟	長野市	松代町松代	173
建造物	昭34. 6.27	白髯神社 <small>しろひげ</small> 本殿	1棟	白髯神社	鬼無里日影	234
絵画	大 4. 3.26	絹本着色阿彌陀聖衆來迎図 <small>くわんぼんしきあまたのしょうらいごう</small>	2幅	清水寺	北野美術館	2
絵画	平25. 6.19	絹本着色阿彌陀聖衆來迎図	1幅	大本願	元善町	182
彫刻	明39. 4.14	金銅阿彌陀如来及脇侍立像 <small>こんどうあまたのりやうがいわきざむらい</small>	3軀	善光寺	元善町	3
彫刻	明39. 4.14	銅造釈迦涅槃像	1軀	世尊院	元善町	4
彫刻	大 3. 8.25	木造阿彌陀如来坐像	1軀	蓮台寺	若穂綿内	5
彫刻	大 3. 8.25	木造聖觀音立像 <small>しじょうくわんおん</small>	1軀	瀬脇觀世音 保存会	七二会己瀬脇	6
彫刻	大 4. 3.26	木造伝子安 <small>でんこやす</small> 荒神坐像	1軀	蓮香寺、 三宝寺	篠ノ井山布施村山	7
彫刻	大12. 8. 4	木造聖觀音立像 <small>しじょうくわんおん</small>	1軀	清水寺	若穂保科	8
彫刻	大12. 8. 4	木造千手觀音及脇侍地藏菩薩像 <small>せんじゆくわんおん</small>	1軀	清水寺	若穂保科	9
彫刻	大12. 8. 4	木造阿彌陀如来立像	1軀	清水寺	若穂保科	10
彫刻	大12. 8. 4	木造薬師如来坐像	1軀	清水寺	若穂保科	11
彫刻	昭12. 5.25	銅造觀音菩薩立像	1軀	個人	若槻吉字山千寺	13
彫刻	昭12. 8.25	木造広目天立像・木造多聞天立像 <small>こうもくてん</small>	2軀	清水寺	若穂保科	12
彫刻	昭12. 8.25	木造十一面觀音立像	1軀	觀音寺	信更町下平	14
彫刻	昭12. 8.25	木造千手觀音立像	1軀	清水寺	松代町西条	15
彫刻	昭12. 8.25	木造觀音菩薩立像	1軀	清水寺	松代町西条	16

種別	指定年月日	名称	件数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
彫刻	昭12. 8.25	造地藏菩薩立像	1 軀	清水寺	松代町西条	17
工芸品	大 3. 8.25	鉄鍬形	1 個	清水寺	市立博物館	18
工芸品	昭36. 2. 7	大太刀(青江)銘備中国住人□□延文六年二月日	1 口	長野市	真田宝物館	19
工芸品	昭41. 3.26	牙笏	1 枚	戸隠神社	戸隠神社中社	232
書跡	昭 9. 1.30	紙本墨書源氏物語事書	1 卷	大勸進	元善町	20
書跡	昭 9. 1.30	紙本墨書法華経殘闕	4 卷	戸隠神社	戸隠神社中社	233
歴史資料	昭63. 6. 6	善光寺造営図(享祿四年四月)	8 幅	大勸進	元善町	174

ウ 史跡・名勝・天然記念物

種別	指定年月日	名称	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
史跡	昭28. 3.31	旧文武学校	長野市	松代町松代	25
史跡	昭52. 7.14	川柳將軍塚古墳、姫塚古墳	湯ノ入神社 ほか	篠ノ井石川	50
史跡	昭56. 4.11	松代城跡附新御殿跡	長野市	松代町松代	51
史跡	昭62.12.25	松代藩主真田家墓所	長国寺	松代町松代	106
史跡	平 9. 7.28	大室古墳群	長野市ほか	松代町大室	199
史跡	平19. 2. 6	埴科古墳群 土口將軍塚古墳	個人	松代町岩野	412
天然 記念物	昭10.12.24	素桜神社の神代ザクラ	素桜神社	泉平	26

(2) 国選定

ア 重要伝統的建造物群保存地区

選定年月日	名称	所有者又は 管理者	所在地	台帳 番号
平29. 2.23	長野市戸隠伝統的建造物群保存地区		戸隠中社・ 宝光社区	482

(3) 国選択

ア 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

選択年月日	名 称	所有者又は 管理者	所 在 地	台帳 番号
平 8.11.28	高岡の <small>かとうまき</small> 小豆焼き行事	保科高岡区	若穂保科高岡区	172

(4) 国認定

ア 重要美術品

種 別	認定 年月日	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
絵 画	昭10.12.13	絹本著色中壽老左右鴛鴦図圓山應舉筆	3 幅	北野美術館	若穂綿内	209
絵 画	昭23. 4.27	紙本金地著色四条歌舞伎祇園社頭図	1 双	個人	西尾張部	30
彫 刻	昭20. 8. 3	銅造地藏菩薩坐像	1 軀	善光寺	元善町	34
工 芸 品	昭18.10. 1	<small>ごまか</small> 五輪杵	1 柄	大勸進	元善町	32
工 芸 品	昭18.10. 1	銅鐘	1 口	善光寺	元善町	33
書 跡	昭11. 9.12	紙本墨書和漢朗詠集上卷断簡(伊豫切)(十五夜)	1 幅	北野美術館	若穂綿内	210

(5) 国登録

ア 登録有形文化財

種 別	登録年月日 (告示)	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
建 造 物	平 9. 6.24	藤屋旅館	1 棟	(株)藤屋	大門町	205
建 造 物	平11. 9. 7	小林家住宅主屋、北蔵(味噌蔵・文庫蔵)、正門、 燻蒸蔵	4 棟	個人	稲里町田牧	211
建 造 物	平13.12. 4	利久堂酒井家住宅主屋、長屋門、土蔵、味噌蔵、 庭塀	5 棟	(有)利久堂	川合新田	214
建 造 物	平15. 2.26	中澤時計本店	1 棟	個人	大門町	221
建 造 物	平15. 4. 8	金鶏会館(長野県長野高等学校旧南校舎)	1 棟	(社)金鶏会	上松	222
建 造 物	平15. 4. 8	三原屋商店店舗、北蔵、中蔵、東蔵、南蔵、西蔵	6 棟	(株)三原屋	桜枝町	223
建 造 物	平16. 3.29	北村家住宅主屋、門、局舎	3 棟	個人	若穂川田	227
建 造 物	平17. 2.28	日本クレーン協会長野支部博物館(旧池田警察署庁 舎)	1 棟	(社)日本ク レーン協会	篠ノ井布施五明	386

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
建造物	平17. 2.28	旧徳善院本堂、庫裏(極意家神殿、宿坊)	2棟	個人	戸隠中社	387
建造物	平17.12.27	日暮し庵店舗、鎮守社	2棟	個人	松代町松代	388
建造物	平17.12.27	宮澤家住宅主屋	1棟	個人	松代町松代	389
建造物	平17.12.27	美濃屋土蔵	1棟	個人	松代町松代	390
建造物	平17.12.27	祝神社本殿、拝殿	2棟	宗教法人 祝神社	松代町松代	391
建造物	平17.12.27	八田家住宅主屋、大土蔵、土蔵、長土蔵、塀、表 門	6棟	(株)八田金物 店	松代町松代	392
建造物	平17.12.27	かどや商店店舗	1棟	個人	松代町松代	393
建造物	平17.12.27	松下家住宅主屋、作業所	2棟	個人	松代町松代	394
建造物	平17.12.27	山岸家住宅長屋門、旧牛乳処理場	2棟	個人	松代町松代	395
建造物	平17.12.27	倉澤家住宅長屋門	1棟	個人	松代町松代	396
建造物	平17.12.27	象山神社本殿、拝殿・祝詞殿、宝殿、絵馬殿、齋 館、社務所	6棟	象山神社	松代町松代	397
建造物	平17.12.27	恩田家住宅主屋	1棟	個人	松代町松代	398
建造物	平17.12.27	馬場家住宅長屋門	1棟	個人	松代町松代	399
建造物	平17.12.27	齋藤家住宅離れ、近土蔵、米蔵及び質蔵	3棟	個人	松代町清野	400
建造物	平18.11. 9	旧三河屋商店店舗兼住宅、土蔵、味噌蔵、倉庫	4棟	長野市	東町	402
建造物	平18.11. 9	長野聖救主教会	1棟	日本聖公会 中部教区	西長野	403
建造物	平18.11. 9	常德院門	1棟	常德院	元善町	404
建造物	平18.11. 9	小山田家住宅主屋、番所	2棟	個人	松代町松代	405
建造物	平18.11. 9	旧真田勘解由家住宅主屋、鎮守社	2棟	個人	松代町松代	406
建造物	平18.11. 9	長澤家住宅土蔵	1棟	個人	松代町松代	407
建造物	平18.11. 9	杭全家住宅主屋、土蔵	2棟	個人	松代町松代	408
建造物	平18.11. 9	荒神堂	1棟	荒神町自治 会	松代町松代	409
建造物	平18.11. 9	大木家住宅旧主屋	1棟	個人	松代町松代	410
建造物	平18.11. 9	野中家住宅主屋	1棟	個人	松代町松代	411
建造物	平19.10.22	旧信濃中牛馬合資会社社屋	1棟	長野市	大門町	418
建造物	平19.12.19	西山家住宅主屋	1棟	個人	松代町松代	419
建造物	平19.12.19	赤澤家住宅表門	1棟	個人	松代町松代	420
建造物	平19.12.19	藤田家住宅土蔵、表門	2棟	個人	松代町松代	421
建造物	平19.12.19	井上家住宅主屋、表門	2棟	個人	松代町松代	422
建造物	平19.12.19	成澤家住宅主屋	1棟	個人	松代町松代	423
建造物	平19.12.19	長谷川家住宅主屋、土蔵、表門	3棟	個人	松代町松代	424

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
建造物	平20. 7.23	信州大学教育学部書庫(旧長野県庁書籍庫)	1棟	信州大学	長野字下長野	428
建造物	平22. 9.10	五明家住宅離れ座敷、文庫蔵	2棟	個人	松代町松代	461
建造物	平22. 9.10	原山家住宅仲間部屋、表門、塀	3棟	個人	松代町松代	462
建造物	平22. 9.10	恵明寺本堂、鐘楼、山門	3棟	恵明寺	松代町西条	463
建造物	平24. 2.23	東飯田酒造店松の間、酒蔵、土蔵、漬物蔵	4棟	(株)東飯田 酒造店	篠ノ井小松原	465
建造物	平26. 4.25	旧山寺常山家住宅書院、表門、頌徳門	3棟	長野市	松代町松代	469
建造物	平26. 4.25	旧恩田重信家住宅主屋、土蔵	2棟	明治薬科大学	松代町松代	470
建造物	平26. 4.25	梅翁院本堂、山門	2棟	梅翁院	松代町松代	471
建造物	平26. 4.25	長明寺本堂、経蔵、三門	3棟	長明寺	松代町松代	472
建造物	平26.12.19	越志家住宅主屋(旧廣善院客殿)、土蔵	2棟	個人	戸隠宝光社	476
建造物	平26.12.19	玉依比売命神社本殿、拝殿、宗形社本殿、宗形社 拝殿及び本殿覆屋	4棟	玉依比売命 神社	松代町東条	477
建造物	平27.11.17	證蓮寺本堂、聖徳太子堂、鐘楼、山門	4棟	證蓮寺	松代町松代	478
建造物	平27.11.17	布袋屋小林家住宅主屋、土蔵	2棟	個人	松代町松代	479
建造物	平30.11. 2	熊野出速雄神社摂社侍従大神社拝殿、随神門	2棟	熊野出速雄 神社	松代町豊栄	486
建造物	平30.11. 2	典厩寺閻魔堂、山門	2棟	典厩寺	篠ノ井杵淵	487
建造物	令 1.12. 5	小坂家住宅主屋、米蔵、裏倉庫、農機具庫、味噌 蔵、長屋門、裏門、土塀	8棟	個人	村山	488
建造物	令 1.12. 5	光林寺経蔵、鐘楼、山門	3棟	光林寺	篠ノ井小松原	489
建造物	令 2. 8.17	善光寺鐘楼、仁王門	2棟	善光寺	元善町	492
建造物	令 3.10.14	久米路橋	1基	長野県	信州新町水内～信 更町吉原	493
建造物	令 3.10.14	坪根堰堤	1基	長野県	戸隠栃原～祖山	494
建造物	令 4. 2.17	明德寺本堂、山門	2棟	明德寺	松代町豊栄	495

イ 登録記念物

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
記念物	平20. 7.28	旧山寺常山氏庭園		長野市	松代町松代	429
記念物	平20. 7.28	大木氏庭園		個人	松代町松代	430
記念物	平20. 7.28	象山神社園池		象山神社	松代町松代	431
記念物	平20. 7.28	野中氏庭園		個人	松代町松代	432
記念物	平26.10. 6	今井氏庭園		個人	松代町松代	473

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
記念物	平26.10. 6	半田氏庭園		個人	松代町松代	474
記念物	平26.10. 6	宮澤氏庭園		個人	松代町松代	475
記念物	令 2. 3.10	長峯氏庭園(旧河原氏庭園)		個人	松代町松代	491

(6) 県指定

ア 県宝

種別	指定 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
建造物	昭37. 7.12	葛山 <small>かづやま</small> 落合神社境内諏訪社社殿	1棟	葛山落合神社	入山	39
建造物	昭37. 7.12	南方神社本殿	1棟	南方神社	戸隠祖山	237
建造物	昭41.10. 3	大英寺本堂および表門、附板絵著色三十六歌仙図36枚	2棟	大英寺	松代町松代	40
建造物	昭41.10. 3	林正寺本堂および表門	2棟	林正寺	松代町清野	41
建造物	昭41.10. 3	真田信弘霊屋および表門	2棟	長国寺	松代町松代	43
建造物	昭41.10. 3	長国寺開山堂	1棟	長国寺	松代町松代	44
建造物	昭41.10. 3	開善寺経蔵 <small>きんくら</small> 附棟札1枚	1棟	開善寺	松代町西条	45
建造物	昭46.12.20	旧長野県師範学校教師館	1棟	北野建設株式会社	上ヶ屋	46
建造物	昭46.12.20	旧ダニエル・ノルマン邸	1棟	北野建設株式会社	上ヶ屋	47
建造物	平 6. 8.15	熊野 <small>いすゞのお</small> 出速雄神社本殿	1棟	熊野出速雄神社	松代町豊栄	179
建造物	平18. 4.20	旧前島家住宅主屋 附表門、土蔵、三社(棟札付)、庭園を含む宅地	4棟	長野市	松代町松代	401
絵画	平 7. 9.21	絹本着色釈迦三尊像	1幅	大勸進	元善町	181
絵画	平27. 2.19	絹本着色善光寺如来絵伝	3幅	淵之坊	元善町	467
彫刻	昭34.11. 9	木造伝観音菩薩立像	1軀	正覚院	安茂里	35
彫刻	昭37. 7.12	木造金剛力士立像	2軀	長勝寺	信更町三水	36
彫刻	昭44.10. 2	木造薬師如来立像	1軀	清水寺	松代町西条	37
彫刻	平21.10.22	木造聖観音菩薩立像	1軀	正法寺	中条日下野	446
彫刻	平21.10.22	木造四天王立像	2軀	正法寺	中条日下野	447
彫刻	平29. 3.16	木造地藏菩薩立像	1軀	長谷寺	篠ノ井塩崎	64
彫刻	令 2. 3.16	木造不動明王立像	1軀	不動寺	青木島町大塚	212
彫刻	令 2. 9.28	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	3軀	無常院	安茂里小市	63

種別	指定年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
工芸品	昭41. 2.24	短刀 銘正雄	1口	長野県	長野県立美術館	38
工芸品	昭44.10. 2	玉依比売命神社児玉石	591顆	玉依比賣命 神社	真田宝物館	48
工芸品	昭44.10. 2	銅製不動明王御正躰	鏡1面	個人	戸隠宝光社	236
工芸品	昭52.11.17	短刀 銘源清麿	1口	個人	南長野	138
工芸品	平 3. 2.14	短刀 銘吉光	1口	長野市	真田宝物館	177
工芸品	平 3. 2.14	刀 無銘(三原の刀)	1口	長野市	真田宝物館	178
工芸品	昭40. 1.14	太刀(銘：為窪田清音君山浦環源清麿製弘化丙午八月日)	1口	個人	小島田町	464
書跡	昭47. 4.27	真田家文書	381点	長野市	真田宝物館	136
書跡	平 7. 2.16	戸隠山巖光寺流記并序	1巻	戸隠神社	戸隠神社	238
考古資料	昭49. 1.17	伝川柳將軍塚古墳出土品	鏡6面 玉類等 668点	布制神社	市立博物館	80

イ 有形民俗文化財

種別	登録年月日 (告示)	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
有形民俗文化財	平30. 9.27	小正月関係資料コレクション		長野市	市立博物館	485

ウ 無形民俗文化財

種別	指定年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
無形民俗文化財	平 7. 2.16	長谷及び越のドンドヤキ		長谷第三、 越第一・第 二、越第 三・第四常 会	篠ノ井塩崎長谷、 越	180
無形民俗文化財	平 9. 8.14	芦ノ尻の道祖神祭り		芦ノ尻道祖 神祭保存会	大岡丙	247
無形民俗文化財	平27. 2.19	戸隠神社太々神楽		戸隠神社	戸隠	460
無形民俗文化財	平29. 3.16	犀川神社の杜煙火		犀川神社の 杜煙火保存 会	安茂里	198

Ⅰ 史跡・名勝・天然記念物

種別	指定年月日	名称	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
史跡	昭35. 2.11	佐久間象山宅跡	長野市	松代町松代	49
史跡	昭40. 2.25	菅間王塚古墳	個人	松代町東条	52
史跡	昭40. 2.25	桑根井空塚 <small>くまねいそらづみ</small>	個人	松代町豊栄	53
史跡	昭54. 3.22	戸隠神社信仰遺跡	戸隠神社	戸隠中社・奥社・ 宝光社	239
史跡	昭41. 3.31	牧之島城跡	長野市ほか	信州新町牧野島	433
名勝	平 2. 2.19	奥裾花峡谷	国・県・市	鬼無里奥裾花	243
天然 記念物	昭37. 9.27	真島のクワ	個人	真島町真島	54
天然 記念物	昭37. 2.12	豊岡のカツラ	本願寺 長野別院	戸隠豊岡	240
天然 記念物	昭37. 7.12	新井のイテイ	新井・別府 区	鬼無里新井	244
天然 記念物	昭43. 3.21	象山のカシワ	長野市	松代町西条	55
天然 記念物	昭48. 3.12	戸隠神社奥社社叢	戸隠神社	戸隠奥社	241
天然 記念物	昭48. 9.13	塚本のビャクシン	個人	若穂川田	116
天然 記念物	昭62. 8.17	深谷沢の蜂の巣状風化岩	鬼無里町区	鬼無里深谷沢	245
天然 記念物	平 4. 2.20	大柳及び井上の枕状溶岩	個人	若穂綿内	176
天然 記念物	平 6. 2.17	戸隠川下のシンシュウゾウ化石	長野市	戸隠地質化石博物 館	242
天然 記念物	平12. 9.21	奥裾花自然園のモリアオガエル繁殖地	長野市	鬼無里奥裾花	246
天然 記念物	平15. 9.16	つつじ山のアカシデ	長野市	豊野町川谷	235
天然 記念物	昭54.12.17	山穂刈のクジラ化石	長野市	信州新町化石博物 館	434
天然 記念物	平19. 1.11	裏沢の絶滅セイウチ化石	長野市	信州新町化石博物 館	435
天然 記念物	平19. 1.11	菅沼の絶滅セイウチ化石	長野市	信州新町化石博物 館	436
天然 記念物	平19. 1.11	大口沢のアシカ科化石	長野市	信州新町化石博物 館	437
天然 記念物	昭37. 7.12	日下野のスギ	大内山神社	中条日下野	445

(7) 市指定等

ア 有形文化財

種別	指定等年月日	名称	員数	所有者又は管理者	所在地	台帳番号
建造物	昭42.11. 1	守田迺神社本殿	1棟	守田迺神社	高田中村	84
建造物	昭42.11. 1	矢沢家の表門	1棟	長野市	松代町松代	85
建造物	昭42.11. 1	石造宝篋印塔	2基	善光寺	元善町	86
建造物	昭42.11. 1	石幢(笠仏)	1基	竹原区	松代町東条	87
建造物	昭42.12.20	旧松代藩鐘楼	1棟	長野市	松代町松代	90
建造物	昭44. 9.10	源関神社本殿及び棟札	1棟・1枚	源関神社	松代町豊栄	88
建造物	昭44. 9.10	石造多層塔	1基	方田区	篠ノ井二ツ柳	89
建造物	昭49. 7.20	石造宝篋印塔	1基	塚本区	若穂川田	131
建造物	昭49. 7.20	旧白井家表門	1棟	長野市	松代町松代	132
建造物	昭53. 3.25	正満寺の山門(鐘楼)	1棟	正満寺	若穂綿内	143
建造物	昭53. 3.25	中越の庚申塔	1基	中越庚申講中	中越	144
建造物	昭54. 3.12	高義亭	1棟	象山神社	松代町松代	153
建造物	昭56. 8.17	旧作新学校本館	1棟	長野市	稲里町下水鉤	162
建造物	平 3.12.20	石造宝篋印塔	1基	大安寺	七二会甲	190
建造物	平 5. 1.20	諏訪神社本殿	1棟	諏訪神社	浅川西条	192
建造物	平 7. 1.20	大鋒寺真田信之霊屋	1棟	大鋒寺	松代町柴	197
建造物	平16. 2.20	有旅の高札場	1棟	篠ノ井有旅御高札場保存会	篠ノ井有旅	226
建造物	平16. 8.18	北郷朝川原神社	2棟	北郷朝川原神社	浅川北郷	228
建造物	平17. 1. 1	古宮神社本殿	1棟	古宮神社	戸隠豊岡	279
建造物	平17. 1. 1	戸隠志垣鬼の塚五輪塔	1基	志垣区	戸隠栃原	280
建造物	平17. 1. 1	中社の納経供養塔	1基	中社組	戸隠中社	281
建造物	平17. 1. 1	土倉文珠堂	1棟	土倉区	鬼無里土倉	316
建造物	平17. 1. 1	松島大日堂	1棟	松原区	鬼無里松原	317
建造物	平17. 1. 1	諏訪神社宝蔵校倉造り	1棟	財又区	鬼無里財又	318
建造物	平17. 1. 1	松巖寺経蔵	1棟	松巖寺	鬼無里町	319
建造物	平17. 1. 1	松巖寺観音堂	1棟	松巖寺	鬼無里町	320
建造物	平17. 1. 1	加茂神社本殿	1棟	加茂神社	鬼無里東京	321
建造物	平17. 1. 1	諏訪神社本殿	1棟	諏訪神社	鬼無里財又	322

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
建造物	平17. 1. 1	皇大神社本殿	1棟	皇大神社	鬼無里押出	323
建造物	平17. 1. 1	十二神社本殿	1棟	十二神社	鬼無里中田	324
建造物	平17. 1. 1	三嶋神社本殿	1棟	三嶋神社	鬼無里一之坂	325
建造物	平17. 1. 1	皇大神社本殿	1棟	皇大神社	鬼無里高橋	326
建造物	平17. 1. 1	鬼無里神社本殿	1棟	鬼無里神社	鬼無里町	327
建造物	平17. 1. 1	荒倉山神社本殿	1棟	荒倉山神社	鬼無里上新倉	328
建造物	平17. 1. 1	津島神社本殿	1棟	津島神社	鬼無里小鬼無里	329
建造物	平17. 1. 1	天神社本殿	1棟	天神社	鬼無里岡	330
建造物	平17. 1. 1	虫倉神社本殿	1棟	虫倉神社	鬼無里日影	331
建造物	平17. 1. 1	大姥神社本殿	1棟	大姥神社	鬼無里日下野	332
建造物	平17. 1. 1	三社神社本殿	1棟	三社神社	鬼無里瀬戸	333
建造物	平17. 1. 1	朝日社	1棟	朝日社	鬼無里土倉	334
建造物	平17. 1. 1	金刀比羅神社本殿	1棟	金刀比羅神社	鬼無里下新倉	335
建造物	平17. 1. 1	松原神社本殿	1棟	松原神社	鬼無里松原	336
建造物	平17. 1. 1	春日神社本殿	1棟	春日神社	鬼無里西京	337
建造物	平17. 1. 1	皇大神社本殿	1棟	皇大神社	鬼無里日影	338
建造物	平17. 1. 1	大姥神社本殿	1棟	大姥神社	鬼無里日影	339
建造物	平17. 1. 1	十二神社本殿	1棟	十二神社	鬼無里岩下	340
建造物	平17. 1. 1	日之御子神社本殿	1棟	日之御子神社	鬼無里日影	341
建造物	平17. 1. 1	地藏堂	1棟	個人	鬼無里小鬼無里	342
建造物	平17. 1. 1	正福寺鎮守堂	1棟	正福寺	鬼無里日影	343
建造物	平17. 1. 1	松巖寺鎮守堂	1棟	松巖寺	鬼無里町	344
建造物	平17. 1. 1	諏訪神社本殿	1棟	諏訪神社	鬼無里川浦	345
建造物	平17. 1. 1	飯綱神社本殿	1棟	飯綱神社	鬼無里日影	346
建造物	平17. 1. 1	塩竈神社	1棟	長岩組	大岡丙	376
建造物	平20. 3.27	旧樋口家住宅(主屋・土蔵・長屋)	3棟	長野市	松代町松代	427
建造物	平22. 1. 1	安養寺境内出土遺物群		安養寺	信州新町上条	439
建造物	平22. 1. 1	宮殿	1棟	正法寺	中条日下野	448
建造物	平22. 1. 1	諏訪社本殿(西宮)	1棟	個人	中条	451
建造物	平22. 1. 1	皇足穂命神社本殿(東宮)	1棟	個人	中条	452
建造物	平22. 1. 1	岩井堂観音堂	1棟	性乗寺	中条日下野	459
建造物	平24. 4.11	白鳥神社三社本殿・拜殿・絵馬殿	3棟	白鳥神社	松代町西条	466

種 別	指定等 年月日	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
建 造 物	平24. 4.11	寺町商家(旧金箱家住宅)主屋・北之蔵・離れ・質蔵・南之蔵・学問所・表門	7 棟	長野市	松代町松代	468
建 造 物	平30. 3. 9	八櫛神社社殿(ブランド薬師)	1 棟	八櫛神社	浅川一ノ瀬	483
建 造 物	平30. 3. 9	戸隠田頭の巖窟観音堂	1 棟	巖窟観音堂	戸隠栃原	484
建 造 物	令 2. 3. 6	葛山落合神社拜殿	1 棟	葛山落合神社保存会	入山	490
建 造 物	令 5. 3. 2	布制神社本殿附棟札 2 枚	1 棟	布制神社	篠ノ井布施五明	496
絵 画	昭42.11. 1	紙本著色親鸞聖人伝絵	4 卷	康楽寺	篠ノ井塩崎	71
絵 画	昭47. 3. 1	佐久間象山筆紙本水墨山水図	1 幅	個人	松代町松代	72
絵 画	昭55. 6. 2	白衣観音坐像図	1 幅	寛慶寺	東之門町	157
絵 画	平 3. 2.28	絹本著色親鸞聖人絵伝	4 幅	善敬寺	吉田	183
絵 画	平 3. 2.28	紙本著色花鳥の図	2 幅	善敬寺	吉田	184
絵 画	平 3. 2.28	絹本著色蓮如上人絵伝	4 幅	西巖寺	大町	185
絵 画	平 3. 2.28	紙本著色鬼女紅葉狩の図	1 幅	西巖寺	大町	186
絵 画	平14. 9.11	御柱祭行列図大絵馬	1 幅	武井神社	東町	217
彫 刻	昭42.11. 1	木造毘沙門天像	1 軀	世尊院	元善町	60
彫 刻	昭42.11. 1	木造伐折羅大将像	1 軀	大本願	元善町	61
彫 刻	昭42.11. 1	木造聖徳太子立像	1 軀	大本願	元善町	62
彫 刻	昭42.11. 1	木造阿弥陀如来立像	1 軀	西楽寺	松代町西条	65
彫 刻	昭42.11. 1	木造毘沙門天像	1 軀	清水寺	松代町西条	66
彫 刻	昭42.11. 1	木造聖観音菩薩立像	1 軀	切勝寺	川中島町今井	67
彫 刻	昭44. 9.10	木造金剛力士像	2 軀	寛慶寺	東之門町	68
彫 刻	昭44. 9.10	木造大日如来坐像	1 軀	長野市	市立博物館	69
彫 刻	昭44. 9.10	木造聖観音菩薩立像	1 軀	地藏院	田子	70
彫 刻	昭49. 7.20	銅造観音菩薩立像	1 軀	個人	若穂保科	133
彫 刻	昭53. 3.25	石造地藏菩薩坐像 石造薬師如来坐像	2 軀	布施高田区	篠ノ井布施高田	139
彫 刻	昭53. 3.25	木造苾芻地藏像	1 軀	西光寺	北石堂町	140
彫 刻	昭53. 3.25	白鳥神社の木造神馬	1 軀	白鳥神社	松代町西条	141
彫 刻	平 5. 1.20	木造大日如来坐像 木造阿弥陀如来坐像 木造弥勒菩薩坐像	3 軀	熊野出速雄神社	松代町豊栄	193
彫 刻	平 9. 4. 1	木造阿弥陀如来及両脇侍立像	3 軀	世尊院	元善町	203
彫 刻	平17. 1. 1	大乘院の木造千手観世音菩薩立像	1 軀	大乘院	豊野町蟹沢	250
彫 刻	平17. 1. 1	桃源院本堂向拝柱龍彫刻	1 対	桃源院	豊野町南郷	249
彫 刻	平17. 1. 1	木造毘沙門天像	1 軀	長秀院	豊野町石	251

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
彫刻	平17. 1. 1	木造地藏菩薩立像延命地藏	1 軀	地藏菩薩管理委員会	戸隠祖山	278
彫刻	平17. 1. 1	木造釈迦如来像	1 軀	松巖寺	鬼無里町	307
彫刻	平17. 1. 1	山角観音堂の日不見観世音菩薩	1 軀	個人	鬼無里山角	308
彫刻	平17. 1. 1	観ノ山百体観音	100 体	個人	大岡中牧	374
彫刻	平17. 1. 1	金剛力士像	2 軀	高巖寺	大岡甲	375
彫刻	平22. 1. 1	木造聖観音立像	1 軀	廣福寺	中条御山里	453
彫刻	平22. 1. 1	木造地藏菩薩半跏像	1 軀	大塩区	中条	454
彫刻	平22. 1. 1	木造聖観音立像	1 軀	個人	中条日下野	457
彫刻	平22. 1. 1	木造百体観音像	1	個人	中条住良木	458
工芸品	昭42.11. 1	木造百万塔	1 基	大本願	元善町	73
工芸品	昭42.11. 1	木造百万塔	1 基	寛慶寺	東之門町	74
工芸品	昭42.11. 1	木造百万塔	1 基	往生寺	往生地	75
工芸品	昭47. 3. 1	六角銅製釣燈籠	1 口	玉照院	元善町	76
工芸品	昭53. 3.25	木造百万塔	1 基	西光寺	北石堂町	142
工芸品	平 3. 2.28	五鈷鈴	1 個	世尊院	元善町	187
工芸品	平 3. 2.28	羯磨金剛	1 個	世尊院	元善町	188
工芸品	平10. 8. 1	漆地彩色装神輿(玉依比売命神社の神輿)	1 基	玉依比売命神社	松代町東条	206
工芸品	平17. 1. 1	銅製経筒・珠洲焼壺	1 組	鷲寺諏訪社	市立博物館	252
工芸品	平17. 1. 1	神楽	1 点	白髯神社	鬼無里ふるさと資料館	309
工芸品	平17. 1. 1	神楽	1 点	加茂神社	鬼無里ふるさと資料館	310
工芸品	平17. 1. 1	山車	1 輛	皇大神社	鬼無里ふるさと資料館	311
工芸品	平17. 1. 1	山車	1 輛	鬼無里神社	鬼無里ふるさと資料館	312
工芸品	平17. 1. 1	山車	1 輛	三嶋神社	鬼無里ふるさと資料館	313
工芸品	平17. 1. 1	山車	1 輛	諏訪神社	鬼無里ふるさと資料館	314
書跡	昭47. 3. 1	佐久間象山筆桜の賦	1 幅	長野市	真田宝物館	57
書跡	平17. 1. 1	鷲寺諏訪社奉納俳額	1 幅	鷲寺諏訪社	市立博物館	248
文書	昭47. 3. 1	文禄四年中氷鮑村下氷鮑村御検地帳	1 冊	個人	市立博物館	58
文書	昭47. 3. 1	永井家文書	13冊	個人	箱清水	59

種別	指定等 年月日	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
文 書	昭55. 6. 2	大豆島区有文書	3 通	大豆島区	市立博物館	154
文 書	昭55. 6. 2	東光寺文書	8 通	東光寺	真田宝物館	155
文 書	昭55. 6. 2	海野家文書	30通	個人	真田宝物館	156
文 書	昭56. 8.17	明德寺文書	7 通	明德寺	松代町豊栄	161
文 書	昭63. 3.31	徳川家康書状	2 幅	大木願	元善町	200
文 書	平17. 1. 1	武田晴信願状	1 幅	戸隠神社	戸隠中社	277
文 書	平19. 3.15	内山家文書	22点	長野市	真田宝物館	413
文 書	平19. 3.15	小山田家文書のうち真田信繁書状	2 通	長野市	真田宝物館	414
考 古 資 料	昭42.11. 1	銅製獸形鏡	1 面	長野市	市立博物館	77
考 古 資 料	昭42.11. 1	銅銚及び石製模造銚	各1点	長野市	市立博物館	78
考 古 資 料	昭42.11. 1	埴輪円筒棺	1 点	川柳將軍塚 保存会	市立博物館	81
考 古 資 料	昭42.11. 1	子持勾玉	3 点	更級横田神 社	市立博物館	82
考 古 資 料	昭44. 9.10	素環頭太刀及び内反太刀	2 振	個人	市立博物館	79
考 古 資 料	昭47. 3. 1	蹄脚硯	1 点	長野市	市立博物館	83
考 古 資 料	昭63. 3.31	伊勢宮遺跡出土遺物	313点	塩崎文化財 保存会	塩崎小学校資料室	201
考 古 資 料 附歴史資料	昭58. 3.16	飯綱社古墳出土品 附布制神社御神宝之図	143点 2 卷	布制神社	市立博物館	165
考 古 資 料	平17. 1. 1	上浅野遺跡出土有孔浅鉢型土器	1 点	長野市	市立博物館	253
考 古 資 料	平17. 1. 1	北土井下遺跡出土木簡	8 点	長野市	市立博物館	254
考 古 資 料	平17. 1. 1	南曾峯古墳出土直刀	3 口	長野市	市立博物館	255
考 古 資 料	平22. 1. 1	斎宮遺跡出土遺物群	8 点	水内神社	信州新町水内	442
歴 史 資 料	昭58. 3.16	白磁マリア観音半跏倚像 銅製蠟燭立	2 点	個人	松代町松代	166
歴 史 資 料	平16. 8.18	有旅の高札板	3 枚	個人	篠ノ井有旅	229
歴 史 資 料	平17. 1. 1	松巖寺観音堂算額	1 面	松巖寺	鬼無里町	315

イ 無形文化財

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
無形文化財	昭44. 9.10	大門踊 <small>おとらふ</small>		保持者 大門踊保存会	松代町	115
無形文化財	昭55. 6. 2	大豆島甚句		(保持団体) 大豆島甚句 保存会	大豆島	158
無形文化財	平 3.12.20	善光寺木遣り		(保持団体) 善光寺木遣り 保存会	長野市	191
無形文化財	平15. 8.11	八橋流箏曲		(保持団体) 八橋流箏曲 保存会	松代町	224
無形文化財	平17. 1. 1	南郷神社の男獅子		南郷神社神 楽囃子伝承 会	豊野町南郷	256
無形文化財	平17. 1. 1	浅野神社神楽奉納獅子舞		浅野神社神 楽奉納保存 会	豊野町浅野	257
無形文化財	平17. 1. 1	宣澄踊り <small>せんじよう</small>		宣澄踊り保 存会	戸隠	282

ウ 有形民俗文化財

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
有形民俗文化財	昭42.11. 1	山車	1台	西町上区	市立博物館	92
有形民俗文化財	昭42.11. 1	善光寺の正月行事用具	1式	善光寺堂童 子	元善町	93
有形民俗文化財	昭47. 3. 1	松代焼コレクション	124点	長野市	真田宝物館	95
有形民俗文化財	昭47. 3. 1	保科道祖神碑	1基	道祖神日待 講中	若穂保科	96
有形民俗文化財	昭42.11. 1	中越庚申講人別帳及び用具一式		中越庚申講 中	市立博物館	91
有形民俗文化財	昭42.12.20	妻科庚申講人別帳及び用具一式		妻科庚申講 中	市立博物館	94
有形民俗文化財	平17. 1. 1	観音山石造三十三観音像	33体	豊野区	豊野町豊野	258
有形民俗文化財	平17. 1. 1	一里山の石仏群	12基	二ツ石組	豊野町蟹沢	259

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
有形民俗文化財	平17. 1. 1	北石の石殿型庚申塔①	1基	個人	豊野町石	260
有形民俗文化財	平17. 1. 1	北石の石殿型庚申塔②	1基	個人	豊野町石	261
有形民俗文化財	平17. 1. 1	多賀神社の石殿型庚申塔	1基	多賀神社氏子	豊野町豊野	262
有形民俗文化財	平17. 1. 1	宝蔵院の十王像	11基	宝蔵院	豊野町浅野	263
有形民俗文化財	平17. 1. 1	上浅野の疫神除け	1基	上浅野組	豊野町浅野	264
有形民俗文化財	平17. 1.18	小島区の門灯籠及び舞台	各1基	小島区	小島	385

工 無形民俗文化財

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
無形民俗文化財	昭60. 2. 9	玉依比売命神社の御田祭・児玉石神事・御判神事		玉依比売命神社	松代町東条	170
無形民俗文化財	平13. 8.15	高井穂神社の赤熊 <small>しやうま</small> (奴卷)		高井穂神社 赤熊保存会	高井穂神社元締宅	213
無形民俗文化財	平14. 9.11	芋井甚句		芋井甚句保存会	芋井	218
無形民俗文化財	平17. 1. 1	高峰寺の種蒔会		高峰寺住職 (信徒総代)	大岡中牧	378
無形民俗文化財	平17. 1. 1	川口太神楽		川口地区 (川口神楽保存会)	大岡甲 健大岡神社	379
無形民俗文化財	平17. 1.18	勢獅子	1連	権堂お囃子保存会、権堂獅子連	権堂町	383
無形民俗文化財	平17. 1.18	勢獅子	1連	伊勢町獅子会	松代町松代	384
無形民俗文化財	平19. 3.15	篠ノ井大獅子		篠ノ井大獅子保存会	篠ノ井	415
無形民俗文化財	平22. 1. 1	信級中原流太々神楽囃子		当信神社	信州新町	443

才 史跡・名勝・天然記念物

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
史跡	昭42.11. 1	稲積一里塚	2基	稲田区	稲田	100
史跡	昭42.11. 1	中郷神社前方後円墳	1基	中郷神社	篠ノ井塩崎	101
史跡	昭42.11. 1	腰村前方後円墳	1基	個人	篠ノ井小松原	102
史跡	昭42.11. 1	竹原笹塚古墳	1基	個人	松代町東条	103
史跡	昭42.11. 1	花井吉成之墓	1基	西念寺	松代町松代	104
史跡	昭42.11. 1	恩田木工民親の墓	1基	長国寺	松代町松代	105
史跡	昭42.11. 1	真田信之の墓	1基	大鋒寺	松代町柴	107
史跡	昭42.11. 1	清水寺の仁王門・三重塔・大日堂跡	1件	清水寺	若穂保科	108
史跡	昭42.11. 1	駒沢祭祀遺跡	1件	長野県	上駒沢	109
史跡	昭44. 9.10	大塚古墳	1基	個人	信更町田野口	110
史跡	昭44. 9.10	南向塚古墳	1基	芋井神社	高田	111
史跡	昭44. 9.10	鶴萩古墳	1基	長谷寺	篠ノ井塩崎	112
史跡	昭44. 9.10	池ノ上古墳	1基	個人	篠ノ井塩崎	113
史跡	昭47. 3. 1	丸山古墳群第4号墳	1基	長野市	篠ノ井石川	114
史跡	昭53. 3.25	舞鶴山1. 2号墳	2基	開善寺	松代町西条	145
史跡	昭53. 3.25	籠塚古墳	1基	個人	浅川福岡	146
史跡	昭53. 3.25	越將軍塚古墳	1基	個人	篠ノ井塩崎	147
史跡	昭56. 8.17	葛山城跡		葛山神社他 8人	鐘	163
史跡	昭59.12.14	横田城跡		横田城跡保 存会	篠ノ井会	169
史跡	平 5. 6.10	萩野城跡		個人	七二会丁・中条日 下野	194
史跡	平 7. 1.20	大室古墳群大室谷支群		長野市	松代町大室	199
史跡	平 9. 4. 1	善光寺参道(敷石)		長野市 善光寺	元善町	202
史跡	平14. 9.11	若槻山城跡		個人	浅川西条、若槻東 条	219
史跡	平16.12. 7	旧山千寺観音堂及び境内		個人	吉	231
史跡	平17. 1. 1	八雲台古墳横穴式石室	1基	伊豆毛神社 氏子	豊野町豊野	265
史跡	平17. 1. 1	三日城跡		個人	豊野町石	266
史跡	平17. 1. 1	手子塚城跡		手子塚諏訪 社氏子	豊野町蟹沢	267
史跡	平17. 1. 1	大倉城跡		長野市 個人	豊野町大倉	268

種 別	指定等 年月日	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
史 跡	平17. 1. 1	神護寺跡		粟野神社氏子	豊野町石	269
史 跡	平17. 1. 1	聖林寺跡・同五輪塔群		長野市	豊野町豊野	270
史 跡	平17. 1. 1	福平城跡		今木八幡神社ほか	戸隠栃原	283
史 跡	平17. 1. 1	富士塚		個人	戸隠栃原	284
史 跡	平17. 1. 1	戸隠福平の宣澄祠		個人	戸隠栃原	285
史 跡	平17. 1. 1	二条の城之内城跡		個人	戸隠豊岡	286
史 跡	平17. 1. 1	戸隠原の大頭庵跡		個人	戸隠豊岡	287
史 跡	平17. 1. 1	円光寺居館跡		円光寺	戸隠栃原	288
史 跡	平17. 1. 1	戸隠尾上の慈徳後の石・一実道士の碑	2基	個人	戸隠豊岡	289
史 跡	平17. 1. 1	戸隠奈良尾弘法遺跡		母袋・奈良尾組成年会	戸隠豊岡	290
史 跡	平17. 1. 1	町石(丁石)		長野市他	戸隠一の鳥居～奥社間	291
史 跡	平17. 1. 1	戸隠荒倉山切り通し		長野市	戸隠栃原	292
史 跡	平17. 1. 1	諸沢橋供養塔	1基	長野市	戸隠豊岡	293
史 跡	平17. 1. 1	一ノ午王橋供養塔	1基	長野市	戸隠	294
史 跡	平22. 1. 1	武富佐古墳	1基	武富佐神社	信州新町竹房	440
史 跡	平22. 1. 1	宮平遺跡		個人	信州新町信級	441
史 跡	平22. 1. 1	柏鉢城跡		虫倉神社	中条御山里	450
史 跡	平22. 1. 1	宮遺跡		長野市	中条	455
名 勝	平17. 1. 1	川谷つつじ山公園		長野市	豊野町川谷	271
名 勝	平17. 1. 1	戸隠荒倉山の船岩		長野市	戸隠栃原	295
名 勝	平17. 1. 1	久米路峽		長野市	信州新町水内	438
名勝・天然記念物	平28. 3. 8 (包括指定)	樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落	1件	樋知大神社保存会	大岡丙	481
天然記念物	昭42.11. 1	岩崎のイチョウ	1本	善法寺	若穂綿内	117
天然記念物	昭42.11. 1	西条のカヤ(八房榎)	1本	個人	松代町西条	119
天然記念物	昭42.11. 1	明徳寺のヒキガエル産卵池		明徳寺	松代町豊栄	121
天然記念物	昭42.11. 1	赤岩のトチ	1本	坪根組	七二会戊	123
天然記念物	昭42.11. 1	吉田のイチョウ	1本	皇足總吉田大御神宮	吉田	124

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
天然 記念物	昭42.11. 1	湯福神社のケヤキ	3本	湯福神社	箱清水	125
天然 記念物	昭42.11. 1	国見のイチイ	1本	国見区	小鍋	126
天然 記念物	昭42.11. 1	塩生のエドヒガン(巡礼桜)	1本	巡礼桜保存 会	塩生甲	127
天然 記念物	昭42.11. 1	皆神山のクロサンショウウオ産卵池		皆神社	松代町豊栄	128
天然 記念物	昭47. 3. 1	皇足徳命神社の大杉	1本	皇足徳命神 社	富田	129
天然 記念物	昭47. 3. 1	稲田のエノキ	1本	稲田区	稲田	130
天然 記念物	昭49. 7.20	余五將軍駒つなぎのイチイ	1本	小野平区	山田中	134
天然 記念物	昭53. 3.25	性乗寺稲荷社のイチイ	1本	性乗寺	七二会丙	148
天然 記念物	昭53. 3.25	矢沢家のヒムロ	1本	個人	松代町松代	149
天然 記念物	昭53. 3.25	葛山落合神社社叢		葛山落合神 社	入山	150
天然 記念物	昭55. 6. 2	富竹のビャクシン	1本	個人	富竹	159
天然 記念物	昭55. 6. 2	サワラとヒヨクヒバのキメラ	1本	個人	篠ノ井山布施	160
天然 記念物	昭56. 8.17	古沢家のイチイ	1本	個人	上ヶ屋	164
天然 記念物	昭58. 3.16	飯綱高原のシラタマノキ群生地		長野市	上ヶ屋	167
天然 記念物	昭60. 2. 9	七二会守田神社の神木	スギ 2本	守田神社	七二会乙	171
天然 記念物	平 3. 2.28	中郷神社の社叢		中郷神社	篠ノ井塩崎	189
天然 記念物	平 6. 1.20	百舌原のシナノキ	1本	百舌原区 十二社	広瀬	195
天然 記念物	平 6. 1.20	百舌原のカスミザクラ	1本	百舌原区 十二社	広瀬	196
天然 記念物	平 9. 4. 1	中村のサルスバリ	1本	個人	桜	204
天然 記念物	平15. 1.14	七二会諏訪神社の大杉	1本	諏訪神社	七二会甲	220

種別	指定等 年月日	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
天 然 記 念 物	平16. 8.18	西澤家のミチノクナシ	1本	個人	入山	230
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	殿屋敷のシダレイチョウ	1本	個人	豊野町石	272
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	泉平伊勢社の大ケヤキ	1本	泉平伊勢社 氏子	豊野町豊野	273
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	荒古のサクラ	1株	個人	豊野町豊野	274
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	堤の大コブシ	1本	個人	豊野町豊野	275
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	観音山麓豊野層褶曲構造		豊野区	豊野町豊野	276
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	戸隠田頭の巖窟観音堂の大杉	1本	巖窟観音堂	戸隠栃原	296
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	戸隠平出の夫婦榎	2本	平出組	戸隠祖山	297
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	戸隠下祖山建代神社のしだれ桜	1本	柵健代神社	戸隠祖山	298
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	大昌寺鎮守の大杉	1本	大昌寺	戸隠栃原	299
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	戸隠中社の三本杉	3本	戸隠神社	戸隠中社	300
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	戸隠横沢の化石群			戸隠祖山	301
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	戸隠猿丸とどの七本松	1本	長野市	戸隠豊岡	302
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	トガクシソウ(トガクシショウマ)			戸隠山一帯	303
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	カワシンジュガイ			戸隠	305
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	峯のヒメコマツ	1本	個人	鬼無里中田	347
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	峠のカツラ	1本	峯区	鬼無里峠	348
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	高橋のしだれザクラ	1本	高橋区	鬼無里高橋	349
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	荒倉山神社のトチ	1本	荒倉山神社	鬼無里上新倉	350
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	加茂神社のスギ	1本	加茂神社	鬼無里東京	351
天 然 記 念 物	平17. 1. 1	南浦のイチイ	1本	西京区	鬼無里南浦	352

種別	指定等 年月日	名称	員数	所有者 又は管理者	所在地	台帳 番号
天記念物	平17. 1. 1	皇大神社のケヤキ	2本	皇大神社	鬼無里押出	353
天記念物	平17. 1. 1	今池湿原のミズバショウと棲息するモリアオガエル、クロサンショウウオ		長野市	鬼無里日影	354
天記念物	平17. 1. 1	奥裾花のブナの原生林		長野市	鬼無里日影	355
天記念物	平17. 1. 1	クルワドウ沢入口サンドパイプ		長野市	鬼無里日影	356
天記念物	平17. 1. 1	ハチノス状風化岩		長野市	鬼無里日影	357
天記念物	平17. 1. 1	千畳敷岩		長野市	鬼無里日影	358
天記念物	平17. 1. 1	漣痕(リップルマーク)		長野市	鬼無里日影	359
天記念物	平17. 1. 1	日影向斜の向斜軸		長野市	鬼無里日影	360
天記念物	平17. 1. 1	罅穴(ポットホール)		長野市	鬼無里日影	361
天記念物	平17. 1. 1	アズメ沢の化石群		長野市	鬼無里	362
天記念物	平17. 1. 1	クルワドウ沢の団塊		長野市	鬼無里日影	363
天記念物	平17. 1. 1	奥裾花のケスタ地形		長野市	鬼無里日影	364
天記念物	平17. 1. 1	一之坂亀甲岩		押一区	鬼無里日影	365
天記念物	平17. 1. 1	加茂神社ねずこ	1本	加茂神社	鬼無里東京	366
天記念物	平17. 1. 1	金刀比羅神社神代桜	1本	金刀比羅神社	鬼無里下新倉	367
天記念物	平17. 1. 1	飯綱神社のイチイ	1本	飯綱神社	鬼無里七ツ室	368
天記念物	平17. 1. 1	天宗寺の合掌桜	2本	天宗寺	大岡乙	382
天記念物	平19. 3.15	芦ノ尻の大ケヤキ	1本	豊葦原神社	大岡丙	416
天記念物	平19. 3.15	芦ノ尻のエノキ	1本	豊葦原神社	大岡丙	417
天記念物	平20. 3.27 (包括指定)	奥裾花自然園の巨木群(トチ・ブナ・ミズナラ・シ ナノキ・ヤチダモ・コハウチワカエデ)	6本	長野市	鬼無里日影	426
天記念物	平22. 1. 1	当信神社社叢	24本	当信神社	信州新町信級	444

種 別	指定等 年月日	名 称	員数	所有者 又は管理者	所 在 地	台帳 番号
天 然 記 念 物	平22. 1. 1	臥雲の三本杉	1 本	臥雲院	中条日下野	449
天 然 記 念 物	平22. 1. 1	石英安山岩(通称カブツラ石)		長野市	中条日高	456

(8) 市選択

ア 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

選択等 年月日	名 称	員数	所有者又は管理者	所 在 地	台帳 番号
(選択) 昭44. 9.10	犀川神社太神楽	1件	犀川神社太々神楽保存会	安茂里	97
(選択) 昭44. 9.10	三十三燈籠	1件	三十三燈籠奉賛会	篠ノ井塩崎	99
(選択) 昭44. 9.10	赤野田神社太神楽	1件	赤野田神社太々神楽保存会	若穂保科	98
(選択) 昭58. 3.16	犬石の虫送り行事		犬石虫送り保存会	篠ノ井有旅犬石区 一円	168
(選択) 平10. 8. 1	瓜割煙火		瓜割煙火保存会	新諏訪	208
(選択) 平10. 8. 1	風間神社太々神楽獅子舞		風間太々神楽保存会	風間	207
(選択) 平14. 2.13	天富貴踊り(日の本)		保科高井穂神社氏子総代会	高井穂神社	216
(選択) 平28. 3. 8	東横田の虫送り行事		東横田の虫送り保存会	篠ノ井横田	480

(9) 市選定

ア 選定保存技術

選択等 年月日	名 称	員数	所有者又は管理者	所 在 地	台帳 番号
(選定) 平14. 2.13	桐原牧神社の藁馬づくり	1 件	桐原牧保存会	桐原	215